

独立行政法人国際協力機構の平成22年度の業務実績に関する

項目別評価シート

(32項目)

独立行政法人国際協力機構の平成２２年度の業務実績に関する

項目別評価シート

小項目 No.	シートの内容	ページ
１	組織運営の機動性向上	１
２	事務手続きの効率化	２５
３	経費の効率化	３３
４	統合効果の発揮	３７
５	効果的な事業の実施	４３
６	外務大臣からの緊急の要請への対応	６９
７	情報公開、広報	７０
８	環境社会配慮	７８
９	男女共同参画	８６
１０	事業評価	９０
１１	技術協力	９７
１２	有償資金協力	１０８
１３	無償資金協力	１１６
１４	ボランティア事業	１２１
１５	ＮＧＯ等との連携、国民参加支援	１３２
１６	開発教育支援	１４２
１７	海外移住	１４７
１８	災害援助等協力	１５１
１９	人材養成確保	１５６
２０	調査及び研究	１６０
２１	受託業務	１６５
２２	予算、収支計画、資金計画（本項において有償資金協力勘定を除く。）	１６６
２３	短期借入金の限度額	１７３
２４	不要財産の譲渡等の計画	１７４
２５	重要な財産の譲渡等の計画	１７６
２６	剰余金の使途（本項において有償資金協力勘定を除く。）	１７７
２７	施設・設備に関する計画	１７８
２８	人事に関する計画	１７９
２９	積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い	１８４
３０	中期目標期間を超える債務負担	１８６
３１	監査の充実	１８７
３２	各年度の業績評価	１９２

小項目 No.1 組織運営の機動性向上

大項目	1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(1) 組織運営における機動性の向上
小項目	開発途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよう、引き続き在外事務所の体制・機能強化を進め、国内から在外への人員配置等の在外強化の取組を一層促進する。また、在外公館や内外で活動するNGO、その他の援助関係者や民間セクターとも連携を図り、開発途上地域のニーズを的確に把握する。 また、統合効果を最大限に発揮する観点から、従来以上に円滑な業務の実施が可能となるような体制の定着を図る。 併せて、政策上の要請に的確かつ機動的に対応すべく、予算の執行管理機能の一層の強化を図る。 さらに、限られた資源で最大の効果を発揮させる観点から、海外拠点について国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化等のため必要な見直し、また、国内拠点について設置目的と果たすべき機能や利用状況等を第三者の参加を得て検証し、その検証に基づき必要な見直しを行う。具体的には、 ●現地ODAタスクフォース等、現地における政府開発援助（以下「ODA」という。）実施のための連携体制に積極的に参加する。 ●人員の在外への配置や現地職員の活用等により適正な人員体制の整備を進めるとともに、事業実施において在外主導體制の定着を図る。 ●部局間の連携を強化するとともに、業務運営に係る決裁プロセスを合理化し業務効率の促進を図る。 ●既存の各システムを有効活用して予算執行の予測性を高め、予算の執行管理・調整機能の一層の強化を図る。 ●EUへ加盟した、あるいはOECD開発援助委員会の援助受取国リストから外れたいわゆるODA卒業国に設置されている海外拠点については、実施中の事業終了のタイミングや外交的配慮も念頭に置きつつ原則廃止する。それ以外の海外拠点についても、開発途上国の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。 ●国内拠点について、各国内機関の設置目的と果たすべき機能、役割、稼働率等の利用状況、費用対効果等を第三者の参加を得て検証し、その検証結果に基づき配置の適正化のための必要な見直しを行う。
業務実績	平成22年度は、統合後の定期モニタリングの結果等を踏まえて、組織運営及び業務遂行上取り組むべき事項をとりまとめるとともに、組織横断的な中期的課題に対する取組について、組織的な検討に着手した。 現場の機能強化としては、在外の現場の最前線への人事配置を一層促進すべく検討を行うとともに、現地職員の活用促進に向けた執務資料の英文化や研修等の実施を行った。また海外拠点の事務の合理化を図るべく、代替可能な経理業務の本部への移管を一層進めることとした。 海外拠点についてはサウジアラビア事務所を廃止するとともに、海外拠点の配置適正化や体制の包括的な見直しについて、今後の協力の方向性や事業規模等を踏まえ検討を行っ

ている。国内拠点については、２２年度の利用者数は増加した。地域と国際協力をつなぐ役割を強化し、国民の理解と支持を促進するとともに国際協力の裾野も拡大すべく、国内事業及び国内拠点のあり方について検討を行った。

予算執行管理体制については、より適切かつ効率的に行なうための仕組・体制についての検討を行った。

なお、２３年３月１１日に発生した東日本大震災に対応するため、地震発生当日に理事長を本部長とする安全対策本部を設置し、迅速に機構関係者の安否や被災地域にある国内拠点の状況等を把握の上、対応を行った。また、国内拠点を活用した被災地支援を展開した。

１．組織体制等の定着に向けた取組

（１）統合後の部局間の連携強化（指標：部局間の連携強化に向けた取組、決裁プロセスの合理化に向けた取組）

統合後の組織を一体的かつ効率的に運営・管理する観点から、組織体制及び業務の流れの定着を図ることを目的とし、２１年度に引続き統合後（１年半）の定期モニタリングを実施した。また、統合モニタリングで確認された課題に加え、内外の環境を踏まえ、組織運営及び業務遂行上取り組むべき事項を網羅的にとりまとめ、そのうち優先的に対応すべき課題について、役員のリーダーシップの下、組織全体の業務サイクルとして取り組む体制を整備するとともに、経営戦略機能の強化として、業務の選択と集中、新規事業開発等の事業企画とそれを実現するために必要な組織のあり方等を組織横断的に検討することを目的としたタスクフォースを設置した。また、ＡＳＥＡＮ、成長戦略の横断機能を強化する観点から、東南アジア第一・大洋州部と東南アジア第二部を東南アジア部に統合する等組織のスリム化を進めた。また、国別・地域別アプローチ及び協力プログラムの戦略性の一層の強化を進めるとともに、これらの方向性を踏まえた予算や人員等の効果的な資源の配分、海外拠点の配置及び体制の見直しの検討を行った。

決裁プロセスの合理化に向けた取組については、迅速な意思決定の確保、責任・権限の明確化等の観点から、こうした一連の組織改編を踏まえ、決裁プロセスや合議先等の見直しを行った。

なお、東日本大震災への対応として、地震発生当日に理事長を本部長とする安全対策本部を設置し、機構関係者の安否確認を速やかに行うとともに、被災地域にある国内拠点の状況等を把握の上、迅速に対応を行った。また、同安全対策本部の下、宮城県の東北支部、福島県の二本松青年海外協力隊訓練所を活用した被災者支援を円滑に実施した（東日本大震災の対応に関する詳細については、関連する小項目に記載）。

２．現場（海外拠点）の機能強化

（１）在外主導體制の定着（指標：在外主導體制の定着状況）

２２年度は、国別・地域別アプローチを一層強化するために、在外事務所長会議を地域ごとに開催し、地域の状況やニーズを踏まえた支援戦略の検討や、国ごとの開発ニーズの分析力の強化等について議論を行い、その結果を基に、国別の開発課題や協力アプローチに関する分析を行う国別分析ペーパー「JICA Analytical Work」の策定及び協力プログラムの戦略性の一層の強化に取り組むこととした（詳細は小項目No. ４「統合効果の発揮」参照）。

なお、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による勧告の方向性（１８年１１月）

で指摘されている国内から在外への人員配置等の在外強化の取組については、在外の現場の最前線で在外強化に資するよう効果的な人員配置を23年度から一層促進すべく、見直しを行った。

また、在外強化は人員シフトだけではなく、海外拠点の円滑に効果の高い業務を行うための機能強化や本部からの支援体制強化を通じて実施してきている。22年度は、現地職員の活用促進に向け、執務資料の英文化を一層進めるとともに、現地職員の職務遂行能力向上のため、戦略的な研修や各海外拠点の優良事例の共有等を行った。さらに、海外拠点の事務の合理化を図るべく、代替可能な経理業務の本部への移管について11海外拠点で試行した結果、一元的管理による質の向上と総合的な業務量の軽減につながることを確認されたため、23年度は35拠点に拡大することとした。

（２）現地におけるODA実施のための連携（指標：現地ODAタスクフォースへの参加実績）

現地ODAタスクフォースは、15年度の設置以降、日本側関係者間の協議及び相手国政府との協議が定期的に実施されており、各国にて既に定着している。

22年度は、「ODA中期政策」に掲げられた現地ODAタスクフォース機能のうち、「援助政策の立案・検討」、「援助対象候補案件の形成・選定」、「被援助国における我が国関係者との連携強化」を中心に活動が行われており、例えば、アジア、中南米及びアフリカ地域を中心に45カ国において企業やNGO等の民間関係者を交えた議論が行われた。いくつかの国においては、「エネルギー」や「科学技術」等のテーマ別の議論も行われており、これまでの情報共有の場にとどまらず当該国の状況・関心を踏まえた議論がなされてきている。

21年度に本格導入された「事業展開計画（ローリングプラン）」の作成について、本部とともに、現地ODAタスクフォースにおいても積極的に参画し、先方政府との政策協議、他ドナーとの協議やセクター会合での議論を行った。

現地ODAタスクフォースにおいて、機構は、開発に関する専門的な知見に基づき、開発ニーズの分析等において中心的な役割を担うとともに、現場からの情報、事業運営等に係る教訓を援助方針及び計画の策定に関する議論に反映させた。また、援助方針及び計画に基づく事業展開計画の策定、案件形成及び要望調査を中心となっており、現地ODAタスクフォースの活動を積極的に進めた。さらに、現地ODAタスクフォースの強化のために外務省が開催する遠隔セミナー（機構のテレビ会議システムを活用）において、援助協調、気候変動、官民連携といったテーマに対して機構職員等も積極的に参加し、また、研修講師としても参画した。

3. 海外・国内拠点の配置適正化

（１）海外拠点の配置適正化に向けた取組（指標：海外拠点の配置状況）

ODA卒業国に該当するサウジアラビアについて、23年3月に事務所を廃止した（「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」における「ODA卒業国となる国の海外事務所の廃止」に該当）。また、海外拠点については、今後もミレニアム開発目標（MDGs）や第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）等の国際公約の達成や平和構築・復興支援、新規独立国支援等の対応のための体制拡充・強化のニーズ及び各国への今後の協力の方向性や事業規模等を踏まえ、各拠点の整理・統合、配置適正化に向けた見直しを行っていくとともに、体制の包括的な見直しについて検討を進めていく。

また、同一都市にあり、連携効果が見込まれる拠点の他機関との共有化の可能性について

ては、情報セキュリティ管理の必要性等にも配慮しつつ、関係省庁・機関との情報共有や検討に協力している。

（２）国内拠点の配置適正化に向けた取組（指標：国内拠点の配置状況）

行政刷新会議による事業仕分け、外務省による「ODAのあり方に関する検討最終とりまとめ」、NGO関係者を含む有識者による国内機関の第三者検証等を踏まえ、国内事業の一層の効率的な実施を進め、かつ開発効果を高めるだけでなく、地域と国際協力をつなぐ役割を強化し、国民の理解と支持を促進するとともに国際協力の裾野も拡大すべく、国内事業及び国内拠点のあり方について検討を行った。７月に開催した国内機関長会議において、海外で行われている事業と一体となったプログラム・アプローチの強化、NGO／NPO・民間企業・大学・地方自治体との連携強化、戦略的な人材育成のための国・地域単位での研修事業の見直し、課題部・地域部と一体となった分野ごとの研修事業の検討体制の強化等の方向性を打ち出し、具体的な検討に着手している。また、当面の課題として、研修員受入事業における委託契約業務の直営化に伴う見直し、開発途上国における人材育成に関する事業の基本的な考え方の整理、ボランティア募集体制見直し、開発教育支援の方針等の検討を進めていくことが合意された。

このような検討とともに、２２年４月、１１月の行政刷新会議による事業仕分け結果及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」も踏まえ、施設運営・研修実施に係るコスト削減を図るべく、建物管理経費の削減・効率化、高級研修員の廃止、準高級研修員生活費の削減、課題別研修コースの多人数化によるコース数の削減、研修事業の協力プログラム化、学位取得を目的とする長期研修のとりやめ、日本語研修等による期間の短縮及び研修員生活費の削減等の施策を行っている。上記に加え、国内拠点の見直しとして、広尾センター（地球ひろば）の機能及び関西における大阪及び兵庫国際センターの統合について、それぞれ具体的な検討・準備を行っている。

２２年度は、国内拠点の第三者検証結果も踏まえ、各センターで地域の国際協力との結節点としてセミナー、イベント、出前講座等を通じ、地域の大学、NGO、自治体、民間企業等との関係団体の協働の場の形成や市民参加協力の拡大に努めるとともに、施設の有効活用を図るべく、２１年度に引続き受入時期の平準化や、宿泊手配の本部での一元管理を推進した結果、２２年度の入館率（全体）は、６５．６％（２１年度実績６８．３％）となった。また、利用者数（全体）は、５７１，５０６人（２１年度実績５３３，５８５人）であった。具体的な事例は以下の通り。

【国内拠点による地域と国際協力をつなぐ役割の取組事例】

●民間企業との連携

中部国際センター、米国大使館、米国国際援助庁主催、中部経済連合会及び名古屋商工会議所共催により「ODA事業紹介セミナー」が開催され、民間企業等１００名を超える参加があった。「BOPビジネス連携促進調査」や「PPPインフラ事業調査」の受注企業も講演し、自社の企業努力を紹介。中部国際センターが中部地域における国際協力の総合窓口・活動拠点であることの認識を広めた。（中部国際センター）

●教育委員会との連携

兵庫国際センターと神戸市教育委員会は、同市における開発途上国への国際協力に携わる人材育成や国際化推進を目的に連携協定を締結している。協定に基づき、青年海外

協力隊経験者や機構職員を学校現場に派遣し、開発途上国が抱えている課題について教員や児童・生徒に考える機会を提供することで、神戸市教育委員会が推進する「児童・生徒の国際性の涵養」や「国際教育・多文化共生教育」を支援するとともに、神戸市が有する教育分野のノウハウを活かし研修員受入事業等の機構の事業を実施している。（兵庫国際センター）

●自治体や民間企業との連携

宮古島市や沖縄県企業局は、沖縄国際センターが実施する大洋州諸国を対象とした島嶼地域の水資源管理に関する研修事業に参画。その経験を通じて、県下の民間企業の水ビジネス参入を検討するべく、沖縄県経営者協会とともに「水ビジネス研究会」を立ち上げ、国際協力を通じた県の民間企業の海外展開を促進している。（沖縄国際センター）

なお、東日本大震災により、仙台市に所在する東北支部が数日間機能停止する被害もあった一方で、国内拠点を活用し、以下の被災地支援活動を行った。

- ・震災当日に研究所、広尾センター（地球ひろば）、東京国際センターを帰宅困難者向けに開放。
- ・青年海外協力隊二本松訓練所にて避難者・被災者の受入（最大４５０名超）、体育館を被災地物資支援用倉庫として活用。
- ・二本松青年海外協力隊訓練所にて退避住民の生活支援のために職員及び一時退避中の青年海外協力隊員が活動（看護師、幼児教育等）。
- ・東京国際センターにて人工透析が必要な福島県の患者１００名を受入
- ・東京国際センターにて国連災害評価調整（UNDAC）チーム、国連人道問題調整部（UNOCHA）のスタッフの受入れ、調査活動にも協力。
- ・広尾センター（地球ひろば）、東京国際センター等の国内拠点の会議室を、被災者支援を行っているNGO／NPO等の団体に貸出。
- ・東北支部にて会議室をジャパンプラットフォーム（JPF）及び国際協力NGOセンターの仙台における活動拠点として提供、調整活動にも協力。
- ・全国際センターから自治体経由で備蓄物資提供（食糧、毛布等）。
- ・大阪国際センターにて被災地から避難した外国人留学生約６０名を一時受入。また、大阪消防署の被災地での活動支援のためバスを貸与。
- ・東北支部の支援の下、一時退避中の青年海外協力隊員及び職員派遣を通じ宮城県東松島市避難所運営。また、岩手県遠野市を拠点とし陸前高田町、大槌町等における避難・被災者支援活動を行うとともに、震災支援ネットワーク「遠野まごころネット」の運営支援及び輸送バスの提供。

4. 予算の執行管理機能の強化（指標：予算執行管理機能の強化状況）

政策上の要請に的確かつ機動的に対応するため、引続き、機構における予算の情報管理を推進するとともに外務省との情報共有を図った。

具体的には、①業務経費の執行状況、②技術協力プロジェクト、開発計画調査型技術協力、課題別研修、協力準備調査の計画（新規・継続案件）及び着手済件数について、企画部が一元的にとりまとめて組織内で周知するとともに外務省と共有し、その後の予算執行に向けた意見交換を行った。

また、政策的な重要性を踏まえ機動的に予算を活用した協力として、ハイチ復興支援緊

	急プロジェクトの実施やチリ地震・津波対応能力向上に資する専門家派遣及び研修を行い、日本の経験・知見を活かした時宜を得た災害支援を両国に対して実施した。また、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」として補正予算（37.4億円）の交付を受け、迅速に案件実施に関する計画・実施を行った（詳細はNo. 5 効果的な事業の実施に記述）。 さらに、22年度は組織内の予算執行管理をより適切かつ効率的に行うための仕組・体制についての検討を行った。具体的には、①予算を調整する部署による柔軟な予算管理が可能となるよう、予算科目体系の見直し（細分化された予算科目を大括り化）、②予算調整を行う部署を集約化し、事業形態や地域をまたいで最適な調整を行う体制の構築、③事業・予算管理を本部、国内、海外拠点で効率的に行えるよう、事業管理支援システムの改善・改修に着手した。23年度において、上記検討結果に沿った予算執行管理を行っていく予定である。	
評価方法	独立行政法人からの検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・部局間の連携強化に向けた取組 ・決裁プロセスの合理化に向けた取組 ・現地ODAタスクフォースへの参加実績 ・在外主導體制の定着状況 ・海外拠点の配置状況 ・国内拠点の配置状況 ・予算執行管理機能の強化状況	
評価	評定 ハ	（評定の決定理由及び指摘事項等） 平成22年度は、統合後の定期モニタリングの結果等を踏まえて、組織運営及び業務遂行上取り組むべき事項をとりまとめるとともに、組織横断的な中期的課題に対する取組について、検討に着手した。 現場の機能強化としては、在外職員数は、旧国際協力銀行（海外経済協力業務）と統合した20年度にカウント方法を見直したが、同一の定義とすると、中期目標期間中に増加していることを確認した。その他、現地職員の活用促進に向けた執務資料の英文化や研修等の実施、海外拠点の事務の合理化を図るべく、本部への代替可能な経理業務の移管を行うとともに、在外の現場の最前線への人事配置を一層促進すべく検討を行う等の取組を確認した。このように、開発途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよう、海外拠点の体制・機能強化に向けた取組を着実に実施した。 海外拠点についてはサウジアラビア事務所を廃止するとともに、海外拠点の配置適正化や体制の包括的な見直しについて、今後の協力の方向性や事業規模等を踏まえ検討を行っている。国内拠点については、22年度の利用者数は増加した。地域と国際協力をつなぐ役割を強化し、国民の理解と支持を促進するとともに国際協力の裾野も拡大すべく、国内事業及び国内拠点のあり方について検討を行った。また、国内拠点の第三者検証結果も踏まえ、各センターで地域の国際協力との結節点としてセミナー、イベント、出前講座等を通じ、地域の大学、NGO、自治体、民間企業等との関係団体の協働の場の形成や市民参加協力の拡大に努めた。

	予算執行管理体制について、より適切かつ効率的に行なうための仕組・体制についての検討を行った。 なお、23年3月11日に発生した東日本大震災においては、地震発生当日に理事長を本部長とする安全対策本部を設置し、迅速に機構関係者の安否や被災地域にある国内拠点の状況等を把握の上、対応を行った。また、国内拠点を活用した被災地支援を展開した。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。 なお、在外強化のため、海外拠点の権限・機能強化の検討及び現地の実情に応じた現地職員の一層の活用が望まれる。また、海外拠点の経理業務のうち本部で代替可能な業務の本部移管について、できる限り広範囲の移管を期待する。海外拠点の配置適正化については、卒業移行国向け支援の必要性や開発協力の今後の方向性、我が国他機関との連携状況等にも鑑み、中長期的な視点での判断が求められる。国内拠点の配置適正化について、入館率が低めの国内拠点については、運営方法の見直し及び業務改善の取組を行うとともに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえた広尾センターの機能移転、大阪及び兵庫国際センターの統合等については、それぞれの拠点がこれまで果たしてきた役割や実績も考慮し、検討をさらに進めることを期待する。
--	--

名称：札幌国際センター

所掌地域：北海道（道東除く）

事業区分	事業実績		経費実績	
研修員受入事業＊	国別研修 86 人		研修員受入事業に係る経費	1, 029, 410 千円
	課題別研修 301 人			
	長期研修 15 人			
	青年研修 131 人			
	有償勘定研修 57 人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型 0 件	国民参加協力事業に係る経費	67, 686 千円
		支援型 2 件		
		地域提案型 1 件		
		緊急経済危機対応－包括型 0 件		
		緊急経済危機対応－フォローアップ型 0 件		
	市民参加型協力支援	出前講座 155 件		
		施設訪問 43 件		
		開発教育指導者研修 160 人		
		教師海外研修 7 人		
		市民参加協力 25 件		
		共催事業 26 件		
	日系研修 12 人			
	ボランティア派遣前研修 0 人			
	ボランティア募集説明会参加者数 985 人			
	在外スタディツアー＊ ＊ 8 件			
	利用者数 10, 741 人			

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成23年5月末現在）

** 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費		153,321 千円
		うち人件費*	115,443 千円
	職員数		10 人
	入館率**		66.8% (68.4%) ***

* 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成22年度末の各機関人数で割り戻して計算。

** 入館率はGW、年末年始を除く

*** () 内は21年度実績

名称：帯広国際センター

所掌地域：北海道（道東のみ）

事業区分	事業実績		経費実績	
研修員受入事業＊	国別研修 22 人		研修員受入事業に係る経費	736, 296 千円
	課題別研修 153 人			
	長期研修 9 人			
	青年研修 53 人			
	有償勘定研修 22 人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型 1 件	国民参加協力事業に係る経費	48, 770 千円
		支援型 0 件		
		地域提案型 1 件		
		緊急経済危機対応ー包括型 0 件		
		緊急経済危機対応ーフォローアップ型 0 件		
	市民参加型協力支援	出前講座 51 件		
		施設訪問 14 件		
		開発教育指導者研修 82 人		
		教師海外研修 4 人		
		市民参加協力 3 件		
		共催事業 8 件		
	日系研修 1 人			
	ボランティア派遣前研修 0 人			
	ボランティア募集説明会参加者数 160 人			
	在外スタディツアー＊ ＊ 0 件			
	利用者数 6, 302 人			

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成23年5月末現在）

** 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費		86,841 千円
	うち人件費*		69,266 千円
	職員数		6 人
	入館率**		74.5% (80.3%) ***

* 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成22年度末の各機関人数で割り戻して計算。

** 入館率はGW、年末年始を除く

*** () 内は21年度実績

名称：筑波国際センター

所掌地域：茨城県（草の根技術協力及び日系研修を除く）

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業＊	国別研修216 人		研修員受入事業に係る経費	1,940,827 千円	
	課題別研修528 人				
	長期研修13 人				
	青年研修12 人				
	有償勘定研修42 人				
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	0 件	国民参加協力事業に係る経費	117,241 千円
		支援型	0 件		
		地域提案型	0 件		
		緊急経済危機対応－包括型	0 件		
		緊急経済危機対応－フォローアップ型	0 件		
	市民参加型協力支援	出前講座	48 件		
		施設訪問	19 件		
		開発教育指導者研修	13 人		
		教師海外研修	0 人		
		市民参加協力	31 件		
		共催事業	0 件		
	日系研修		0 人		
	ボランティア派遣前研修		0 人		
	ボランティア募集説明会参加者数		361 人		
	在外スタディツアー＊＊		0 件		
	利用者数		8,353 人		

＊ 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成23年5月末現在）

＊ ＊ 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費		570,288 千円
	うち人件費＊		233,542 千円
	職員数		21 人
	入館率＊ ＊		68.3%（72.2%）＊ ＊ ＊
	一泊当たりの滞在コスト		2,697 円

＊ 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成22年度末の各機関人数で割り戻して計算。

＊ ＊ 入館率はGW、年末年始を除く

＊ ＊ ＊ （ ）内は21年度実績

名称：東京国際センター

所掌地域：栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、山梨県（研修員受入事業のみ）

事業区分	事業実績		経費実績	
研修員受入事業＊	国別研修1,968 人		研修員受入事業に係る経費	4,453,963 千円
	課題別研修1,369 人			
	長期研修131 人			
	青年研修331 人			
	有償勘定研修565 人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型0 件	国民参加協力事業に係る経費	0 千円
		支援型0 件		
		地域提案型0 件		
		緊急経済危機対応－包括型0 件		
		緊急経済危機対応－フォローアップ型0 件		
	市民参加型協力支援	出前講座2 件		
		施設訪問2 件		
		開発教育指導者研修0 人		
		教師海外研修0 人		
		市民参加協力0 件		
		共催事業0 件		
	日系研修0 人			
	ボランティア派遣前研修36 人			
	ボランティア募集説明会参加者数0 人			
	在外スタディツアー＊ ＊0 件			
	利用者数39,495 人			

＊ 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成23年5月末現在）

＊＊ 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費		802,127 千円
	うち人件費＊		336,088 千円
	職員数		32 人
	入館率＊＊		72.6%（73.8%）***
	一泊当たりの滞在コスト		2,469 円

＊ 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成22年度末の各機関人数で割り戻して計算。

＊＊ 入館率はGW、年末年始を除く

***（ ）内は21年度実績

名称：横浜国際センター

所掌地域：神奈川県（全事業）、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び山梨県（日系研修）

事業区分	事業実績		経費実績	
研修員受入事業＊	国別研修	275 人	研修員受入事業に係る経費	1,055,476 千円
	課題別研修	249 人		
	長期研修	14 人		
	青年研修	13 人		
	有償勘定研修	143 人		
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	国民参加協力事業に係る経費	362,284 千円
		支援型		
		地域提案型		
		緊急経済危機対応－包括型		
		緊急経済危機対応－フォローアップ型		
	市民参加型協力支援	出前講座		
		施設訪問		
		開発教育指導者研修		
		教師海外研修		
		市民参加協力		
		共催事業		
		日系研修		
		ボランティア派遣前訓練		
		ボランティア募集説明会参加者数		
		在外スタディツアー＊ ＊		
		利用者数		

＊ 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成23年5月末現在）

＊ ＊ 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費		431,586 千円
		うち人件費＊	166,498 千円
	職員数		15 人
	入館率＊ ＊		68.6%（75.2%）＊ ＊ ＊
	一泊当たりの滞在コスト		3,323 円

＊ 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成22年度末の各機関人数で割り戻して計算。

＊ ＊ 入館率はGW、年末年始を除く

＊ ＊ ＊ （ ） 内は21年度実績

名称：中部国際センター

所掌地域：岐阜県、愛知県、三重県、静岡県

事業区分	事業実績		経費実績	
研修員受入事業＊	国別研修122 人		研修員受入事業に係る経費	1,166,802 千円
	課題別研修249 人			
	長期研修42 人			
	青年研修64 人			
	有償勘定研修73 人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型5 件	国民参加協力事業に係る経費	232,699 千円
		支援型4 件		
		地域提案型5 件		
		緊急経済危機対応ー包括型1 件		
		緊急経済危機対応ーフォローアップ型0 件		
	市民参加型協力支援	出前講座162 件		
		施設訪問131 件		
		開発教育指導者研修1,655 人		
		教師海外研修15 人		
		市民参加協力25 件		
		共催事業71 件		
	日系研修0 人			
	ボランティア派遣前研修0 人			
	ボランティア募集説明会参加者数1,867 人			
	在外スタディツアー＊ ＊17 件			
	利用者数67,006 人			

＊ 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成23年5月末現在）

＊ ＊ 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費		312,301 千円
	うち人件費＊		122,543 千円
	職員数		11 人
	入館率＊ ＊		59.2%（63.1%）＊ ＊ ＊
	一泊当たりの滞在コスト＊ ＊ ＊ ＊		6,376 円

＊ 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成22年度末の各機関人数で割り戻して計算。

＊ ＊ 入館率はGW、年末年始を除く

＊ ＊ ＊ （ ）内は21年度実績

＊ ＊ ＊ ＊ 21年度の一泊当たりの滞在コストは正しくは6,371円となりますので訂正いたします。

名称：大阪国際センター

所掌地域：滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県

事業区分	事業実績		経費実績	
研修員受入事業＊	国別研修255 人		研修員受入事業に係る経費	1,749,344 千円
	課題別研修518 人			
	長期研修33 人			
	青年研修92 人			
	有償勘定研修127 人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型7 件	国民参加協力事業に係る経費	256,835 千円
		支援型2 件		
		地域提案型5 件		
		緊急経済危機対応ー包括型2 件		
		緊急経済危機対応ーフォローアップ型1 件		
	市民参加型協力支援	出前講座222 件		
		施設訪問87 件		
		開発教育指導者研修828 人		
		教師海外研修8 人		
		市民参加協力68 件		
		共催事業22 件		
	日系研修8 人			
	ボランティア派遣前研修48 人			
	ボランティア募集説明会参加者数2,948 人			
	在外スタディツアー＊＊17 件			
	利用者数35,272 人			

＊ 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成23年5月末現在）

＊ ＊ 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費		460,483 千円
	うち人件費＊		164,711 千円
	職員数		16 人
	入館率＊ ＊		66.9%（68.0%）＊ ＊ ＊
	一泊当たりの滞在コスト		2,307 円

＊ 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成22年度末の各機関人数で割り戻して計算。

＊ ＊ 入館率はGW、年末年始を除く

＊ ＊ ＊ （ ）内は21年度実績

名称：兵庫国際センター

所掌地域：兵庫県

事業区分	事業実績		経費実績	
研修員受入事業＊	国別研修198 人		研修員受入事業に係る経費	927,783 千円
	課題別研修288 人			
	長期研修2 人			
	青年研修115 人			
	有償勘定研修52 人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型0 件	国民参加協力事業に係る経費	70,761 千円
		支援型0 件		
		地域提案型3 件		
		緊急経済危機対応ー包括型0 件		
		緊急経済危機対応ーフォローアップ型0 件		
	市民参加型協力支援	出前講座123 件		
		施設訪問75 件		
		開発教育指導者研修595 人		
		教師海外研修8 人		
		市民参加協力15 件		
		共催事業15 件		
	日系研修1 人			
	ボランティア派遣前研修0 人			
	ボランティア募集説明会参加者数650 人			
	在外スタディツアー＊ ＊7 件			
	利用者数60,311 人			

＊ 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成23年5月末現在）

＊ ＊ 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	291,137 千円
	うち人件費＊	85,689 千円
	職員数	8 人
	入館率＊ ＊	66.6%（68.0%）＊ ＊ ＊
	一泊当たりの滞在コスト	4,291 円

＊ 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成22年度末の各機関人数で割り戻して計算。

＊ ＊ 入館率はGW、年末年始を除く

＊ ＊ ＊ （ ）内は21年度実績

名称：中国国際センター

所掌地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

事業区分	事業実績		経費実績	
研修員受入事業＊	国別研修 61 人		研修員受入事業に係る経費	661,162 千円
	課題別研修 148 人			
	長期研修 21 人			
	青年研修 95 人			
	有償勘定研修 22 人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型 3 件	国民参加協力事業に係る経費	179,495 千円
		支援型 2 件		
		地域提案型 4 件		
		緊急経済危機対応ー包括型 1 件		
		緊急経済危機対応ーフォローアップ型 0 件		
	市民参加型協力支援	出前講座 194 件		
		施設訪問 42 件		
		開発教育指導者研修 512 人		
		教師海外研修 8 人		
		市民参加協力 3 件		
		共催事業 14 件		
	日系研修 4 人			
	ボランティア派遣前研修 0 人			
	ボランティア募集説明会参加者数 1,016 人			
	在外スタディツアー＊ ＊ 5 件			
	利用者数 14,395 人			

＊ 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成23年5月末現在）

＊ ＊ 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費		152,586 千円
	うち人件費＊		115,443 千円
	職員数		10 人
	入館率＊ ＊		69.6%（69.8%）＊ ＊ ＊

＊ 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成22年度末の各機関人数で割り戻して計算。

＊ ＊ 入館率はGW、年末年始を除く

＊ ＊ ＊ （ ）内は21年度実績

名称：九州国際センター

所掌地域：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

事業区分	事業実績		経費実績	
研修員受入事業＊	国別研修241 人		研修員受入事業に係る経費	1, 660, 465 千円
	課題別研修461 人			
	長期研修41 人			
	青年研修148 人			
	有償勘定研修84 人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型9 件	国民参加協力事業に係る経費	263, 899 千円
		支援型3 件		
		地域提案型13 件		
		緊急経済危機対応－包括型1 件		
		緊急経済危機対応－フォローアップ型0 件		
	市民参加型協力支援	出前講座217 件		
		施設訪問42 件		
		開発教育指導者研修48 人		
		教師海外研修6 人		
		市民参加協力102 件		
		共催事業11 件		
	日系研修7 人			
	ボランティア派遣前研修0 人			
	ボランティア募集説明会参加者数1, 832 人			
	在外スタディツアー＊ ＊7 件			
	利用者数7, 490 人			

＊ 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成23年5月末現在）

＊ ＊ 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	387,951 千円
	うち人件費＊	152,732 千円
	職員数	14 人
	入館率＊ ＊	51.2% (57.9%) ＊ ＊ ＊
	一泊当たりの滞在コスト	3,795 円

＊ 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成22年度末の各機関人数で割り戻して計算。

＊ ＊ 入館率はGW、年末年始を除く

＊ ＊ ＊ （ ） 内は21年度実績

名称：沖縄国際センター

所掌地域：沖縄県

事業区分	事業実績		経費実績	
研修員受入事業＊	国別研修 58 人		研修員受入事業に係る経費	1,647,971 千円
	課題別研修 264 人			
	長期研修 12 人			
	青年研修 99 人			
	有償勘定研修 80 人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型 0 件	国民参加協力事業に係る経費	81,286 千円
		支援型 1 件		
		地域提案型 5 件		
		緊急経済危機対応－包括型 0 件		
		緊急経済危機対応－フォローアップ型 0 件		
	市民参加型協力支援	出前講座 62 件		
		施設訪問 52 件		
		開発教育指導者研修 639 人		
		教師海外研修 8 人		
		市民参加協力 56 件		
		共催事業 88 件		
	日系研修 0 人			
	ボランティア派遣前研修 0 人			
	ボランティア募集説明会参加者数 421 人			
	在外スタディツアー＊ ＊ 0 件			
	利用者数 16,403 人			

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成23年5月末現在）

** 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費		350,021 千円
	うち人件費*		106,555 千円
	職員数		10 人
	入館率**		62.7% (62.5%) ***
	一泊当たりの滞在コスト		2,283 円

* 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成22年度末の各機関人数で割り戻して計算。

** 入館率はGW、年末年始を除く

*** () 内は21年度実績

名称：東北支部

所掌地域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県（全事業）、福島県（研修員受入事業及び日系研修のみ）

事業区分	事業実績		経費実績	
研修員受入事業＊	国別研修 62 人		研修員受入事業に係る経費	489,479 千円
	課題別研修 96 人			
	長期研修 9 人			
	青年研修 98 人			
	有償勘定研修 5 人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型 1 件	国民参加協力事業に係る経費	131,071 千円
		支援型 1 件		
		地域提案型 8 件		
		緊急経済危機対応－包括型 1 件		
		緊急経済危機対応－フォローアップ型 0 件		
	市民参加型協力支援	出前講座 98 件		
		施設訪問 8 件		
		開発教育指導者研修 598 人		
		教師海外研修 15 人		
		市民参加協力 19 件		
		共催事業 32 件		
	日系研修 0 人			
	ボランティア派遣前研修 0 人			
	ボランティア募集説明会参加者数 720 人			
	在外スタディツアー＊ ＊ 9 件			
	利用者数 878 人			

＊ 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成23年5月末現在）

＊ ＊ 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	109,225 千円
	うち人件費＊	69,266 千円
	職員数	6 人

＊ 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成22年度末の各機関人数で割り戻して計算。

名称：北陸支部

所掌地域：富山県、石川県、福井県

事業区分	事業実績		経費実績	
研修員受入事業＊	国別研修 76 人		研修員受入事業に係る経費	199,814 千円
	課題別研修 22 人			
	長期研修 2 人			
	青年研修 128 人			
	有償勘定研修 2 人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型 0 件	国民参加協力事業に係る経費	82,037 千円
		支援型 1 件		
		地域提案型 2 件		
		緊急経済危機対応ー包括型 1 件		
		緊急経済危機対応ーフォローアップ型 0 件		
	市民参加型協力支援	出前講座 94 件		
		施設訪問 0 件		
		開発教育指導者研修 333 人		
		教師海外研修 6 人		
		市民参加協力 7 件		
		共催事業 8 件		
	日系研修 4 人			
	ボランティア派遣前研修 0 人			
	ボランティア募集説明会参加者数 421 人			
	在外スタディツアー＊ ＊ 0 件			
	利用者数 143 人			

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成23年5月末現在）

** 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費		82,976 千円
	うち人件費*		57,721 千円
	職員数		5 人

* 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成22年度末の各機関人数で割り戻して計算。

名称：四国支部

所掌地域：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業＊	国別研修		研修員受入事業に係る経費	279,737 千円	
	課題別研修				
	長期研修				
	青年研修				
	有償勘定研修				
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	3 件	国民参加協力事業に係る経費	75,085 千円
		支援型	1 件		
		地域提案型	4 件		
		緊急経済危機対応－包括型	0 件		
		緊急経済危機対応－フォローアップ型	0 件		
	市民参加型協力支援	出前講座	94 件		
		施設訪問	0 件		
		開発教育指導者研修	709 人		
		教師海外研修	8 人		
		市民参加協力	10 件		
		共催事業	24 件		
	日系研修		1 人		
	ボランティア派遣前研修		0 人		
	ボランティア募集説明会参加者数		507 人		
	在外スタディツアー＊ ＊		4 件		
	利用者数		291 人		

＊ 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成23年5月末現在）

＊ ＊ 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費		95,557 千円
	うち人件費＊		57,721 千円
	職員数		5 人

＊ 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成22年度末の各機関人数で割り戻して計算。

名称：二本松青年海外協力隊訓練所

所掌地域：福島県(国民参加協力事業、但し草の根技術協力及び日系研修を除く)

事業区分	事業実績		経費実績	
研修員受入事業＊	国別研修 0 人		研修員受入事業に係る経費	0 千円
	課題別研修 0 人			
	長期研修 0 人			
	青年研修 0 人			
	有償勘定研修 0 人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型 0 件	国民参加協力事業に係る経費	64, 670 千円
		支援型 0 件		
		地域提案型 0 件		
		緊急経済危機対応－包括型 0 件		
		緊急経済危機対応－フォローアップ型 0 件		
	市民参加型協力支援	出前講座 28 件		
		施設訪問 19 件		
		開発教育指導者研修 19 人		
		教師海外研修 5 人		
		市民参加協力 2 件		
		共催事業 9 件		
	日系研修 0 人			
	ボランティア派遣前訓練 718 人			
	ボランティア募集説明会参加者数 283 人			
	在外スタディツアー＊ ＊ 3 件			
	利用者数 2, 625 人			

＊ 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成23年5月末現在）

＊ ＊ 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	267,969 千円
	うち人件費＊	69,266 千円
	職員数	6 人

＊ 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成22年度末の各機関人数で割り戻して計算。

名称：駒ヶ根青年海外協力隊訓練所

所掌地域：長野県

事業区分	事業実績		経費実績	
研修員受入事業＊	国別研修 0 人		研修員受入事業に係る経費	0 千円
	課題別研修 0 人			
	長期研修 0 人			
	青年研修 0 人			
	有償勘定研修 0 人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型 0 件	国民参加協力事業に係る経費	95,497 千円
		支援型 1 件		
		地域提案型 3 件		
		緊急経済危機対応ー包括型 0 件		
		緊急経済危機対応ーフォローアップ型 0 件		
	市民参加型協力支援	出前講座 87 件		
		施設訪問 92 件		
		開発教育指導者研修 78 人		
		教師海外研修 2 人		
		市民参加協力 7 件		
		共催事業 10 件		
	日系研修 0 人			
	ボランティア派遣前訓練 855 人			
	ボランティア募集説明会参加者数 250 人			
	在外スタディツアー＊ ＊ 0 件			
	利用者数 4,214 人			

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成23年5月末現在）

** 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費		294,559 千円
	うち人件費*		57,721 千円
	職員数		5 人

* 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成22年度末の各機関人数で割り戻して計算。

名称：広尾センター（JICA地球ひろば）

所掌地域：栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、山梨県（草の根技術協力及び市民参加型協力支援）

事業区分	事業実績		経費実績	
研修員受入事業＊	国別研修0人		研修員受入事業に係る経費	0千円
	課題別研修0人			
	長期研修0人			
	青年研修0人			
	有償勘定研修0人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型47件	国民参加協力事業に係る経費	1,268,154千円
		支援型14件		
		地域提案型8件		
		緊急経済危機対応－包括型11件		
		緊急経済危機対応－フォローアップ型11件		
	市民参加型協力支援	出前講座356件		
		施設訪問447件		
		開発教育指導者研修2,982人		
		教師海外研修36人		
		市民参加協力27件		
		共催事業256件		
	日系研修0人			
	ボランティア派遣前研修86人			
	ボランティア募集説明会参加者数6,738人			
	在外スタディツアー＊＊78件			
	利用者数180,395人			

＊ 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成23年5月末現在）

＊ ＊ 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費		406,754 千円
	うち人件費＊		253,974 千円
	職員数		22 人

＊ 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成22年度末の各機関人数で割り戻して計算。

小項目 No. 2 事務手続きの効率化

大項目	1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(2) 業務運営全体の効率化
小項目	(イ) 業務全体を通じて、情報化・電子化を進めつつ、効率的な業務運営の環境を確保するとともに、事業が有機的かつ効率的になされるよう、必要に応じて在外事務所を含めた事務処理の改善を行う。具体的には、 ● 専門家派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の手続きの効率化を図る。 ● コンサルタント契約の手続きの合理化を図る。 ● 内部連絡文書の事務手続き等の合理化を通じ、文書事務の削減を行う。 (ロ) 随意契約等における委託等について、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付事務連絡。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人等との契約のあり方などにつき国の取組に準じた不断の見直しを行い、一般競争入札をはじめ競争性のある契約の範囲拡大を図るとともに、契約の妥当性について、第三者の参加を得て検証を行う。併せて、委託先での執行状況をチェックするシステムを強化し、実施を徹底するとともに、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。具体的には、 ● 関連公益法人等との契約における見直しを行い、一般競争入札、プロポーザル方式契約等競争性のある契約の拡大を進める。 ● 契約の妥当性について第三者の参加を得て検証を行うとともに、契約の情報を積極的に開示し、透明性の確保を図る。また、委託先での適正な執行を確保するため、定期的な報告・確認等のチェック手続きを強化し、実施を徹底するとともに、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。 (ホ) 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成17年6月29日付各府省情報化総括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ、主要な業務・システムに係る監査並びに刷新可能性調査を実施するとともに、平成21年度末までに、最適化計画を策定する。策定した最適化計画は速やかに公表し、実施する。
業務実績	平成22年度は、専門家派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の事務手続きについて、手続きの簡素化、システム等の導入による電子化を進めるとともに、コンサルタント契約の精算手続きの合理化に向け、一般管理費の定率化について、実績データに基づき定率の見直しやモニタリング方法の改善を検討したほか、精算時の証憑書類の大幅な削減等、事務処理の改善を行った。 入札及び契約の適正化に向けた取組については、契約監視委員会を7回開催し、21年度に締結した競争性のない随意契約の網羅的な点検を行い、競争性のある契約への移行の可能性について審議した。「随意契約等見直し計画」の目標値は達成できなかったものの、約8割に相当する契約に関しては、契約監視委員会において競争性のない随意契約であることの妥当性が確認された。 一者応札・応募の削減については、調達における機構独自の登録制度の廃止、評価対象外業務従事者の要員計画の柔軟化、業務実施契約における業務管理グループ制度の導入等の応

募条件の緩和を図ったものの、競争性のある契約に移行したが結果的に一者応札・応募となった契約が多かったことから、目標には及ばなかった。関連公益法人との競争性のない随意契約については、14件からゼロ件とするべく取り組んだ結果、22年度には3件と大幅に減少した。23年度においても調達制度改善及び随意契約等の見直しに関する計画の策定について、組織的な取組を継続していく。

契約の情報開示と透明性の確保については、「公共調達の適正化について（18年8月25日付財計第2017号）」に基づく個別契約の情報公開及び入札・企画競争の選定結果の公開等、従来からの取組を継続して実施するとともに、「密接な関係にあると考えられる法人との契約の情報公開」のための制度整備、より詳細な評価の視点と個別案件ごとの評価配点の公表、コンサルタント選定手続き等に関する外部審査委員による第三者審査を試行的に開始するなど、選定プロセスの一層の透明性の向上に努めた。不正行為等に対する取組についても、円借款の不正腐敗防止策を着実に実施するとともに、「ODAの不正・腐敗事件の再発防止のための検討会」による提言を踏まえた取組を継続した。

1. 事務処理の改善

（1）専門家等派遣、研修員受入及びボランティア関連の事務手続きの効率化（指標：専門家等派遣事務手続きの効率化、研修員受入事務手続きの効率化、ボランティア関連事務手続きの効率化）

専門家等派遣関連の事務手続きについては、18年度に導入した派遣者ポータルシステム（専門家からの各種届出、申請等の処理を電子化したもの）の利用促進を通じて効率化を図った。21年度に行ったシステム改良の結果、利用率は大幅に高まり、22年度の派遣者ポータルシステムの利用率は86%（21年度79%）と前年度比7ポイント上昇した。また、同システムの利用により、内部連絡文書（業務公電等）の作成等に要する年間3,770時間（21年度3,500時間）及び2万1,500枚の文書削減効果（21年度1万9,750枚）があったと試算される。

研修員受入関連の事務手続きについては、21年度に本格導入した国内機関の宿泊予約手続きの本部への一元化（他の国内機関への宿泊予約手続きを国内機関間で調整していたものを本部が一元的に調整する）や「研修ポスト」を通じた募集関連書類の授受は、22年度は円滑に運用され、計画通り定着した。また、研修員システムについて、他の基幹システムとの連携や操作性の改善による手続き軽量化を目的とし、24年度の新システム導入のための開発を進めた。

ボランティア関連の事務手続きについては、ボランティアポータルシステム（ボランティアから提出される報告書、届出申請の受領承認をインターネット上で行うシステム）の利用促進を通じ、22年度実績として約10万3千枚の紙使用、費用にして約1,108万円の削減効果があったと試算される。

（2）コンサルタント契約手続きの合理化（指標：コンサルタント契約手続きの簡素化、合理化）

コンサルタント契約手続きについては、コンサルタント側の要望も踏まえ、事務手続きの合理化による応募促進を図るべく精算の簡素化を進め、19年度以降、一部の調査事業を対象に、精算手続きが最も煩雑な一般業務費^{（注）}の定率化を試行導入したところ、22年度は、実績データに基づき定率の見直しやモニタリング方法の改善を検討した。この結果を踏まえ、23年度から対象事業を拡大の上、本格導入する予定である。

一方、定率化の対象でない事業に対しても、精算の簡素化を図るため、22年度には、精算時の証憑書類を大幅に削減するとともに、コンサルタントの裁量で柔軟に予算を活用でき

るようにした。また、監督職員の裁量により契約変更できる金額を拡大することにより、契約変更手続きも簡素化した。

(注) 一般業務費：現地調査に必要な経費（車輛借上費、通信運搬費、事務用品経費等）。定率化は、この一般業務費について、直接人件費（国内での作業期間を除く）に一定の率を乗じて算出した金額を設定し、証書類に基づく実費精算を要しない方式。

2. 文書事務の削減（指標：内部連絡文書の合理化状況）

内部連絡文書の合理化については、業務公電データベース（従来FAXで送受信を行っていた業務公電をグループウェア上で作成、送受信、蓄積及び共有する電子化システム）の活用により、効率化を図っている。22年度からは、一部を除く海外拠点にも業務公電データベースの利用を拡大した結果、通年で約99%の電子化を達成した（当該期間に送付された約30万3千件のうち、業務公電データベースを利用していない件数は約3千4百件）。

3. 入札及び契約の適正化に向けた取組

（1）随意契約見直し計画の進捗（指標：「随意契約見直し計画」の進捗状況及び第三者による検証結果）

随意契約等の見直しについては、21年度において、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（21年11月17日付閣議決定）及び同日付総務省事務連絡「独立行政法人における契約の点検、見直しについて」に基づき、外部有識者を含む契約監視委員会を設置し、20年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募となった契約に係る点検・見直し、新たな「随意契約等見直し計画」の策定、21年度末までに契約締結が予定されている調達案件に係る事前点検・見直し等を行った。これらを踏まえ、22年度は以下の取組を行い、競争性のない随意契約の削減を図った。

- ・計画の内容と取組に係る機構内への周知（部長会、計7回にわたる海外拠点とのテレビ会議、国内拠点との会議等を通じた意識改革）
- ・目標達成に向けた具体的な方策の導入（海外拠点における見積競争の促進及び国内の研修委託契約における公募の導入）
- ・モニタリング強化（特命随意契約の一元的なチェック、契約情報の確認の月例化と随意契約予定案件のヒアリング）等

その結果、21年度比では大幅に改善したものの、20年度比で設定した数値目標（競争性のない随意契約を件数で1,113件（24%）、金額で110億円（12%））に対しては、件数1,265件（27.3%）、金額125億円（12.7%）と未達となった。ただし、契約全体のうち件数で7割、金額で9割を占める本邦での契約に限れば、件数で22.8%、金額で10.6%と同目標を達成した。他方、在外での契約については、物品購入について競争性のある契約への移行が進んだものの、事務所の賃貸借契約や国際約束により相手先が決まっている在外研修等、競争性のない随意契約とならざるを得ないものが多い状況である。一方で、契約監視委員会での計7回の審議を通じて、競争性のない随意契約に係る網羅的な点検を行った結果、約8割に相当する契約に関しては、競争性のない随意契約であることの妥当性が確認された。また、約1割に相当する契約（第三国研修等の相手国政府との共同事業が前提で開始された協力）は、そもそも契約取引として計上することが相応しくないものと整理された。

23年度においても随意契約見直し計画を策定し、モニタリングとチェックを継続することにより、競争性のない随意契約が上記整理に基づいて適切に行われるよう、組織的な取組を継続する方針である。

【図：「随意契約等見直し計画」の進捗状況】

		平成18年度実績		平成19年度実績		平成20年度実績		平成21年度実績		平成22年度実績		対前年度比増減 (上段はポイント)	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争入札等	競争入札等	3.1%	3.7%	3.4%	6.0%	5.0%	4.2%	5.4%	5.8%	8.1%	11.2%	2.7	5.4
		161	29	152	48	233	38	306	67	376	110	70	43
	企画競争・公募等	42.6%	60.7%	51.4%	70.5%	57.3%	75.0%	56.2%	76.1%	64.5%	76.2%	8.3	0.1
		2,188	471	2,268	562	2,666	676	3,203	879	2,985	750	▲ 218	▲ 129
小計		45.8%	64.4%	54.9%	76.5%	62.3%	79.4%	61.6%	81.9%	72.7%	87.4%	11.1	5.5
		2,349	500	2,420	610	2,899	715	3,509	946	3,361	860	▲ 148	▲ 86
競争性のない随意契約		54.2%	35.6%	45.1%	23.5%	37.7%	20.6%	38.4%	18.1%	27.3%	12.6%	▲ 11.1	▲ 5.5
		2,785	277	1,990	187	1,752	186	2,192	209	1,265	124	▲ 927	▲ 85
合 計		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	▲ 1075	▲ 171
		5,134	777	4,410	797	4,651	901	5,701	1,155	4,626	984	▲ 1075	▲ 171

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
(注2) 不落・不調の随意契約は、総務省の指示に従い、18年度は「競争性のない随意契約」に、19年度以降は「競争入札等」に整理している。
(注3) 初年度競争入札等により契約し、次年度以降の更新を随意契約により行ったもの等を含む。

一者応札・応募の多くを占めるコンサルタント契約については、機構独自の登録制度を廃止したほか、公告期間の改善、評価対象外業務従事者の要員計画の柔軟化、業務実施契約における業務管理者の配置の柔軟化や業務実施契約以外のコンサルタント契約における複数案件への応募等を認める制度の導入、応募条件の緩和等の制度改善を図った。これらの取組等を踏まえた削減実績は、892件（32.2%）と対21年度比で6ポイント改善したものの、競争性のある契約に移行したが結果的に一者応札・応募となったものが多かったため、(国内の研修委託契約で公募に移行したもの119件、総合評価落札方式で行った委託契約40件等) 目標にはわずかに及ばなかった。これら制度改善の効果発現には時間がかかると見られ、海外開発コンサルタント業界の状況も踏まえつつ、引続き参加企業の裾野拡大に取り組む方針である。

また、契約業務の質の確保については、新たに作成した「業務指示書作成の手引き」を活用して、コンサルタントが提案しやすい業務指示書となるよう改善を図った。

（２）関連公益法人等との契約の見直し（指標：関連公益法人等との契約実績）

上記「随意契約等見直し計画」において、22年度は関連公益法人との競争性のない随意契約をゼロ件とするべく取り組んだ結果、21年度に14件（12.8%）、327百万（2.7%）であった競争性のない随意契約は、22年度には3件（2.8%）、4百万円（0.1%）となり、大幅に減少した。

また、競争性のある契約についても企画競争から一般競争入札（総合評価落札方式）への移行を図り、21年度にゼロ件であった競争入札は、22年度には49件（45.8%）、2,983百万円（48.6%）と、契約全体の半数近くを占めるまでに大幅に増加した。

【図：関連公益法人に係る「随意契約等見直し計画」の進捗状況】

		平成18年度実績		平成19年度実績		平成20年度実績		平成21年度実績		平成22年度実績		対前年度比増減 (上段はポイント)	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争入札等	競争入札	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	1.8%	0.0%	0.0%	45.8%	48.6%	45.8	48.6
		0	0	0	0	1	168	0	0	49	2,983	49	2,983
	企画競争・公募	12.5%	9.5%	68.8%	75.3%	89.0%	94.7%	87.2%	97.3%	51.4%	51.3%	▲ 35.8	▲ 46.0
		25	1,064	95	8,455	105	8,607	95	11,604	55	3,146	▲ 40	▲ 8,458
小計		12.5%	9.5%	68.8%	75.3%	89.8%	96.5%	87.2%	97.3%	97.2%	99.9%	10.0	2.6
		25	1,064	95	8,455	106	8,775	95	11,604	104	6,129	9	▲ 5,475
競争性のない随意契約		87.5%	90.5%	31.2%	24.7%	10.2%	3.5%	12.8%	2.7%	2.8%	0.1%	▲ 10.0	▲ 2.6
		175	10,084	43	2,779	12	316	14	327	3	4	▲ 11	▲ 323
合 計		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	▲ 2	▲ 5,798
		200	11,148	138	11,234	118	9,092	109	11,931	107	6,133	▲ 2	▲ 5,798

(注) 金額及び割合はそれぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。
(注) 一般競争入札等には、初年度に競争入札等により契約し、翌年度以降の更新を随意契約により行ったもの等を含む。

23年度には、22年度に競争性のない随意契約により契約した3件について契約方式の見直し等を行い、競争性のない随意契約の削減に継続的に取り組んでいく予定である。また、

企画競争から一般競争入札（総合評価落札方式）への移行を引続き図る。

なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の指摘を踏まえ、関連公益法人との契約のうち、財団法人日本国際協力センターが受託した研修監理業務、専門家等派遣支援業務等の効率化を図った上で23年度に直営化することとしており、23年度の関連公益法人との契約件数、金額は22年度より減少することが想定される。

（３）契約の情報開示（指標：契約の情報の開示の状況）

契約の情報開示と透明性の確保については、「公共調達の適正化について（18年8月25日付財計第2017号）」に基づく個別契約の情報公開及び入札・企画競争の選定結果の公開等、従来からの取組を継続して実施するとともに、22年度は、「密接な関係にあると考えられる法人との契約の情報公開」のための制度を整備し、他法人に先がけて、22年11月以降の契約に適用した。具体的には、機構において役員を経験した者が再就職している法人及び機構において部長相当職以上の職位を経験した者が取締役として在職する法人との契約においては、受注者の名称及び事業概要、当該在職者の氏名、受注者における役職、機構における最終役職、直近の会計年度における発注者と受注者との取引高をホームページ上で公表することとした。また、コンサルタント契約の透明性を向上するため、従来から公表していた評価基準と評価配点に加え、より詳細な評価の視点と個別案件ごとの評価配点の公表を開始した。さらに、選定プロセスの一層の透明性の向上を図るため、プロポーザル作成のための業務指示書及びプロポーザル審査の妥当性について外部審査委員による審査を行う制度を試行的に開始し、今後も対象案件数の拡大を図っていく予定である。

（４）委託先の執行状況のチェックシステムの強化（指標：委託先の執行状況のチェックシステムの強化）

コンサルタント契約における執行状況のチェックの一環として、邦人コンサルタントによる現地再委託契約が適正な手続きを踏まえて行われているかを確認するため、抽出検査を行った。具体的には、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」（18年6月）に基づき、再委託件数が多いカンボジア及びタンザニアを選定し、23年2月に第三者機関（現地会計士）による検査を実施した。

また、委託契約における適正な執行を確保するため、引続き委託先に対する定期的な報告・確認の手続きを、以下の通り実施した。

- ・ 四半期毎の概算払を実施する案件については、四半期毎に精算を実施し、執行状況を確認
- ・ 契約期間中、委託先から定期的に提出される業務報告書及び業務従事月報や業務責任者からの報告を通じ、執行状況を確認
- ・ 委託先との定期協議を毎月1回、必要に応じて開催するなど、進捗監理等に係る情報交換

なお、20年度に発覚した研修委託契約の不適正経理処理事案に係る再発防止策を22年度も着実に実施し、研修委託契約の経理処理を適切に行うとともに、国内拠点と受入先双方で適正な経理処理について徹底されるよう「技術研修員受入の手引き（研修受託機関用）」の改訂を行った。

また、研修委託契約に係る「参加意思を確認するための公募」導入に伴う契約方法の考え方について、契約監視委員会における審議結果も踏まえて整理を行い、国内拠点を含め機構

内で周知を図った。

(5) 不正行為等に対する取組 (指標：不正行為等に対する取組)

円借款に関連して、「日越ODA腐敗防止合同委員会報告書」(21年2月)、「円借款事業に関する不正腐敗の再発防止策の導入」(21年4月)に基づく再発防止策、「ODAの不正・腐敗事件の再発防止のための検討会」による提言(21年9月)を踏まえた取組を、22年度も引続き実施した。なお、その結果は23年2月に日本政府の取組と併せて外務省から公開された。主な取組は以下の通り。

【不正行為等に対する主な取組】

● 調達事後監査の実施

工事等本体調達部分のみを対象としてきた外部専門家による調達事後監査を21年度に引続き大口のコンサルタント契約等にまで拡充して実施した。

● 調達における機構の関与強化(コンサルタント雇用支援の強化)

コンサルタント選定手続きの適正化確保のため、大口のコンサルタント契約等に係る調達支援を実施すべく、外部専門家派遣を通じて調達手続きの支援強化を継続した。

● キャパシティ・ビルディングに向けた方策

円借款借入国政府・実施機関職員等を対象として、調達ガイドライン、国際コンサルティング・エンジニア連盟(FIDIC)契約約款等に関するセミナー等を開催し、国際建設プロジェクトの推進に必要な契約管理の実践的知識の習得の促進を支援した。機構ガイドラインに準拠した「標準入札書類」の改訂を順次進め、22年度下半期に全ての改訂版「標準入札書類」(英語版)をホームページ上で公開した。

● 不正情報受付窓口の活用

20年度に設置した「不正情報受付窓口」について、機構ホームページのトップページにバナーを設置するとともに、提供情報の精度を高める観点から、必要な情報を定型フォームにまとめ、同ホームページに掲載した。

● ガバナンスの強化に向けた支援

公共調達・不正腐敗再発防止に資する研修・技術協力プロジェクト等を実施し、借入国政府のガバナンス強化に向けた取組を支援した。

● 案件モニタリングの強化

海外拠点によるモニタリングに加えて、プロジェクトの実施を継続的にモニタリングする体制の一層の充実等を図るため、外部専門家を派遣し、プロジェクト・サイトの実査も含め、事業の進捗確認及び促進を行う体制の充実を図った。

また、21年9月の上記提言を受け、不正行為等に関与した企業に対する措置の強化について、措置規程の改正を行った。

4. 市場化テストの実施 (指標：市場化テストの導入実績)

「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、民間競争入札(市場化テスト)の実施が決定された機構の海外移住資料館の管理・運営業務及び国際協力人材センターの業務について、内閣府の官民競争入札等監理委員会での審議等を経て入札を行い、21年度より委託業者による業務が開始された。

両業務について、22年度も引続き対象となる公共サービスが委託業者の創意と工夫を活かし自律立的に適切かつ確実に実施されるよう、機構の有する知見及びネットワーク等を活

	用して支援を行うとともに、的確に監督等を行った。その結果、海外移住資料館の教育プログラム受講者数や国際協力人材センターの新規人材登録者数等、事業の実施にあたり確保されるべきとして設定した指標は概ね達成された。 5. システム最適化計画の策定及び実施（指標：システム最適化計画の策定及び実施状況） 機構は、16年にエンタープライズアーキテクチャ（EA）^{（注）}を実施し、業務・システムの最適化を進め、主要業務システムの再構築を行った。「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（17年6月29日付各府省情報化総括責任者（CIO）連絡会議決定）については、旧国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合による業務及びシステムの変更が見込まれたため、最適化作業の効率的な実施の観点から20年度から本格的に着手することとし、情報システムの棚卸し調査等の刷新可能性調査を実施した結果、16年のEAで対象にならなかったものの影響範囲の大きい研修員システムを最適化の対象に選定した。これにより、主要なシステムの最適化を一通り完了することとなる。 22年度は、21年度に策定した「研修員システム 業務・システム最適化計画」を機構のホームページにて一度は公表したものの、行政刷新会議による事業仕分けで指摘された改善事項に対応するため、研修関連業務の見直しを行うこととなり、それに伴い最適化計画の改訂を行う必要が生じた。最適化計画の改訂及びそれを踏まえたシステム開発は23年度以降に着手する予定である。 （注）エンタープライズアーキテクチャ（EA）：大企業や政府機関等の組織（エンタープライズ）の業務手順や情報システムの標準化、組織の最適化を進め、効率よい組織の運営を図るための方法論。	
評価方法	独立行政法人からの検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・研修員受入事務手続きの効率化 ・専門家等派遣事務手続きの効率化 ・ボランティア関連事務手続きの効率化 ・コンサルタント契約手続きの簡素化、合理化 ・内部連絡文書の合理化状況 ・関連公益法人等との契約実績 ・「随意契約見直し計画」の進捗状況及び第三者による検証結果 ・契約の情報開示の状況 ・委託先の執行状況のチェックシステムの強化 ・不正行為等に対する取組 ・市場化テストの導入実績 ・システム最適化計画の策定及び実施状況	
評価	評定	（評定の決定理由及び指摘事項等）
	ハ	平成22年度は、専門家派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の事務手続きについて、手続きの簡素化、システム等の導入による電子化を進めるとともに、コンサルタント契約の精算手続きの合理化に向け、実績データに基づき定率の見直しやモニタリング方法の改善を検討したほか、精算時の証憑書類の大幅な削減等の事務処理の改善を行った。 契約監視委員会を7回開催し、21年度に締結した競争性のない随意契約の網羅的な点検を行い、競争性のある契約への移行の可能性について審議した。「随意契

		約等見直し計画」の目標値は達成できなかったものの、約 8 割に相当する契約に関しては、契約監視委員会において競争性のない随意契約であることの妥当性が確認された。一者応札・応募の削減については、機構独自の登録制度の廃止、評価対象外業務従事者の要員計画の柔軟化、業務実施契約における業務管理グループ制度の導入等の応募条件の緩和を図ったものの、競争性のある契約に移行したが結果的に一者応札・応募となった契約が多かったことから、目標には及ばなかった。関連公益法人との競争性のない随意契約については、14 件からゼロ件とするべく取り組んだ結果、22 年度には 3 件と大幅に減少した。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。 なお、各種事務手続きの簡素化やシステム化等による効率化は、不断の取組が必要である。 また、入札及び契約の適正化に向けた取組について、契約監視委員会の活動状況やその成果は、適正であることを確認した。随意契約等見直し計画は、目標は未達であるが、原因として、機構の業務の性質上主に在外契約について相手先が特定される在外研修等があるためと検証されており、今後も引続き改善が必要であるが、取組状況は概ね良好であると判断する。 一者応札・応募については、削減に向けた努力は評価できるが、計画自体は未達である。契約全般の状況を考慮すると、特に入札率の向上といった数値目標により全体として契約の適正化が進むという局面ではなく、競争契約としたものについても一定期間経過後にその効果を検証すべきである。特にコンサルタント選定については、当該サービスの需給の関係から入札化や一者応札・応募の縮減といった方向のみでは対処が困難であると考えられおり、今後、契約類型ごとの適正化方策を検討すべきである。 機構の契約の特徴としてコンサルタントとの契約方式として企画競争・公募が採用されていることが上げられるが、選定段階の妥当性についてより詳細な評価基準の公表開始及び第三者による審査の導入は評価に値し、今後はこれを定着する努力が求められる。
--	--	---

小項目 No. 3 経費の効率化

大項目	1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(2) 業務運営全体の効率化
小項目	(ハ) 中期目標期間中、事業の質の維持・向上を図りつつ、事業コストの縮減及び事業内容の見直しを行い、運営費交付金を充当する業務経費（重点施策の実施等の事由による政策的に必要とされる経費、特別業務費、受託事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。）について、要員の待遇見直しや調査業務の一層の効率的実施等の取組によって、毎事業年度1.3%以上の効率化を達成する。 また、中期目標期間中、運営費交付金を充当する一般管理費（特殊要因又は受託事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。）について、人件費、事務所借料等の経費の削減によって、中期目標期間の最終年度において平成18年度比年率3%以上の効率化を達成する。 また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員の定員の純減目標（平成18年度から5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減に取り組み、平成18年度から5年間に於いて5%以上の削減を行い、その際、役職員の給与について必要な見直し等を進める。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。ただし、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づく研修監理業務及び専門家等派遣支援業務の実施に必要な人件費は削減対象より除く。 (ニ) 効率化の取組が業務の質の低下をもたらすことのないよう、モニタリング手法の確立に努める。
業務実績	平成22年度は、中期計画に定める削減目標に沿って、業務経費及び一般管理費については、それぞれ前年度予算比1.3%及び18年度予算比年率3%以上の効率化を達成した。人件費についても、22年度計画の削減目標に沿って、対17年度実績比5.0%を上回る削減を行った。また、これらの効率化の取組が事業の質の低下をもたらすことがないよう、22年度は、職員のモニタリング能力強化に向けた事業マネジメント研修を行った。さらに、職員の事業手続き面での業務負担を軽減し、より多くのリソースを質の確保に必要な業務に振り向けられるよう事後段階のモニタリング・評価制度の見直しを行うとともに、社会調査手法研修の試行的実施及びベースライン調査の優良事例収集等を行った。 1. 業務経費の効率化（指標：運営費交付金を充当する業務経費の毎事業年度1.3%以上の効率化） 業務経費については、競争性のある契約の増や旅費制度の見直し等に取り組んだ結果、21年度予算比1.3%の効率化を達成した。また、行政刷新会議等の指摘により17.3億円がさらに予算自体から削減されたことや、中東地域の治安情勢、東日本大震災、為替変動等の影響から、支出実績はベースラインに対し7,071百万円の減となった。

【22年度の業務経費支出実績】

(単位：百万円)

	21年度予算額 (ベースライン)	22年度 支出実績	増減 (対21年度予算)
業務経費	137,219	130,148	△7,071 (効率化△1.3% +予算減△1.3% +特殊要因△2.6%)

2. 一般管理費の効率化

(指標：運営費交付金を充当する一般管理費の平成18年度比年3%程度の効率化)

22年度の一般管理費の支出実績は、引続き総人件費改革の着実な実施を図ったこと等に加え、実際の職員退職者数が見込みを下回ったこと、人事院勧告を踏まえた給与の引下げ改定を行ったこと等により、退職手当及び人件費の支出実績額が予算額を下回った。円高により外貨建て支出額が減少したこと、大規模なシステム改修を実施しなかったこと等により、ベースライン（18年度予算額）に比較して25.9%減の8,980百万円となった。この結果、18年度比年率3%以上の効率化を達成した。

【22年度の一般管理費支出実績】

(単位：百万円)

	18年度 予算額 (ベースライン)	19年度 支出実績	20年度 支出実績	21年度 支出実績	22年度 支出実績	増減 (対18年度予算)
一般 管理費	12,116	11,737	11,146	10,364	8,980	△3,136 (25.9%減)

3. 人件費の削減

(指標：人件費の削減)

22年度の人件費は、引続き早期退職の勧奨の推進、旧国際協力銀行（海外経済協力業務）からの移行職員の給与調整分^(注1)の経年による減少、育児休業者数が高水準で推移したこと、人事院勧告を踏まえた給与の引下げ等により、支出実績（削減対象人件費総額）は15,040百万円となり、22年度計画における削減目標（対17年度実績比5.0%減）を上回る削減（10.2%減、人事院勧告を踏まえた補正值は7.0%減）となった（17年度支出実績値比1,700百万円減）。

ラスパイレス指数については、20年度の統合後に一時的に上昇したが、23年度までに地域・学歴補正後の指数を109.8まで引き下げる計画^(注2)である。21年度においては、前年度比2.7ポイント（地域・学歴勘案3.3ポイント）低下した。22年度は、職務限定制度（経理調達等の専門的な業務や特定分野に係る研究に特化した業務等、職務を限定した職員を採用するもの）に加え、新たに勤務地限定制度（ライフスタイル多様化に応じるため一定期間の勤務地限定を認めるもの）を導入するなどラスパイレス指数の低下に向けた取組を行い、前年度比2.5ポイント（地域・学歴勘案1.9ポイント）低下する見込み。23年度も、旧国際協力銀行から移行した職員の給与調整の解消を進めるとともに、職務限定制度を活用することで計画を達成する見込み。

なお、機構の平均給与水準が国家公務員に比して高い主な理由としては、都市部在職者及び大学卒以上の者の比率が高いこと、機構が求める高いレベルの語学力、折衝・調整能力、高度の専門性を有する人材を常勤職員として確保するために、競合する総合商社や国際機関の給与水準も踏まえ、一定の給与水準を維持する必要があることが挙げられる。

また、国際機関や他国援助機関においては、援助の実施にあたり高度な専門性が必要とされることから、職員全体のうち7～8割以上を相対的に給与水準が高い専門職員が占め、定型業務やアナリスト等が行う専門的なサポート業務については、コンサルタント等の外部人材を積極的に活用している。機構においても、同様の考えに基づき、国際機関や他国援助機関における専門職員に相当する職員のみを採用している。各年齢層での最高給与水準は国家公務員を下回るものの、このような職員構成の影響により、職員間の給与格差が小さく、職員全体での平均給与は高くなっている。

機構職員に必要とされる高度の専門性については、対外的にも十分に説明していく必要があるところ、ひとつの取組として、職員採用パンフレットや採用ホームページの刷新を図り、職員一人ひとりの役割に焦点を当てた採用広報を行った。

【22年度の人件費（削減対象）支出実績】

（単位：百万円）

	17年度 実績 (ベースライン)	18年度 実績	19年度 実績	20年度 実績	21年度 実績	22年度 実績	増減 (対17年度実績)
人件費	16,740	16,528	16,577	16,154	15,330	15,040	1,700 (10.2%減)

*削減対象人件費：役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与

*旧国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合に伴い、ベースライン（17年度）及び18、19年度の人件費実績は、旧国際協力銀行（海外経済協力業務）の承継分等を勘案して見直しを行っている。

（注1）20年10月1日の旧国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合に当たって、旧機構の制度をベースとして人事・給与制度を一本化した。これにより、旧国際協力銀行から移行した職員について、労働条件の激変緩和措置として移行期間（原則として現行中期目標期間である23年度まで）を設け、同期間中に順次給与を引き下げるもの。

（注2）20年6月に公表した旧国際協力機構の23年度末の見込み値に比して、統合時のベースラインの上昇に加え、上記注1の通り激変緩和措置を設けているため、統合後の見込み値は3.4ポイント上昇した。

4. モニタリング手法の確立に向けた取組（指標：業務の質に係るモニタリング手法の確立に向けた取組）

業務の質の確保は、案件のモニタリングのみならず、計画、評価等事業マネジメント全体で取り組むべき課題である。モニタリングを含むより効果的な事業マネジメントの確立に向けて、昨年度に実施した各種研修や手法の一層の強化を図った。

22年度は、「事業マネジメント研修」を計8回（国内向け6回、在外向け2回）実施し計245人の参加を得た。これを通してプロジェクトの質の確保に貢献すべく、プロジェクト・プログラムマネジメントの考え方、モニタリングの方法等に係る職員の理解を深めた。また、職員の事業手続き面での業務負担を軽減するとともに、より多くの資源を質の確保に必要な業務に振り向けられるよう、事後段階のモニタリング・評価制度の見直しを行った。さらに、課題部等関係部署とも連携しつつ技術協力業務全般の手続き合理化、効果的な事業マネジメントの考え方をまとめたマニュアル策定に着手した。22年度に実施した技術協力プロジェクトの成果指標設定の基礎となるベースライン調査について、引続き評価部が勧奨を行い、必要性が認められるものについて、その実施をプロジェクト活動のひとつとして事業事前評価表に明記した。また、ベースライン調査の実施支援として、社会調査手法研修の試行的実施及びベースライン調査の優良事例収集等を実施した。

		より効果的な協力のアプローチを実現するために、案件形成・実施監理の向上を図るマネジメント手法として、案件形成段階におけるキャパシティ・アセスメントの試行を各分野で進めている。今後は試行状況等を踏まえ、マニュアル等による本格的な導入を進めていく。
評価方法		独立行政法人からの検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・運営費交付金を充当する業務経費の毎事業年度1.3%以上の効率化 ・運営費交付金を充当する一般管理費の平成18年度比年率3%程度の効率化 ・人件費の削減 ・業務の質に係るモニタリング手法の確立に向けた取組
評価	評価 ロ 評価 ロ	(評価の決定理由及び指摘事項等) 平成22年度は、中期計画に定める削減目標に沿って、業務経費及び一般管理費については、それぞれ前年度予算比1.3%及び18年度予算比年率3%以上の効率化を達成した。特に、一般管理費については、円高により外貨建て支出額が減少したこと等から計画を大幅に上回る削減率となっている。人件費についても、22年度計画の削減目標に沿って、対17年度実績比5.0%を上回る削減を行った。また、これらの効率化の取組が事業の質の低下をもたらすことがないよう、22年度は、職員のモニタリング能力強化に向けた事業マネジメント研修を行った。さらに、職員の事業手続き面での業務負担を軽減し、より多くのリソースを質の確保に必要な業務に振り向けられるよう事後段階のモニタリング・評価制度の見直しを行うとともに、社会調査手法研修の試行的実施及びベースライン調査の優良事例収集等を行った。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画を「上回って順調であり、優れた実績を挙げて」いる。 なお、人件費については、平均給与水準が国家公務員より高い理由について、国民の理解を得られるよう、一層わかりやすい説明を行う必要がある。また、効率化の取組が業務の質の低下をもたらさないよう、モニタリングを継続すべきである。

評価方法	独立行政法人からの検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・運営費交付金を充当する業務経費の毎事業年度1. 3 %以上の効率化 ・運営費交付金を充当する一般管理費の平成18年度比年率3 %程度の効率化 ・人件費の削減 ・業務の質に係るモニタリング手法の確立に向けた取組
------	---

- ・運営費交付金を充当する業務経費の毎事業年度1. 3 %以上の効率化
- ・運営費交付金を充当する一般管理費の平成18年度比年率3 %程度の効率化
- ・人件費の削減
- ・業務の質に係るモニタリング手法の確立に向けた取組

評価	評価	(評定の決定理由及び指摘事項等)
	口	平成22年度は、中期計画に定める削減目標に沿って、業務経費及び一般管理費については、それぞれ前年度予算比1.3%及び18年度予算比年率3%以上の効率化を達成した。特に、一般管理費については、円高により外貨建て支出額が減少したこと等から計画を大幅に上回る削減率となっている。人件費についても、22年度計画の削減目標に沿って、対17年度実績比5.0%を上回る削減を行った。また、これらの効率化の取組が事業の質の低下をもたらすことがないよう、22年度は、職員のモニタリング能力強化に向けた事業マネジメント研修を行った。さらに、職員の事業手続き面での業務負荷を軽減し、より多くのリソースを質の確保に必要な業務に振り向けられるよう事後段階のモニタリング・評価制度の見直しを行うとともに、社会調査手法研修の試行的実施及びベースライン調査の優良事例収集等を行った。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画を「上回って順調であり、優れた実績を挙げて」いる。 なお、人件費については、平均給与水準が国家公務員より高い理由について、国民の理解を得られるよう、一層わかりやすい説明を行う必要がある。また、効率化の取組が業務の質の低下をもたらさないよう、モニタリングを継続すべきである。

ロ 平成22年度は、中期計画に定める削減目標に沿って、業務経費及び一般管理費については、それぞれ前年度予算比1.3%及び18年度予算比年率3%以上の効率化を達成した。特に、一般管理費については、円高により外貨建て支出額が減少したこと等から計画を大幅に上回る削減率となっている。人件費についても、22年度計画の削減目標に沿って、対17年度実績比5.0%を上回る削減を行った。また、これらの効率化の取組が事業の質の低下をもたらすことがないよう、22年度は、職員のモニタリング能力強化に向けた事業マネジメント研修を行った。さらに、職員の事業手続き面での業務負荷を軽減し、より多くのリソースを質の確保に必要な業務に振り向けられるよう事後段階のモニタリング・評価制度の見直しを行うとともに、社会調査手法研修の試行的実施及びベースライン調査の優良事例収集等を行った。

以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画を「上回って順調であり、優れた実績を挙げて」いる。

なお、人件費については、平均給与水準が国家公務員より高い理由について、国民の理解を得られるよう、一層わかりやすい説明を行う必要がある。また、効率化の取組が業務の質の低下をもたらさないよう、モニタリングを継続すべきである。

小項目 No. 4 統合効果の発揮

大項目	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(1) 統合効果の発揮
小項目	国際競争力の高い援助を実施するため、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一体的に運用し、開発途上地域等の需要に的確かつ迅速に対応する。援助事業のプログラム化を進め、3つの援助手法の相乗効果を最大限に発揮させるよう取り組む。そのため、 ●国別・地域別アプローチを強化し、開発途上地域等の開発政策に則し、3つの援助手法を一体的に活用した効果的な事業を実施する上で、優良な協力プログラムの形成を支援する。 ●技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法に係る調査業務を「協力準備調査」として集約し、案件形成の迅速化とともに3手法間の連携による援助効果の向上を図る。
業務実績	開発効果の最大化を実現すべく、開発途上地域等の需要に的確かつ迅速に対応するため、外務省の「国別援助方針」への参考に供すること、実施機関として質の高い事業を行うことを目的に開発課題や過去の経験・教訓、協力のアプローチに関する分析・考察等に重点をおいた国別分析ペーパー「JICA Analytical Work」(AW)の策定に着手したほか、これまで機構で実施してきたプログラム強化の取組を促進するため、外務省との間でインドネシア、ラオス、バングラデシュ、ガーナ、タンザニアの5カ国において試行的にプログラムを形成することを初めて合意した。これにより、AWを踏まえてプログラムを形成・実施することが外務省と機構の共通の手続きとして確認され、案件形成・採択に係る政府の意思決定プロセスにプログラム・アプローチが明確に位置付けられることとなり、より包括的・効果的なアプローチ及び事業展開が期待される。試行的プログラムにおいては、3つの援助手法を適切に組み合わせた一体的な運用により、プログラムの目的達成に向けた事業展開が実現するよう取り組んでいる。 また、22年度に着手した協力準備調査104件のうち、各種援助手法を最適に活用した協力プログラムの形成を目的としたものは25件であった。一方で、協力準備調査を経て円借款供与が実現した事業は22年度は9件(21年度は3件)となっており、協力準備調査が着実に有償資金協力案件の迅速な形成に寄与するツールとなってきている。 以上の取組の結果、調査等のプロセス短縮や制度変更による事業の迅速化、技術協力の成果の資金協力による拡大、技術協力及び資金協力を複合的に活用した包括的な支援の実現等、統合によるシナジー効果が発現してきている。 1. 国別・地域別アプローチ及びプログラム・アプローチの強化 (指標：国別援助実施方針及び事業展開計画の作成・活用実績、協力プログラムの形成状況) 22年度は、「ODAのあり方に関する検討最終とりまとめ結果」(22年6月外務省発表)を踏まえ、統合を機に導入された「国別援助実施方針」を抜本的に見直し、外務省が原則援助対象国全てにおいて策定する「国別援助方針」への参考に供すること、実施機関として質の高い事業を行うことを目的に開発課題や過去の経験・教訓、協力のアプローチに関す

る分析・考察等に重点をおいた国別分析ペーパー「JICA Analytical Work」(AW)を策定することとし、22年度より策定に着手した。AWは、在外事務所所在国を中心にこれまで54カ国で作成に着手している。

協力プログラムの形成状況については、これまで協力課題の重点化、戦略性強化を図る協力プログラムの形成に機構が取り組んできたことに加えて、「ODAのあり方に関する検討最終とりまとめ」の中で、「開発途上国との政策協議に基づいて開発課題解決に向けた開発目標をまず設定し、そこから具体的な援助対象(プロジェクト)を導き出していくプログラム・アプローチへの移行を図る。」という方針が決定されたことを受け、22年度は、これまで機構で実施してきたプログラム強化の取組を踏まえ、当該国の重点分野におけるプログラムを策定した上で、プログラム目標の達成に資するプロジェクトを選定することとした。これにより、AWを踏まえてプログラムを形成・実施することが外務省と機構の共通の手続きとして確認され、案件形成・採択に係る政府の意思決定プロセスにプログラム・アプローチが明確に位置づけられることとなり、より包括的・効果的なアプローチ及び事業展開が期待される。

22年度は、インドネシア、ラオス、バングラデシュ、ガーナ、タンザニアの5カ国において試行的にプログラムを形成し、相手国政府の合意取付等プログラムに関する実務について外務省との調整を開始した。試行的プログラムの中でも、特にタンザニア「コメ生産能力強化」プログラムについては、3つの援助手法の一体的な運用によりプログラムの目的達成へ向けた事業展開がなされようとしている。こうした各種援助手法を駆使した協力プログラムの形成は、22年度に着手した協力準備調査104件中25件となっており、各開発課題に対応した最適な援助手法の組み合わせによる事業効果が一層発現される取組となっている。具体的な事例は以下の通り。

【戦略性の向上に取り組んだ試行的プログラムの取組事例】

●タンザニア「コメ生産能力強化プログラム」

本プログラムは、主要ドナーとして日本も援助協調を進めている同国において、特に不安定な生産能力に悩む農業分野に着目し、コメ生産力の増強を目指すもの。コメ生産量増加というプログラム目標の達成に向け、円借款、無償資金協力、技術協力の援助手法を活用し、灌漑開発の推進及び稲作の普及推進に係るプロジェクトを実施していく。

●ラオス「電力整備プログラム」

本プログラムは、電源整備の潜在的価値にもかかわらず国内の脆弱な電力供給体制に悩む同国において、安全かつ安定的な電力供給の拡大を目指すもの。電化率の向上、停電時間の減少というプログラム目標の達成に向け、円借款、技術協力の援助手法を活用し、電力供給拡大・電力ネットワークの相互関係、地方電化の促進、電力事業管理能力の強化に係るプロジェクトを実施していく。

「事業展開計画」については、昨年度から英語版を含めて外務省ホームページ上にて公開されたことに伴い、海外拠点においてはこれまで以上に相手国政府との対話の中で活用しており、日本の協力方針の共有・理解や案件形成が計画的に実施されている。また、相手国政府関係機関との対話のみならず、外務省と機構との間、現地ODAタスクフォースや他ドナーとの対話ツールとしても活用されており、外務省と機構との案件計画会議(協力準備調査

の決定を行う会議）、機構内での検討資料として、協力プログラムの戦略性強化や案件形成の方向性の共有等に資するものとなっている。

2. 協力準備調査の実施

日本と各開発途上国の関係は一樣ではなく、また開発途上国の開発課題は多様かつ複雑であり、協力準備調査の実施効果も二国間外交関係を取り巻く状況、各案件固有の事情等に左右されるものである。この中、22年度は、104件の協力準備調査に着手した。

また、協力準備調査の導入により円借款供与が実現した事業は21年度には3件（全新規承諾件数比5%）であったものが、22年度は9件（全新規承諾件数比25%）になり、協力準備調査は有償資金協力の迅速な案件形成に寄与するツールとなってきている。無償資金協力では、原則全ての案件に対して協力準備調査が行われているが、協力準備調査の制度導入により調査の決定手続きが柔軟化され、迅速な事業実施にも寄与している。

さらに、22年度実績のうち、協力プログラム形成を目的としたものは25件であり、これらを通じて技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法を最適に活用した協力プログラムの形成を推進している。その他、協力プログラム等をベースにして、相手国政府と事業展開計画の協議を行い、技術協力5件、有償資金協力42件、無償資金協力32件において随時迅速に個別案件の形成を行った。協力プログラムの形成を行う協力準備調査の実施により、開発課題に対応した各種援助手法を有効に活用する事業の取組が定着してきている。

なお、協力準備調査導入により、協力プログラム形成や迅速化等の効果が発揮された具体的な事例は以下の通り。

【協力準備調査導入により統合効果が発揮された取組事例】

●インド「ヒマーチャル・プラデシュ州作物多様化事業協力準備調査」

22年度に供与された円借款事業「ヒマーチャル・プラデシュ州作物多様化推進事業」は、「ヒマーチャル・プラデシュ州作物多様化総合開発調査」の結果を具体的に実施するものである。同時にヒマーチャル・プラデシュ州農業局の普及体制強化及び作物多様化モデルの開発を目的とした技術協力「ヒマーチャル・プラデシュ州作物多様化推進プロジェクト」の形成も進められており、同州はこの2案件を「ヒマーチャル・プラデシュ州作物多様化プログラム」として開始し、技術協力プロジェクトは円借款事業より先行して開始し、パイロット地区において、本事業の事業管理組織スタッフ等を対象に灌漑施設等のインフラ整備や野菜栽培、穀物栽培等に係る研修・技術指導を行っていくこととしている。また、パイロット地区での活動を通じ、他地域への汎用性を考慮した「作物多様化モデル」を確立し、同プロジェクトにより育成された事業管理組織スタッフが、技術協力で確立されたモデルを本事業対象地において面的に拡大していく予定であるなど、各援助手法の特性を踏まえた効果的な協力が展開されている。

本プログラムの形成に当たっては、開発調査の結果を踏まえた円借款事業の協力準備調査の実施と、技術協力プロジェクトの案件形成を同じ職員が担当することによって、同時進行かつ整合性のある形成が可能となった。統合前の体制では、組織間で多大なる調整コストが発生していたが、統合により組織内で柔軟に対応することが可能となり、迅速かつ整合性のあるプログラム・案件形成が可能となった。

3. 迅速化に向けた取組 (指標：迅速化に向けた取組)

迅速化に向けた取組の実績として、円借款では、協力準備調査後に円滑に本体の実施につなげるべく迅速化に努めた結果、政府への提案から協力準備調査を経て円借款の貸付契約(L/A)調印まで、F/Sを実施するものでは1. 7～2. 5年(案件の内容・難易度等にもよる)で案件を実現している。また、円借款事業及び無償資金協力事業を念頭においた協力準備調査については、調査の政府への提案から決定までの期間について、実施するものに関しては引続き、概ね1カ月以内という運用が維持された。これにより調査実施の予見性が高まり、事業計画の策定の計画性が向上した。23年度も引続き、円借款事業及び無償資金協力事業のモニタリングを通じ、迅速化を図る。

さらに、円借款事業の災害・復興対策において、機動的な情報収集等を行い、迅速な案件形成を図ったほか、中央アジアやアフリカ向けにはアフリカ開発銀行(AfDB)やアジア開発銀行(ADB)といった国際金融機関との協調融資促進の枠組を活用することにより、迅速化に努めた。これらの22年度における迅速化の具体的な事例は以下の通り。

【迅速化の取組事例】

●パキスタン：緊急輸入支援融資(洪水災害対策)、ハイバル・パフトゥンハー州緊急農村道路復興計画(洪水災害対策)

21年7月に発生したパキスタン洪水被害において、世銀・ADBが行った洪水被害・ニーズアセスメント調査に機構職員が機動的に参画し、災害復旧・復興への国際社会支援枠組み形成の一翼を担うとともに、効率的な日本の支援案件形成を行った。その結果、同年10月に日本政府に対し協力提案を行ってから3カ月後には同国の国際収支を支援するため緊急輸入支援融資(洪水災害対策)(50億円)、4カ月後には被害が甚大であったハイバル・パフトゥンハー州において復興の基礎となる運輸セクターに対してハイバル・パフトゥンハー州緊急農村道路復興計画(洪水災害対策)(147億円)を供与するL/A調印を行うという極めて迅速な協力を実現した。

●AfDBやADBとの協調融資促進の枠組の活用による迅速化

17年度に日本政府とAfDBが発表した「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」の下で、AfDBとの間では協調融資促進の枠組(Accelerated Co-Financing Scheme for Africa:ACFA)を設定している。また、19年度に日本政府とADBが発表した「アジアの持続的成長のための日本の貢献策」(Enhanced Sustainable Development for Asia)の下で、ADBとの間で協調融資促進の枠組(Accelerated Co-Financing scheme with ADB:ACFA)を設定している。これら両行との協調融資案件は22年度5件あったが、うち4件で6カ月～8カ月強と、標準処理期間である9カ月を切る迅速な供与が実現しており、開発目的を達成する上で、迅速化の観点から、開発パートナーとの協調融資促進の枠組の設定は効果的・効率的であると考えられる。

以上の取組の結果、調査等のプロセス短縮や制度変更による事業の迅速化、技術協力の成果の資金協力による拡大、技術協力及び資金協力を複合的に活用した包括的な支援の実現等、統合によるシナジー効果が発現してきており、具体的な事例は以下の通り。

【シナジー効果発現に係る取組事例】 ●カンボジア：水資源・灌漑開発管理プログラム（トンレサップ西部流域灌漑施設改修事業（円借款）、流域灌漑管理及び開発能力改善プロジェクト（技術協力プロジェクト）、トンレサップ西部地域農業生産性向上プロジェクト（技術協力プロジェクト）） 本プログラムにおいて、灌漑排水施設の改修・新設（ハード面）と灌漑管理能力の向上、営農技術の改善（ソフト面）の支援を、円借款と技術協力により一体的に実施。技術協力プロジェクトで確立したモデル（農民参加型水管理、優良種子生産技術等）が、トンレサップ湖西部の3州6地域の農村部貧困地域に資金協力によって展開される予定。これら適切な水管理・灌漑開発を通じて、農民の生計向上への支援がより効果的に実施されることが期待される。 ●ルワンダ：効率的電力システム開発のための電力公社能力向上プロジェクト（技術協力）、変電及び配電網整備計画（無償資金協力） 日本はルワンダ政府の電化プログラムを支援しているが、急速な設備増強に電力公社が対応できない可能性が認められた。このため、日本は「変電及び配電網整備計画（無償資金協力）」を準備するとともに、電力公社の維持管理能力等の向上を支援するため、「効率的電力システム開発のための電力公社能力向上プロジェクト（技術協力プロジェクト）」を実施することとした。これらにより、電力システムが適切かつ持続的に活用されることが期待される。		
評価方法	独立行政法人からの検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・ 国別援助実施方針及び事業展開計画の作成・活用実績 ・ 協力プログラムの形成状況 ・ 協力準備調査の導入・実績 ・ 迅速化に向けた取組	
評価	評価 ハ	（評価の決定理由及び指摘事項等） 開発効果の最大化を実現すべく、開発途上地域等の需要に的確かつ迅速に対応するため、外務省の「国別援助方針」への参考に供すること、実施機関として質の高い事業を行うことを目的に開発課題や過去の経験・教訓、協力のアプローチに関する分析・考察等に重点をおいた国別分析ペーパー「JICA Analytical Work」（AW）の策定に着手したほか、これまで機構で実施してきたプログラム強化の取組を促進するため、外務省との間でインドネシア、ラオス、バングラデシュ、ガーナ、タンザニアの5カ国において試行的にプログラムを形成することを初めて合意した。これにより、AWを踏まえてプログラムを形成・実施することが外務省と機構の共通の手続きとして確認され、案件形成・採択に係る政府の意思決定プロセスにプログラム・アプローチが明確に位置づけられることとなり、より包括的・効果的なアプローチ及び事業展開が期待される。また、試行的プログラムにおいては、3つの援助手法を適切に組み合わせた一体的な運用により、プログラムの目的達成に向けた事業展開が実現するよう取り組んでいる。 また、22年度に着手した協力準備調査104件のうち、各種援助手法を最適に活用した協力プログラムの形成を目的としたものは25件であった。一方で、

		協力準備調査を経て円借款供与が実現した事業は２２年度は９件（２１年度は３件）となっており、協力準備調査が有償資金協力案件の迅速な形成に着実に寄与するツールとなってきた。 以上の取組の結果、調査等のプロセス短縮や制度変更による事業の迅速化、技術協力の成果の資金協力による拡大、技術協力及び資金協力を複合的に活用した包括的な支援の実現等、統合によるシナジー効果が発現してきている。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。 なお、AWやパイロットプログラムの試行による国別アプローチの強化や３つの援助手法の適切な組み合わせによる協力プログラムの戦略性向上等の取組の方向性は高く評価するところ、今後はその成果を確実に発現させるとともに、具体的な成果について対外的に説明を行うことを期待する。
--	--	---

小項目 No.5 効果的な事業の実施

大項目	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(2) 事業に関する横断的事項
小項目	(イ) 開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力を促進し、我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することは、我が国の開発援助政策の重要な課題である。このため、海外経済協力会議で審議される重要事項、政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助計画、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国別・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上国側の開発政策及び援助需要を踏まえ、国際約束に基づく技術協力、有償資金協力、無償資金協力等につき、これらの援助手法の特色を十分に活かしつつ、効果的に業務を実施する。その際、開発途上国政府及び関係者との十分な意思疎通に努めるとともに、他の援助実施機関との連携を密にし、さらには、日本政策金融公庫（国際協力銀行業務）等の政府開発援助以外の公的資金（OOF）の実施機関との連携を図る。また、派遣専門家等関係者の安全対策を講じるとともに、派遣者へ適切なサポートを行う。具体的には、 ●政府の案件採択に資するよう、政府の援助方針等の政策を踏まえ、優良な案件の形成を積極的に支援する。 ●各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者の間で共有し、効果的な活用を推進する。 ●従来から取り組んでいる人々の能力強化や地域社会の強化をさらに進め、貧困、災害、感染症、気候変動等、国際社会の脅威となる課題への対応や平和構築支援をはじめとする事業を行う際には、人間の安全保障の視点を事業に組み込むことにより、事業の質及び効果の向上を図る。 ●地方自治体、大学、民間企業、NGO等とのパートナーシップを強化し、その知見や技術を事業に活用するとともに、我が国援助の独自性と対外的なプレゼンス確保に留意しつつ、他の援助国や国際援助機関との連携・協調を図る。 ●日本政策金融公庫（国際協力銀行業務）との適切な連携・協力を確保する。 ●事業の質の向上の観点から、JICA事業経験者等現地又は第三国のリソースを的確に把握し積極的な活用を図る。 なお、平成21年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「経済危機対策」（平成21年4月10日）の海外における我が国の優れた技術の活用等を通じた緊急雇用創出のために措置されたことを認識し、「(イ) 技術協力」及び「(ニ) 国民等の協力活動」により、日本人技術者等雇用創出対策に活用する。 また、平成22年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」（平成22年10月8日）において新成長戦略を推進・加速するために措置されたことを認識し、「(イ) 技術協力」及び「(チ) 調査及び研究」のうち調査により、環境技術の海外展開促進及びインフラ／システム海外展開支援に活用する。

業務実績	政府の開発援助政策及び方針に則り、開発途上国の援助需要を踏まえた案件形成支援を行うとともに、アフリカ支援、ミレニアム開発目標（MDGs）達成に向けた取組、気候変動対策、アジア支援、アフガニスタン・パキスタン支援といった重点政策に沿った協力を実施し、特にアフリカ支援については、政府が主導した「横浜行動計画」に基づく平成24年までの対アフリカODAを倍増するという国際公約の期限前の達成に機構として大きく貢献した。また、政府の新成長戦略の推進・加速に寄与するべく補正予算（第1号）により、インフラ海外展開促進支援等の取組を実施した。 開発パートナーシップの強化のため、他ドナーとの国・地域レベルでの戦略的な連携の枠組づくりや新興ドナーとの連携強化の取組を行うとともに、援助協調の枠組構築に貢献するべく機構の知見を積極的に発信した。また、民間企業との連携のためのツールとしてBOPビジネス^{（注1）}連携促進及びPPPインフラ事業^{（注2）}に関する調査の制度構築や公募を行うとともに、官民連携案件を形成・実施した。さらに、地方自治体、大学、NGO等との連携強化に努めた。 事業の質の向上を図るべく、開発課題や事業実施に関する知識・ノウハウの蓄積、人間の安全保障の視点の事業への反映に努めた。また、アフガニスタン等の安全管理上の特別な配慮が必要な地域における機構関係者に対する安全管理・対策の強化に取り組んだ。 （注1）開発途上国の貧困層（年間3,000ドル未満の所得で暮らす人口は40億人とも言われる）を対象としたビジネス （注2）従来公共事業として、公的部門が建設・整備し、サービスを供給していた分野について、公的部門のみならず、民間部門が民間事業として役割の一部担い、官民が一体となってサービスを行う事業 1. 政策に基づく事業の実績 （1）政策に基づく事業の案件形成・実施実績（指標：案件形成支援の実績） 政府の開発援助政策及び援助方針等の政策に則り、開発途上国の援助需要を踏まえ、課題解決に向けて策定したプログラムに沿って案件形成を実施している。22年度は、プログラム内容の検討及び個別案件形成を行う協力準備調査を、87カ国311件（21年度からの継続分を含む）実施し、これらは23年度及び24年度の新規案件として検討される予定である。 なお、20年度の協力準備調査導入から22年度末までに終了した個別案件形成を目的とした協力準備調査230件のうち、120件について案件採択が決定し、90件について採択に向けた検討が行われている。 上述の政府の政策に基づいた案件形成の実施を通じ、政府の重点方針に基づく取組を実施した。外務省の「平成22年度国際協力重点方針」の重点事項に基づく主な取組は以下の通り。 ア. アフリカ支援 20年5月に開催された第4回アフリカ開発会議（TICADIV）において、日本政府は24年（暦年）までに対アフリカODAを倍増し、18億ドルとすることを表明するとともに、「横浜行動計画」（YAP）の採択を主導し、計画に則った支援を着実に実施する旨表明した。機構はこれを受け、TICADIVで揚げられた3本柱である、①成長の加速

化（インフラ、エネルギー、農業等）、②人間の安全保障の定着（ミレニアム開発目標（MDGs）の達成、平和構築支援等）、③環境・気候変動対策に沿って取組を実施した。

機構はアフリカ地域に予算・人員を柔軟に配分し、積極的な案件形成を行った。結果、23年4月、外務省は22年（暦年）のアフリカ向けODA実績（債務救済を除く、アフリカ開発銀行拠出金等を含む）は20億4569万ドル（暫定）となり、TICADIVで表明した「24年までに対アフリカODAを倍増（基準額約9億ドル）する」旨の公約を、金額の上では達成したと公表した。

また、YAPにおいて掲げられた分野別の無償資金協力及び技術協力の目標額についても貢献し、機構分をほぼ達成する見込みである。

【分野毎のYAP目標額に向けた達成状況（単位：億円）】

分野	機構分				日本政府目標値
	20年度	21年度	22年度	20-22年度合計	(20-24年度の類型)
インフラ	162	274	282	719	370
農業	126	83	72	281	260
教育	105	126	165	395	440
保健	123	105	131	360	430
水衛生	110	178	131	420	300

成長の加速化については、「成長」の恩恵を幅広く貧困層が享受するために、アフリカにおいて人口の大部分を占める貧困農民の収入源の確保を図り、経済活動に取り組んでいくことが重要である。これらの取組は、人間の安全保障の定着にも資するものであり、機構はアフリカ各国の自然条件や伝統栽培作物を考慮し、農業分野の事業を実施してきている。

具体的な事例は以下の通り。

【アフリカにおける成長の加速化に資する取組事例】

●エチオピア「ベレテ・ゲラ参加型森林管理計画プロジェクト」

森林保全と地域住民の所得向上の両立を目指す本プロジェクトでは、コーヒーの発祥地であるエチオピアにおいて、所得向上の一環として、森の中に自生するコーヒーについて、環境と生態系の保護や労働者の権利の基準等を満たした農作物に付与される国際NGO「レインフォレスト・アライアンス」の認証を取得し、付加価値を高めた。市場開拓を模索した結果、株式会社生活の木、兼松株式会社との連携で日本への輸出が始まり、23年にはUCC上島珈琲株式会社も日本での販売を開始するなど、日本企業との連携を通じプロジェクト成果の持続性確保を目指している。日本への輸出によって協同組合が得た今年の純利益は500万円程度であり、約3,000人の農民には協同組合を通じて利益が配分され、また資金として積み立てされる。また、さらなる所得向上への取組として、農民野外学校を通じて限られた農地において生産性を上げる農業技術の実践活動を行った結果、第一期卒業生（約1,300人）の一人当たり農業収入が年平均70ドル程度増加した。

●アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）

機構は、「アフリカ緑の革命のための同盟（AGRA）」と協働で、2005年5月、TICAD IVの場において「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）」を発表。CARDは、アフリカにおけるコメ生産拡大に向けた自助努力を支援するための戦略であると同時に、アフリカのコメ生産国と連携して活動することを目標としたドナーによる協働グループ（世界銀行、国際連合食糧農業機関（FAO）等も参加）で、「サブサハラ・アフリカのコメ生産を向こう10年間で倍増する（1,400万トン/年から2,800万トン/年）」ことを目標としている。同イニシアティブと連携しつつ、機構は、ウガンダにおいてアフリカ稲とアジア稲を交配したNEW RICE for Africa（ネリカ米）の普及活動を行っている。ネリカ米は従来のアフリカ稲と比較すると高い収量が見込めることから、普及を開始した14年以降、既にウガンダの稲耕作面積の3割強がネリカ米となる等の成果も見られる。

機構は広域運輸インフラ整備として、地域ごとに重要回廊を絞り込んだ上での道路・橋梁分野での協力や、電力分野などのインフラ整備と投資、産業分野への支援の組み合わせにより、アフリカの経済成長への支援を実施している。

さらに、「成長の加速化」と併せ、「人間の安全保障の定着」という観点から、北部ウガンダやスーダン等の地域において平和構築に向けたさまざまな事業を実施している。具体的な事例は以下の通り。

【アフリカにおける人間の安全保障の定着に資する取組事例】

●スーダン：ダルフル及び暫定統治三地域における人材育成

長年の紛争により荒廃したスーダンでは、治安の確保に最大限留意しながら復興と平和構築のための各種事業に取り組んでいる。現在も不安定な状況が続くダルフル地域と暫定統治三地域（南北の境界地域）においては、地域住民に対する基礎的な行政サービス向上を目指した人材育成を行っている。具体的には、地方政府の計画策定・モニタリングや予算等リソース配分に関する行政機能強化と、地域住民にとってニーズの高い基礎的分野である給水・保健医療・職業訓練分野での技術者育成という2つのアプローチにより、行政サービス提供機関の実施能力強化を目的とした研修及びパイロット事業を実施している。

イ．ミレニアム開発目標（MDGs）達成に資する保健医療、教育分野の協力

2015年を目標年とするMDGsにおいては、各国のオーナーシップとパートナーシップに基づいて開発目標を実現するとされており、機構は各分野において開発途上国の自助努力を尊重するとともに、他の援助国や国際機関等の幅広い関係者と連携し、人間の安全保障の理念の下、その達成に資する協力を以下の通り行っている。

【ミレニアム開発目標の達成状況】

参考：国連、The Millennium Development Goals Report 2009, 2010

目標1：極度の貧困と飢餓の撲滅

開発途上地域で極度の貧困状態にある人々の数は、1990年の18億人から2005年には14億人へ、人口に占める割合は46%から27%へと減少。2015年までに目標は達成見込

み。ただし、サブサハラ・アフリカの貧困率は依然として高い（2005年の貧困率は50%を超過）。

目標2：普遍的初等教育への達成

初等教育への就学率は、サブサハラ・アフリカでは2000年の58%から2006年に76%へ、南アジアでは79%から90%へと上昇。就学年齢の子ども数が増えている中、全世界で学校に通っていない子どもの数は1999年の1億600万人から2008年には6,900万人へと減少。

目標3：ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上

開発途上地域の就学者数における男女比は、初等教育では1999年の100:91から2008年には100:96へ、中等教育では100:88から100:95へと改善。しかしながら、2005年までに教育のジェンダー格差をなくすという目標は2010年現在も達成できていない。

目標4：乳幼児死亡率の削減

全世界の5歳未満児死亡者数は、1990年の1,250万人から、2008年には80万人へと減少。開発途上地域の5歳未満児死亡率は、出生1,000人に対し1990年の100人から2008年には72人に減少。開発途上地域で1歳児がはしかの予防接種を受ける割合は、2000年の70%から2008年には81%に増加。全世界のはしか関連の死亡者数は、2000年の73万3,000人から2008年に16万4,999人に減少。

目標5：妊産婦の健康の改善

開発途上地域で医療従事者による分娩が行われた割合は、1990年の53%から2008年には63%へと増加。開発途上地域の出産10万件あたりの妊産死亡率は、1990年の480件から2005年に450件へとわずかに減少したが、目標には程遠い。保健分野に対するODA額は2000年以降増加しているが、そのうちリプロダクティブ・ヘルス・サービスへの援助の割合は8.1%～8.5%の間で増減し、家族計画のための援助の割合は8.2%から3.2%へと減少。

目標6：HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延防止

全世界のHIV新規感染者数は、ピークに達した1996年の350万人から2008年には270万人に減少。2006年のマラリアによる死亡者約100万人のうち95%はサブサハラ・アフリカだが、同地域の子どもの蚊帳利用率は2000年の2%から2006年には20%に上昇。

目標7：環境の持続可能性の確保

モントリオール議定書締結約196カ国は、オゾン層破壊物質の消費量を1986年から2008年の間で98%削減。2000～2010年の年平均森林喪失面は、1990～2000年の年平均830万haから520万haへと減少。安全な水を使用できる人の割合は世界全体で87%となり、現在の進捗が続けば目標は達成の見込み。

目標8：開発のためのグローバル・パートナーシップの推進

開発途上国から先進国への輸出のうち無関税品の割合は1998年の54%から2008年に80%へと上昇。2000年時点で開発途上国の輸出収入の13%近くを占めていた対外債務返済負担は、2008年に3%に減少。

機構は政府の重点方針でもある保健分野に関し、MDGs 4（乳幼児死亡率の削減）、同5（妊産婦の健康の改善）及び同6（HIV／エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止）の達成に向けた開発途上国の取組みを支援している。保健協力を進めるに当たっては、特に低所得国において改善が遅れている母子保健と感染症対策に力点を置き、また開発途上国が取組を行う上で、各々の国・地域で事業が持続される体制を整える必要があ

ることから、行政組織の能力向上、保健医療拠点の機能強化と拠点間の連携体制強化、保健医療従事者の充実といった課題への取組も重視している。具体的な事例は以下の通り。

【保健医療分野の取組事例】

●ガーナ「アッパーウエスト州地域保健強化プロジェクト」

基礎的保健サービスの強化を通して、5歳未満児や妊産婦の死亡率の改善に貢献すべく、北部のアッパーウエスト州を対象に、2010年までの5年間「アッパーウエスト州地域保健強化プロジェクト」を実施し、地域保健師240人の能力強化及び160人の新規養成、地方の保健行政に関する知識・技術の向上、診療所・病院間の連絡体制の強化等が行われた。同時に、州病院、郡病院、保健所、地域看護師養成校への機材供与も実施され、プロジェクト開始時には24ヶ所で機能していた地域保健が、2009年には81ヶ所にまで増加した。これまでの取組の成果を受けて、2011年よりアッパーウエスト州にて母子保健に焦点をあてたプログラムを展開する予定である。

●バングラデシュ「母性保護サービス強化プロジェクト」

妊産婦保健の改善を最優先課題としているバングラデシュにおいて、同プロジェクトでは、母子保健サービスの向上を図るため、①コミュニティの保健活動の活性化による妊婦健診等のサービス需要喚起、②政府系医療施設や政府医療従事者による産科サービス提供体制の強化、③地方評議会によるコミュニティ啓発活動や末端医療施設の改善、保健医療従事者とコミュニティの連携の円滑化、に関する活動を行っている。対象地域であるノルシンディ県では、助産技術を持つ医療従事者による出産介助率が18%（2008年）から25.4%（2009年）に、産科合併症を発症した妊産婦が緊急産科ケアを受診した割合が17.8%（2006年）から55.6%（2009年）に各々増加し、保健サービスの向上が達成された。バングラデシュ政府は機構の協力で実証された効果的な介入を「ノルシンディ・モデル」と称し、政府の優先課題である地域に密着したサービス提供を実現するため、同モデルを政策として全国で実施する予定である。

●中米シャーガス病対策

「シャーガス病」は、サシガメ（吸血性カメムシ）が媒介する中南米特有の寄生虫症で、慢性化すると有効な治療薬は無く、感染後10～20年程度経過したのちに約2割が死亡する。中南米全域で推定患者数は約970万人ともいわれ、サシガメが土壁や藁葺き屋根で造られた貧しい世帯の家屋に生息するため、「貧困の病」と認識されている。中米7カ国（グアテマラ、ホンジュラス、ベリーズ、エルサルバドル、ニカラグア、コスタリカ、パナマ）と米州保健機関は2010年までのシャーガス病の感染中断を目標とし、機構はこれを支援するため、2000年以降、中米各国に協力している。具体的には、①サシガメ生息調査、②家屋内殺虫剤散布によるサシガメ駆除、③住民参加によるサシガメ再発生監視体制の確立、を中心とした協力を展開し、血清陽性率の低下や、外来種サシガメである *Rhodnius prolixus* (R.p.) の生息率の低下といった成果が得られ、2008年にグアテマラがR.p.による感染中断の認定を受けたのをはじめ、2010年にはエルサルバドルがR.p.の消滅の認定を受けた。ニカラグア、ホンジュラスに関

しても次回 I P C A 年次会合にて R. p. によるシャーガス病の感染中断が認定される予定である。

また、機構は政府の重点方針でもある教育分野に関し、MDG s 2（初等教育の完全普及の達成）及び同 3（教育における男女格差の解消）の達成を支援すべく、学校校舎の建設、教師の能力強化及び学校マネジメントの強化を中心に基礎教育への協力に取り組んでいる。他方、開発途上国の教育の現状やニーズはさまざまであることから、その状況に応じて、高等教育や産業技術教育・職業訓練等への協力も積極的に展開している。具体的な事例は以下の通り。

【教育分野の取組事例】

●イエメン「タイズ州地域女子教育向上計画プロジェクト」

イエメンは、教育の男女格差が最も大きい国の一つで、初等教育の純就学率は男子 79 % に対し女子 66 %、成人識字率は男性 79 % に対し女性は 49 % に留まっている。このような男女格差を縮小し就学率の改善を図るため、機構は「タイズ州地域女子教育向上計画」を実施した。同プロジェクトは、女子教育を促進する学校運営モデルの開発を目的とし、地方行政・学校・地域住民の三者が参画する女子就学推進のためのパイロット活動を行うとともに、州教育局の行政能力向上、教育へのコミュニティ参加の推進、学校運営能力の改善に係る協力を行った。

その結果、対象校において女子の就学数は 1.5 倍、男子の就学者数も 1.3 倍に増加し、女子児童の男子児童に対する就学比率も、協力開始時の 0.65 から案件終了時には 0.79（州平均 0.78）に改善した。また、協力開始時には「男女が平等に教育の権利を有する」と答えた校長の割合はわずか 9.4 % であったが、案件終了時には 96.6 % と劇的に上昇した。

同プロジェクトの成果を受け、現在展開しているフェーズ 2 での協力では、前フェーズで構築したモデルの全国展開を図るとともに、世界銀行等のドナーと連携しつつ、女子就学促進のためのガイドラインを策定している。また、全国展開のために、教育政策アドバイザーや貧困削減無償の活用と連携により、政策レベルへの働きかけを併せて進めることを検討している。

●ニジェール「みんなの学校プロジェクト」

基礎教育へのアクセス及び質の改善を重視し、コミュニティ・学校・行政による参加型の学校運営も推進している。ニジェールでは、2004 年に開始された本プロジェクトにより住民、保護者、教員、行政が一体となった地域の学校づくりが進められたことで、学習環境が改善され、教育に対する住民の意識も向上した。このような取組みの結果、2004 年に 50 % だった就学率は 2009 年には 68 % まで伸び、就学児童の数は 98 万人から 155 万人に増加、さらに修了率も大きく改善された。こうしたニジェールでの成功を受けて、学校運営に関して類似の課題を抱える近隣の西アフリカ諸国でも同様のプロジェクトを開始、教育環境の改善が進められている。

ウ. 気候変動対策

機構は、小項目 No. 8「環境社会配慮」にて詳述の通り、政府の政策も踏まえ、気候

変動対策に資する案件形成及び実施に取り組むとともに、国際機関・他ドナーとの連携、国際会議での取組を積極的に実施した。

エ. アジア支援

・アジア地域の経済成長支援と新成長戦略の実現

世界経済におけるアジアの重要性が高まる中、東南アジアと日本の経済的な相互依存関係はますます深まりつつある。機構は、日本政府の新成長戦略やアジア戦略に基づいて東南アジア各国の経済成長を支援することを通じ、アジア地域全体の包括的な発展を支援するための協力を行っている。

アジア地域の経済成長に対するこれまでの取組の結果、例えばインドネシアの水力発電の61.5%、フィリピンの鉄道の総延長の51.1%、ベトナムの空港（旅客数）の84.8%が機構による有償資金協力又は無償資金協力により整備されるなど、同地域の経済活動の促進に貢献してきた。

22年度は、日ASEAN首脳会合において日本政府がASEANコネクティビティ（連結性）強化の取組に対する支援を約束したことを受け、ASEAN諸国におけるインフラの整備や貿易・投資の円滑化のための制度整備への協力を重点的に取り組んだ。その一環として、ASEANの中でも開発の遅れているメコン地域において、域内の越境交通・物流改善を目的とする東西経済回廊、南部経済回廊の開発のために、カンボジアの国道1号線及びネアックルン橋の建設に係る協力を実施するとともに、ラオスの国道9号線改修のための調査を実施した。

また、鉄道分野については、タイにおける「バンコク大量輸送網整備事業」（レッドライン及びパープルライン）、「ジャカルタ都市高速鉄道（MR T）建設事業」、「ホーチミン市都市鉄道建設事業1号線」等への協力を行った。

アジアの域内・外の物流に重要な役割を果たしている海運に関しては、インドネシアの「タンジュンプリオク港緊急リハビリ事業」、フィリピンの「スービック港湾開発事業」、ベトナムの「カイメップ・チーバイ国際港湾開発」等を支援し、アジアの海運ネットワークのキャパシティ向上のための協力を実施するとともに、インドネシアのジャカルタ首都圏第二港湾整備のための開発調査型技術協力やベトナムのラクフェン港の整備のための協力準備調査を行った。

こうしたハード面でのインフラ整備とともに、域内の物流改善と経済活動促進のための各国の制度整備や産業人材育成等のソフト面での協力も併せて実施しており、一例としてタイ、ベトナム、カンボジアの3カ国への広域協力として実施中の、税関リスクマネジメントに関する技術協力を通じて、税関制度の改善と税関業務を行う人材の能力強化に対する支援を行っている。

また、新たな主要政策課題への対応として、新成長戦略への貢献を図るべく、PPP（Public Private Partnership）、スマートグリッドや水ビジネス等に係る取組をアジア地域に対して積極的に推進した。官民連携で取り組むPPPインフラ事業を推進するため、22年度は民間からの提案に基づきベトナムの高速道路や新国際空港整備、マニラの高速鉄道や下水道事業等、ASEANを対象とする11件の事業計画策定のための調査を採択し、企業や地方自治体との連携に基づくアジアの成長支援の取組を強化している。

・域内格差の是正に対する支援

ASEANは2015年の統合に向けた取組を進めているが、東南アジアの中でも経済

開発が遅れているメコン地域のミャンマー、ラオス、カンボジアと、先発ASEAN諸国との域内格差が地域統合に向けた課題の一つとなっている。同時に、メコン地域は、近年、ベトナムを中心に急速な経済成長が進んでおり、将来的にも大きな発展が期待されており、日本にとっての重要性は高まりつつある。

21年11月に東京で開かれた「日本・メコン地域諸国首脳会議」における「東京宣言」の中で、日本政府は今後3年間でメコン5カ国に5,000億円以上のODAを供与することを表明した。機構はこの政府方針に基づいて、メコン地域に対する協力を進めており、社会経済開発の基盤となる基礎教育・保健医療の向上等を図るとともに、東南アジア地域の経済成長を取り込みつつ発展するため、各国の成長段階に即したソフト・ハードのインフラ整備と産業人材育成を積極的に支援している。

ラオスでは、乳幼児死亡率の低下や妊産婦の健康改善のために包括的な支援を行う「母子保健改善プログラム」を実施するとともに、援助協調のメカニズムである保健セクターワーキンググループにおいても議長国として他ドナーをリードし母子保健サービスの普及と保健人材育成に協力している。これまでの協力の結果もあり、乳幼児死亡率は1千人あたり53人（2005年）から48人（2008年）へと着実に減少し、MDGs達成に向けた貢献をしている。

カンボジアではプノンペンの上水道整備のため、資金協力による施設整備と技術協力による水道技術者の育成を実施しており、22年度は、有償資金協力により浄水場の整備を実施した。これまでの同分野に対する継続的な協力の結果、2005年に37%であった都市給水率は、2008年までに55%に改善している。

オ. アフガニスタン・パキスタン支援

アフガニスタンへの支援について、機構は、日本政府が21年11月に公表した「テロの脅威に対処するための新戦略」（アフガニスタン・パキスタンに対する日本の新たな支援パッケージ）（以下、同戦略）に基づき、同戦略の「アフガニスタンの自立的・持続的発展に貢献する支援」として、雇用創出を含む経済成長と民生の安定化に貢献する事業を展開している。外国兵士死亡者数が過去最多となるなど治安情勢の厳しい中、情勢に応じた渡航人数の制限や防弾車移動の徹底等の最大限の安全対策措置を講じ、また復興途上で実施体制が脆弱である先方政府との調整等においては協議を通じて先方政府の自立性を醸成しながら、中長期的開発の観点で事業を実施している。具体的には、カブール首都圏開発を中心とするインフラ整備及び農業農村開発を最重点分野として両分野で中長期的な支援方針を決定し、支援に取り組んだ。また、自立的・持続的な発展のためには国づくりを担う中核人材の育成が不可欠と考え、我が国外務大臣のカブール会合（22年7月）におけるコミットメントに基づき、5年間で最大500名の行政官を育成する「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト」を開始した。また、同戦略の「アフガニスタン自身の治安能力向上のための支援」として、治安維持を担う警察の中堅幹部育成を目的として警察強化研修を実施してきている。

自立的・持続的発展に貢献する支援は効果の発現に時間を要するものであるが、復興支援を開始した14年以降着実に実施してきた機構の支援によって、次のような成果が発現してきている。インフラ開発分野では、カブール首都圏開発に係る都市開発マスタープランの策定や道路維持能力の向上、農業農村開発分野では、コミュニティレベルの開発を推進するとともに、農村開発政策や体制の強化を支援した。また、同国第二の主要穀物であるコメの生産増につながる技術を、東部ナンガルハール州を対象に研究開発し、普及員と

の連携の下、協力対象農家のコメ生産性向上に成功した。基礎生活分野では、全34州に教師用指導書の配布、首都カブールでの都市型保健システムのモデル形成を行い、教育と保健の質向上に貢献した。また、警察支援分野では、20年度及び21年度に続いて警察強化研修を実施し、22年度は40名の警察中堅幹部の育成に貢献した。

パキスタンへの支援について、機構は、パキスタンの安定的な発展がアフガニスタンを含めた周辺地域の安定に不可欠との認識に立ち、上述の同戦略に基づき、「穏健で近代的なムスリム国家」としての同国の安定的な発展に向けて、技術協力と資金協力を有機的に組み合わせて2年間で最大10億ドルの支援の迅速な実施に取り組んだ。具体的には、経済成長・マクロ経済改革、貧困削減、ハイバル・パフトゥンハー州(KP州)・連邦直轄部族地域の民生安定に向けて支援を展開し、特に22年7月発生の同国建国以来最悪の洪水災害の際は、上記日本政府戦略に基づき、パキスタンの危機的状況下における経済、民生を支えるため、米国ほか国際社会の支援の呼び水的役割を担うべく、国際緊急援助隊の派遣等の緊急対応、洪水被害ニーズアセスメント調査参画に始まり、復旧・復興段階では深刻な被害を受けたKP州の道路・橋梁復旧や、当面の物資輸入に充当する輸入決済資金供与を通じた国際収支安定化支援を円借款にて実施した。

(2) 「経済危機対策」(22年度補正予算)の実績

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策として措置された22年度補正予算(22年11月26日国会議決)により、同対策の柱の一つである「新成長戦略の推進・加速」に寄与するべく技術協力を通じた取組を実施した。運営費交付金の総計は37.4億円(無償資金協力による補正予算への取組はNo.13「無償資金協力」を参照)。具体的な事業分野及び取組結果は次の通り。

(ア) インフラ海外展開促進支援

アジアをはじめとする開発途上国における旺盛なインフラ需要に応え、開発途上国の経済成長を実現するとともに日本企業の海外展開を促進するために、鉄道・電力・空港・都市交通などのインフラ整備事業に係る計画策定支援、インフラ・システムの運営・維持管理に係る人材育成を開始した。本件対象プロジェクトはベトナム鉄道分野、フィリピン電力分野、インドネシア公共交通分野等合計17件。

(イ) 民間提案型調査

民間提案によるインフラ案件等の事業形成に資する調査を行うべく、国内・開発途上国にて案件準備を行った。本年度はフィリピンにおけるクリーンエネルギー事業、インドにおける電力事業など合計9件に着手した。また、BOP(Base of the Pyramid)ビジネスとの連携促進のための事前調査支援制度において、19件の採択案件について提案者と契約を締結し調査を実施中である。

(ウ) 森林クレジット・ビジネスの試行的協力の実施

森林分野においては「森林減少由来の温室効果ガス排出削減(REDD)」^(注1)を行い、抑制された排出量の取引を通じて先進国の排出削減目標に寄与することが検討されている。国際協力においても、炭素蓄積量の把握、モデル事業実施、炭素オフセット制度の

開発途上国政府への提案等を行うことで将来の排出削減量取引ビジネスへの貢献が期待されるため、メコン地域、インドネシアにおけるこれら分野の支援を開始した。

また本分野においては、メコン地域の森林保護区管理や「コーラル・リーフ・トライアングル・イニシアティブ地域^(注2)の沿岸生態系管理」においても認められていることから、これら事業についても協力を開始した。対象案件は合計10件。具体的な事例は以下の通り。

(注1) Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countriesの略称。

(注2) フィリピン、マレーシア、インドネシア等にまたがる地球上で最も生物多様性の豊かな海域における海洋保全イニシアティブ。

【補正予算を活用した取組事例】

●ベトナム「南北高速鉄道建設計画策定プロジェクト」(開発計画調査型技術協力)

日越首相間で日越協力の象徴とされる南北高速鉄道建設計画に関して、22年3月に策定した「持続可能な総合運輸交通開発戦略策定調査」における概略的な検討結果を踏まえ、日本の新幹線方式等の導入に向けた事業実施可能性及び必要な法制度整備・人材育成等について同国政府とともに計画策定を実施するもの。22年度の詳細計画策定調査を踏まえ、23年5月より本格調査を開始した。

●インドネシア「ジャカルタ首都圏投資促進特別地域(MPA)マスタープラン調査」(協力準備調査(プログラム形成))

ジャカルタ首都圏地域を直接投資と産業開発に魅力的で、かつ環境と人に優しい地域に進化させるために、①港湾、②工業団地、③公共交通、④道路、⑤空港、⑥上下水道、⑦廃棄物処理、⑧洪水対策、⑨電力の9分野において必要なインフラ整備と関連投資環境の改善を行うもの。22年12月に日本とインドネシア政府間において覚書を締結。23年5月より調査を開始した。

●インドネシア「国家森林計画実施支援プロジェクト」(技術協力プロジェクト)

実施中のプロジェクトにおいて森林分野気候変動対策の適地選定調査、衛星画像判読ガイドライン作成を追加実施し、森林クレジット・ビジネス分野での民間連携を進めるもの。22年度はコンサルタント選定を行い、23年4月より調査を開始した。なお、本件に関連しては丸紅株式会社が経済産業省の「地球温暖化対策技術普及等推進事業」により事業化を検討中で、情報交換を行っていく予定。

2. 開発パートナーシップの強化

(1) 国際援助協調・他援助機関との連携強化

ア. 国際会議への参画・他ドナーとの連携(指標:国際会議等への参画及び他ドナーとの連携の実績)

22年度は、開発効果の一層の向上のため、アフリカ支援、脆弱国支援、ミレニアム開発目標(MDGs)達成、気候変動対策、食料安全保障等の開発課題について、世界銀行、アジア開発銀行、国連開発計画(UNDP)、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)等の国際機関や米国援助庁(USAID)等の他ドナーと、ハイレベル・事務レベルの相互訪問により、国別・課題別の支援の方向性に関する協議等を通じて、国・地域レベルに

における戦略的な連携の枠組みづくりへの取組を強化した。例えば、欧州復興開発銀行（E B R D）と業務協力協定を締結し、環境・気候変動、投資環境・民間セクター開発等の支援戦略の共有や、協調融資、技術協力の連携等を進めており、また、ドイツ国際協力公社（G I Z）とも業務協力協定を締結し、サブサハラ・アフリカにおける水・衛生セクター支援の連携強化を進めている。世界銀行やアジア開発銀行における地域やセクター支援戦略検討の際には日本政府経由でコメントを提出するなど、機構の知見を反映し、より効果的・効率的な連携が促されるよう注力している。

また、アジアの新興ドナーの積極的な展開を踏まえ、開発効果の増大、南南協力支援やドナー化支援等の観点から、これら新興ドナーとの対話を深化させた。22年度は、理事長が韓国輸出入銀行や韓国国際協力団（K O I C A）を訪問したことを契機に、K O I C Aとは定期協議を開始し、モザンビークにおいて初の協調融資（運輸交通分野）を実施した。また、機構は「中国—D A C研究グループ」に参画するとともに、中国の援助を司る中国商務部の幹部を日本に招へいして日本のO D Aの取組を紹介するなどを通じて、中国との対話を継続している。さらに、韓国輸出入銀行、中国輸出入銀行及びタイ援助機関とは援助における環境社会配慮に関する協議を実施するなど、新興ドナー間のネットワーク構築や機構の知見の共有に努めた。具体的な実績は以下の通り。

【主な連携実績】

機関名	連携に係る取組内容
世界銀行	・世界開発報告書（WDR）2011の諮問委員会委員に副理事長が就任し、機構として人間の安全保障のコンセプトや脆弱国支援に関する情報を提供したほか、東京・ジャカルタにおけるWDRシンポジウムの共催等を実施。WDR 2011は機構の提案を踏まえ、人間の安全保障の議論等が反映。 ・I M F・世銀秋期総会において、気候変動に関するサイドイベントを共催し、世銀・A D B・機構による共同研究「気候変動がアジアの大都市に与える影響」の成果を発信。
アジア開発銀行（A D B）	・インドネシアにおいて「開発政策借款（VII）」及び「インフラ改革セクター開発プログラム（III）」を機構と協調融資で支援しており、これらのプログラムローンを通じて、日系企業の海外進出の基盤となる関税、労働規制、P P Pの制度設計支援を、現地に進出している日系企業等の意見も踏まえつつ実施。
国連開発計画（U N D P）	・脆弱国（イラク、スーダン、コンゴ民主共和国等）において、職業訓練、警察官訓練等のプロジェクトにおける現場連携を推進。
ドイツ	・22年7月にサブサハラ・アフリカにおける水・衛生セクターに関する連携ワークショップを開催し、現場での対話を促進。23年2月には同分野連携に係る覚書を締結し、ザンビア、ケニア、タンザニア、ウガンダ、ブルキナファソにおいて具体的な協力や調整が進行中。
米国	・11月に日米保健分野政策協議が東京で実施され、日U S A I D保健パートナーシップ文書を署名。これに基づき、具体的な連携を進めるために、バングラデシュで保健分野事業の相互視察、連携協議を実施。日米双方の母子保健分野での取組成果を活用し、同国における母子保健モデルを日米合同で推進し、全国レベルに拡大していくことを確認。

国連難民高等 弁務官事務所 (UNHCR)	・国際人道援助緊急事態対応訓練地域センターとの安全管理研修共同実施の覚書を締結。23年度には新設されるアフガニスタン関係者向け研修を含む4回の研修(合計約100名を対象)を連携して実施する予定。
-----------------------------	---

日本の援助のプレゼンス強化の観点から、各種セミナー、国際会議等で機構の取組について発信した。例えば、22年10月に世銀及び横浜市と「Eco² (EcologicalでEconomic) Cities 第1回国際会議」を横浜で共催し、持続可能な都市開発の方向性に関し議論を行い、「横浜宣言」を発信した。また、23年1月に世界保健人材連盟(GHWA)、世界保健機関(WHO)、タイのマヒドン王子記念財団と共催で、「第2回保健人材グローバルフォーラム」をバンコクで共催し、保健人材の育成に関する5S運動、カイゼン、総合的品質管理等の機構の経験を発信した。

イ. 援助協調の枠組への対応 (指標: 援助協調の枠組への対応の実績)

22年を目標年次として、OECD開発援助委員会(DAC)の「援助効果向上にかかるパリ宣言」(17年3月。以下、パリ宣言)や「アクラ行動計画」(20年9月。以下、AAA)といった援助協調の枠組への対応として、AAAに沿ったキャパシティ・ディベロップメント(CD)や南南協力支援に関する機構の経験を積極的に発信するとともに(詳細は小項目No. 11「技術協力」を参照)、パリ宣言のモニタリングとして、アジア地域におけるワークショップをOECDやUNDPと共催するなど、機構の援助効果向上に向けた取組、特に脆弱国支援の重要性、多様化する援助パートナーとの対話強化の必要性及び国・地域に基づく議論の重要性等を発信している。

また、これまでの援助効果向上の取組の総括及び今後の開発協力の枠組を協議する23年11月「第4回援助効果向上に関するハイレベルフォーラム(HLF4)」(韓国・釜山)に向け、ブルッキングス研究所及びKOICAとの共同研究「援助の新しいビジョン(New Vision for Aid - Catalyzing Development)」を実施し、新たな援助枠組、開発協力の役割について政策提言をまとめた。また、その結果について、22年11月ソウルにおいて発表を行い、引続き開催されたHLF4の準備会合においては、右共同研究成果がバックグラウンド・ペーパーとして活用され、援助パートナー、地球規模課題、援助アプローチという視点から、新たな援助枠組構築に関する議論を活性化させ、HLF4に向けた議論の方向性・アジェンダ設定に貢献した。

(2) 民間連携に向けた取組 (指標: 民間連携に向けた取組の実績)

ア. 民間連携案件の形成・実施

民間連携を促進するためのツールとして、ODA資金の活用を念頭においたPPPインフラ事業を形成するための調査として21年度に整備したPPPインフラ事業^(注1)に関する協力準備調査について、22年度は2回の公募を行った。22年6月に政府より公表された新成長戦略の具体的推進策としても注目を集め、86法人より29件のプロポーザルの提出を受け、計11件の採択案件のうち10件について提案者との契約を締結し、調査を実施中である。

また、BOPビジネス^(注2)については、21年度の外部有識者による研究会や勉強会の結果に基づき、開発課題解決に資するBOPビジネスの事業計画のプロポーザルを広く募り、機構が選定したプロポーザルの提案者に当該BOPビジネスにおける情報収集や機

構との連携を含む事業計画立案のための調査を委託するという形で協力準備調査（ＢＯＰビジネス連携促進）の制度構築を行った。２２年８月に初回の公募を行い、１２４法人より９２件の提案がなされ、うち１９件の採択案件について提案者と契約を締結し調査を実施中である。

さらに、ベトナムにおいて、開発課題の解決に資する日本の中小企業の技術導入に関する機構との連携の可能性についての調査を行ったほか、ベトナム、インド、インドネシア、フィリピン等におけるＰＰＰインフラ事業促進のための基礎情報収集や関係機関への説明を行うなど、民間企業と連携した案件の発掘・形成に取り組んだ。

また、民間企業人材の国際化と連携したボランティア事業や企業ＣＳＲと連携し企業のノウハウや販路を活用した機構の事業の一層の効果発現を目指す取組等、新たな民間連携案件の形成に向けた検討や関係者との協議が進んできている。

また、２２年６月の閣議決定「新成長戦略」等を踏まえ、民間企業の開発途上国における経済協力にも資する海外投融資事業について再開に向けたリスク審査・管理体制の拡充を行った。（詳細は小項目Ｎｏ．１２有償資金協力に記載）。

イ．機構の民間連携に関する対外発信・ニーズ把握

２１年度に引続き、日本経済団体連合会、日本商工会議所、他の経済団体との意見交換会やセミナーの共催や、内外の各種セミナー等への参加を通じ、民間企業等のニーズを確認するとともに、機構が提供できる具体的な連携方策等についての発信を行った。また、ＮＧＯ－ＪＩＣＡ協議会の分科会として、ＮＧＯ・企業・機構の三者の連携に関する協議会を設置し、三者間の協働の意義や具体的方策等について意見交換を実施した。さらに、企業のＣＳＲとの連携の機会を探るため、ＣＳＲに積極的に取り組んでいる企業との意見交換を実施した。また、ＵＳＡＩＤと連携を行い地方企業に対する民間連携ツールの説明セミナーを行うなど、地方企業に対するアプローチも強化した。具体的な事例は以下の通り。

【民間企業との連携の取組事例】

●ベトナム「ファッヴァン・カウゼー高速道路ＰＰＰ事業」（協力準備調査（ＰＰＰインフラ事業））

本事業は、ベトナムの南北をつなぐ高速道路の北の起点であるベトナムの首都ハノイにおいて、既存の一般道路を改良・拡幅し高速道路化することにより、増加する交通需要への対応、交通・物流の効率化を図ることをねらいとしたＰＰＰインフラ事業である。本事業は、日本における高速道路の建設、運営・維持管理のノウハウを持つ高速道路株式会社等が事業参画を検討しているものの、長期にわたる海外でのインフラ運営事業はリスクが高いため、機構による資金面等の支援が期待されている。機構は、日本政府が新成長戦略に掲げるパッケージ型インフラ海外展開にも資する事業として、公募型の協力準備調査（ＰＰＰインフラ事業）を活用した本事業のフィージビリティ調査を実施し、官民連携しつつ計画段階から事業形成を進める。

●ガーナ「離乳期栄養改善食品事業化調査」（協力準備調査（BOPビジネス連携促進）
 ガーナをはじめとする西アフリカは、MDGsの目標である「乳幼児死亡率の削減」の達成が最も厳しい地域と言われており、乳幼児の栄養不足が大きな問題となっている。本事業は、食品会社が、市販の離乳食を購入できない低所得者層に対して、栄養強化食品を提供することをねらいとしており、本調査では、市場調査、製品開発及びパイロットプロジェクトの実施を支援し、事業化を促進する。事業化の際には、機構が行う保健分野の技術協力事業との連携により、相乗効果を発揮することが期待されている。本事業を通じ、企業にとってはBOPビジネスの推進が、開発の視点からは、乳幼児の栄養改善のみならず、原料調達、生産、販売等のビジネスプロセスを通じた貧困削減効果も期待される。

●タイ「自動車裾野産業人材育成プロジェクト」（技術協力プロジェクト）

自動車産業はタイの主要産業のひとつだが、生産拡大に伴う裾野産業技術者の量的・質的不足に係る問題が顕在化してきている。現地資本を中心とした一次、二次下請けの部品・加工メーカーの人材開発は、日系企業を含む組立企業側の要請であると同時に、タイ経済の牽引力として中小企業開発・強化を推進するタイ政府の重要な政策課題となっている。そこで、本事業を「日タイ経済連携協定（JTEPA）」に基づく日本の協力分野の一つを担う日タイ両国官民の四者協力によるプロジェクトと位置づけ、裾野産業技術者を育成するための研修トレーナーを養成し持続的な研修制度を確立するとともに、技能検定制度の構築を図った。研修では、事業の実施主体の下に、研修課題ごとのワークグループをつくり、日本企業が研修を行うことにより、日系企業の要求に対応しうる人材育成が行われるとともに、タイの自動車産業の生産性向上等にも寄与した。

（３）地方自治体との連携

地方自治体との連携については、主に草の根技術協力事業（地域提案型）、研修員受入事業、開発教育支援や市民参加協力支援事業を通じて、各国内機関が中心となって所管都道府県の自治体と連携を図っている。２２年度の主な実績は以下の通り。

- ・草の根技術協力（地域提案型）：６４件
- ・技術研修（課題別・国別研修等）の地方自治体による受入れ：５１件
- ・地方自治体との連携イベント開催件数：１６６件

また、ボランティア事業においても、２２年度も引続き教員や地方自治体職員の現職参加促進やボランティア経験者の採用特別枠の設定拡充に向けた取組等、連携強化が図られた。具体的な事例は以下の通り。

【地方自治体との連携の取組事例】

●宮城県においては、県の国際化戦略の中に機構との連携が明記されており、２２年度に「みやぎ国際協力隊プロジェクト」を立ち上げ、県庁の農業土木技術職員を青年海外協力隊としてマラウィへ派遣し、農業灌漑分野の技術協力を開始した。

●兵庫県豊岡市は、人と自然が共生する「コウノトリ育む農法」を市内で普及させた経験を生かし、急速な近代化で水質汚染が進んでいる中国の浙江省慈溪市庵東鎮において、「コウノトリの生息が可能となる水環境を再生する」ことを合言葉に、環境に配慮した生活スタイルの住民への普及や環境創造型農業に取り組む農家のリーダー層の育成を行っている。

●福岡県北九州市では、同市が有している水質分析技術や浄水処理技術の優位性を活かし、また水分野における民間企業との公民連携体制を活用して、ベトナム・ハイフォンで草の根技術協力（地域提案型）「有機物に対する浄水処理工場プログラム」を開始している。

●沖縄県宮古島市は、微生物を活用した自然にやさしい緩速ろ過方式という浄水システムを採用しているが、コストもかからず維持管理も容易なこの方式は開発途上国で有効であるため、同じ島であり水不足の課題を抱えているサモアに対し、草の根技術協力（地域提案型）「サモア水道事業運営（宮古島モデル）支援協力」を開始し、この「宮古島方式」の経験と技術を移転している。

（４）大学との連携

２０年度に策定した大学連携協定の締結方針に基づき、２２年度は、１５大学と協定、６大学と覚書を締結した。また、今後の大学連携のあり方について機構内で検討を進めた。

また、東日本大震災に対する取組の一環として、地震・津波災害の経験、教訓をもとに、防災分野の協力に資するべく、東北大学との連携による研究を開始した。大学との連携の具体的な事例は以下の通り。

【大学との連携の取組事例】

●「東ティモール国立大学工学部能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）

東ティモール国立大学（以下、UNT L）は、国造りを担う人材育成強化を掲げる同国の開発計画に基づく国内唯一の公的高等教育機関である。日本の無償資金協力による機材供与や本プロジェクトの前身にあたる技術協力^{（注１）}を通じ、独立の混乱時に破壊された教育施設の補修・改善や、課題となっていた工学部^{（注２）}教官の教育能力の向上は一定程度達成できたが、さらなる工学部教官の教育・研究能力の向上、並びに学部の管理運営能力の改善を目的に、２３年２月より本プロジェクトを開始した。具体的には、従来提供されてきた３年制学位プログラムから４年制学位プログラムへのカリキュラム改訂や日本の工学教育の特徴である実践的な研究活動の導入を通じた教育の質の改善に向けた支援等を行っている。プロジェクトの実施にあたっては、日本国内の３大学^{（注３）}が参画し、各大学や教員が有する学識的知見や学部の管理運営能力を活かして、日本国内支援大学教員の現地派遣やUNT L教官の日本国内での研修受入を行うなど、各学科の支援を行っている。また、インドネシアの大学からも教官を専門家として招き、教育能力向上や学部管理運営面での指導を実施する予定。

（注１）「東ティモール大学工学部支援プロジェクト」（協力期間：２００６～２０１０年）

（注２）工学部にある４学科（機械工学、土木工学、電気・電子工学、情報工学）のうち３学科（機

械工学、土木工学、電気・電子工学）を支援対象としている。

（注 3）長岡技術科学大学（機械工学科担当）、山口大学（土木工学科担当）、岐阜大学（電気・電子工学科担当）

（５）ＮＧＯ等との連携

小項目Ｎｏ．１５「ＮＧＯ等との連携、国民参加支援」で後述の通り、ＮＧＯ等との連携として、草の根技術協力事業について、ＮＧＯ側の要望にも応える形で、ＮＧＯ等の参画促進や事業成果発現につなげるべく、個々の事業改善を行った。また、効果的な国際協力や、国際協力に対する市民の理解や参加を促進することを目的に、ＮＧＯ-JICA協議会等を開催し、技術協力におけるＮＧＯとの連携や民間連携等に関する検討を行った（協議会４回、分科会７回、公開意見交換会４回）。

（６）技術協力事業における民間の活用及び国民各層の参加機会の拡大（指標：各種支援委員会等への学識経験者、ＮＧＯ等の参加状況、専門家における国民各層の参加状況、事業における民間の活用（業務実勢契約等）の実績）

機構は、民間団体のノウハウを活用した事業や国民の発意を取り入れた事業として、業務実施契約に基づく技術協力プロジェクト（実施段階で民間の参加を募り事業を委託する制度）として、２２年度の実績は新規６２件、継続１１０件の計１７２件（うちＮＧＯ等（ＮＰＯ法人、財団法人、公益法人）との契約２５件、大学等との契約４件）であった。

これら以外にも、上記「民間連携に向けた取組」に記載の通り、ＰＰＰインフラ事業やＢＯＰビジネスに関する協力準備調査等も活用し、民間企業やＮＧＯ等のノウハウを活用した事業の促進に取り組んでいる。

２２年度も引続き、質の向上や効率化を図る取組を進めるために、国別・地域別の支援委員会、技術協力プロジェクト等の実施に関する国内支援委員会や課題別の委員会、事業評価に関する助言を得るための外部有識者事業評価委員会を設置し、学識経験者、ＮＧＯ等からさまざまな提言、助言を得た。各種委員会委員のうち学識経験者やＮＧＯ等の割合は、国別・地域別支援委員会では８６．１％、国内支援委員会及び課題別の委員会では７４．５％、外部有識者事業評価委員会では１００％であった。

また、機構の事業実施における国民各層の参加も定着しており、２２年度に新規派遣された専門家のうち学識経験者やＮＧＯを含む民間人材の割合は９２．３％となった。

（７）日本政策金融公庫との連携・協力（指標：「日本政策金融公庫」（国際協力銀行業務）との連携の実績）

２２年度の日本政策金融公庫（国際協力銀行業務）との具体的な連携としては、インドネシアの地熱ＩＰＰ（Independent Power Producer：卸電力事業）開発を促進する制度について、機構が政策・制度改善支援を行う過程で、日本企業・銀行も参画しやすい環境整備という観点から、日本の民間企業・銀行に加え、国際協力銀行とも密な意見交換を行った。

(8) その他連携の取組

ア. 地球規模課題対応国際科学技術協力に係る大学等国内研究機関との連携

地球規模課題対応国際科学技術協力は、環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症等の地球的規模の課題の解決につながる新たな知見の獲得及びその成果の将来的な社会実装（具体的な研究成果の社会還元）を目指し、開発途上地域の社会的ニーズを基に、日本の先端的知見により開発された技術を開発途上地域の発展に役立てるべく、日本の研究機関と開発途上地域の研究機関とが国際共同研究を推進することによって、開発途上地域の人材育成及び研究能力の向上を図ることを目的としている。外務省、文部科学省（実施は独立行政法人科学技術振興機構）と連携して実施する技術協力事業として、20年度から開始しているが、新しい事業形態として定着するとともに、研究と関連した高度な発想による開発課題への取組が進展しており、その成果も徐々に挙がりつつある。22年度は、本事業として17件の実施を決定した。具体的な事例は以下の通り。

【地球規模課題対応国際科学技術協力の取組事例】

ツバルでは、「海面上昇に対するツバルの生態工学的維持」を目標として、21年4月から、東京大学との連携の下、ツバル天然資源省環境局等と共同研究を開始している。環礁の島々は、ホシズナと呼ばれる有孔虫の死骸やサンゴのかけらが「漂砂」として海岸に堆積して形成されているが、人口増加や経済活動の活発化、海岸の人工構造物などの影響で漂砂の供給が減少し、本来の砂の運搬、堆積の過程が阻害されて、島全体の侵食が進んでいることが解明されている。今後予想される海面上昇に対して、島の形成過程を考慮した対策も必要になっており、研究成果を踏まえ、本プロジェクトでは、有孔虫の増殖によって砂浜を再生する実証実験を通じて、自然の力を利用した島の保全を進めている。

イ. 宇宙航空研究開発機構（JAXA）との連携

「宇宙基本法（平成20年法律第43号）」に基づき、内閣総理大臣を長とする宇宙開発戦略本部により21年6月2日に決定された「宇宙基本計画」において、「宇宙外交の推進」及び「外交に貢献する宇宙開発利用の推進と宇宙のための外交努力」が掲げられている。当該計画の趣旨を踏まえ、宇宙航空技術を活用し、開発途上地域の経済及び社会の開発に寄与する国際協力の質の向上を図ることを目的として、20年度にJAXAとの連絡協議会を設置した。22年度にも連絡協議会を実施し、双方の活動状況の紹介のほか、今後の連携強化のための意見交換を行った。また、機構はJAXA人工衛星ALOS（だいち）からの衛星データを、気候変動、森林・自然環境、水資源開発、防災、地形図作成といった分野において活用している。

3. 事業の質及び効果の向上を図るための取組

(1) 課題別指針の策定・更新（指標：課題別指針の策定・更新の実績）

機構は、前中期目標期間に引続き、開発に係る分野・課題を23に分類して、知識やノウハウの整理を進めている。効果的に業務を行なうための執務参考資料として、課題ごとの事業実施上の留意点や協力方向性等、これまでの経験・知見を体系的にとりまとめた「課題別指針」については、従来の技術協力を中心としたものから資金協力を含む3つ

の援助手法一体の方針として、20分野・課題42指針を対象として策定を進めており、22年度末時点で、20分野・課題において34の指針を策定・公開している。また、課題別指針とは別に、対外的に機構の分野課題に対する協力方針等を説明する資料として教育及び保健分野のペーパー（ポジションペーパー）を作成し公開した。また、食料安全保障に関して、近年の食料価格の高騰とそれに対する機構の対応についてとりまとめ、内外で共有した。さらに、各分野の取組と成果をわかりやすく説明する「課題別事業成果」の定期的な更新を実施し、22年度から外部公開を開始した。

開発課題等に関する知見を共有し事業に活用する体制として、全23分野・課題について主管部を中心とした分野課題ネットワークを設置し、分野・課題情報システム（ナレッジサイト）のコンテンツ整備等を実施している。22年度は、コンテンツの整理を行い、サイト内の見やすさ及び情報検索が改善した。また、国際協力人材・事務所員赴任前研修（24回）の実施、新人職員研修等を通じ、各分野課題のナレッジサイトコンテンツの充実及び活用の促進を図った。

（2）分野・課題情報システム（ナレッジサイト）のコンテンツの整備状況（指標：分野・課題データベースやコンテンツの整備・活用の実績）

22年度はシステムの改善を行い、案件概要の公開・更新を迅速かつ確実に行う仕組みを導入し、効率的に外部公開が行えるようにした。また、専門家のみ派遣といった小型案件をも積極的に公開していったことから、全体として4,331件（21年度2,751件）の案件情報が22年度に公開されている。

また、分野横断的課題の知見・情報を共有するため1,328件のコンテンツを新たに整備・更新し、計7,866件のデータが整備され、うち1,447件のデータを外部公開している。また、ナレッジサイトコンテンツに月平均1,048人のアクセスがあった。

22年度に新たに整備したコンテンツの内訳は以下の通り。

【新規に整備したコンテンツの分野・課題別の内訳】

教育	129件	自然環境保全	113件
保健医療	41件	水産	2件
水資源防災	172件	ジェンダーと開発	5件
ガバナンス	21件	都市開発・地域開発	145件
平和構築	16件	貧困削減	27件
社会保障	23件	環境管理	47件
運輸交通	70件	援助アプローチ	9件
情報通信技術	47件	評価	0件
資源・エネルギー	7件	南南協力	29件
経済政策	120件	市民参加	73件
民間セクター開発	11件	日本語教育	101件
農業開発・農村開発	77件	グローバルイシュー	43件

なお、機構のMDGsに対する取組の情報発信として、22年9月のMDGs国連首脳会合の開催も踏まえ、機構の広報誌 JICA's World でMDGsの特集を組むとともに、広報パンフレットを作成し、機構の各種セミナーやイベント等で配布するなど、広く一般市民への情報提供に努めた。

（３）現地又は第三国リソースの活用

ア．現地及び第三国リソースの把握（指標：現地及び第三国リソース把握状況（現地コンサルタント等の情報整理、帰国研修員ネットワークの整備状況））

機構の事業経験者等に係る現地及び第三国のリソースの的確な把握に関し、２１年度までに、先進国事務所を除く全在外事務所において現地リソースのリスト（ＮＧＯ、コンサルタント会社、個人等）を作成しており、２２年度は適宜更新した。また、３９の海外拠点において、習得した知見・技術に関連する研修の講師等として、帰国研修員を機構の事業で活用しており、活用を意識した現地リソースの的確な把握を行った。

また、機構では、技術協力事業の成果を、現地又は第三国で活用・普及する観点から、帰国研修員同窓会の活動及びネットワークの維持・構築を支援しており、２２年度は７８団体で同窓会名簿が更新された。また、新設されたジンバブエ、ブラジルにおける科学技術分野の同窓会を含め、１２５団体の帰国研修員同窓会の活動が確認された。２２年度は９９団体を対象として同窓会の総会やセミナー開催等、活動の活発化に資する支援を行った。例えば、中米・カリブ地域では、機構からの支援も有効活用し、地域レベルでの同窓会が近年継続的に開催され、各国同窓会の優良活動事例の紹介等を行う等、周辺国同窓会の情報共有及びネットワーク強化が促進されている。こうしたネットワーク強化の成果として、エルサルバドル、ドミニカ共和国の両国帰国研修員同窓会の連携により、２２年の大地震により被害を受けたハイチの省庁関係者や大学関係者等を対象として、耐震建築に関するセミナーが２３年３月にドミニカ共和国で実施された。

イ．現地リソースの積極的な活用（指標：現地人材（現地コンサルタント・ＮＧＯ等）の活用の実績）

２２年度においては、技術協力プロジェクトにおいて現地コンサルタントを活用した件数４６５件（２１年度４０４件）、現地ＮＧＯとの連携件数は８４件（２１年度６３件）と合計５４９件（２１年度４６７件）であった。主な活用内容は、①データ収集・調査・分析・試験、②技術移転に関する助言・指導補助、③現地活動支援・補助（コミュニティ活動等のファシリテーター、研修・ワークショップ開催、広報活動支援等）、④現地の役務業務（教材・マニュアル作成、機材・施設の調達・設置作業、情報システムの構築等）、⑤評価関連業務（ベースライン調査、モニタリング、各種評価調査等）となっており、現地の知見を活かした質の高い協力の実施、現地の言語・土地勘を活用した効率的な業務運営を行っている。

また、２２年度にコンサルタント契約（業務実施契約）に基づいて実施された事業（技術協力プロジェクト、協力準備調査等）において、本邦コンサルタントが現地コンサルタントや現地ＮＧＯ等に現地再委託契約を通じて現地調査や役務的業務を委託した契約件数は２４７件あり、全業務実施契約件数（５４２件）に占める割合は、４５．６％であった（２１年度４７．９％）。

（４）人間の安全保障の視点の事業への組み込み（指標：人間の安全保障の視点の事業への反映）

ア．人間の安全保障の視点の事業への反映

人間の安全保障に貢献する事業を以下の４つのポイントに整理し、２３年度要望調査にて活用した。その結果、本調査において、４つのポイントのいずれかに該当する要望調査案件（技術協力及び無償資金協力）は６割以上を占め、人間の安全保障の視点の事業への

反映が定着してきている。

【人間の安全保障の4つのポイント】

- ①国家ではなく人々（特に社会的に脆弱な人々）に確実に届く案件
- ②「保護」と「能力強化」の実現を目指す案件
- ③相互に絡み合う諸問題に対し、分野横断的に取り組む案件、国際社会への脅威となる課題（国境を越えて拡大する脅威等）への包括的な対応を強く意識した案件
- ④地域社会を対象とし住民参加を進める案件

人間の安全保障の視点を事業に組み込み、事業の質及び効果の向上を図った。具体的な事例は以下の通り。

【社会的に弱い人々への裨益を強く意識した事業の取組事例】

●コロンビア「投降兵士家族及び受入コミュニティーのための起業・就業支援プロジェクト」

コロンビアでは非合法武装勢力による治安に対する脅威が約40年にわたって存在しており、政府は治安回復対策とともに「非合法組織兵士の投降・社会復帰」を重要課題としている。投降兵士への支援とともに、中・長期的視点から投降兵士の社会復帰を定着させるためには、受入家族世帯の支援も促進すべきである。投降兵士家族及び受入コミュニティー構成員の雇用創出及び収入創出の機会を増加し、投降兵士とその家族の社会的・経済的復帰を促進するために、関係機関による対象者プロフィール分析や訓練ニーズ調査などを行い、ニーズに合った起業・就業のための訓練コースを実施した。訓練コース修了生がその後立ち上げた零細・小規模事業を円滑に行うための支援や、政府機関や民間企業での就業支援、また必要に応じた補完訓練なども行った。投降兵士受入モデルが確立され、関係機関との連携が行われるようになった。

21年度に引続き、専門家、企画調査員（ボランティア）等の国際協力人材赴任前研修（12回）や機構の新入研修（2回）、来日研修員研修（46回）で人間の安全保障の考え方を周知した。また、これまでに作成した視聴覚研修教材（DVD）やパンフレット等を活用し外部イベント等において、機構の取組を紹介したり、大学の講義資料としてこれら教材を提供した。

イ. 平和構築支援（参考指標：平和構築支援の実績（研修、マニュアル改訂等体制強化を含む））

- ・平和構築・紛争予防配慮の視点を反映するための取組

統合時に構築した事業の各段階に平和構築・紛争予防配慮の視点を横断的に組み込むための体制に基づき、平和構築・紛争予防配慮を担当する部署が、平和構築・復興支援案件の形成・実施に際し、案件実施計画書等にコメントを行うとともに、各種会議や調査団に参画し、案件形成から実施の各段階で平和構築・紛争予防配慮の視点が反映されるよう取組を継続している。また、紛争により大きな被害を受ける社会的弱者（障害者・孤児、寡

婦、児童兵、帰還民、国内避難民等）が、紛争終了後の和解や公正な社会を作る過程に参加し便益を受けられる枠組作りを念頭に置きつつ、案件の実施に取り組んでいる。

・実践的な平和構築支援・紛争予防配慮に向けた取組

22年度は、紛争影響国で実施するプロジェクトは、その案件と紛争要因及び政治・治安上の不安定さとの関係性を分析・評価すべきという問題意識から、「平和構築評価に係るプロジェクト研究（フェーズ2）」を実施し、紛争影響国におけるプロジェクト評価に関するガイドラインの作成に向けて、関係部署間で検討を進めた。これにより、紛争影響国のプロジェクト評価については、まず紛争分析を行った上で紛争要因や不安定要因を特定し、プロジェクトの位置付けを予め明確にしておくこと、また、既存の評価5項目の中でも特に平和構築との関係から妥当性、有効性、インパクトを重視すること等が整理された。また、紛争影響国・地域への協力方針に平和構築・紛争予防配慮の視点を組み込むために、コソボ、ハイチ及びパキスタン北西部の平和構築アセスメント（PNA）の実施を行うとともに、アフガニスタン、コロンビア、スリランカ等においては、各事務所において国レベルのPNAの継続的な更新を行っている。加えて、ウガンダ北部、スリランカ、アフガニスタンで実施されている一部の案件においても、プロジェクトレベルのPNAを実施している。さらに、国及びプロジェクトレベルでのPNAを実施する人材を育成することを目的として、22年度は2回の能力強化研修を行っている。

平和構築の知見・経験の蓄積及び共有のための取組としては、紛争と脆弱国に関する国際ネットワーク（DAC／INCAP）による国際会議に出席し、平和構築及び国家建設に関する議論について、機構の経験に基づき、紛争影響国においては、政府の機能強化・基本サービス提供能力の改善により政府と住民の信頼関係を構築することと、コミュニティ自体の能力強化の両方の面からのアプローチが同時に必要であるといった発信を行うとともに、外務省と協働しつつ、23年11月予定の釜山ハイレベルフォーラムに向けた提言とりまとめ作業への情報発信・知見共有を行っている。

また、他機関との連携として、UNHCRとは過去10年間でアフリカ、アジア、中南米、中東等、約30カ国の紛争影響国において連携を強化しているが、22年度にはこうした機構との連携事業を対外的に広報するためのパンフレットをUNHCRが作成し、国際会議や日本国内で配布した。具体的な事例は以下の通り。

【UNHCRとの連携を通じた平和構築支援の取組事例】

UNHCRと機構との連携事業は、人道支援と開発支援との連続的な移行を目的として1990年代後半から続けられている。具体的には、機構の事務所立ち上げ時における執務スペースの共有や安全等の情報共有をはじめ、合同ニーズアセスメント調査や合同セミナーの実施を行っている。また、安全・危機管理のための研修や本部レベルでの人事交流、フィールドレベルでのボランティアや専門家の派遣等、幅広い事業を行なっている。

紛争影響国で実施している機構のプロジェクトの便益はU N H C R の保護対象である難民、帰還民、国内避難民（I D P）等にも波及するように配慮され、彼らの経済的、社会的自立を支援している。現在、アフガニスタン、南部スーダン、北部ウガンダ等の紛争が一定程度収束した国において機構はコミュニティ開発や生計向上支援を実施し、帰還民の経済的、社会的な帰還・定住を支援している。また、ケニア、シリア、ヨルダン等、隣国からの難民を受け入れている現地コミュニティに対しては、その負担軽減のための社会サービスやインフラ整備（給水、保健、廃棄物等）を支援している。

フィールドレベルでの連携事業の一例として、現在機構はウガンダにおいて「北部復興支援プログラム」として、帰還したI D Pの恒久的な解決策を目的として、帰還・定住先での安定した生活の確保のためのコミュニティ開発及び地域開発の骨格となる道路整備計画の策定を支援しており、U N H C RからはI D Pの帰還状況等の情報提供を受けている。これら支援の成果として、コミュニティにおけるI D P帰還・定住促進を目的とした、①農業生産向上による自給達成（生産・生計セクター）、②基礎インフラへのアクセス確保（給水、教育、保健セクター）のための開発計画が策定された。同地域では紛争の影響で過去に200万人ものI D Pが発生し、多くのI D Pキャンプが存在していたが、U N H C Rと連携した機構の事業等をはじめドナーによる支援により、現在では大半の帰還が確認されている。

また、ケニア東部のソマリア難民キャンプではソマリア国内の政情不安を原因として多くの難民流入が続いており、水資源や燃料などの資源を巡って現地コミュニティとの摩擦が顕在化している。機構は、このような状況の中で、同地域のホストコミュニティの水・衛生改善プロジェクトを通じて地域の生活環境の向上を目指すとともに、難民と現地コミュニティとの共存にも配慮している。機構は、同プロジェクトの開始に当たり難民やホストコミュニティの現状及び治安情勢に係る情報提供をU N H C Rより受けた。

・各種研修

22年度は、平和構築支援に携わる人材育成や職員等の知識向上への取組として、能力強化研修、国際協力人材赴任前研修、U N H C Rから講師を招いた勉強会等を実施した。

また、平和構築案件を所掌する事務所に派遣される職員等に対し、平和構築・紛争予防配慮に係るこれまでの事例・知見等のほか、個別の国・地域に必要とされる配慮事項等についてブリーフィングし、紛争予防配慮の組織的対応の徹底を図った。

4. 関係者に対する安全管理・対策の取組

（1）関係者に対する安全管理・対策（指標：関係者に対する安全対策の実績）

機構は、専門家、ボランティア等関係者の安全確保を最優先課題の一つと認識し、総務部安全管理室を中心に、安全に関する情報収集・分析と発信、事故等の適時の報告と対応のための24時間緊急連絡体制、治安状況に応じた渡航等に関する安全対策措置、海外拠点における安全対策担当の専門スタッフの配置といった取組を行うとともに、派遣前の関係者に対する安全研修、任国の安全ブリーフィングや派遣中の関係者に対する安全指導な

どの安全対策に取り組んでいる。

長期で派遣される専門家やボランティア、機構職員等に対しては、派遣前安全対策及び交通安全対策オリエンテーションを実施しており、22年度は、それぞれ46回及び42回実施した。また、派遣中の関係者への安全対策として、海外拠点における安全対策協議会を124回（64カ国）開催したほか、本部から安全対策及び交通安全対策の巡回指導調査団を派遣した。

さらに、UNHCRと連携した安全対策担当者向けの実務研修を実施し、有事の際に直面する場面のシミュレーション等を通じて、海外拠点の安全対策担当者の危機管理能力の向上を図った。

安全管理上の特別な配慮が必要な地域では、現地で活動する国際機関の行動規範を参考の上、当該国の治安状況を踏まえ、機構としても以下のような安全対策を講じている。

- ・安全対策専門スタッフによる治安情報の収集・分析
- ・携帯電話、無線、衛星携帯電話等による関係者間の緊急連絡体制の整備
- ・外壁強化や武装警護の配置増強等による関係者執務場所の警備体制の強化
- ・夜間外出の禁止や立ち入り禁止場所の指定を含む行動規制
- ・安全上配慮された宿舎の限定
- ・テロ等緊急事態発生時における情勢分析と宿舎待機等の行動指示
- ・必要に応じ、移動時の防弾車の利用、武装警護の帯同

また、治安状況が悪化しているアフガニスタンでは、機構とは直接契約関係にはない無償資金協力の事業関係者の安全を守るための取組を強化し、当該関係者への治安情報の提供や緊急連絡体制の整備、専門家等への治安状況に応じた各種行動指示内容の情報共有といった支援を実施している。

なお、チュニジアの政変に端を発した中東地域の治安状況の悪化に伴い、機構関係者の安全を確保するべく、チュニジア、エジプト、イエメン等において、国外退避オペレーションを行い、退避対象者全員が国外に退避した。

（２）在外医療支援体制

22年度は引続き42カ国に在外健康管理員を配置する体制をとり、兼轄国を含めて95カ国（うちボランティア派遣国70カ国）を網羅する体制を維持している。また、緊急の傷病には保険契約により24時間受付の迅速な緊急移送サービスを確保するとともに、第三国移送時には必要に応じて本部から看護師を派遣する体制としている。

また、顧問医や看護師等が現地に赴き、派遣中の専門家、ボランティア等の健康に関する相談を受け付ける在外医療事情調査団を2チーム派遣した（東ティモール、セネガル、マリ）。

（３）ボランティアの交通安全対策及び啓発

シニア海外ボランティア及び青年海外協力隊の交通安全対策及び啓発として、赴任時のブリーフィングや現地における安全対策協議会及び交通安全委員会での注意喚起等を実施している。また、22年度は交通安全巡回調査団をパラグアイ、ボリビア、マラウイ、ザンビア及びモザンビークに派遣し、ボランティアの交通安全に係る指導を行った。

	（４）施設建設におけるコントラクター等向けの安全対策の実績（指標：コントラクター等向けの安全対策の実績） 開発途上国政府及び事業実施機関、コンサルタント、コントラクター向けの施設建設における安全対策については、「円借款事業にかかる案件監理の改善点及び事故再発防止のための提言（２０年７月）」（ベトナムの「クーロン（カントー）橋建設事業」の橋桁崩落事故の発生（１９年９月）を受けて設置された「カントー橋崩落事故再発防止検討会議」による提言）を踏まえ、円借款事業審査時における安全管理体制の確認や事業実施機関に対する安全対策の促進等を継続した。また、２２年度は施設建設関連事業に係る安全対策の現状と課題の整理及び事故傾向の分析を行い、その結果に基づき、施設建設関連事業に係る安全対策を効率的かつ効果的に強化するための具体的な計画を検討した。 「円借款事業にかかる案件監理の改善点及び事故再発防止のための提言」に関する具体的な取組として、ベトナム、インド、カンボジア等において、外部コンサルタント等を活用しつつ、調査やセミナー等を通じた安全管理技術の移転を行い、事業実施機関の安全管理能力を強化するための支援を実施した。また、プラント建設に係る標準入札書類について、応札者が安全対策担当者を重要構成員にすることや、安全対策計画を提出すること等の条項を加え、２２年９月に改訂した。また、標準入札書類に記載している関連事項に加え、事故発生時に速やかに機構に連絡することを借入人及び実施機関と審査協議記録（M/D）で合意することとした。こうした改訂により、安全対策事項の実施に係る仕組の強化を行った。さらに、２１年度に引続き、第三者による安全対策の中間レビューを実施するとともに、事故の多くが技術的な複雑さが要因ではなく安全管理上の不注意によるものであることを踏まえ、機構関係者による円借款事業の安全管理状況の確認調査・助言を開始した。	
評価方法	独立行政法人からの検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・ 案件形成支援の実績 ・ 国際会議等への参画及び他ドナーとの連携の実績 ・ 援助協調の枠組みへの対応の実績 ・ 民間連携に向けた取組の実績 ・ 事業における民間の活用（業務実施契約等）の実績 ・ 各種支援委員会等への学識経験者、NGO等の参加状況 ・ 専門家における国民各層の参加状況 ・ 日本政策金融公庫（国際協力銀行業務）との連携の実績 ・ 課題別指針の策定・更新実績 ・ 分野・課題データベースやコンテンツの整備・活用の実績 ・ 現地人材（現地コンサルタント・NGO等）の活用の実績 ・ 現地及び第三国リソースの把握状況（現地コンサルタント等の情報整理、帰国研修員ネットワークの整備状況） ・ 人間の安全保障の視点の事業への反映 ・ 関係者に対する安全対策の実績 ・ コントラクター等向けの安全対策の実績	
評価	評定	（評定の決定理由及び指摘事項等）
	ロ	政府の開発援助政策及び方針に則り、開発途上国の援助需要を踏まえた案件形成支援を行うとともに、アフリカ支援、ミレニアム開発目標（MDGs）達成に向けた取組、気候変動対策、アジア支援、アフガニスタン・パキスタ

		ン支援といった重点政策に沿った協力を実施し、特にアフリカ支援については、政府が主導した「横浜行動計画」に基づく平成24年までの対アフリカODAを倍増するという国際公約の期限前の達成に機構として大きく貢献した。また、政府の新成長戦略の推進・加速に寄与するべく補正予算（第1号）により、インフラ海外展開促進支援等の取組を実施した。 開発パートナーシップの強化のため、他ドナーとの国・地域レベルでの戦略的な連携の枠組づくりや新興ドナーとの連携強化の取組を行うとともに、援助協調の枠組構築に貢献するべく機構の知見を積極的に発信した。また、民間企業との連携のためのツールとしてBOPビジネス連携促進及びPPPインフラ事業に関する調査の制度構築や公募を行うとともに、官民連携案件を形成・実施した。さらに、地方自治体、大学、NGO等との連携強化に努めた。 事業の質の向上を図るべく、開発課題や事業実施に関する知識・ノウハウの蓄積、人間の安全保障の視点の事業への反映に努めた。また、アフガニスタン等の安全管理上の特別な配慮が必要な地域における機構関係者に対する安全管理・対策の強化に取り組んだ。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画を「上回って順調であり、優れた実績を挙げて」いる。 なお、政府の開発援助政策に沿った機構の協力方針や具体的な取組・成果について、引続き説明を求めるとともに、アフリカ支援については、MDGs達成に向けた支援を引続き推進することを期待する。BOPビジネスにおいては、市民の目線を尊重した案件形成・実施を期待する。また、アフガニスタン等、安全管理上の特別な配慮が必要な地域における安全管理・対策の強化に引続き取り組むことを期待する。
--	--	---

独立行政法人国際協力機構の平成22年度の業務実績に関する項目別評価シート

小項目 No. 6 外務大臣からの緊急の要請への対応

大項目	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
中項目	(2) 事業に関する横断的事項	
小項目	(ロ) 独立行政法人国際協力機構法第40条に基づく主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。	
業務実績	独立行政法人国際協力機構法第40条に基づく主務大臣の要請の実績はない。	
評価方法	独立行政法人からの検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	
		・ 外務大臣の要請への対応
評価	評定	(評定の決定理由及び指摘事項等)
	—	

小項目 No. 7 情報公開、広報

大項目	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置						
中項目	(2) 事業に関する横断的事項						
小項目	(ハ) 機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応する。また、国際協力の理解と参加を促進するために、機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等をわかりやすく公表するとともに、マスメディア等との連携を通じて広報効果の向上を図る。						
業務実績	情報公開法及び個人情報保護法に基づく開示請求に適正に対応するとともに、個人情報保護制度の定着を図るべく「個人情報保護ハンドブック」を改訂するなどの取組を行った。 広報については経費の節減に努めながらも、広報効果の向上に向け平成21年度に策定した新広報戦略に基づき、専門広報と一般広報の双方の促進や広報業務実施体制の一層の強化を図りつつ、さらなる対外発信を強化するため、新たな取組手法を積極的に導入した。 具体的には、マスメディアとの関係強化(専門広報)について、論説委員クラスへのアプローチ強化のためメディア懇談会を新規設置したほか、地方メディアとの連携強化にも取り組み、機構の事業のみならずODAの理解促進に資する時宜を得た報道につながった。また、新しいメディアとしてツイッターを開始した。わかりやすい広報(一般広報)については、ODA事業の透明性と情報開示の向上のため、「ODA見える化サイト」を機構ホームページ上に立ち上げ、事業の概要を分かりやすく紹介することにより理解促進を図ったほか、日本と開発途上国の相互依存度に着目したODA広報や、国際協力のプラットフォーム事業を開始し、従来にない新たな広報の展開を行った。 海外広報については現地向けの研修やフランス語による発信の開始等に取り組み、21年度比で大幅な報道実績の増となった。 1. 情報公開の実施の実績 (指標：開示請求への対応の実績、個人情報保護体制の整備状況) (1) 情報公開法に基づく開示請求への対応 22年度の情報公開法に基づく開示請求件数は33件(21年度32件)であり、情報公開法で定められた規定の日数以内に処理を終了した案件は32件、請求取下げは1件である。 開示請求の処理状況を表1に、部分開示及び不開示における不開示情報理由の内訳を表2に示す(なお、開示請求1件に不開示情報理由が複数存在する場合には、それぞれ該当する理由欄に計上しているので、部分開示及び不開示の合計件数と一致しない)。 (表1) 開示請求の処理状況 <table><tr><td></td><td>平成22年度</td><td>平成21年度</td></tr><tr><td>全部開示</td><td>3件</td><td>5件</td></tr></table>		平成22年度	平成21年度	全部開示	3件	5件
	平成22年度	平成21年度					
全部開示	3件	5件					

部分開示	20件	24件
不開示	0件	2件
不存在	9件	0件
存否応答拒否	0件	0件
請求取下げ	1件	1件
処理中（年度末現在）	0件	0件
合計	33件	32件

（表2）不開示情報理由の内訳

不開示情報理由	件数
第5条第1号（個人に関する情報）に該当	5
第5条第2号（法人等に関する情報）に該当	15
第5条第3号（審議、検討又は協議に関する情報）に該当	0
第5条第4号（事務・事業に関する情報）に該当	1
第5条第4号イ（国の安全等に関する情報）に該当	0
第5条第4号ロ（公共の安全等に関する情報）に該当	0
第5条第4号ハ（監査、検査、試験等に関する情報）に該当	0
第5条第4号ニ（契約、交渉、争訟に関する情報）に該当	0
第5条第4号ホ（調査研究に関する情報）に該当	0
第5条第4号ヘ（人事管理に関する情報）に該当	4
第5条第4号ト（企業経営上に関する情報）に該当	0

（2）個人情報保護法に基づく開示請求への対応

22年度の個人情報保護法に基づく開示請求件数は7件（21年度22件）あり、全ての請求について、個人情報保護法で定められた規定の日数以内に処理を終了した。また、個人情報保護法に基づく個人情報の訂正請求は2件あり、個人情報保護法で定められた規定の日数以内に処理済となっている。

開示請求の処理状況を表3に、部分開示及び不開示における不開示情報理由の内訳を表4に示す。（なお、開示請求1件に不開示情報理由が複数存在する場合には、それぞれ該当する理由欄に計上しているため、部分開示及び不開示の合計件数と一致しない。）また、訂正請求の処理状況を表5に示す。

（表3）開示請求の処理状況

	平成22年度	平成21年度
全部開示	0件	0件
部分開示	5件	22件
不開示	1件	0件
不存在	1件	0件
存否応答拒否	0件	0件
請求取下げ	0件	0件

処理中（年度末現在）	0 件	0 件
合計	7 件	2 2 件

（表 4）不開示情報理由の内訳

不開示情報理由	件数
第 1 4 条第 1 号（開示請求者の生命、財産等に関する情報）に該当	1
第 1 4 条第 2 号（開示請求者以外の個人に関する情報）に該当	5
第 1 4 条第 3 号（法人等に関する情報）に該当	0
第 1 4 条第 4 号（審議、検討又は協議に関する情報）に該当	0
第 1 4 条第 5 号（事務・事業に関する情報）に該当	0
第 1 4 条第 5 号イ（国の安全等に関する情報）に該当	0
第 1 4 条第 5 号ロ（公共の安全等に関する情報）に該当	0
第 1 4 条第 5 号ハ（監査、検査、試験等に関する情報）に該当	0
第 1 4 条第 5 号ニ（契約、交渉、争訟に関する情報）に該当	0
第 1 4 条第 5 号ホ（調査研究に関する情報）に該当	0
第 1 4 条第 5 号ヘ（人事管理に関する情報）に該当	0
第 1 4 条第 5 号ト（企業経営上に関する情報）に該当	0

（表 5）訂正請求の処理状況

年度	件数
平成 2 2 年度	請求 2 件、内不訂正 2 件
平成 2 1 年度	請求 0 件

（３）個人情報保護制度の定着及び情報セキュリティ強化の取組

21 年度に着手した、「個人情報保護ハンドブック」（18 年制定）の改訂作業を 9 月に終了し、改訂したハンドブックを職員に対し周知した。改訂に当たっては、国内拠点、海外拠点を含む複数部署に対する個人情報保護の運用に関するインタビュー及びレビュー結果等を基に、情報取得時に特定された「利用目的」外の個人情報の利用・提供、個人情報ファイル管理システムの利用、外部委託先の監督等、個人情報保護において十分な留意が必要な点につき詳細な解説を加えるなど、参照資料としての利便性を高めた。

海外拠点における情報セキュリティ管理体制の強化を目的として、個人情報保護に関する内部ルールの英文化を進めるとともに、情報セキュリティ実施状況調査を行った海外拠点では現地職員に対して個人情報保護を含む情報セキュリティに関するセミナーを実施した。6 月にはインターネットを利用した研修システムを活用し、全職員等を対象に個人情報保護を含む情報セキュリティに関する研修を実施した。また、経営層における高い意識保持のため、役員への研修、全体部長会を通じた部長への研修を実施した。2 月には、情報セキュリティ対策等の実態を確認するため駒ヶ根青年海外協力隊訓練所において情報セキュリティ等実施状況調査を行い、個人情報保護業務の実査とフィードバックを行った。

2. 広報効果の向上に向けた取組（指標：わかりやすい広報に向けた取組、マスメディア等との連携の実績）

（１）国民の国際協力への理解促進

内閣府による外交に関する世論調査によれば、この数年の中期的な傾向として経済協力を進めるべきと考える層の増加が見られる。この理由として、人道上の義務や世界平和へ

の貢献といった回答が大幅に減少する一方で、開発途上国の経済発展なしに日本経済の発展はないとする回答や資源エネルギーの確保に資するとする回答が増加している。こうした経済協力に対する国民意識の変化は、機構が期待される役割にも影響を及ぼしうるものであり、これら変化にも柔軟に対応した形で業務及び対外発信を進めることが重要であると認識している。

22年度は、21年度に策定した「新広報戦略」に基づき、マスメディアをはじめとして、学会、経済界等のオピニオンリーダー層への発信を強化する「専門広報」並びに機構事業のみならず、国際協力自体の意義及び必要性について国民の理解・支持及び参加を促進するため、その背景となる国際社会における課題をわかりやすい形で幅広く伝える「一般広報」を強化することで、ターゲット別にアプローチを行う取組の一層の強化に努めた。

また、外務省がとりまとめた「ODAのあり方に関する検討最終とりまとめ」においては、国民の理解と支持の促進の観点から、ODAの透明性向上が特に重視されている。このため、外務省と定期的な協議を開催し、効率的な広報業務の実施を担保しつつ、国民参加のための新たな枠組の設計や事業関連の資料を一元的にとりまとめ、現状・成果等を体系的に可視化するウェブサイト（「ODA見える化サイト」）を立ち上げる等の取組を合わせて積極的に行った。

（２）マスメディアとの連携強化

上記新広報戦略の方向性に基づき、訴求力の高いマスメディアとの連携及び関係構築は、国民からの幅広い理解と支持を得るためだけでなく、ODAに関する専門広報の観点からも重要と認識し、時宜を得たトピックについて情報提供するとともに、マスメディアの関心の高いテーマについて勉強会等を通じ、引続き積極的に情報発信を行った。具体的には、21年度に引続き、650名超の記者に時宜を得た機構の取組について情報提供を行ったほか、論説委員クラスとの「メディア懇談会」を新たに設置し、「開発協力を取り巻く環境の変化とJICAの役割」や「新興国を含めた開発援助潮流」等のトピックについて、経営層との意見交換を定期的に行う機会を設けた（2回開催）。記者向け勉強会についても、「民間連携」、「生物多様性」等年間5回実施し、うち1回は初めて地方で開催（8月 名古屋）したほか、初の試みとして特定の開発テーマではなく機構の事業全体を説明する記者勉強会を開催するなど、トピックの多様化及び地理的な対象拡大を図った。

また、組織の経営層からの広報についても、相互依存の世界の中でのODAの役割等のメッセージについて、全国紙、地方紙（共同通信配信）、NHK、民放等の多様なメディアを通じてバランスよく発信を行った。さらに、近年、若年層やメディア関係者でも取材ツールとしてコミュニケーション・サービスの果たす役割が増大してきていることに鑑み、11月に「ツイッター」公式アカウントを取得し、情報発信を開始し、22年度末現在で約5,000名のフォロワーを得ている。

一方、地方メディアとの関係強化については、上述した地方での記者向け勉強会や共同通信を通じた理事長の寄稿に加え、地方紙の東京支社に地方出身職員及び関係者の活動状況等の関連情報を提供し記事化を実現する等、本部においても地方メディアとの関係強化に向けた取組を推進した。

このような取組の効果もあり、民間連携や人材育成等の新たな取組がタイムリーに報道されるとともに、各紙の社説やニュース解説等を中心として、事業の背景となる現地情勢や協力の必要性に関する分析をも取り込んだ報道につながった（22年度機構関連記事件数14,221件、対前年度比14%増）。報道の例は以下の通り。

- ・ 「国際社会への開発協力は日本の生き残りのためにも必須」とする理事長の寄稿（５月 読売新聞）
- ・ MDGサミットのタイミングでの全国主要紙におけるODA増額の社説（９月、主要各紙）
- ・ 開発における民間企業活動の重要性にも触れつつ機構が実施するBOPビジネス調査採択のタイミングでの記事掲載（１２月、日経）
- ・ グローバル化の流れの中で、グローバル人材育成の必要性が高まる中、青年海外協力隊の持つ人材育成機能の側面に焦点を当てた記事掲載（１２月、読売）

（３）わかりやすい広報に向けた取組

昨今の国内財政事情の悪化や「内向き志向」の傾向の強まり等により、国際協力に対する国民の支持は必ずしも拡大していない。こうした状況を踏まえ、新広報戦略としては、対象者を従来通り「やや関心あり層」を中心としつつも、「無関心層」も一般広報の対象者として位置付けており、２２年度は本方針に基づき取組を行った。

「やや関心あり層」に対しては、機構が実施する事業、及びODA事業について、個別事業の関連情報を一元的にとりまとめ、計画段階から事業実施後の段階までの情報へのアクセスを容易にし、視覚的な情報も揃えた「ODA見える化サイト」を開設した。国・地域、課題、協力形態のそれぞれから案件の検索を可能とし、案件の紹介や経緯、評価等を現場の写真とあわせて掲載したもので、ODAをわかりやすく見せるとともに、モニタリングのツールとして活用も念頭においたものとなっている。２２年度末までに１０２件の案件を掲載しており、アクセス数は累計２３１，６２４件（平均３８，６０４件／月）となった。今後掲載案件数を増加させ、個別事業に関する一元的な情報提供の場としていく予定。

「無関心層」を対象とした日本と開発途上国の相互依存に注目した広報では、２１年度に実施した「日本・途上国相互依存度調査」で示された具体的・客観的・定量的な結果に基づき、日本の一般的な日常生活を構成するさまざまな要素が開発途上国と相互に深く依存している点を示し、年代ターゲット別に広報媒体を制作し、配布、販売（出版社による自主的販売への協力）、ウェブサイトでの公開等の展開を行った。こうした工夫が「国際協力」への理解促進の入口として受け止められやすいものとなり、地方自治体における教育機関や開発教育に携わる国際交流協会、NGO等に好評を博している。

また国際協力や開発途上国に対して、「無関心層」から「やや関心あり層」の理解促進と意識転換を促すためのプラットフォームを、国際協力活動を展開する著名人、有識者、NGOや民間団体、企業等の個人・団体等の参画を得て、ホームページやイベント及びメディアへの発信により展開した。本プラットフォーム関連イベント等の参加者数は全国で２４６，７７８人となり、メディア掲載はテレビ１１番組、ラジオ８番組、新聞・雑誌４９紙、ウェブサイト１５０件となった。具体的な事例は以下の通り。

【わかりやすい広報に向けた取組事例】

● 国際協力プラットフォームの概要

「なんとかしなきゃ！プロジェクト」（なんプロ）の名称で、国際協力NGOセンター（JANIC）、国連開発計画（UNDP）とともに実行委員会を組織し、国際協力関係者に広く参加を促す形としており、機構の事業・業務の枠にとどまらない国際協力全般の市民参加型の活動である。２２年度末時点で、個人メンバーとして、アーティスト、アス

リート、ジャーナリスト、タレント、著述家、俳優等70名の著名人・有識者が参加し、160のNGOや民間団体、国際機関がメンバー団体として登録している。本プラットフォームの特設ウェブサイトやグローバルフェスタといったイベントやメディアを通じ、開発途上国に関する情報発信を行い、一般市民の国際協力への参加促進を呼びかけている。

また、本プラットフォームは、地方における国際協力に対する意識向上も目的としている。各地域の地元著名人メンバーの起用や、国内機関を活用した地元NGOへの参加促進、ウェブサイトにも県ごとの発信ページを開設し、各地域において地元の国際協力関係の情報を入手しやすくする等の工夫を施している。

本プラットフォームは、メンバーの著名人の活動やブログ、ツイッターにより、国際協力に関する情報が広く拡散されることを主眼としている。(例えばウェブサイトの存在を道端ジェシカ氏がツイッターでつぶやき、44,500人のフォロワーに周知、野口健氏が機構事業のことをブログと連動してツイッターでつぶやき、38,000人のフォロワーに周知など) 広報の訴求対象はこれまでの広報と比較して大規模なものとなり、実際こうした著名人を起用したイベントのアンケート結果では、初めて国際協力のイベントに参加した、といった回答が多くなっている(名古屋で行われたイベントのアンケートでは、64%の人が国際協力のイベントに初参加と回答)。

また、NGO等は、本プラットフォームに参加することで自らの活動を紹介する機会が増えるなど、参加者側へのメリットも認められることから、関係者間では高い評価を得ている。機構としてもNGO等とのネットワークや連携を深化させることができた。

そのほか、21年度に連載した日経BPによる一般広報「池上彰の国際貢献入門」の書籍化に協力したところ、10,000部を超える販売実績を挙げた。

月刊広報誌 JICA's World では、機関誌の特集テーマに従来にない切り口の特集(スポーツ、鉄道、観光等)を取り上げ、国際協力に無関心な層にアプローチを試みた。特に鉄道特集については、相当数の追加印刷への要望があり、週刊東洋経済や交通新聞に掲載されたほか、鉄道博物館にて配布がなされるなど、波及効果が大きかった。

機構ホームページについては、対応のスピードアップと記事掲載の増強を図った。その結果、アクセス数は前年比18%増の5,504万件となった。また、機構職員へのインタビューを通じて、テーマ性の高い業務をホームページ上でタイミングよく紹介する新たな取組を開始するなどの工夫もあわせて行った。

広報事業経費については行政刷新会議による事業仕分け等の指摘を受け、手帳製作・配布の廃止、社内報のウェブ化(平成23年度より)など合理化を進め削減を図った。

(4) 在外広報

海外拠点向け広報については、現地職員を主たる対象とした広報ガイドライン英文版を作成するとともに、テレビ会議を活用した広報研修を複数回にわたり開催し、特に現地向けの広報能力の強化を図った。これらにより、海外拠点における報道実績は対前年比68%増の11,783件に増大した。さらに、中南米広報会議をサンパウロで開催(11月)し、中南米地域をカバーする邦人メディアとの関係強化を行うことで、現地発の情報発信力強化を図ったことにより、ハイチ地震関連や青年海外協力隊関連の記事掲載につながった。

これらに加え、機構事業の現地国民への理解促進を深めることを目指した在外広報活動

	の一環として、引続き開発途上国からのマスメディア招へいを実施したほか、英文版 JICA' s World を「生物多様性」、「MDGs」などの時節にあったテーマで発行した。また、英語以外の言語による発信にも力をいれ、フランス語版 JICA' s World の作成を開始したほか、フランス語ホームページも開設した。 （５）広報業務実施体制の強化 広報戦略を具体化し、組織における対外発信の重要性と今後の方向性、取組を記載した対外発信行動計画の原案を策定した。同計画の作成に当たっては、従来の、広報担当部署による広報に留まらず、組織全体としての対外関係を構築するとの観点から、関係各部署との調整を行い、ターゲット層、コンテンツ、取組体制等についての方向性を整理し、今後の対外発信業務の指針として活用していく予定。 また、各職員による対外発信能力を強化するとの観点から、階層別対外発信研修を２３年度より実施することとし、その詳細設計を行った。 なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等で、現場や個別の事業に関するODA広報については、原則として機構が集約的に実施し効率的に実施するとされたことから、外務省からの予算により財団法人国際協力推進協会がこれまで実施してきたODAに関する広報誌発行や一般向けの展示・情報提供スペースについて、機構広報誌や広尾センター（地球ひろば）に統合するなど、外務省との定期的な協議などを通じて、ODA広報の集約による業務の重複排除を通じた効率化を図った。	
評価方法	独立行政法人からの検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	
	・開示請求への対応の実績 ・個人情報保護体制の整備状況 ・わかりやすい広報に向けた取組 ・マスメディア等との連携の実績	
評価	評定 ロ	（評定の決定理由及び指摘事項等） 情報公開法及び個人情報保護法に基づく開示請求に適正に対応するとともに、個人情報保護制度の定着を図るべく「個人情報保護ハンドブック」を改訂するなどの取組を行った。 広報については、政府の指摘も踏まえ、経費の節減に努めながらも、広報効果の向上に向け前年度に策定した新広報戦略に基づき、専門広報と一般広報の双方の促進や広報基幹業務化の一層の推進を図りつつ、さらなる対外発信を強化するため、新たな取組手法を積極的に導入した。 具体的には、マスメディアとの関係強化（専門広報）については、論説委員クラスへのアプローチ強化のためメディア懇談会を新規設置したほか、地方メディアとの連携強化にも取り組み、機構の事業のみならずODAの理解促進に資する時宜を得た報道につながった。また、新しいメディアとしてツイッターを開始した。わかりやすい広報（一般広報）については、ODA事業の透明性と情報開示の向上のため、「ODA見える化サイト」を機構ホームページ上に立ち上げ、事業の概要を分かりやすく紹介することにより理解促進を図ったほか、日本と開発途上国の相互依存度に着目したODA広報や、国際協力のプラット

		フォーラム事業を開始し、従来にない新たな広報の展開を行った。 海外広報については現地向けの研修やフランス語による発信の開始等に取り組み、前年度比で大幅な報道実績の増となった。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画を「上回って順調であり、優れた実績を挙げて」いる。 なお、戦略的に広報活動が展開されており、アクセス数等の数値実績も良好である。国内向け広報の進展は評価できる。今後は国際社会における機構の取組の発信強化の観点から、在外広報を一層強化することを期待するとともに、引続き認知度等に関するモニタリングが求められる。
--	--	---

小項目 No. 8 環境社会配慮

大項目	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(2) 事業に関する横断的事項
小項目	(二) 事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境影響及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会配慮ガイドラインに則り、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。環境社会配慮ガイドラインについては、必要に応じて改定するとともに、改定の際には第三者の意見を聴取する機会を設ける。 なお、世界の持続可能な開発・復興を目的とした事業実施機関として職員の意識を高め、自らの活動が環境におよぼす影響を低減する活動を積極的に推進し、国際環境規格（ISO14001）に対応する。さらに、光熱水量・廃棄物の削減、再生紙利用等により省エネルギー・省資源化へ対応する。
業務実績	平成22年度は、21年度に完成させた新ガイドラインの運用を開始した。新ガイドライン運用にあたっては、職員や相手国政府等関係者を対象に研修や説明会を積極的に実施し理解促進を図ったほか、新たに設置した外部専門家で構成される第三者委員会（環境社会配慮助言委員会）の全体会合を10回、ワーキンググループ会合を22回開催し、案件形成段階から環境社会配慮の確認を行った。会合は全て公開で行い、逐語議事録を機構ホームページ上で報告するなど、積極的な情報公開及び意思決定の透明性を確保した。また、国際環境規格（ISO14001）に基づく環境マネジメントシステムを引続き適切に運用しつつ、システムを効率化したほか、外部機関の審査を受け入れ、25年10月まで認証を更新した。 さらに、開発途上国における環境保全や気候変動対策等に貢献する国際協力について、引続き各援助手法による支援を実施したほか、10月に開催された「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」及び12月に開催された「気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）」等の国際会議において、ハイレベルフォーラムやサイドイベントを他国際機関と共催するなど、機構の知見発信を積極的に行った。 1. 環境及び社会に配慮した業務運営（指標：ガイドラインの適用実績、職員その他の関係者に対する研修の実績） 20年度から検討が進められてきた新環境社会配慮ガイドライン（以下、新ガイドライン）は、22年4月に公布され、同年7月から施行された。 新ガイドラインの適用については、22年度に要請された技術協力案件（437件）、有償資金協力案件（84件）、無償資金協力案件（46件）及び開発計画調査型技術協力（77件）を、その環境社会面における影響の大きさに応じて分類しつつ、案件検討の段階から環境社会配慮確認を行い、開発途上国の環境は社会面に与える影響について配慮を行った。 新ガイドライン施行に伴い、外部専門家で構成される第三者委員会（環境社会配慮助言委員会）委員を公募し、19名の委員（学識者、NGO等）による委員会を設置し、運営を行った。委員全体が参集し、ワーキンググループの割当や助言文書の確定を行う全体会合を10回、全体会合において委任され、個別の案件について助言を行うワーキンググループ会合を20案件に対して計22回実施した。さまざまな専門性を有する委員による協

議を通じて、環境社会配慮上のリスクが低減されることが期待されている。また、これらの会合は全て公開で行い、逐語による議事録を作成し、主な会議資料とともに機構のホームページで公開を行うなど、機構の積極的な情報公開の促進及び意思決定の透明性確保を行った。

助言委員会は、主に環境カテゴリ A 案件（望ましくない影響のある可能性をもつ案件）を対象として、調査段階、案件審査段階、案件実施段階に開催された。22 年度に開催された調査段階及び審査段階における委員会では、立地場所や方法に関する代替案の検討、環境影響評価調査の方法等に関する助言を得た。機構は、委員会からの助言を踏まえた調査報告書のとりまとめ、環境レビューを実施し、相手国政府等との合意締結後、助言に対する機構の対応を委員会に報告した。

新ガイドラインでは、確認すべき環境社会配慮要件が強化され、世界銀行のガイドラインである Safe Guard Policy との整合性が高まった。また、戦略的アセスメントの適用、住民移転計画、先住民族計画の審査前の公開といった制度変更により、関係手続きの標準化が図られ、関係者間で統一した質の高い基準での業務遂行が可能になったなどの効果が現れている。戦略的アセスメントの適用は、上位計画の段階で経済・社会・環境面の総合的検討及び代替案の検討が可能になった点で、先進的な取組である。

実施中案件のモニタリング情報の公開、モニタリング結果から得られた教訓を新規案件の審査に活かす取組を強化するために、地域別に担当課を分けていた環境社会配慮担当部署内の体制を見直し、案件採択までの審査段階と案件実施段階をそれぞれ専門的に担当する課を設置する体制に改組した。

また、新ガイドラインにおける異議申立審査役を公募し、新ガイドライン施行に合わせて 2 名の審査役に委嘱を行った。異議申立制度の運営は監査室において行われているが、異議申立が行われた実績はなかった。

新ガイドライン運用の早期定着のため、新ガイドラインに基づく手続き要領に関するマニュアル及び説明資料を整備し、機構内外の関係者への周知を図った。

新たに事業部門に配属された職員及び海外拠点への赴任予定者を対象に、新ガイドラインの説明会を実施した。また、新ガイドラインにおいて審査要件が高まった住民移転計画、先住民族計画、戦略的アセスメントに関する説明会を行った（参加者実績 484 名）。

さらに、国際協力専門家向けの国際協力人材赴任前研修（参加者実績 148 名）、コンサルタント向け研修（参加者実績 262 名）、海外からの研修員に対する新ガイドライン説明（参加者実績 111 名）、外務省職員や大学関係者への新ガイドライン説明（参加者実績 160 名）等、積極的に研修・説明会を開催した。

2. 国際環境規格及び省エネルギー・省資源への対応（指標：国際環境規格認証の維持及び JICA 環境マネジメントシステムの運用状況、省エネルギー・省資源への対応の実績（光熱水量及び廃棄物量））

22 年度も本部及び全国内拠点において、国際環境規格（ISO 14001）に基づく「JICA 環境マネジメントシステム」を運用した。廃棄物管理や照明・空調の適正運用、エコキャップ運動などの環境配慮活動を引続き推進するとともに、環境マネジメントシステム推進体制の強化・効率化を進めた。

経営層による計画見直しに関する会議を開催し、21 年度実績の報告を行うとともに環境関連法規制遵守の取組強化を 22 年度の重点分野とし、従来の取組を強化することに加え、新たに各部の環境マネジメント担当者及び責任者向けに「法規制対応研修」を実施したほか、これまで集合型で行っていた「全勤務者研修」をオンラインで実施するなど、シ

システム運用の効率化を図った。内部環境監査については、２２年度より外部の専門家による審査を行うこととし、８月に本部と国内拠点にて実施した。９月には更新審査（外部審査：日本品質保証機構（ＪＱＭ））を受け、環境マネジメントシステムが「適用規格（ＩＳＯ １４００１：２００４）に基づくマネジメントシステムが維持されており、適切に機能している」と判定され、ＩＳＯ １４００１認証期間が新たに３年間更新された。

２２年度以降は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の改正により、機構が「特定事業者」としての認定を受け、毎年１％以上のエネルギー消費量削減が義務付けられたことを踏まえ、２６年度までの５年間で、用紙購入量を２０％、電力消費量を１０％、２１年度実績からそれぞれ削減することとした。

２２年度は、引続き国内拠点における積極的な取組等により、機構全体としての電力、紙等の使用量は２１年度実績をやや下回る程度となった（電力消費量０．８％削減、用紙使用量１．７％削減、水道使用料４．１％削減）。

３．開発途上国における環境保全及び気候変動対策に貢献する国際協力の推進

（指標：「ＪＩＣＡ環境方針」を踏まえた環境関連案件の実績）

（１）環境保全への取組実績

機構は、日本政府の政策や国際イニシアティブに基づき、環境保全に資するため、以下の分野において案件の形成・実施を行った。２２年度における実績は下表の通り。

【参考：２２年度に実施した環境保全事業】（注）

	技術協力プロジェクト	円借款	無償資金協力
環境案件	１６７	１７	４６
生物多様性	１０３	６	７
砂漠化	４７	２	３
気候変動対策	１００	１７	２１

（注）技術協力プロジェクトは実施中の案件数、円借款は貸付契約調印案件数、無償資金協力は贈与契約調印案件数（ＪＩＣＡ実施促進分を含む。国債案件は調印年度以降の当該年度分を含む）。

また、国際的な政策形成への貢献を目的として、気候変動枠組条約第１６回締約国会議（ＣＯＰ１６）（１２月）、生物多様性条約第１０回締約国会議（ＣＯＰ１０）（１０月）、世界水フォーラム（９月）、ＡＳＥＡＮ＋３防災に関する国際会議等において、機構が支援した事業を紹介するサイドイベントを実施し、これまでの生物多様性への取組や、今後の協力方針をまとめた報告書「Achieving Poverty Alleviation through Biodiversity Conservation（生物多様性保全による貧困削減の実現）（英文）」の作成等を通じ、知見の発信に取り組んだ。ＣＯＰ１０においては、ＣＯＰ１０事務局とのハイレベルフォーラムを共催、共同議長を務め、７０の国際機関や各国の援助機関の参加の下で今後の生物多様性や森林保全策（ＲＥＤＤ^{（注）}等）の具体的な協力の方向性について議論を行い、生物多様性保全を開発協力において主流化させていくための「開発協力における名古屋宣言」を採択した。ＣＯＰ１６においては、開発途上国における持続可能な開発と気候変動対策の両立を支援するため、民間企業と国際機関を交えたサイドイベントを共催し、約２００名の参加者とともに官民の連携方法について議論を行った。また、財団法人日本エネルギー経済研究所と共催で各国政府代表団約１５０名とともに開発途上国や小島嶼国（ＳＩＤＳ諸国）におけるクリーン開発メカニズム（ＣＤＭ）と気候変動対策の促進に関する情報交換

を行うなど、これまでの支援実績から得られた気候変動対策に関する知見及び情報の発信を行った。

さらに、機構は、小項目No. 5「効果的な事業の実施」で記載している通り、地球規模対応国際科学技術協力を20年度より実施しており、その中で環境・エネルギー、防災分野を重点分野に位置づけ、22年度において11件（21年度17件）を採択した。これら協力によって、日本の先端的知見と開発援助の相乗効果による環境保全が推進されることが期待されている。

（注） REDD: Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation

開発途上国における森林の減少及び劣化に起因する二酸化炭素ガス排出削減

【環境保全に資する案件の取組事例】

国連気候変動枠組条約の締約国会議(COP)では2007年に開催されたCOP13において、森林減少・劣化の抑制による排出削減「REDD」に加え、森林炭素蓄積の維持・促進なども含めた「REDDプラス」の概念とその枠組づくりが議論された。

一方で、REDDプラスの取組を推進していくためには、政策面・技術面など解決すべき問題が数多く残されており、日本を含む多くの先進国がこの分野における開発途上国への支援を加速化させている。その中、機構はこの問題に対処するため、①政策・制度及び能力強化②森林面積や炭素排出量測定技術の向上③森林減少抑制のための活動促進に向けた支援を行っている。

このような政策、制度及び能力強化として、ラオスでは、2009年から森林セクター能力強化プロジェクトを実施している。本プロジェクトでは2002年の時点で41.5%まで低下した森林被覆率を2020年までに1960年代と同じ70%に引き上げるとした同国政府の計画を支援するため、森林政策策定や制度設計能力向上のための研修等を実施している。特に、同国政府は、REDDプラスを活用し、森林セクター管理能力の強化と歳入改善、地域住民の生計向上を図ることを計画しており、国際ルールやガイドラインに基づく森林炭素評価・モニタリング、炭素に関する権利と利益配分など、多岐に亘る取組が必要になっていることから、このような新たな問題への対応を支援している。

（２）気候変動対策への取組

機構は、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）カンクン合意に基づく日本の短期支援（気候変動分野における23年末までの開発途上国支援、Fast-start Financing）の着実な実施に積極的に貢献した。具体的には、開発と気候変動対策の両立に資する事業に対する将来の支援を念頭に案件形成の促進を図るとともに、円借款によるベトナム「気候変動対策支援プログラム（1）」を含む6件の気候変動対策円借款案件の貸付契約の調印、環境・気候変動対策無償など22の贈与契約を締結し、インドネシアにおける気候変動対策能力強化プロジェクト等気候変動対策に関する技術協力プロジェクトを100件実施した。

22年度における気候変動対策に資する案件の実績及び具体的な事例は以下の通り。

(単位：億円)

	有償資金協力		無償資金協力	
		うち気候変動対策円借款条件適用		うち環境・気候変動対策無
緩和案件	1, 508	484	99	20
緩和・適応両方	421	372	33	33
適応案件	360	—	101	80
合計	2, 289	856	233	133

(注) 円借款は貸付契約額、無償は22年度内贈与契約額。21年度に閣議決定した環境プログラム無償3件を含む。)

【気候変動対策の取組事例】

●ベトナム「気候変動対策支援プログラム(1)」(気候変動対策円借款)

ベトナムにおいて、①気候変動の緩和(温室効果ガスの排出抑制や森林等による吸収増大)、②気候変動への適応(気候変動の悪影響に対する災害リスク低減等)、③気候変動に関する分野横断的課題への対応(国家計画への気候変動対策への組み込み等)の促進を目的に、政策対話をベースにした資金協力を通じて、政策の立案、進捗のモニタリング、評価を実施した。具体的には、例えば、日本が有する知見・技術をベトナムの政策に移転する観点から、日本が技術協力等を通じて支援してきた省エネルギー分野における関連法の制定、日本型の省エネラベリング制度の導入が優先課題と位置づけられた。気候変動対策を対象とする政策・制度支援型借款は、2008年度に機構が初めてインドネシアで形成したもの。本プログラムには、フランス開発庁(AFD)が協調融資で参加し、2011年度に供与予定の第2期事業では世界銀行も協調融資を行う予定で、国連開発計画(UNDP)なども政策対話に参加するなど、世界に先駆けた先進的な取組といえる。

●インドネシア「ルムットバライ地熱発電事業」(気候変動対策円借款)

インドネシアでは、経済成長に伴う電力需要の増加及び既存電源設備の老朽化による運転停止等が予想されるため、新たな電源開発が急務になっている。インドネシア政府は、電力の安定供給とともに気候変動に対する緩和策も推進するため、2025年に地熱・水力・バイオマスといった非化石燃料で一時エネルギーの15%以上を賄うことを目標にしている。特に地熱については、インドネシアが有する世界最大の2万7千MWの地熱発電ポテンシャルを活用するべく、2010年から2014年の間に新規開発する電源1万MWのうち、約4割を地熱発電で賄うことを計画している。本事業は同計画の一環としてスマトラ島に110MWの地熱発電所を建設するとともに、地熱の潜在性が高い他の地点において試験井の掘削等を行うもの。地熱発電所完成後に期待される温室効果ガス排出削減効果は、年間590,385トン(CO₂換算)。

●ケニア「オルカリアーキスムーレス送電線建設事業」(気候変動対策円借款)

ケニアでは、全国的に電力不足が日々深刻化していることに加え、総発電容量の約55%を季節変動の影響を受けやすい水力発電に依存し、電力供給の安定性にも課題を抱

えているため、今後の需要に見合った電力供給設備の拡充が急務となっている。また、ケニアをはじめとしたサブ・サハラ・アフリカ諸国は、干ばつや洪水が頻発するなど、気候変動の深刻な影響を受けている。このため、ケニア政府は、気候変動緩和策の中心に、再生可能エネルギーの活用を位置づけている。本事業では、既存の送電線よりも高電圧で送電を行うことにより送電ロスを低減し効率的な電力利用を可能にするとともに、気候変動対策円借款にて規模拡張を支援しているオルカリア地熱発電地区からの電力を消費地に送電することで、クリーン・エネルギー利用促進にも寄与するものである。

●南アフリカ「気候変動予測とアフリカ南部における応用」（科学技術協力）

本プロジェクトは、アフリカ南部地域を対象として「新しい季節気候予測システム」の構築を目標とし、南アフリカ共和国の研究機関と共同研究を行い、気候変動現象とその影響を予測するモデルを開発するもの。農業生産や水管理に利用するために、広域での予測結果を対象地域にあてはめ、数カ月から数年先の地域的な気候の変動現象とその影響が予測できるような体制の整備を目指すとともに、共同研究や研究者のネットワーク構築などを通して南アフリカ共和国研究者の能力向上と研究体制の強化にも寄与する。

●インドネシア「気候変動対策能力強化プロジェクト」（技術協力）

インドネシアにおいて、気候変動の緩和策及び適応策が適切に推進されるよう、気候変動対策の政策立案及びその基盤となる情報整備に係るインドネシア政府の主要官庁及び地方政府の能力が強化を図るもの。具体的には、機構が支援を行っているインドネシア気候変動対策プログラム・ローン（CCPL、気候変動対策円借款）をプラットフォームとする包括的な気候変動対策支援の一環として、MRV（測定・報告・検証）可能な国としての適切な緩和行動（NAMA）の策定及び開発計画への適応策の主流化や、同国の関係機関及び地方関係者による脆弱性評価の実施体制の整備、国家GHGインベントリの策定等を目指すもの。

気候変動対策への取組については、気候変動が人間の安全保障にとっての脅威であるとの認識の下、特に気候変動に脆弱な後発開発途上国（LDC）を重点的に支援している。具体的な事例は以下の通り。

【LDC諸国支援の取組事例】

21年度に続き、CDMの新興国への偏在問題解消に資するべく、CDM登録実績が極めて乏しいLDC諸国でのCDM事業化を支援した。具体的には、機構が円借款で支援するザンビアとブータンの地方電化事業のCDM事業化を支援する調査を行った（現在も支援実施中）。また、ザンビアとブータンの事例をもとに、LDC諸国やCDM理事会メンバーと協力を重ねた結果、22年5月のCDM理事会における追加性証明免除^{（注）}の決定（LDC諸国・SIDS諸国などで実施される小規模の再生可能エネルギーや省エネルギーを促進するための措置）に寄与することができた。なお、CDM登録後に得られるクレジットの売却収入については、両国で機構が支援する貧困削減プロジェクトにて活用することを提案し、ザンビア、ブータン両政府の賛同を得ている。

（注）プロジェクトがCDM事業として国連に承認されるためには、そのプロジェクトの収益性が低い

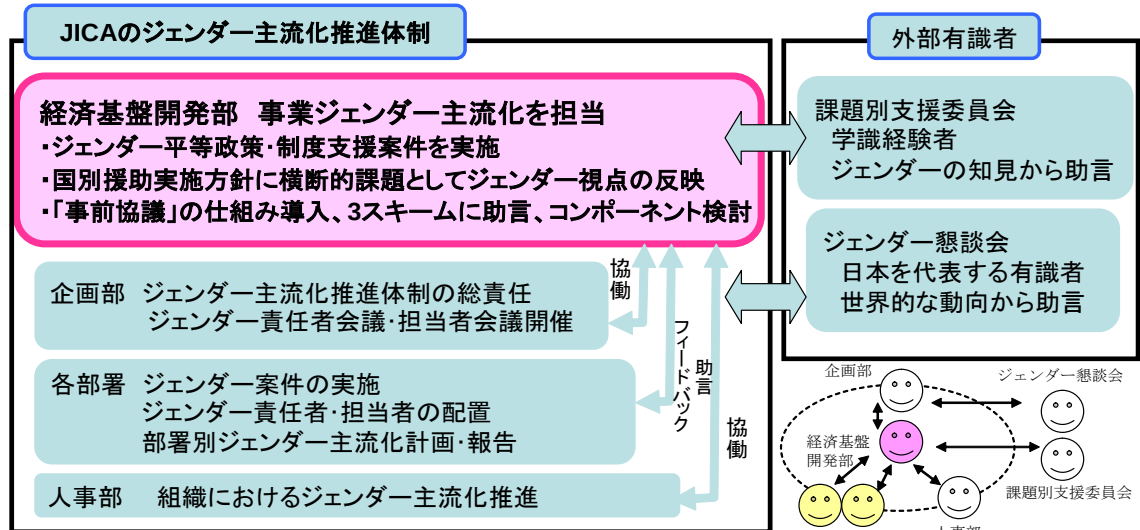
	等から、CDM事業でなければ投資の対象となる可能性がないことを証明する必要があり、これを追加性証明という。	
	機構として、国際社会との連携・協調が重要との認識の下、世界銀行、地球環境ファシリティ（GEF）、UNDP等の国際機関や、AFD、ドイツ復興金融公庫（KfW）等の他ドナーと情報交換・協議や個別案件での連携を実施し、また、気候変動枠組条約締約国会議（COP）等の国際会議において情報発信等の積極的な取組を行った。具体的な事例は以下の通り。 【国際的枠組における取組事例】 ●COPにおける取組事例 21年度に続き、10月に中国・天津で開催された気候変動枠組条約特別作業部会にて、LDC諸国に加えて気候変動に対して特に脆弱でクリーン・エネルギーへのアクセスが課題となるSIDS諸国の貧困削減に貢献するCDMの活用に関するラウンドテーブル会合を開催し、22年5月のCDM理事会で決定された、LDC諸国、SIDS諸国などで実施される小規模の再生可能エネルギーや省エネルギーを促進するための措置（追加性証明の免除）を紹介した。COP16では、LDC諸国、SIDS諸国のCDM制度に関する更なる要望をヒアリングするためのサイドイベントを開催し、制度改善に関する議論促進に貢献した。 ●他のドナーとの国際的な連携事例 機構は、二国間開発金融機関（BFI）による気候変動分野の支援実績を開発途上国の国際交渉担当官等に広く周知するため、AFD、KfW等と連携し、国連環境計画（UNEP）をとりまとめ役とするワーキング・グループを形成し、各機関の実績や取組を報告書としてとりまとめ発表した。機構は、COP16や国連本部でのイベント等を通じて、インドネシアやベトナム等において実施している気候変動対策を対象とした政策・制度支援型借款等の具体的な支援事例を紹介し、開発途上国の気候変動対策に対する支援のあり方に関する国際的な議論に積極的な貢献を行った。	
評価方法	独立行政法人からの検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・ガイドラインの適用実績 ・職員その他の関係者に対する研修の実績 ・国際環境規格認証の維持及びJICA環境マネジメントシステムの運用状況 ・省エネルギー・省資源への対応の実績（光熱水量及び廃棄物量） ・「JICA環境方針」を踏まえた環境関連案件の実績	
評価	評定	（評定の決定理由及び指摘事項等）
	ロ	平成22年度は、21年度完成させた新ガイドラインの運用を開始した。新ガイドライン運用にあたっては、職員や相手国政府等関係者を対象に研修や説明会を積極的に実施しその内容への理解促進を図ったほか、新たに設置した外部専門家で構成される第三者委員会（環境社会配慮助言委員会）の全

		体会合を１０回、ワーキンググループ会合を２２回開催し、案件形成段階から環境社会配慮の確認を行った。会合は全て公開で行い、逐語議事録を機構ウェブページ上で報告するなど、積極的な情報公開及び意思決定の透明性を確保した。また、国際環境規格（ＩＳＯ１４００１）に基づく環境マネジメントシステムを引続き適切に運用しつつ、システムを効率化したほか、外部機関の審査を受け入れ、２５年１０月まで認証を更新した。 さらに、開発途上国における環境保全や気候変動対策等に貢献する国際協力について、引続き各援助手法による支援を実施したほか、１０月に開催された「生物多様性条約第１０回締約国会議」及び１２月に開催された「気候変動枠組条約第１６回締約国会議（ＣＯＰ１６）」等の国際会議において、ハイレベルフォーラムやサイドイベントを他国際機関と共催するなど、機構の知見発信を積極的に行った。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画を「上回って順調であり、優れた実績を挙げて」いる。 なお、新ガイドラインに基づき、案件検討段階から環境社会配慮の確認や、公募による外部専門家で構成される第三者委員会の適切な運用等を継続し、客観性・透明性の高い取組が定着することを期待する。
--	--	--

小項目 No. 9 男女共同参画

大項目	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(2) 事業に関する横断的事項
小項目	(ホ) 男女共同参画の視点は重要であり、事業実施に当たり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助における男女共同参画推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、女性の地位向上に配慮した業務運営に努力する。
業務実績	ジェンダー主流化推進体制の下、平成22年度は、ジェンダー視点を事業の企画立案から実施に至るプロセスにおいて反映させる仕組を強化するとともに、ジェンダー担当部署によるジェンダー視点に関するコメントの案件への反映状況の確認や、案件形成のための調査への参画等を通じて、より質の高いジェンダー配慮を促進した。また、国際機関との連携やジェンダーに関するパンフレットの作成等を通じて、機構のジェンダーに関する経験を踏まえた対外発信の強化に取り組むとともに、国連開発計画（UNDP）と連携した「気候変動とジェンダー」に関する研修を行うなど、関係者のジェンダーに対する一層の理解促進に努めた。 1. ジェンダー主流化のための体制整備 (1) ジェンダー主流化推進体制の定着（指標：ジェンダー主流化推進体制の定着状況） 統合時に見直したジェンダー主流化推進体制の下、22年度当初に部署別ジェンダー主流化推進計画書を作成するとともに、6月にジェンダー責任者会議を開催し、ジェンダー主流化の進捗状況と課題の確認を行った。また、9月に開催したジェンダー担当者会議や分野・課題情報システム等を活用し、ジェンダー主流化に関する各部署での優良な取組事例を共有した。さらに、機構のジェンダー主流化に向けた21年度の取組をとりまとめた「平成21年度JICAジェンダー主流化推進年次報告書」を作成し、9月に公表した。 機構のジェンダーに関する経験を踏まえ、世界のジェンダー問題と機構の取組を紹介するパンフレットの作成を行うとともに、「ジェンダー平等と開発（Gender Equality and Development）」を主題とした世界銀行の「世界開発報告書2012」の作成に向けて、研究所や外部有識者の知見も活用し、バックグラウンド・ペーパーの提供を行った。また、23年1月の「第55回国連婦人の地位委員会」、23年3月の国際開発金融機関主催による「インフラとジェンダー」に関するアフリカ地域会合等の国際会議において、機構の農業分野におけるジェンダー主流化における取組を紹介するなど、対外発信の強化に取り組んだ。

JICAのジェンダー主流化推進体制



(2) 職員その他の関係者のジェンダーに関する理解の促進 (指標：職員その他の関係者に対する研修の実績)

ジェンダーの視点を案件の計画・実施に反映させる知見を身につけるための実践的な職員研修(計2回)や新人研修といった各種研修でのジェンダー講義、海外拠点を含む各部署でのジェンダー勉強会等を実施した。

職員以外の機構事業関係者についても、国際協力人材赴任前研修、ボランティアの派遣前訓練等においてジェンダー講義を実施した。なお、国際協力人材赴任前研修では、こうした事業ジェンダーの講義に加えて、日本の代表としての意識や非違行為防止と併せてセクシャルハラスメント等に関する注意喚起を行っている。

22年度は、国連開発計画(UNDP)と機構の年次協議においてジェンダーに関する連携を一層深めることで合意したことを踏まえ、双方の機関で重点的に取組を進めている課題であり、かつジェンダーとの関係が認識しにくい「気候変動」をテーマに能力強化研修を実施した。同研修では、機構の気候変動とジェンダーに対するアプローチの説明及び水資源・森林管理分野でのジェンダー主流化の具体的な取組の紹介を行うとともに、UNDPからも防災とジェンダーの専門家を招き、実際のプロジェクトを事例とした講義とグループワークを実施した。また、課題別研修及び国別研修においても機構の事業におけるジェンダーの取組や教訓について講義を実施した。

さらに、機構におけるジェンダーに関する取組の幅広い層での理解促進のために、広尾センター(地球ひろば)における企画展において児童労働とジェンダーに関する展示や、複数の大学において機構の取組事例の紹介も含むジェンダーに関する講義を行った。

【研修実績】

	19年度	20年度	21年度	22年度
合計	406人	358人	494人	561人
職員(注)	184人 (60人)	120人 (77人)	228人 (42人)	143人 (8人)
専門家	148人	160人	194人	350人
企画調査員(ボランティア)	7人	78人	72人	68人

(注) 括弧内は国内拠点・海外拠点の参加人数

2. ジェンダーに配慮した業務運営の実績 (指標: ジェンダーに配慮した事業運営の実績)

ジェンダー担当部署が、要望調査で要請のあった研修事業を含む技術協力及び無償資金協力の要請案件の概要の確認を行い、ジェンダーに係る具体的な取組が必要な案件を抽出し、ジェンダー視点に関する留意点のコメントを行った。また要望調査を経ない案件（円借款等）についても、全案件に関し、案件計画・実施の各段階において、ジェンダー担当部署がジェンダー視点に関するコメントを行い、その反映状況をモニタリングした。

その結果、ジェンダーに係る取組が案件の計画や実施に組み込まれ、例えば、マラウイ「地方給水運営維持管理プロジェクト」では、コミュニティでの水利用における女性の果たす役割を踏まえた助言を踏まえ、コミュニティにおける給水に関わる各種活動の計画・実施・モニタリングにおける女性の参加の促進等が事業計画に反映された。

また、22年度より導入した国別分析ペーパー「JICA Analytical Work」についても、当該国における過去のジェンダー主流化の取組事例や教訓、国別ジェンダー情報整備調査の結果等に基づく助言を行っている。

さらに、22年度はジェンダー主流化の優良事例とされている案件の事後状況を確認する等を通じて、教訓の抽出に取り組んだ。

国別ジェンダー情報整備調査は、22年度は3カ国（ベトナム、東ティモール、ベネズエラ）について新規作成、5カ国（インドネシア、ケニア、ニジェール、ホンジュラス、ドミニカ共和国）について更新しており、計74カ国について機構のホームページにて公開している。

具体的な事例は以下の通り。

【ジェンダー主流化による具体的な事業の効果の事例】

●ベトナム「地場産業振興プロジェクト」（技術協力プロジェクト）

本プロジェクトでは、地域の強みを活かした地場製品の創出等を通じた実践的な活動を通じて、住民の生計向上につながる農村部における地場産業振興のモデル構築を目指している。同活動の一環として実施しているパイロット事業では、女性を中心とする織物組合に対して、ミシン、刺繍、機織の研修を実施し、品質改善、販路確保等の支援を行っている。取引価格の向上とハノイ等での土産品としての販路拡大を希望する織物生産組合の意向も踏まえ、縫製トレーニングやデザインの改善等の取組を行うとともに、組合のビジネス能力の向上を行っており、既にハノイ市内及び北西部で土産品として販売が開始されている。

【ジェンダー取組要案件の教訓の把握と活用の取組事例】

●タンザニア稲作振興におけるジェンダー分析調査

タンザニアにおける農業・食糧生産の約7割は女性が担っていると言われているが、女性農民が参加できる農業研修や普及活動は少なく、農業組合や水利組合等における意思決定過程への参画は極めて限定的である。また、女性が使いやすい農機具が容易に入手できない、女性に土地所有権がないため融資を受けられない等の課題もある。

このような状況の中、技術協力プロジェクト「キリマンジャロ農業技術者訓練センター計画フェーズⅡ」及び「灌漑農業技術普及支援体制強化計画」では、稲作技術の普及に合わせ、女性農民と男性農民の参加を半数ずつとした農業研修、男女を対象としたジェンダー研修等、ジェンダー主流化に関する取組を実施した結果、米の生産性の向上、家計収入の増加がもたらされた。また、通常女性が行っている水汲みを男性が行ったりする等、家事への男性の参画が増えるなど、生活全般の改善にも貢献していることが確認された。

	タンザニアにおける取組は、アフリカにおける稲作振興を進める上でジェンダー主流化に関する事例として有用であることから、その活動を体系的に整理した。特に、生産部分にとどまらず、コメの付加価値を高めて販売するという観点からポストハーベスト処理、加工、流通、販売の段階におけるバリューチェーン分析をUNDPと協働で行った。その結果、「女性農民が果たす役割が大きく、女性も販売等において活躍しているにもかかわらず、金融サービス等へのアクセスが困難なために、十分な収益や社会参加の機会を得られていない」という課題が明らかとなっており、同結果を踏まえ、類似案件において女性の経済活動への参加が促進される活動の実施に取り組んでいく予定である。なお、調査の結果については、23年3月にアフリカにおいて開催された「ジェンダーとインフラ」に関する地域会合の場において発表している。 なお、機構の組織内におけるワークライフバランスの推進等のジェンダー主流化の取組については、小項目「No. 28 人事に関する計画」に記載している。	
評価方法	独立行政法人からの検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	
評価	評価	・ジェンダー主流化推進体制の定着状況 ・職員その他の関係者に対する研修の実績 ・ジェンダーに配慮した事業運営の実績
	ハ	(評価の決定理由及び指摘事項等) ジェンダー主流化推進体制の下、平成22年度は、ジェンダー視点を全ての事業の企画立案から実施に至るプロセスにおいて反映させる仕組みを強化するとともに、ジェンダー担当部署によるジェンダー視点に関するコメントの案件への反映状況の確認や、案件形成のための調査への参画等を通じて、より質の高いジェンダー配慮を促進した。また、国際機関との連携やジェンダーに関するパンフレットの作成等を通じて、機構のジェンダーに関する経験を踏まえた対外発信の強化に取り組むとともに、国連開発計画（UNDP）と連携した「気候変動とジェンダー」に関する研修を行う等、関係者のジェンダーに対する一層の理解促進に努めた。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。 なお、ジェンダー主流化に向け、ジェンダーに配慮した取組の推進を全ての事業において継続するとともに、その具体的な取組・成果のさらなる対外発信を期待する。

小項目 No. 10 事業評価

大項目	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置
中項目	(2) 事業に関する横断的事項
小項目	(へ) 客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的かつ効率的な評価を行うとともに、外部評価を適切に実施する。また、これらの評価の内容について国民にわかりやすい形で情報提供するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業実施にフィードバックする。さらに、各事業の費用対効果を高める観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的評価手法の開発に取り組む。具体的には、 ●目標の達成に向けて計画を見直し、運営方法を改善するとともに、将来の類似案件の計画・実施に活用することを目的として、事前から事後にいたる一貫した効率的な評価を実施する。 ●評価体制の充実と評価の質の向上に努めるべく、外部有識者評価委員会を定期的開催し、評価制度、手法の改善のための提言を得る。また、評価の質の向上と客観性の確保に努めるべく、外部有識者・機関等による評価を適切に実施する。特に、協力終了後に協力効果を最終的に評価する事後評価に関しては、外部有識者・機関等による評価件数を全評価件数の50%以上とする。 ●評価結果のわかりやすい形で迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の評価結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。 ●フィードバック機能を強化し、評価から得られた教訓の事業への活用を図る。 ●各事業の費用対効果を高める観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的評価について、実効性のある評価手法の確立に資するよう、調査研究を行い、その開発に取り組む。
業務実績	平成22年度は、3つの援助手法全体として整合的な評価手法の着実な実施と改善に向けた取組を、21年度に引続き実施した。評価対象案件の増加等に対応しつつ評価の質を確保するため、評価手法・制度に係る見直しを行い、プログラム評価やインパクト評価等の新たな評価手法や被援助国の評価能力向上等に着実に取り組んだ。 事業評価に関する情報への外部からのアクセスをさらに向上することを目的として、過去の個別案件評価に関する評価報告書を検索・閲覧することのできるデータベースを構築し、ホームページ上で公開した。 また、データベースの構築により過去の教訓の共有を図り、事業開始前の事前評価において、過去の事例を教訓として反映することにより、PDCAサイクルの確立に努めた。 コスト効率性評価手法については、これまでの分析結果を踏まえた今後の総合的な取組方針を策定した。 1. 一貫した評価の実施 (指標：一貫した評価の実施状況) 技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法として整合性のある評価手法を適用し、PDCAサイクルに沿って一貫した事業評価を実施した。また、職員はじめ事業関

係者に対する研修等を通じて機構の評価手法を定着させ、組織としての評価能力の強化を図った。

（１）３つの援助手法全体として整合性のある評価手法の確立

事後評価については、２１年度までに整備した３つの援助手法で統一的な事後評価の体系の下、外部評価者との２１年度契約締結分（実施は２２年度。技術協力・円借款・無償資金協力：合計１７５案件）の評価結果を２３年３月末に公開し、２２年度契約締結分（技術協力・円借款・無償資金協力：合計１４９案件）について対象案件を選定し評価業務に着手した。

３つの援助手法を対象とした機構事業評価ガイドラインを２２年６月に作成し、公開した。さらに、新評価手法に関する理解促進を目的としたマルチメディア教材について、日本語版・英語版に続きスペイン語版を作成した。

（２）成果指標の標準化

事業実施部門が行う評価の監理や支援の一環として、案件の計画段階で作成される「事業事前評価表」について評価部が通年にわたって内容確認を行い、事業実施部門による案件開始後の適切な進捗管理・評価・改善が行われるよう、客観的な指標の設定を促進した。また、技術協力の終了時評価においても、設定された指標に基づき、評価・分析の客観性をチェックし、助言を行った。

２１年度より導入した無償資金協力の事前評価について、各案件において設定された定量・定性的な評価指標を内部向けにデータベース化した（約１５０件、今後も継続更新）。これにより、無償資金協力に係る指標の標準化へ向けた第一歩となった。

また、成果重視の事業運営を推進する観点から、事業効果検証の精度を高めるために、統計分析や成果重視のマネジメントに関する研修等を行い、必要な調査能力の向上を図った。

（３）在外事務所における評価能力の拡充

国際協力人材赴任前研修の一環として事業評価に関する研修を行い、海外拠点の評価能力の向上を図った。また、２１年度に続いてテレビ会議システムを活用した事業評価に関する遠隔セミナーを海外拠点の日本人職員を対象として２回開催し、さらに２２年度の新たな試みとして現地職員を対象とした同様のセミナーを英語・フランス語・スペイン語で計４回開催し、延べ２００名の参加を得た。これにより、在外における技術協力、円借款、無償資金協力の３つの援助手法に関する評価手法に関する理解促進と評価結果活用を支援した。

（４）評価手法の開発と充実

援助効果及び説明責任の向上を目指すうえで重要な課題について、協力プログラムの評価やインパクト評価等、新しい評価手法の試行的な実施を進めた。

協力プログラム評価については、特定のテーマや開発目標を切り口として、機構の協力を総合的に評価分析し、将来のより効果的な協力の計画・実施に資することを目的としている。２１年度に実施したテーマ別評価「プログラム評価手法検討のためのマスタープランの試行的評価」を踏まえ、２２年度は協力プログラム評価の制度構築（評価方法、分析ツール等）を検討した。また、同テーマ別評価で得られた知見を援助アプローチ（水資源管理）の検討に際して活用した。

また、データ収集・分析の方法を工夫し統計的に精緻な比較を行うことにより数値に基づく協力効果のより正確な把握が可能となる、インパクト評価手法の実施に取り組んでいる。22年度は事業の手法改善や対象地域拡大の意思決定等に活用するために、事業部門のニーズに基づいた案件への適用・拡充（学校運営、道路、保健等3件以上）、21年度からの継続4件（灌漑、初等教育）の実施を行い、また、結果の対外的な発信（学会）も行った。

2. 外部評価の充実

（１）事業評価外部有識者委員会（旧外部有識者事業評価委員会）の開催

機構では、従来、外部有識者事業評価委員会を定期的で開催し、主に評価の質及び評価結果の客観性の向上の観点から、評価制度、手法の改善のための助言等を得てきたが、22年6月に公表された外務省による「ODAのあり方に関する検討最終とりまとめ」結果を受け、評価制度、手法の改善を、評価のアカウンタビリティの確保、評価の質の向上、フィードバックの強化といった3つの観点で整理し、提言の対象分野を明確化した。機構は、これらに関する提言等を得るため、従来の委員会を改組し、新たに事業評価外部有識者委員会を設置した。22年9月に開催した第1回委員会では、3つの観点を中心とした事業評価の現状と今後の課題について事務局より説明、また、22年12月には第2回委員会を開催し、21年度事業評価の結果分析や事業評価年報の作成方針等について説明を行い、各々について委員より助言等を得た。

（２）外部有識者・機関等が参画する評価の拡充

評価部が実施する案件別事後評価は、上記1.の通り21年度より3つの援助手法で統一制度を導入した。21年度は、外務省から移管された無償資金協力も含め全評価案件を原則として外部の第三者による評価とし、案件の規模に応じた効率的かつ質を確保した評価を行う観点から、協力金額10億円以上の案件は現地調査を行う詳細事後評価、2億円以上10億円未満の案件は現地調査を行わず質問表を用いた簡易事後評価を試行的に実施した。

「ODAのあり方に関する検討最終とりまとめ」や行政刷新会議による事業仕分け等の提言・指摘を踏まえ、評価の質的な向上の必要性が改めて確認されていることから、原則協力金額10億円以上については外部の第三者による詳細事後評価を今後も継続しつつ、一部案件についてはより詳細な分析を行うこととした。なお、簡易事後評価については、21年度の実施状況を踏まえ質を確保しつつ効率的な評価を行う観点から見直しを行い、事業評価外部有識者委員会からの助言も受けつつ、海外拠点が実施機関へのヒアリングや現地踏査を通じて評価に必要な情報を収集・分析し、評価部による横断的チェックを行う内部評価に切り替える方針とした。このように、案件の規模や性質に応じた評価方法とすることにより、評価対象案件数を維持しつつ一層の質の向上に取り組んだ。

上記取組により、外部の第三者による事後評価の割合は目標の50%を上回る予定である（62%：93件/150件）。

外部有識者・機関等の参画*割合	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	目標値
本邦事後評価	4 件/15 件	95 件/100 件	175 件/177 件	93 件/93 件	-
事後評価（在外）	26 件/29 件	0 件/7 件	0 件/3 件	0 件/58 件	-
合計	30 件/44 件 (68%)	95 件/107 件 (89%)	175 件/180 件 (97%)	93 件/150 件 (62%)	50%

* 案件別事後評価、プログラム評価、テーマ別評価。

* なお、本項は技術協力、円借款、無償資金協力を対象としている。そのため、海外投融資の事後評価（全て外部評価）は含めていない。

* 21 年度着手分については、本邦事後評価に、試行実施の簡易事後評価（90 件）を含む。

* 22 年度着手分については、内部評価制度への移行に伴い、事後評価（在外）が増加。

3. 評価内容の情報提供（指標：評価結果の公開状況）

ホームページ上での評価結果要約の迅速な公開、事業実施部門に対する個別案件の各種評価報告書の作成・公開の定期的な働きかけ等を通じて、わかりやすい形での評価結果の迅速な公開を引続き推進した。

アカウンタビリティの向上やフィードバックの強化に資するため、22 年 9 月にホームページに評価結果の検索機能を加えた。これにより、機構内外から 3 つの援助手法の評価結果約 3,300 件の検索が可能となり、各種評価情報へのアクセスしやすさが向上した。

また、機構評価業務や ODA 事業の効果に関するわかりやすい対外発信を目的として、毎年著名人や有識者を ODA の現場モニタリングのため派遣している。22 年度は、23 年 2 月に遠藤久美子氏（タレント）をカンボジア・ラオスに、続いて 23 年 2 月-3 月に黒田かをり氏（CSO ネットワーク共同事業責任者）をガーナに、それぞれ派遣した。両氏には、帰国後、自身のブログや機構ホームページ、事業評価年次報告書 2011（発行準備中）等を活用し、幅広い関心層に向けて現地モニタリングの経験や所感を発信いただいている。

4. 評価内容のフィードバック（指標：評価から得られた教訓の事業への活用状況）

機構は、評価結果の活用を通じた事業の改善を図るため、基本方針の策定や新規事業（プロジェクト、プログラム）の形成時の資料及び事業事前評価表に「過去の類似案件からの教訓の活用状況」を記載する欄を設け、その活用を推進している。

22 年度に作成された全ての事業事前評価表も同欄を活用し、新規案件形成に際して過去の評価結果から得られた教訓の活用を図った（具体的事例は以下の通り）。また、案件別事業評価やテーマ別評価等の結果を踏まえ、必要に応じ評価部から助言した。

21 年度事後評価については、個々の評価結果に加え、開発効果向上に向けた 3 つの援助手法間及びドナー間の連携、また適切な目標と指標設定の観点から横断的分析を新たに行った。

機構は、内部フィードバックの強化へ向け、22 年度より新たに事業評価に関する定期連絡会を立ち上げた。同連絡会は、原則として年に 2 回開催し、評価部門と事業実施部門間での事業評価に関する連絡や情報共有、意見交換を促進している。

開発効果向上の観点からは、相手国政府へ評価内容のフィードバックを図るとともに、相手国政府の評価能力の向上を支援することも重要である。21 年度事後評価のうち、現地調査を伴う詳細な事後評価については全件において相手国政府に評価内容を直接フィードバック

クしたほか、ベトナムとフィリピンでは、有償資金協力に係る先方政府の評価監理能力向上のため、合同事後評価を通じた評価マネジメント研修等を実施した。具体的な事例は以下の通り。

【評価結果活用 of 取組事例】

●技術協力プロジェクト 「保健人材開発強化プロジェクト」(タンザニア)

タンザニア「H I V感染予防のための組織強化プロジェクト」終了時評価にて、「保健情報管理システムやモニタリング評価といった分野横断的なコンポーネントが活動に含まれる場合は、活動の重複や不必要なシステムの乱立を避けるため、計画立案段階において保健システム全体に視座をおいた調査の実施が必要である」との教訓を得た。これを踏まえ、本件では事前調査の段階から、保健福祉省モニタリング評価ユニットや関連する開発パートナーとの協議を行い、活動の重複がないように調整を行った。

パキスタンにおける保健管理情報システム整備計画調査において、保健情報システムの強化においては、システムの普及のみならず、その後のシステムの維持管理が課題であるとの教訓を得ている。本プロジェクトでは、システムの継続的な維持管理については、世界基金の資金を活用してタンザニア政府が責任を持つ旨事前調査で合意している。

●円借款 「バンコク大量輸送網整備事業(パープルライン)(Ⅱ)」(タイ)

これまでの運輸交通分野における類似事業の事後評価から、路面交通が非常に渋滞しており移動時間短縮と時間の正確性に優れる高架鉄道に対する潜在的ニーズが高いと考えられる都市においては、潜在的ニーズを喚起し事業効果を高めるための検討をすべきとの提言がある。本事業では、①新設駅周辺開発、②沿線地域開発、③競合先となるバス運行との調整(運行ルートや料金の見直しを含む)、④新設駅発着の新規バス運行、⑤地下鉄・高架鉄道・バス等の異なるモード間での共通チケット導入等について、タイ高速度交通公社との協議を踏まえ、必要に応じて円借款附帯事業、技術協力プロジェクト等の実施も含め、タイ政府に働きかけていくことを検討する。

●無償資金協力 「ダカール州及びティエス州小中学校建設計画」(セネガル)

同国で18年度に実施した類似事業(小中学校教室建設計画)は5州計60サイトで286教室の建設を実施したが、サイトが広範囲であり施工監理が極めて困難となっている。また、現地施工業者の技術的、財務的な能力により工事の進捗が大きく左右された。現段階での教訓として、①対象サイトの絞込み、②現地施工業者の選定基準のあり方等に配慮した案件形成の必要性が挙げられた。

本事業では、上記の教訓を踏まえ、対象サイトを地域的にまとめ、2ヶ月先行して工事を開始するモデルサイトを設置して各施工業者を集め、技術指導を行い、要求品質の認識統一に取り組むなど、施工管理に十分配慮した事業計画を策定した。

5. コスト効率性評価の開発への取組 (指標: コスト効率性に関する評価手法の開発の取組)

機構は、19年度以降、これまで継続して費用対効果の明確化に向けたコスト効率性評価のあり方の検討を進めてきた。

19年度は、まず、経済協力開発機構(OECD)開発援助委員会(DAC)における考え方にに基づき、本調査で取り上げるコスト効率性を「事前評価段階で所与の成果達成に必要と推計された事業計画額に対して、どの程度少ない事業実績額で成果を達成したか」と定義

	し、その上で、過去１０年間に終了した技術協力４２４件を対象に調査分析を行った。その結果、開始時期及び対象地域等と事業費との相関が一定程度確認されたものの、事業のアウトカムと事業費の間には有意な関係が見出せなかった。一方で、計画時と終了時の事業費を比較した結果、計画と実績の差は減少傾向であったものの、より精緻な計画策定と適切なモニタリングの必要性が明らかになった。 ２０年度と２１年度は、前年度で検証に至らなかったアウトカムレベルの効果に着目し、事業の類型化とその分類と事業費との関係分析を試みた。対象は、外部有識者の助言も得つつ、比較的定量データの得やすい保健医療分野の技術協力とし、約２０件について事例研究を行った。その結果、技術協力については、協力内容が多様であるうえ、能力向上の金額計量が適さない場合がある等の特徴から、目標達成や効果発現の度合いに関する案件間の比較が難しいことが確認された。なお、その際に対象にした保健医療分野においても事業の成果を客観的に測定するために必要となる定量的なデータの蓄積は十分ではなく、数値目標の設定やモニタリングの拡充が今後の課題として挙げられた。 ２２年度は、前年度までの調査結果を踏まえ、民間で活用されている各種の定量的評価手法（顧客満足度調査等）について専門コンサルタント及びＮＰＯを通じて分析を進め、協力対象グループのニーズ充足度に着目した定量的評価の事後評価における適用可能性を検討した。その結果、上述した案件類型化の難しさによる相互比較の制約、満足度と投入コストをもって事業の費用対効果の評価を行うことの適切性等の観点から、本手法の通常の場合の事後評価に対する適用可能性は低く、また技術協力におけるコスト効率性評価の組み入れは困難であることが判明した。 他方で、「コスト効率性評価」開発の目的としていた、成果に対するコストの適正化・効率化については、第二次中期計画期間中にわたり、成果の定量化・数値目標設定の徹底、事業計画の精緻化、適切なモニタリング等の取組を推進し、一定の進捗をみており、これらの取組を通じ、今後も総合的に対応していく予定である。	
評価方法	独立行政法人からの検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・ 一貫した評価の実施状況 ・ 外部有識者事業評価委員会の開催実績 ・ 外部有識者・機関等が参画した事後評価の全事後評価件数に占める割合（５０％以上） ・ 評価結果の公開状況 ・ 評価から得られた教訓の事業への活用状況 ・ コスト効率性に関する評価手法の開発の取組	
評価	評定	（評定の決定理由及び指摘事項等）
	ハ	２１年度までに確立した３つの援助手法全体として整合性のある評価手法の着実な実施と改善に取り組み、職員・現地職員の評価能力強化を支援し、評価の質の向上を促進した。事後評価については、対象案件数の増加等に対応しつつ評価の質を確保する観点から実施方法を見直した結果、外部評価の比率に減少が見られたが、目標値は上回った。今後、上記見直しを踏まえて適切な目標を検討予定である。事業評価に係る外部有識者委員会については、外務省の「ＯＤＡあり方検討最終とりまとめ」を受けて迅速に体制を見直し、評価のアカウンタビリティ・質・フィー

		ドバックの３本柱に係る助言を得る体制を築いた。 評価結果の活用については、ホームページの検索機能付与等を通じて对外発信の強化に取り組んだ。また、協力プログラムの評価やインパクト評価は、事例研究や対象案件の拡充を進めた。コスト効率性に関する評価手法の開発に関しては、これまでの調査研究結果を整理し、技術協力における組み入れは困難であることが判明したが、費用対効果の明確化と向上に向けた今後の総合的な取組方針を策定した。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。 なお、３つの援助手法全体として整合性のある評価手法が定着し、質向上の取組が行われており、引続き、客観的な評価を期待する。評価結果のフィードバック体制が確立していることを高く評価する。また、プログラム・アプローチの進捗にあわせ、これまで取り組んできたプログラム評価の試行等で得られた知見を活かしつつ、協力プログラムの評価可能性を高める取組を進めるとともに、数値目標設定の徹底等、成果の明確化へ向けた取組を推進していくことが求められる。
--	--	---

小項目 No. 11 技術協力

大項目	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(3) 各事業毎の目標
小項目	(イ) 技術協力（法第13条第1項第1号） (i) 技術協力業務は、開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としており、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的及び迅速に実施する。また、想定される投入要素の内容及び概算経費の精度の向上を図りつつ、案件の実施に当たり、投入要素の組み合わせ・量・時期等を適切に決定するとともに、案件の実施中に行う評価の結果を踏まえて当該案件の内容について適切に見直しを行う。そのために、 ●総合的能力開発を重視した事業を実施し、その知見の蓄積に努める。 ●開発途上国支援における南南協力の意義と有効性に留意し、南南協力支援事業の効果的な実施を図る。 ●候補案件に想定される概算経費の標準的な算出方法を導入する。 ●案件実施に当たり、事業内容と積算内容の精緻化を図るとともに、実施中は、目標達成に向け、評価結果を踏まえ、進捗状況や外部状況の変化に応じて投入要素を機動的に見直すなど、事業マネジメントについて一層の向上を図る。 (ii) 研修員受入について、各研修コースについて開発途上国の需要にかなっているか、効果的なものとなっているかを、第三者の参加を得て客観的に検証し、その結果を研修コース及びプログラムの改廃に的確に反映できるようなシステムを確立する。 また、海外、国内別に研修の実施基準を策定し、効果的かつ効率的な取組を促進する。 加えて、帰国研修員に対するフォローアップの充実等により、その活用を図る。 青年研修事業については、事業の有する開発教育効果にも配慮しつつ、交流性の強いプログラムを廃止し、技術研修へ絞り込むことにより、従来以上に専門的知見の習得を重視した事業内容とする。具体的には、 ●第三者の参加も得て事業の成果をより客観的に検証するため、事前から事後の事業評価のシステムを改善するとともに、課題毎に事業方針を定め、評価結果と併せて研修案件の改廃と新設に反映させるシステムを確立する。 ●海外、国内で実施することが妥当な研修案件の基準を策定するとともに、特に国内で実施する研修については、研修員個人の育成にとどまらず組織開発や制度改善を重視する。 ●日本の知識や経験が開発途上国の問題解決により効果的に活かされるよう、大学との連携などにより研修内容の付加価値を高め、研修の方法を改善するとともに、研修案件終了後のフォローアップ活動を充実させる。 ●青年研修事業について、開発途上国の援助課題に合致した技術協力に絞り込むことにより、研修効果を高める。 (iii) 相手国からの要請内容を適切に踏まえつつ、案件に相応しい質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うとともに、その評価を厳正に行い、以後の選

	定の向上に適確に反映させる。このため専門家については、 ●民間人材を含めた幅広い人材を積極的に活用し、専門家の質の向上に努める。そのために、人選基準を踏まえ、透明かつ適正な手続きによる選定を行う。また、高度な案件等で関係省庁、有識者等の知見が必要と判断される場合には、人選のための委員会を開催する。 ●人材の適正な再活用を念頭においた、人材の業績評価の着実な実施と反映を図る。またコンサルタントについては、 ●コンサルタント選定における評価方法の見直し等を行い、競争性を一層高める。 ●緊急な選定手続きが必要と認められる案件については、引き続き迅速な選定を行う。
業務実績	技術協力の効果的な実施に向けて、総合的な能力開発を重視した事業及び南南協力支援については、事業の実施を推進するとともに、開発効果増大の観点から援助潮流として関心が高まっていることから、国際会議の場において機構の経験を積極的に発信した。また、研修の実施等を通じて、職員の事業マネジメントの向上を図った。 研修員受入事業については、事後評価制度を確立し、帰国後3年が経過した研修員を対象とした質問表による全数調査及び国を選定し特定の分野・課題における分析を行う調査を実施した。また、研修事業による開発効果をさらに高めるため、案件の改廃の検討において、各国の協力プログラムに沿った研修の形成・実施を行うための体制を強化した。 事業管理の面では、引続き事業内容の精緻化や事業マネジメントの向上に取り組んだほか、専門家については、民間人材を含めた幅広い人材の積極的活用を行う観点から、引続き公示・公募による人材の確保を推進した。コンサルタント選定については、競争性の向上を図る様々な取組を実施するとともに、契約手続きの透明性向上の観点から、コンサルタント選定プロセス及び結果について、外部審査委員による審査・コメントを得る制度を試行導入した。 1. 総合的な能力開発を重視した事業の実施及び知見の蓄積（指標：総合的な能力開発を重視した事業及び知見の蓄積の状況） 機構は、近年の国際社会における技術協力の動向やあり方に関する議論、日本の協力の経験等も踏まえ、「能力（キャパシティ）」を開発途上国の「課題対処能力」、すなわち、個人や組織の能力のみならず、制度や政策、社会システムなどを含む多様なレベルの能力と位置付けている。「開発途上国の課題対処能力が、個人、組織、社会などの複数のレベルの総体として向上していくプロセス」を「総合的な能力開発（キャパシティ・ディベロップメント：CD）」と捉え、人材育成、組織強化、制度・政策の設計、コミュニティ・エンパワメント等の包括的な支援により、開発途上国の自立を促し、経済的、社会的に持続性のある成果をもたらす事業の推進を目指している。特にミレニアム開発目標（MDGs）の達成に向け、CD支援を通じて、持続的な組織、制度作りを行い、開発成果のスケールアップ、持続性を確保することの重要性を他ドナーと共有している。 平成22年度は、CD支援の視点を踏まえた事業マネジメントのための方法を取りまとめたキャパシティ・アセスメント・ハンドブックの英語版を作成し、事業対象国における現地職員や相手国政府関係者によるCD視点による分析能力向上に努めるとともに、同ハンドブックを他ドナーにも広く共有するべく、CDの援助実務者間のネットワーク「CDに関する学習ネットワーク（Len-CD）」に情報リソースとして登録を行った。 また、23年11月に開催予定の「第4回援助効果向上のためのハイレベルフォーラム（H

LF 4)」に向け、CDに関する議論を促進するべく、対外発信の強化に取り組んでいる。例えば、23年2月に開催されたLen-CD総会において、機構の経験に基づき、MDGsの持続可能な達成に向けて、財務省等の公共財政管理に関する能力開発だけでなく、各セクターの担当省庁、地方政府、地域コミュニティ等を含めた総合的な能力開発及びそのためのキャパシティ・アセスメントが有効である点を提言し、主にアフリカ諸国参加者から賛同を得ている。さらに、HLF 4に向けてCDの議論を集約すべく、23年3月に機構はOECD（CD専門家ネットワーク）及びエジプト政府と、カイロでCDに関する会合を共催した。機構からは、上記キャパシティ・アセスメント・ハンドブックを引用しつつ、事業におけるCDの取扱いを紹介し、アフリカ理数科教育プロジェクトや中南米看護基礎教育プロジェクトを事例に、実践的なCDの事業への取込みと成果について発表し、ドナー側・開発途上国側参加者から高い評価を得た。会合のアウトプットとして「CDに関するカイロ・コンセンサス」が発表され、内容は日本政府及び機構がこれまで取り組み、発信してきたものに沿っており、HLF 4へ有効な貢献となることが期待される。

CDの視点の一層の事業への反映を強化するために、JICA研究所はCD事例の分析を継続しており、22年度は上記HLF 4を見据えJICA研究所と米国ブルッキングス研究所の共同研究による事例分析に基づくCDアプローチの再検証を進めた。また、水道分野におけるCDアプローチを強化するために、開発途上国の都市水道分野及び水道事業体に対するキャパシティ・アセスメントのためのハンドブックを作成するとともに、同内容も踏まえた公開セミナーを行った。

また、21年度に引き続き、CDの視点の一層の事業への反映を強化するため、職員及び関係者を対象とする研修を実施するとともに、CDを重視した事業を推進した。

【研修の実績】

国際協力人材赴任前研修	372人／12回
課題部新規配属者研修	104人／6回

CD事業推進において機構は、中長期的な視野に基づき、開発途上国のCDプロセスにおける仕組みづくり等の側面支援をさまざまな事業形態や規模で行っている。

本邦における研修を通じて課題対処能力が向上した相手国人材が、事前研修や専門家派遣、ネットワーク構築といった複数の方法を組み合わせることにより、成果が自国はもとより周辺国にも拡大したというCDの成果が発現した事例は以下の通り。

【本邦研修等を通じたCDの成果発現事例】

●都市計画・土地区画整理に関する取組（アンデス諸国）

アンデス諸国（コロンビア、ボリビア、エクアドル、ペルー、ベネズエラ）では、都市の急速な膨張のため適切な都市計画に基づく問題解決が急務であったことからコロンビア（以下、コ国）政府より土地区画整理事業に精通した人材育成の協力要請を受け、コ国を対象に帯広市役所等の協力を得て土地区画整理事業に関する研修コースを実施した。この研修を通じて、コ国における土地区画整理事業に関する制度整備、各種都市計

画が推進され人材育成も進んだことを踏まえ、他のアンデス4カ国も加えた都市計画・土地区画整理事業に関する本邦研修を実施した。本研修コースは対象国を拡大しただけでなく、先行していたコ国向け研修の成果を活用し、本邦派遣前にコ国で事前研修を行う形態とするとともに、帰国研修員活動を日本人専門家派遣によりフォローを行う等の相乗効果を図り、コ国及び他のアンデス4カ国での都市問題に対して、適切な政策立案を可能とする人材の育成を図った。プロジェクトの活動を通して、帰国研修員が自国の中心都市等行政の中核にて本研修で習得した手法を応用し、都市計画・土地区画整理事業実施のレベル向上に貢献した。さらにコ国では住宅環境国土開発省が進める法令策定において、同省所属帰国研修員が中心的役割を担った。コ国内では、現在までに68名の帰国研修員が育成されており、彼らがネットワークを形成し、周辺諸国の帰国研修員ともつながることにより、コ国内外への影響を持つほどの活躍をするようになり、プロジェクト終了後に自立的に活動できる基礎ができた。また、プロジェクトから学んだ技術を業務に活かし、それぞれの組織の都市開発事業の促進に貢献することで、中央政府や地方自治体の行う都市開発を効果的なものとすることができた。

2. 南南協力支援事業の充実等

(1) 南南協力支援事業の効果的な実施（指標：南南協力支援事業の実績）

20年9月にアクラで開催された「援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム」以降、開発効果増大の観点から南南協力の有効性の認識が高まっており、機構は、南南協力支援の豊富な知見や経験に基づき、南南協力は社会経済の発展段階や歴史的・文化的な類似性から実用性の高い技術・ノウハウを移転・共有することで南北協力を補完できる点、気候変動や感染症対策等の広域での協力が不可欠な開発課題への効果的な協力枠組である点等について、積極的な発信に取り組んだ。具体的には、国連開発計画（UNDP）及び国際労働機関（ILO）と共催で、22年11月にジュネーブにおいて国連南南協力・三角協力局長級会合を開催し、機構として三角協力の取組について報告を行い、事例として紹介した中南米地域における看護基礎教育に関する広域技術協力プロジェクトは、保健分野の優良事例として表彰されるなど、機構の南南協力支援の取組が高く評価された。また、23年11月に開催予定のHLF4に向け、DAC南南協力タスクチームが行なう南南協力事例（22年3月にコロンビアで開催された南南協力及びCDに関するハイレベル会合で収集した約110件）の地域毎の事例研究において、機構としてアジア・太平洋地域における事例研究の事例提出等の支援を実施した。特に機構が、三角協力や南南協力支援を通じて、新興ドナーと効果的な援助実施マネジメントに関する知見の共有を進め、ニーズに基づいた南南協力事業の形成や持続性、開発効果の確保に取り組んでいることについて情報発信を行った。このような機構の取組は、DACドナーと新興ドナーのパートナーシップを深めるものとして、南南協力提供国であるブラジルなど中南米諸国からも高く評価された。

また、アジア、南米、中東地域の南南協力実施機関を対象に、課題別研修「南南協力での研修実施能力強化」を実施し、機構の南南協力支援の経験共有を通じ、南南協力の実施能力向上及び実施プログラムの拡大のための支援を行なった。

なお、22年度の南南協力支援事業の実績（国際約束に基づくもの）及び具体的な事例は以下の通り。

【南南協力事業の実績】

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
第三国研修 (件)	175	156	178	164	177
第三国専門家 (人)	76	65	64	53	54

【南南協力支援の取組事例】

●中米カリブ地域広域プロジェクト「看護基礎・継続教育強化プロジェクト」

エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、ドミニカ共和国の中米カリブ地域の 5 カ国を対象に、看護師に対する教育の質向上のため、看護基礎教育分野の協力として、エルサルバドルにおいて、これまでの機構の協力により育成された人材を活用し、「看護基礎教育カリキュラム作成」、「地域看護」、「看護教育機関と臨地実習現場の連携（教育・臨地連携）」等に関し各国の看護教育指導者への研修を行うとともに、育成された指導者は自国で看護師に対し研修を実施した。また、エルサルバドルを対象とする看護継続教育分野の協力として、将来的に看護基礎教育分野と同様にその成果を周辺各国と共有することを視野に入れつつ、モデル県においてリプロダクティブヘルス分野の継続教育に関しファシリテーター研修を行うとともに、育成されたファシリテーターを中心に助産に関わる看護師への研修を実施した。これらの協力の結果、適切な看護ケアを普及する人材が育成されるとともに、自国の看護基礎教育カリキュラムを見直すための準備を行っている。また教育・臨地連携モデル書案が作成され、国による承認プロセスが行われており、中央委員会の設立・活動を経て地方でも委員会が発足され、地方委員による看護基礎教育指導者に対する研修が一部で開始されるに至った。受益国側のオーナーシップに基づく自立発展性の確保と関係機関による連携とネットワークの促進といった成果の発現が、具体的な課題解決に向けた方策を共有するという国連南南協力・三角協力局長級会合（22 年 11 月）の主旨に合致し、保健分野の南南協力支援の優良事例として高く評価された。

3. 技術協力プロジェクトに係る事業マネジメントの向上（指標：標準的な概算経費算出方法の導

入、計画内容の精緻化を図るための措置）

機構では、適切な事業予算の計画・管理を行うため、18 年度財務省予算執行調査も踏まえ、19 年度より、要望調査段階（採択前）における候補案件の検討にあたって、標準的な単価・手法を設定して、概算経費の算出を行っている。22 年度についても、各種経費額を精査し、積算手法・システムの更新を行った上で、同手法を当年度要望調査において全案件に適用し、海外拠点及び地域部にて採択前案件の概算経費を算出しつつ、予算計画・管理に努めた。また、予算規模が縮減される中、同概算経費を活用して、実施予定案件の計画額を検討・調整し、計画的な予算の策定を行った。

事業の実施段階における事業計画内容の精緻化に関しては、計画策定及びモニタリングを精緻に行うための手法等を紹介する「事業マネジメント研修」を、課題部・地域部等の本部

職員のみならず、在外事務所職員も対象に開催し、事業に関わる職員の技術協力プロジェクトに係る事業マネジメント能力の向上を図った。

また、課題部に新規に配属された職員向けに協力プログラム・プロジェクトの計画・実施・監理の実務を理解する共通の導入研修を実施した（計５回）。さらに、課題部の知見を活用した案件の形成等に関する技術支援について、国内外の事業担当部署から随時要望を受けつけ対応した。

４．研修事業の評価システムの改善と研修案件の改廃・新設への反映（指標：研修事業評価システムの改善、研修案件の改廃と新設の検討手順の改善）

（１）研修員受入事業の評価システムの改善

事前から事後に至る評価システムの確立に向け、本部関連部署及び国内機関の職員で構成する研修評価に関する検討会での２１年度の検討結果も踏まえ、２２年度は事後評価の制度を確立するとともに、評価調査を実施した。

事前・年次・終了時評価は、全ての課題別研修で実施し、制度の定着が図られている。２２年度は、より効率的な運用に向け、「研修評価マニュアル」の改定に向け検討を行った。

事後評価については、１案件あたりの投入規模が比較的小さく、特に課題別研修の場合は対象国が多岐にわたることも考慮しつつ、効果的かつ効率的に実施するために、同一年度を実施された課題別研修の成果・インパクト等を主に定量的に把握・分析することを目的に帰国後３年が経過した研修員全員を対象とした質問票による全数調査に加えて、国を選定して当該国の特定分野・課題における成果・インパクト等を主に定性的に把握・分析するテーマ別実証調査を合わせて行い、研修効果の発現状況や教訓等を確認する評価制度として確立した。２２年度は、１９年度に実施した課題別研修に参加した研修員を対象とした全数調査、及びドミニカ共和国の廃棄物管理分野における過去５年間の研修員を対象とした現地調査を行った。

２２年度に行った事後評価の結果概要は次の通り。

【２２年度の事後評価結果】

●全数（質問票）調査：１９年度課題別研修受講者

対象者４，８８５名のうち、９２７名の回答を得て、集計・分析を行った結果、①研修に「満足した」（大変満足、まあまあ満足）との回答がほぼ全員であること、②所属組織から明確な課題・任務を与えられていた研修員は、そうでない研修員と比較して帰国後のアクションプランを十分に実施した者が多いこと、③帰国後、「より計画的に仕事を遂行」「仕事に対する責任感の向上」など、行動においてもポジティブな変化があった者が多いこと、④研修が帰国後役立った点として、「同僚や部下への指導能力」や「業務の実施方法・技術の改善」といった個人の活動のみならず、「所属組織の活動計画作成・改善」（約７５％）「所属組織のプロジェクト形成」（約６５％）「国・地方自治体の政策・制度の立案・改善」（約４８％）等、組織や社会レベルでのインパクト発現にも貢献していること、⑤帰国後、アクションプランを実施できなかった者は約２０％に留まり、概ね研修は活かされていること、といった研修の成果が確認できた。一方、アクションプランを実施できなかった理由として、「組織内でのサポートを得られなかったこと」が約３６％を占めたことから、教訓として、研修員受入の対象とする組織の戦略的な選定や機構の協力事業に関与する者の人選が重要と考えられる。

●テーマ別実証調査：ドミニカ共和国・廃棄物管理分野

過去に廃棄物管理分野の課題別研修に参加した帰国研修員31名（の主な所属先である3つの自治体を調査した結果、研修員個人の能力向上に留まらず、研修で作成したアクションプランが所属先の計画として実行され、ゴミ収集サービスの向上、料金回収率向上による収入増加など、組織・社会レベルでのインパクト発現が認められた。

発現の要因として、①在外事務所によるきめ細かい管理体制、②プログラム・プロジェクトに関与する組織を優先した人選、③①②に係る先方窓口機関との合意、④フォローアップ調査団やボランティア等との連携による研修員・所属先の支援、⑤体系的な知識習得による組織能力の底上げ等が重要と分析された。

（２）研修案件の改廃と新設の検討手順の改善

22年度は、以下の取組を行い、課題別研修の案件検討方法を改善した。

ア．課題別研修の年度計画及び要望調査の改善

相手国の要望により即したものになるよう、21年度までに改善を行った課題別研修の年度計画の作成方法と要望調査方式を継続して行うとともに、22年度は、より効果的かつ効率的な案件の計画・実施のために、新規・更新案件の検討の際に、分野課題ごとに機構内関係部署の協働による検討プロセスを設け、各分野の協力方針等に沿った案件の検討を進めた。こうした取組の結果、技術協力プロジェクトの動向等からの必要性の確認や継続案件を含めた類似案件のグループ化などを通じて案件が整理されたことにより、要望調査の実施段階において各国の課題解決に合致した案件の選択及び要請案件への割当が困難な場合における他の案件への振替検討が容易になる等の効率化が図られた。

なお、プログラム・アプローチ強化の方針に沿って、各国の協力プログラムにおける研修ニーズに的確に応える研修コースを形成・実施することにより、研修事業の開発効果をさらに高めるため、課題部及び国内機関との協働による分野課題ごとの検討体制を強化するとともに日本の重要政策等への対応強化を図っていくための案件形成に係る枠組整備や協力プログラムに対応した研修員の選考方法の改善等について、検討を行った。

イ．第三者検証制度等による研修案件の改廃の検討

19年度に導入した「課題別研修第三者検証委員会」において、機構及び各府省が提案する202件の課題別研修の新規・更新案件の妥当性及び有効性を検証した。本邦で実施することの妥当性及び案件設計の有効性等の観点から検証を行った結果、30案件が本邦において実施する研修としての有効性や効率性が不十分等の理由により不採択となった。また、22年度は、効率的な事業実施の観点から、在外からの要望数による新規・更新案件の採択の基準を6名以上に引き上げた結果、要望人数不足等により31件を不採択とした（計61案件を不採択）。

なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえ、学位取得を目的とした長期の研修は23年度より実施しないこととした。また、日本語研修等の縮減により研修期間を23年度より短縮する予定。さらに、研修員生活費の削減等、研修員受入経費の見直しに取り組んだ。

5. 研修実施基準の策定（指標：研修員受入事業の実施基準の策定、組織開発や制度改善を重視した研修の実績）

効果的かつ効率的な研修事業の実施を図るべく、今中期目標期間中に、海外及び国内別に

研修の実施基準を策定することとしており、19年度に本邦の課題別研修、20年度に第三国研修、21年度に現地国内研修の実施基準を策定している。22年度は、これらの研修実施基準に則り、効果的かつ効率的な国内外での研修案件の形成・実施に取り組んだ。

本邦で実施する研修案件については、「課題別研修実施基準」において、研修の目標として、①中核的人材の育成（「中核人材育成型」）、②中堅人材を対象とした知識・技能の普及（「人材育成普及型」）、③組織や社会の課題の解決の促進（「課題解決促進型」）、④国際対話（「国際対話型」）を定め、23年度案件（新規・更新）の形成においても、組織開発や制度改善の視点から研修員の所属組織における成果発現が期待される案件を重視した。その結果、23年度実施予定の研修案件531件のうち、436件（82.1%）が組織対応型案件（「人材育成普及型」、「課題解決促進型」）となり、組織開発や制度改善を重視した案件形成が定着している。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
組織開発や制度改善を重視した案件の割合	41.1%	56.2%	65.4%	81.2%	82.1% (41ポイント増)

*カッコ内は18年度実績に対する増減ポイント率を示す。

6. 研修内容・研修方法の改善とフォローアップ活動の充実 （指標：研修内容・研修方法の改善、ソフト型フォローアップ協力の実績）

（1）研修内容・方法の改善

課題別研修の内容、方法等に関し改善が望ましい事項を列挙した「課題別研修チェックリスト」の改善項目に沿って、個々の研修案件について改善を図った。22年度は、本邦研修の前後の現地における活動を強化する改善等、延べ4,190件の業務改善を行った。また、研修の効果を高めるために、21年度に開発した研修員の主体的な学びを促す手法や留意点、実際の研修事例をまとめた自習用ファシリテーション教材を活用し、国内機関において研修員受入先を主な対象としたワークショップを開催した。

（2）フォローアップ活動の充実

22年度は、課題別研修と連動し、現地セミナーの実施や試行的事業の支援等の帰国研修員及びその所属組織の取組を、本邦の研修実施機関とともに促進する「課題別研修リンク型のソフト・フォローアップ協力」25件を実施した（21年度実績30件）。

また、研修員相互及び事業関係者とのコミュニケーション促進を目的として21年度に導入した研修員向けウェブサイト（JGN-SNS: JICA Global Network-Social Networking Service）について、22年度は研修員や研修受入先への参加登録の推進等を行い、約6,700人（23年3月末時点）の登録がなされている。JGN-SNSにより、本邦研修中に加えて本邦研修終了後も、研修員及び事業関係者間の情報共有・意見交換が継続し、レポートや教材の閲覧、受入先や専門員による指導・助言といった形で帰国研修員の課題への取組が支援されている。

7. 青年研修（旧青年招へい事業）に係る見直し （指標：援助課題に合致した研修内容への絞込みの実績）

青年招へい事業については、19年度から交流性の強いプログラムを廃止し、日程を短縮

するとともに、技術協力の一環として、従来以上に専門的知見の習得を重視した内容に見直した。名称も「青年研修」とし、その位置づけを「開発途上国の該当分野の将来リーダーとなる青年層を対象とし、日本の技術経験を理解し、知識と意欲を向上させる基礎的な研修」として、再整理した。また、20年度までに移動日等の必要日数等を除く全ての時間の技術研修への振替が完了し、22年度もそれを継続している。

これら見直しの結果として、22年度は19年度に比し、22%のコスト削減を実現するとともに、22年度に実施した88案件中、85案件が各国の重点課題（基礎教育、環境、地域振興、地域保健医療等）に整合したものとなった。

8. 民間人材の積極的な活用（指標：公示・公募による人選の割合、人選のための委員会の実施状況及び人選基準や手続きの改善状況）

22年度の公示・公募により選定された専門家の比率は84%（暫定値）となった（21年度実績77%）。

機構の事業への幅広い人材の参画を促進するために、東京、神戸で開催した国際協力人材セミナー等において、専門家の業務内容や応募手続き等を説明した。また、「PARTNER」を含む機構ホームページにおける手続きの説明や個々の公募内容や資格要件の記載を継続的に見直す等、応募者増と優秀な人材の参画を促進するための取組を行った（PARTNERを活用した専門家人材の公募、登録の推進の取組については、小項目No. 19人材養成確保に記載）。また、人材が少なく公示・公募によるリクルートが困難な分野において、21年度に見直した案件担当部による推薦を行う場合の基準を運用し、引続き適切な人材確保に努めた。

人選のための委員会は、関係省庁との事前協議で調整を終えたため、22年度は開催しなかった。

9. 人材の業績評価の着実な実施と反映（指標：人材の業績評価の実施・反映）

20年度に正式導入した専門家評価制度に基づき、適切な評価の実施に努めるとともに、専門家候補者が機構の事業経験者である場合に、過去の活動の評価を選考に反映できるよう、過去の専門家、ボランティア、コンサルタント等の評価情報（データベース）を横断的に検索できる「評価ビューアシステム」による評価結果の活用を図った。

10. コンサルタント選定方法の改善（指標：コンサルタント選定方法の改善）

コンサルタント選定における競争性の向上を図るべく、22年4月より、機構独自の契約競争参加者資格登録及びコンサルタント登録制度を廃止し、全省庁統一資格審査制度による運用を開始するとともに、全省庁統一資格を有していない団体に対しても、同資格制度に沿った事前資格審査制度を導入した。また、より一層の競争性の向上を図るため、コンサルタント側のニーズも踏まえ、業務実施契約によるコンサルタント契約について、プロポーザル提出時の業務従事者の要員計画の柔軟化を図るとともに、業務実施契約以外のコンサルタント契約についても、複数案件にプロポーザルを提出できるよう制度の改善を図った。さらに、円滑な業務実施及びコンサルタント人材の育成の観点から、業務実施契約によるコンサルタ

	ント契約において、業務主任者（総括）と副業務主任者（副総括）が連携して業務を総括・管理することを可能とする制度を導入した。 加えて、契約手続きの透明性及び公正性向上の観点から、コンサルタント選定における具体的な評価項目やその配点、評価における視点を公開するとともに、コンサルタント選定プロセス及び選定・評価結果について、外部審査委員による審査・コメントを得る制度を試行導入した。 また、コンサルタント団体との議論等を踏まえ、案件の目標達成に向けた機構の意図をより明確に伝達することを目的に、契約業務における業務指示書の作成に関する手引きの見直しを行った。 11. 緊急案件における迅速な選定（指標：緊急案件における選定手続の迅速化） 22年度において緊急案件として認定された9件について、必要な手続きを適切かつ迅速に実施し、契約手続きの開始から契約締結まで通常は70日程度かかるところを平均41日で実施することができた。 また、19年度から21年度に運用した「指名人材プール制度」の適用実績を分析した。23年度は、この分析結果をもとに、コンサルタント契約の枠組における緊急案件に対する対応方針をとりまとめる予定。 （東日本大震災による研修員受入事業への影響） 震災直後に日本に滞在していた研修員全員の安全を速やかに確認し、海外拠点を通じて本国の所属先や家族への連絡を行った。また、研修実施に影響のあるコースは東北や関東での研修日程を中止する等、研修期間を短縮するとともに、早期帰国を希望した研修員については帰国便を手配した。さらに、震災後に来日する研修員に対しては、ブリーフィングの際に、余震発生時の対応や原発事故の状況等について十分に説明を行った。一部の研修コースが震災の影響により実施困難となっているため、実施地域や開始時期の変更等について、関係機関との調整を行っている。
評価方法	独立行政法人からの検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・ 総合的能力開発を重視した事業及び知見の蓄積の状況 ・ 南南協力支援事業の実績 ・ 標準的な概算経費算出方法の導入 ・ 計画内容の精緻化を図るための措置 ・ 研修事業評価システムの改善 ・ 研修案件の改廃と新設の検討手順の改善 ・ 研修員受入事業の実施基準の策定 ・ 組織開発や制度改善を重視した研修の実績 ・ 研修内容・研修方法の改善 ・ ソフト型フォローアップ協力の実績 ・ 援助課題に合致した研修内容への絞込みの実績 ・ 公示・公募による人選の割合、人選のための委員会の実施状況及び人選基準や手続きの改善状況

		・ 人材の業績評価の実施・反映 ・ コンサルタント選定方法の改善 ・ 緊急案件における選定手続の迅速化
評価	評定	(評定の決定理由及び指摘事項等)
	ハ	技術協力の効果的な実施に向けて、総合的な能力開発を重視した事業及び南南協力支援については、事業の実施を推進するとともに、開発効果増大の観点から援助潮流として関心が高まっていることから、国際会議の場において機構の経験を積極的に発信した。また、研修の実施等を通じて、職員の事業マネジメントの向上を図った。 研修員受入事業については、事後評価制度を確立し、帰国後３年が経過した研修員を対象とした質問表による全数調査及び国を選定し特定分野・課題における分析を行う調査を実施した。また、研修事業による開発効果をさらに高めるため、案件の改廃の検討において、各国の協力プログラムに沿った研修の形成・実施を行なうための体制を強化した。 専門家については、民間人材を含めた幅広い人材の積極的活用を行う観点から、引続き公示・公募による人材の確保を推進するとともに、コンサルタント選定については、競争性の向上を図るさまざまな取組を実施するとともに、契約手続きの透明性向上の観点から、コンサルタント選定プロセス及び結果について、外部審査委員による審査・コメントを得る制度を試行導入した。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。 なお、南南協力支援は、機構の経験・教訓の共有の観点からも研修を含め積極的な取組を期待する。また、研修員受入事業については、事後評価等を通じて帰国後のフォローアップを継続すべきである。

小項目 No. 12 有償資金協力

大項目	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置
中項目	(2) 各事業毎の目標
小項目	(ロ) 有償資金協力（法第13条第1項第2号） (i) 有償資金協力業務は、開発途上地域等に対して条約その他の国際約束に基づき、又は開発事業を実施する我が国又は開発途上地域の法人等に対して金利・償還期間等について緩やかな条件の下で資金を提供することによって、開発途上国の自助努力による経済発展、経済的自立を支援するものであり、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的に実施する。 ●円借款事業及び海外投融資事業の適正かつ迅速な形成に努める。 ●我が国の政策的な優先度と開発途上国のニーズを踏まえた円借款事業及び海外投融資事業を促進する。 ●円借款及び海外投融資を通じて、開発途上国における経済活動の活性化による自立的な経済成長を支援する。 (ii) 円借款については、開発効果の持続性の確保と増大のために、借入国における開発政策・制度が適切に策定・運営され、事業の形成・運営・維持管理体制等が適切に整備されるよう、我が国及び機構の持つ知見等を活用しつつ、知的協力を推進する。 ●円借款借入国との緊密な政策対話やマクロ経済調査等により、借入国の債務持続可能性等を把握し、事業実施能力の向上を図る。 ●円借款事業の開発効果を高めるための調査・研修等を今後とも推進する。 ●地方自治体、大学、民間企業、NGO等とのパートナーシップにより、円借款事業を通じた開発効果の向上に努める。 (iii) 海外投融資については、開発効果の高い事業を対象とするとともに、適切な監理を行う。 ●開発途上国の開発政策等に沿い、開発効果の高い事業を対象として実施する。 ●過去の実施案件の十分な研究・評価を活かし、海外投融資事業の監理を適切に実施する。 ●地方自治体、大学、民間企業、NGO等とのパートナーシップにより、海外投融資事業を通じた開発効果の向上に努める。
業務実績	平成22年度の円借款供与実績については、東日本大震災の影響等により、新規承諾の規模が21年度を大幅に下回った。また、世界的な金融・経済危機対応としての緊急財政支援ニーズがなくなったことや、対主要通貨の急激な円高等により、貸付実行についても21年度をやや下回る規模となったが、引続き技術協力と効果的に組み合わせた包括的な支援など、統合のシナジー効果を生む支援や、気候変動対策、アフリカ支援等の政策的優先度及び開発ニーズの高い事業の案件形成、実施に努めた。 実施の迅速化に向け、案件の進捗監理の強化や、本邦技術活用条件（STEP）案件に係る詳細設計の機構による実施、当事者間での事業実施スケジュールの情報共有等を行ったほか、STEP案件の手続きの改善にも取り組んだ。また、各事業の開発効果を高めるため、常時のモニタリングを通じて進捗状況を随時把握し、早期の問題解決に取り組むとともに、

案件形成・実施等の各過程における研修の実施、調査の実施と得られた課題・教訓の相手国へのフィードバック、地方自治体・大学・民間企業・NGO等との連携に取り組んだ。

海外投融資は、23年1月の閣議決定「新成長戦略実現2011」において「具体的案件の実施を通じて新実施体制の検証・改善と案件選択ルールの詰めを行う「パイロットアプローチ」の下で、再開する方針が決定された。機構は、第三者評価結果を踏まえ、再開に向けたリスク審査・管理体制の拡充を行った。

官民連携で取り組むPPP（Public Private Partnership）インフラ事業に関し、民間からの提案に基づき事業計画策定を実施する枠組「協力準備調査（PPPインフラ事業）」を22年度より開始した。2回の公募を通じて、第1回目は9件、第2回目は2件の計11件の調査案件を今年度採択した。

さらに、第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）での日本政府の公約を踏まえ、アフリカ支援のための円借款の活用として、24年度末までの時限措置として、従来からの中進国の4分野に加えて、アフリカの経済成長を通じた貧困削減に資する広域インフラ、農業及び農村開発案件等を、円借款の供与対象とすることとした。

1. 円借款の供与実績

22年度における円借款の供与実績は、新規承諾件数が36件（18カ国向け）、新規承諾額は5,389億円となった。東日本大震災を受け、日本政府の方針により年度内を予定していた案件の承諾が次年度に見送られたこと等により、前年度比44.3%減となった。貸付実行額は6,777億円であり、前年度比9%減となった。

22年度の債権回収額は8,902億円であった。債権回収の状況については、延滞発生時には借入人に対して督促状を発出し、海外拠点等を通じて延滞理由の把握を迅速に行うとともに、日常業務を通じて継続的に督促を行い、早期の延滞解消を促した。経済財政危機等の理由により返済が困難になっている長期延滞国については、パリクラブ（主要債権国会合）の国際的な枠組に従い、他の債権国と協調しつつ、債務繰延べ等を実施することになるが、22年度はパリクラブ合意に従い、リベリア、コートジボワールの2カ国との間で債務繰延べ契約を締結し、債権回収・管理を適切に実施した。

2. 迅速化に向けた制度改善等の取組（指標：円借款事業の適正かつ迅速な形成の実績）

日本政府及び機構は、民間業界団体等との意見交換を踏まえ、21年度の「官民連携推進等のための円借款の迅速化」に引続き22年7月に「円借款の迅速化について」を公表し、これまで公表してきた円借款プロセスの各段階に要する期間短縮を着実に実行する方針を確認するとともに、機構は22年度も引続き円借款事業の迅速化に取り組んだ。本迅速化策では、円借款供与決定までのプロセスにおいて、本邦技術活用条件（STEP）適用案件や官民連携候補案件に対し、日本政府が早い段階での案件実施に係る関心表明（プレ・プレッジ）を行うことや、機構がSTEP案件の審査を行う前に業界団体加盟企業に対して事前説明会を実施し、意見聴取を行うことを通じてより適切な案件形成を図る等の施策が発表された。これを受け、機構は22年度中にSTEP案件の審査前説明会を開始した。また円借款供与後のプロセスにおいては、①民間（事業実施に関連するコンサルタントやコントラクター）から問題点等の指摘のあったものについてはヒアリングを行い、円借款の借入国政府・実施機関との現地モニタリング会合を開催し、問題解決に向けた働きかけの強化、②借入国政府の希望がある場合にはSTEP案件における事業化調査（F/S）から詳細設計（D/D）の切れ目ない支援を行い、結果的に本邦企業の参加が見込まれなくなったSTEP案件につ

いては、日本政府が本邦企業に加え、現地企業も応札・受注可能とする条件変更を行うこと等の施策が打ち出された。

3. 政策的優先度及びニーズの高い円借款新規承諾の実績

(指標：政策的優先度及びニーズの高い円借款契約締結の実績)

(1) 気候変動の緩和・適応等の環境保全改善効果が期待される円借款の供与実績

機構は、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）カンクン合意に基づく日本の短期支援（気候変動分野における24年末までの開発途上国支援、Fast-start Financing）の着実な実施に積極的に貢献した。円借款については、17件、2,289億円の気候変動対策に資する案件（緩和及び適応案件）の貸付契約に調印した。このうち、気候変動対策円借款^(注)条件（金利優遇条件）適用案件は、6件、856億円（うちプログラム・ローン2件）となった（小項目No. 8「環境社会配慮」参照）。

(注) 主に温室効果ガス排出削減の取組に対して供与される円借款。

(2) アフリカ向け円借款事業の供与実績

20年5月のTICADIVにおいて、日本政府はアフリカ向けODAを5年間（20年～24年）で倍増させ、円借款については5年間累計で最大40億ドル支援することを表明した。これを受け、機構は、22年度も引続き協力準備調査等を活用し、アフリカにおける円借款事業の案件形成に取り組み、22年度のアフリカ向け円借款の新規承諾件数は7件、579億円となった（20年度、21年度分と合わせて2,472億円の承諾）（小項目No. 5「効果的な事業の実施」参照）。

具体的には、TICADIV 横浜行動計画を踏まえ、その重点課題である「広域インフラの整備」、「安全な水へのアクセス」、「クリーン・エネルギーの利用促進及びエネルギー・アクセスの改善」等を通じた成長の加速化、格差是正、貧困削減に貢献するための案件を実施した。

(3) 成長戦略

「新成長戦略実現会議の開催について」（平成22年9月7日閣議決定）に基づいて22年度中に8回開催されたパッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合（インフラ分野の民間企業の取組を支援し、国家横断的かつ政治主導で機動的な判断を行うために設置）に関し、機構も準備ヒアリングを受け、参考情報を提供する等知的貢献を行ってきた。これら会合の関連において取り上げられた円借款候補案件について、上述の事情により22年度中は供与実績はなかったものの、インフラ分野の民間企業の取組を支援する文脈からはインドネシアで2件（ジャワ・スマトラ連系送電線事業（I）、ルムットバライ地熱発電事業）、ベトナムで1件（ギソン火力発電所建設事業（II））、合計3件の案件を実施した。

4. 経済社会インフラや、投資環境整備等、民間経済活動の促進に資する円借款承諾の実績

(指標：経済社会インフラや投資環境整備等、民間経済活動の促進に資する円借款承諾の実績)

22年度の開発途上国の経済社会インフラ整備の円借款事業新規承諾件数は33件、承諾金額は5,155億円となった（21年度：55件、8,494億円）。

具体的には、タンザニア、ウガンダ、カザフスタンにおける開発優先度の高い国際回廊の一部を成す道路・橋梁等広域インフラを整備することにより、地域経済の発展や地域格差の是正に貢献する支援を行ったほか、インドネシアにおける地熱発電やウズベキスタンにお

る環境にやさしい発電プラント、インド、ブラジル等における下水処理施設の整備等、環境負荷を緩和しながら経済成長を促進する取組を支援した。

また、パキスタン、フィリピンにおける台風や洪水により損壊した道路・橋梁等の復旧を通じた災害からの早期復興とともに、二次災害の発生防止への取組、国境付近の民生の安定・紛争からの復興に資する支援を行った。ケニアにおける灌漑施設の整備により米や園芸作物の振興を通じ、同国の食料安全保障の改善に資する取組や、インドにおける生物多様化推進事業等により対象地域における生物多様性保全活動を支援する等、経済社会インフラ整備を通じて国際社会が取り組んでいくべき課題に対して支援を実施した。

開発途上国の投資環境整備等、民間経済活動の促進に資する円借款事業新規承諾件数は 7 件、承諾金額は 7 0 2 億円となった（21 年度：1 0 件、1, 3 3 2 億円）。具体的な事例は以下の通り。

【民間経済活動の促進に資する円借款案件の取組事例】

●モンゴル「中小企業育成・環境保全ツーステップローン事業（II）」

本事業は、モンゴルの商業銀行を通じて、同国の民間企業の大部分を占め、経済の発展を担う中小企業に長期資金を供給するもの。環境保全対策の促進も目的としており、深刻化する都市部の大気汚染対策のための設備投資も対象としている。

本事業の実施を通じ、民間セクターの育成・強化及び産業振興を支援し、鉱物資源開発により急速に成長する同国の持続的で均衡のとれた成長を目指す。また、本事業では、現在実施中の技術協力プロジェクトである「モンゴル日本人材開発センタープロジェクト（フェーズ 2）」や「ウランバートル市大気汚染対策能力強化プロジェクト」との連携により、資金供与のみならずエンドユーザーである中小企業や商業銀行の能力向上に取り組む同国の産業振興を多面的に支援していく予定。

5. 開発途上国との政策対話、マクロ経済調査及び債務持続性分析に係る調査の実績

（指標：開発途上国政府の政策対話、マクロ経済調査及び借入国の債務持続性分析に係る調査の実績）

円借款は、その性質上、被援助国側に財務上の負担が発生する援助手法であることから、その効果を十分に発揮させるためには、さまざまな外的・内的要因によって変化する被援助国の財政状況やニーズを的確に把握して実施することが重要である。この観点に立ち、22 年度は 47 カ国においてハイレベル（局長級以上、国家元首を含む場合もあり）の政策対話やマクロ経済調査、債務持続性分析等を行った。

20 年度下期に発生した世界金融・経済危機の影響はほぼなくなり、多くの開発途上国において予想を上回るスピードで経済状況が回復したが、22 年度は、調査及び政策対話の件数自体は昨年度並となった。22 年度は、開発援助機関として開発途上国に対する事業を効果的かつ効率的に計画、実施するための国別分析ペーパー「JICA Analytical Work」（AW）の作成に着手しており、AW 検討に係る開発途上国の開発の現状及び課題の正確な把握・分析のため、相手国との政策対話やマクロ経済を含む調査を実施し、相手国との協議を行った。

6. 事業の開発効果を高めるための調査及び研修の実績

（指標：事業の実施や開発効果を高めるための調査及び研修の実績）

（1）事業の実施や開発効果を高めるためのセミナー・研修

22 年度は、円借款供与国及び今後供与の可能性を有する 27 カ国において 54 件のセミ

ナーや研修を実施した。具体的には、21年度に引続き開発途上国の事業実施機関等に対して、円借款の手続きフロー等の解説、機構のガイドラインに則した調達監理及び貸付請求、政府系金融機関に対してツーステップローン導入に向けた各種制度の説明等を現地セミナーを通じて行い、政府・事業関係者の案件形成から事業実施中の多様な局面における支援ニーズに的確に対応した。具体的な事例としては、フィリピンにおいて同国に蓄積されたこれまでのノウハウを有効活用し、今後の円滑かつ効果的な案件管理につなげることを目的に、円借款対象国を中心に25カ国の事業実施関係者等を招へいし、円借款の実施監理能力向上に向けた研修を行うとともに、各国に共通する課題への対応や、類似案件実務者のネットワーク構築を通じた円滑な情報共有に向けた取組を実施した。このほか、昨年度に引続き、23カ国から23名を日本に招へいし「ODAローンセミナー」を実施した。セミナーでは、円借款のプロジェクトサイクルに沿った各テーマの講義を通じて円借款事業の実施手続きの理解を促進するとともに、今年度は生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催された名古屋市の環境社会配慮の取組をはじめとする日本の公共事業等に対する視察や、研修員同士の議論等を通じて、円借款を活用して効果的に開発を進める上での問題・課題を把握し、その改善策を作成した。加えて、各研修員の帰国後、上記方策を関係者間で共有することを推奨し、招へい先の開発途上国における円借款事業の実施能力の向上を図った。

加えて、手続き面のみならず、円借款事業の開発効果増大に寄与する技術支援を実施した。具体的な事例としては、円借款事業の運営維持管理を向上させるための支援として、アルメニア及びウズベキスタンで実施中の火力発電所建設事業の電力公社技術者を日本に招へいし、専門性の高い日本企業の協力を得て、ガスタービン火力発電所の効果的な保守技術、製造技術の研修を行ったほか、トルコの地下鉄事業に関係する複数の組織にまたがる関係者に対し、本邦鉄道会社のノウハウを専門家による講義や日本の鉄道視察により提供し、今後の運営・維持管理体制について組織の枠を超えた関係者間の検討促進に寄与した。

（２）案件実施支援調査（SAPI）、援助効果促進調査（SAPS）の実施

事業実施期間が長期間にわたる円借款事業では、事業の計画段階では必ずしも予見し得ない事態が発生することもあるため、事業の実施段階において、きめ細かい助言や支援を積極的に行うことで、目的に則した事業の達成や、円滑な事業の実施を側面から支援していく必要がある。このようなニーズに迅速かつ効果的に対応するため、機構は22年度において案件実施支援調査（SAPI）を11案件に対して実施し、開発途上国政府、事業実施機関等への支援を行った。

プロジェクト完成後の運営・維持管理は、借入人側の責任において行われている。しかし、個々のプロジェクトに関して何らかの改善措置が必要となった場合、あるいは期待した事業効果が発現されない場合など、事業効果を持続あるいは一層高めていくうえで支障となる問題を調査し、具体的な改善・解決策を提案する必要がある。機構は、協力の必要性・緊急性を検討した上で、22年度において援助効果促進調査（SAPS）を5件実施した。

7. 地方自治体、大学、民間企業、NGO等の知見・参加を得て開発効果の向上に努めた円借款事業の実績

（指標：地方自治体、大学、民間企業、NGO等の知見・参加を得て開発効果の向上に努めた円借款事業の実績）

（１）NGO等の市民社会・現地の地域社会が参加した円借款事業実績

22年度は、8件の円借款事業について、NGO等の市民社会・現地の地域社会の参加を得つつ実施した。例えば、インドネシアの大規模インフラ事業において、事業のコントラク

ターやコンサルタントが現地NGOと契約し、建設工事現場においてHIV／エイズ予防対策のための啓蒙活動を行っている。タイでは、現地NGO等と連携し事業の対象地域住民への環境影響に係る意見聴取等を行い、今後の協力に関する意見交換を行ったほか、インドでは、森林案件における現場森林官・住民組織の能力強化や住民への生計向上活動支援、上水案件におけるメータ取付の理解促進、節水促進といった啓蒙活動等を、実施機関がNGOと契約する形で実施しており、事業の相乗効果が期待されている。

（２）地方公共団体・大学の協力を組み入れた円借款事業の実績

２２年度は、７０件の円借款事業について地方自治体・大学との協力を事業の一部として組み入れて実施した。例えば、ベトナム向け円借款において、４都市で実施中の水環境改善事業の建設局・下水排水公社の職員を対象に下水道経営研修を、本邦地方自治体のノウハウを得て実施した。また、インド向け円借款において、建設中の地下鉄事業の安全対策を強化することを目的とした調査支援（SAPI）に本邦大学が参画し、新たな安全対策技術の試験的な実施及び現場作業員や周辺住民に対する安全対策の効果測定を行い、事業実施機関の安全対策面での技術向上を支援した。

（３）日本の民間企業の知見・参加を得た円借款の事業の実績

円借款事業の形成において、引続き日本企業の知見・参加を得て開発効果の向上に取り組み、３件の事業において日本企業の参加を得た。インドネシア「インフラ改革セクター開発プログラム（III）」においては、具体的な政策改革項目に、同国に進出している日本企業の意見を反映させたほか、本プログラムで策定されたPPPインフラ事業推進への枠組みの成果を活かし、日本企業の関心を踏まえた個別のPPPインフラ事業の案件形成や実現の促進を図っている。

８．海外投融資の実績

（１）海外投融資事業の再開

海外投融資は、１３年１２月の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」により既往案件を除いて一旦廃止が決定されたが、２２年６月の閣議決定「新成長戦略」において、「国際協力機構の海外投融資については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件に対応するため、過去の実施案件の成功例・失敗例等を十分研究・評価し、リスク審査・管理体制を構築した上で、再開を図る」旨が定められ、２３年１月の閣議決定「新成長戦略実現２０１１」において「具体的案件の実施を通じて新実施体制の検証・改善と案件選択ルールの特約を行う「パイロットアプローチ」の下で、再開する方針が決定された。

機構は、新成長戦略に示された「過去の実施案件の成功例・失敗例等を十分研究・評価し、リスク審査・管理体制を構築」という方針に則り、過去の実施案件に関して外部の機関による第三者評価を実施した。評価結果を踏まえ、再開に向けた審査体制の充実やリスク管理手法の整備を行ったほか、新規案件承諾及び既往案件の案件監理に関し外部有識者から機構に対して助言を行うことを目的として、海外投融資委員会を設置した。

また、２３年２月に外務・財務・経済産業省との共催で行った「JICA海外投融資にかかる意見交換会」や、その他のニーズヒアリングや他ドナーとの協議、個別セクターに関する調査などを基にパイロットアプローチ対象案件の検討を開始した。合わせて、海外投融資再開に対応する中期計画及び業務方法書の改訂が２３年３月に完了し、再開の態勢が整った。

	(2) 出資先法人の適切な監理 出資目的の達成や出資先の経営状況の分析と対応に関しては、出資者として経営・財務状況の報告を受け、必要に応じて実施機関に事業改善計画の策定を働きかける等、適切な監理に努めている。また、事業継続に必要な原料（天然ガス等）の安定供給について開発途上国政府への申し入れを行うなど、事業の側面支援にも努めている。 出資により取得した株式等は当該株式等の全部又は一部を処分することが適切であると認められる場合には、なるべく速やかに処分に努めるものとすべく、既往の出資事業につき退出に向けた計画を策定した。 23年2月には出資案件の世界銀行炭素基金を通じて取得した排出権の一部を横浜市に売却し、21年11月のAPEC横浜開催において発生した温室効果ガス排出量の一部の相殺に寄与した。	
評価方法	独立行政法人からの検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・ 円借款事業の適正かつ迅速な形成の実績 ・ 政策的優先度及びニーズの高い円借款契約締結の実績 ・ 経済社会インフラや投資環境整備等、民間経済活動の促進に資する円借款承諾の実績 ・ 開発途上国政府の政策対話、マクロ経済調査及び借入国の債務持続性分析に係る調査の実績 ・ 事業の実施や開発効果を高めるための調査及び研修の実績 ・ 地方自治体、大学、民間企業、NGO等の知見・参加を得て開発効果の向上に努めた円借款事業の実績	
評価	評定	(評定の決定理由及び指摘事項等)
	ハ	円借款については、東日本大震災の影響等により、新規承諾の規模は21年度を大幅に下回った。また、世界的な金融・経済危機対応としての緊急財政支援ニーズがなくなったことや、対主要通貨の急激な円高等により、貸付実行についても昨年度をやや下回る規模となったが、引続き技術協力と効果的に組み合わせた包括的な支援など、統合のシナジー効果を生む支援や、気候変動対策、アフリカ支援等の政策的優先度及び開発ニーズの高い事業の案件形成、実施に努めた。 実施の迅速化に向け、案件の進捗監理の強化や、本邦技術活用条件（STEP）案件に係る詳細設計の機構による実施、当事者間での事業実施スケジュールの情報共有等を行ったほか、STEP案件の手続きの改善にも取り組んだ。また、各事業の開発効果を高めるため、常時のモニタリングを通じて進捗状況を随時把握し、早期の問題解決に取り組むとともに、案件形成・実施等の各過程における研修の実施、調査の実施とそこから得られた課題・教訓の相手国へのフィードバック、地方自治体・大学・民間企業・NGO等との連携に取り組んだ。 海外投融資は、23年1月の閣議決定「新成長戦略実現2011」において「具体的案件の実施を通じて新実施体制の検証・改善と案件選択ルール の 詰めを行う「パイロットアプローチ」の下で、再開する方針が決定された。機構は、第三者評価結果を踏まえ、再開に向けたリスク審査・管理体制の拡充を行った。

		官民連携で取り組むPPP（Public Private Partnership）インフラ事業に関し、民間からの提案に基づき事業計画策定を実施する枠組「協力準備調査（PPPインフラ事業）」を今年度より開始した。2回の公募を通じて、第1回目は9件、第2回目は2件の計11件の調査案件を今年度採択した。 さらに、第4回アフリカ開発会議（TICADIV）での日本の公約を踏まえ、アフリカ支援のための円借款の活用として、24年度末までの時限措置として、従来からの中進国の4分野に加えて、アフリカの経済成長を通じた貧困削減に資する広域インフラ、農業及び農村開発案件等を、円借款の供与対象とすることとした。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。 なお、道路、橋等のインフラ整備に加えて、MDGs達成及びポストMDGsも見据えた社会セクター、特に保健、教育分野への円借款の支援実績も積極的に増やすべきである。22年度は東日本大震災といった特殊事情により円借款の供与実績が減少したことには留意し、その23年度の新規承諾額・件数に対する影響については23年度の評価に当たって留意する必要がある。
--	--	--

小項目 No. 13 無償資金協力

大項目	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(3) 各事業毎の目標
小項目	(ハ) 無償資金協力（法第13条第1項第3号） (i) 無償資金協力業務については、被援助国側と緊密に協議を行いつつ、条約その他の国際約束に基づき、案件を適正かつ効果的・効率的に実施するとともに、外務大臣が自ら行う無償資金協力のうち、機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものについてはその案件が適正かつ効果的・効率的に実施されるよう、その促進に努める。 (ii) 無償資金協力事業の競争性と透明性の一層の向上を図るとともに、工期設定の柔軟化、天災や大幅な物価変動といった予め想定できない事態に対する対応の最適化等、制度の改善に係る検討を進め、入札への参加拡大を図る。 (iii) 積算審査の強化等の取組を実施し、総合的なコストの縮減を図る。
業務実績	平成22年度は、改正機構法の施行により機構に移管された無償資金協力事業の実施に必要な業務について、21年度に行った制度整備のさらなる定着及び改善に取り組み、これまでの業務実施状況を踏まえ必要性が確認された資金管理や案件実施監理に関する新システムの開発に着手した。また、環境・気候変動対策無償やコミュニティ開発支援無償の予算拡大、アフリカやアフガニスタンでの公約達成に向けた案件形成・実施に適切に対応した。 入札参加拡大の取組として、新規参入企業拡大のためのコンサルタント及び業者向け説明会を定期的に開催するとともに、入札参加者の誘引と案件の円滑な実施を目的として21年度より試行的に導入している予備的経費についてもガイドライン整備やコンサルタント及び業者向けの説明会等を通じて制度の定着に努めた。 コスト縮減に向けた取組に関しても、20年度に策定した「ODAコスト総合改善プログラムフォローアップ実施要領」に沿って、22年度は閣議のタイミングに合わせ、計7回の関係各部へのヒアリング及びコスト縮減案の検討を含めた会議を開催した。その結果、施設案件全体で8.68%のコストを縮減した。 1. 無償資金協力事業の実績 20年10月の改正機構法の施行により、無償資金協力事業の実施のために必要な業務（実施監理業務）として、機構と相手国実施機関との間の贈与契約（G/A）の締結、契約認証審査、資金の支払い、事後監理・評価の実施が新たな業務として加わり、21年度までに本体事業の実施に必要な制度整備を完了した。機構がG/Aを締結し、無償資金協力事業の資金管理を行うことで、自然災害等の影響による当初工期の変更等に柔軟に対応できるようになり、案件の効果的な実施監理と受注業者の負担減につながっている。 22年度は、21年度までの業務の実施状況を踏まえ、外務省実施分・機構実施分の無償資金協力事業の再整理が行われ、適用されるガイドライン及びG/Aの整備を行った。これにより、外務省が実施してきたテロ対策等治安無償（従来は機構が実施促進）及びノン・プロジェクト無償の一部が機構の実施監理分となり、案件の形成や工期の設定面にお

いて機構の知見が一層活用できるようになった。他方、従来、機構が実施していた食糧援助が外務省実施分に変更となり、政策的な観点が活かされる結果となっている。

また、22年度は、実施に必要な制度の定着やさらなる改善を目的に、既存のマニュアルや参考資料を業務フローに沿って再整理し、グループウェアでの閲覧性を高めた。さらに「贈与契約の基礎知識研修」及び「無償予算の基礎知識研修」を実施するとともに、「調達代理方式案件の実施監理」について、テレビ会議を通じ中米地域の海外拠点向けセミナーを3回実施し、機構職員への制度定着のみならず被援助国政府側の資金請求手続きの適切な浸透を図った。このほか、調達ガイドラインの修正、また、無償資金協力事業の実施監理のための「実施監理の手引き」や「在外事務所向け手引き」の改訂を行い、適正な事業実施のための環境を整えた。

また、20年度以降の業務の実施状況を踏まえ、機構の基幹システムとの連携による経理処理の効率化を目的として、案件の開始から終了までに必要となる資金管理や案件実施監理情報を一貫で管理するシステムを開発する必要性が確認された。このため、情報システム委員会の審議を経て、関係部間で検討会を開催し、無償資金協力の業務フローに基づき各部が担当する業務を相互に確認しながら、効率的な業務が実施できるように新しいシステムに求められる機能要件を定め、システムの開発に着手した。新しいシステムは、23年上半期の稼働を予定している。

22年度は、環境・気候変動対策無償やコミュニティ開発支援無償の予算拡大（環境・気候変動対策：前年度比170億円（425%）増、コミュニティ開発：前年度比49.43億円（74.9%）増）を通じて、地球規模課題である環境・気候変動や人間の安全保障に資する案件の形成・実施を進めた。年央には、政府の緊急総合経済対策の一環として補正予算が決定されたが、無償資金協力事業分への対応として迅速に案件形成を行い、G/A（計156.53億円）の締結をはじめ実施の手続きを進めた。

アフリカやアフガニスタンでの公約達成に向けた案件形成・実施についても着実にを行い、特にアフガニスタンについては、治安情勢が著しく悪化している中で無償資金協力事業関係者に対する安全対策を特別に強化すべく、G/Aの一部改訂はじめ各種対応策を実施した。なお、アフガニスタンにおける閣議決定通知額で見た22年度分の事業規模56.18億円は、年度金額として過去最大となった。

22年度の無償資金協力事業の実績としては、協力準備調査32件、22年度分の実施監理案件201件（うち、G/A締結済み案件は156件、約1,148億円）、従来から機構が実施してきた実施促進業務の実績は35件。また、施工及び施工監理が適正に実施されているかをチェックする第三者コンサルタントを使った技術的監査を、アフリカ、大洋州の2カ国2分野で実施した。

無償資金協力事業の具体的な事例は以下の通り。

【無償資金協力事業の取組事例】

●環境・気候変動への取組

22年度に本格的な実施段階に入った21年度の補正予算による環境プログラム無償（注）（30件：189.1億円）においては、本体資金を用いた追加調査の仕組みを導入するなど、制度の柔軟化を通じて資金の有効活用のための取組を強化した。

アフリカにおける環境・気候変動対策無償は、12件145.26億円（閣議決定済み額）であり、スーダンの「カッサラ市給水緊急改善計画」のように難民が生活する拠点を対象に給水施設の改善を行うことにより、難民支援に直接裨益する案件も実施している。

また、環境・気候変動対策の人材育成を重視した事例として、ブルキナファソの「国立水森林学校教育研修能力強化計画」は、建設する研修施設において周辺国も含め人材の能力を向上し、環境・気候変動問題への対処能力が向上することが見込まれる。

(注) 21年度までの環境プログラム無償を改組したものが環境・気候変動対策無償。

●人間の安全保障への取組（アフリカにおけるコミュニティ開発支援）

アフリカ支援のコミュニティ開発支援無償は、主に学校建設による教育の質と機会の向上を目的としてきた。これまでの小学校建設の案件が多くを占めていたが、中等学校建設の案件も増えており、22年度はレソト、スワジランド、マラウイの3カ国で中等学校の建設を進め、小学校卒業児童の教育の向上に寄与している。

●アフガニスタンにおける無償資金協力事業

22年度のアフガニスタン支援では、2件の一般無償資金協力と3件の国際機関を経由した無償資金協力を実施している。

一般無償資金協力は、①これまで日本が支援を行ってきている空港の強化の一環として実施している「カブール国際空港誘導路改修計画」であり、誘導路等の改修により人やモノの流通が進み経済活動の活性化を図ることを目的としているもの、②結核対策の技術協力プロジェクトと連携した「感染症病院建設計画」であり、技術協力プロジェクトで培った人材の活用により、同国の医療事情の改善を目指すものの2件である。

このほかに、国際機関を経由したコミュニティ開発支援無償として、国連食糧農業機関（FAO）と協力し灌漑整備と小水力発電による村落支援等を実施している。

一方、ODAの「見える化」を踏まえ、既に公開している実施中案件の進捗状況に加え、無償資金協力における過去の事例や活用状況についても機構のホームページ上で公表を行った（詳細は小項目No. 7「情報公開、広報」参照）。

2. 入札参加拡大のための取組（指標：入札参加拡大のための取組）

22年度は、被援助国が主体となっていく無償資金協力事業に係る入札において、21年度に導入した競争性の向上のための種々の取組（支店条項の撤廃、機材調達案件の契約の細分化（ロット分け）、応札準備期間の延長等）を引続き実施した。また、①入札公示の和文併記の導入、②入札の参加資格事前審査（PQ審査）の総合的見地からの判定の奨励、③入札の参加資格要件として一定のレベルを明示してきた類似工事の実績額、海外工事实績及び技術者数の申告制の導入、④PQ審査後の建設業者間の共同事業体の結成を原則可能とするなど、入札参加拡大のための一層の改善にも取り組んだ。なお、PQ審査については、PQ審査後の共同企業体を認め、競争性の向上のため参加条件を緩和できる方策を採った。

従前からの業界団体等からの要望でもあった契約の片務性の緩和を通じた競争性の向上の取組として、標準契約書の一部を21年度より変更し、①当事者の責により発生した損害の協議・解決の手続き、②不可抗力により生じた損害の協議・解決手続き、③設計変更の手続き、④機構の状況把握と当事者間の不調和があった場合の解決方法の4点について明確にし、引続き入札参加企業の増大に努めた。

また、急激な価格変動や治安状況の悪化等に対応するため、21年度より試行している予備的経費については、業界団体との意見交換も行いつつ、「予備的経費試行ガイドライン」

「予備的経費試行運用マニュアル」を施行し、企業、業界団体及び機構内部での説明会を行った。また、適用対象国や予備的経費率の基準を検討し、アフリカやアフガニスタン等の18案件を予備的経費の試行対象案件とし、施工段階で、12カ国17件のプロジェクトにおいて、実際に適用している。

その他、21年度も実施した地方における新規参入企業の拡大のためのコンサルタント及び業者向け説明会を、22年度も大阪、東京、沖縄の3カ所で開催し、無償資金協力事業参加拡大の取組を進めている。21年度に実施した説明会の結果、新たに入札に参加した企業もあったことから、22年度以降も参加企業が増えることが期待される。

これらの入札参加拡大のための取組等により、21年度以降は入札参加者の増加につながっている。

3. 総合的なコスト縮減に向けた取組 (指標：総合的なコスト縮減に向けた取組、総合的なコスト縮減の実績)

(1) 総合的なコスト縮減に向けた取組

政府のODAコスト総合改善プログラムの実施に向け、20年度に策定した「ODAコスト総合改善プログラムフォローアップ実施要領」に沿って、22年度は、閣議のタイミングに合わせて計7回の関係各部へのヒアリング並びにODAコスト縮減案の検討を含めた会議を開催し、総合的なコスト縮減への取組状況の確認を行った。

(2) コスト縮減の実績

上記の取組の結果、22年度においては、施設案件全体で8.68%（21年度実績5.27%）のコスト縮減が見られ、縮減率が向上した。また、コスト縮減案の検討会を通じた関係各部での議論や縮減案の蓄積を通じ、コスト縮減の取組が組織に浸透した。具体的な事例は以下の通り。

【総合的なコスト縮減の取組事例】

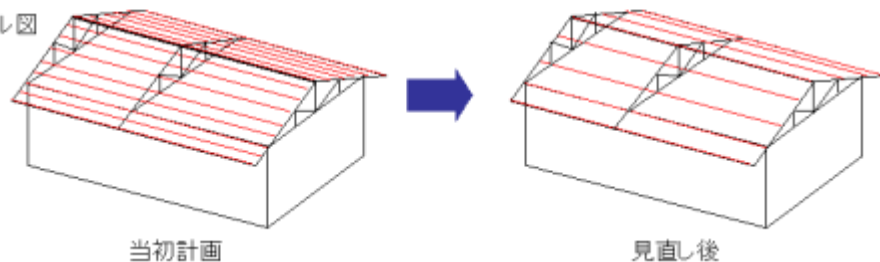
屋根鉄骨母屋ピッチの変更によるコスト縮減

事業名：フィリピン：「オーロラ記念病院改善計画」

概要：現地調査の結果、台風の風圧に耐える安全で最大幅のピッチを確保できる折板の調達が可能であることが確認できたため母屋ピッチの間隔を拡大する見直し。

効果：屋根折板の仕様変更により母屋ピッチを700mmから2,000mmに拡大することが可能となり、鉄骨の調達コスト削減によりコスト縮減に結実した。

母屋削減モデル図



当初計画

見直し後

	特別教室の施設計画を見直すことによるコスト縮減 事業名: インドネシア:「西スマトラ州パダン沖地震被災地域における安全な学校再建計画」 概要: インドネシアの学校建設基準において設置が求められている特別教室について、利用状況につき調査を行った結果、その用途を一部兼用することが可能と判断されたため、先方とも協議の上、施設計画を見直すことで建築面積を合理化する見直し。 効果: 施設の建築に関する工事費が削減され、コスト縮減に結実した。 合理化前: 256m² 合理化後: 128m² 床面積 256m² x 2x2 = 1,024m² 当初計画 合理化後: 128m² 合理化後: 128m² 床面積 128m² x 2x2 = 512m² 見直し後	
評価方法	独立行政法人からの検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 - 入札参加拡大のための取組 - 総合的なコスト縮減に向けた取組 - 総合的なコスト縮減の実績	
評価	評価 ハ	(評価の決定理由及び指摘事項等) 平成22年度は、改正機構法の施行により機構に移管された無償資金協力事業の実施に必要な業務について、21年度に行った制度整備のさらなる定着及び改善に取り組み、これまでの業務実施状況を踏まえ必要性が確認された資金管理や案件実施監理に関する新システムの開発に着手した。また、環境・気候変動対策無償やコミュニティ開発支援無償の予算拡大、アフリカやアフガニスタンでの公約達成に向けた案件形成・実施に適切に対応した。 入札参加拡大の取組として、新規参入企業拡大のためのコンサルタント及び業者向け説明会を定期的を開催するとともに、入札参加者の誘引と案件の円滑な実施を目的として21年度より試行的に導入している予備的経費についてもガイドライン整備やコンサルタント及び業者向けの説明会等を通じて制度の定着に努めた。 コスト縮減に向けた取組に関しては、20年度に策定した「ODAコスト総合改善プログラムフォローアップ実施要領」に沿って、22年度は閣議のタイミングに合わせ、計7回の関係各部へのヒアリング及びコスト縮減案の検討を含めた会議を開催した。その結果、案件ごとのコスト縮減の取組状況等について、施設案件全体で8.68%のコストを縮減した。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。 なお、コスト縮減について、取組事例のホームページ上での公表は有意義であり、豊富な事例の公表を期待したい。

小項目 No.14 ボランティア事業

大項目	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(3) 各事業毎の目標
小項目	(二) 国民等の協力活動（法第13条第1項第4号） (i) 本号に基づくボランティア関連業務については、国民の発意が出来る限り反映されるよう留意しつつ、開発途上地域の発展に寄与するよう、協力の質的向上に努める。このため、引き続き適格な人材の確保に努めるとともに、派遣者への適切なサポートを行う。また、事業への参加環境の改善のために必要な措置を講ずる。そのために、 ●プログラム化の中での他事業との連携促進及び他機関との協調等に対応する。 ●ボランティア人材を取り巻く参加環境や社会環境の変化にも対応しつつ、協力の質的向上に資するボランティア事業基盤の拡充につながる、募集・選考や訓練・研修方法の改善を通じた適格なボランティア人材の確保、特に社会還元にもつながる現職参加制度の拡充、現地活動の支援強化等に取り組む。 ●帰国ボランティアについては、社会還元のための環境整備を促進すべく、進路対策支援を始め、ボランティアの経験を活かす場の拡充に努める。
業務実績	平成22年度は、外務省及び機構にてボランティア事業のあり方についての抜本的な見直し方針の検討が進み、事業目的として①開発途上国の経済・社会の発展、復興への寄与、②友好親善・相互理解の深化、③国際的視野の涵養とボランティア経験の社会還元、を打ち出すとともに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等の指摘も踏まえ、開発ニーズと合致したボランティア派遣、他事業との連携等を進めた。また、他機関との連携については、アジア諸国とのパートナーシップ促進の観点からアジアの新興ドナーとの連携に引続き取り組んだ。 また、教員の現職参加に向け現職教員特別参加制度拡大の取組を進めたほか、応募時の不安払拭やボランティア事業に対する社会的評価の向上を目的に、募集広報として日本の地域社会が抱える課題に取り組む帰国ボランティアの社会還元活動を発信する取組「日本も元気にする青年海外協力隊」について地方展開を図った。 帰国ボランティアの支援に関しては、民間企業や厚生労働省、NGO、大学との連携や地方自治体への働きかけのほか、進路開拓支援セミナーやキャリアパス勉強会の実施等により、帰国隊員の就職活動を支援した。また、各種イベント、ホームページ等を通じて社会還元事例を紹介することで、ボランティア経験者による社会還元活動の促進及び情報発信を強化した。 なお、東日本大震災においても、派遣国の政情不安等により一時退避していたボランティアから有志を募って避難所に派遣するなど、被災者支援活動を行うべく迅速に対応した。 1. ボランティア派遣実績（指標：ボランティア派遣実績） 22年度は、外務省及び機構にてボランティア事業のあり方についての抜本的な見直し方針の検討が進み、事業目的として①開発途上国の経済・社会の発展、復興への寄与、②友好親善・相互理解の深化、③国際的視野の涵養とボランティア経験の社会還元、を打ち

出すとともに、配置方針や派遣職種の整理が進行する中、青年海外協力隊1,459名（長期1,350名、短期109名）、シニア海外ボランティア375名（長期306名、短期69名）、日系社会青年ボランティア39名、日系社会シニア・ボランティア13名を派遣した。

また、22年度は「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等の指摘を踏まえ、相手国の派遣要請との不整合を解消するため、派遣効果、隊員の活動実態等を把握・検証すべく、帰国直前のボランティアに開発ニーズとの合致度や満足度などについてのヒアリングを実施し、以降の派遣において、開発ニーズと合致したボランティア派遣、他事業との連携、プログラム化への対応等の改善を図った。文化交流的な職種（生花・編物・文化・バレエ）については、23年度春募集要望調査から廃止することとしたほか、その他の職種についても、必要とされる資格、専門的知識・能力をより明確化した。経済発展の進む国に対しては、援助重点分野を踏まえた派遣職種や人数の絞込み等につき検討を実施した。

国内積立金についても減額の見直しを行い、本邦支出対応手当、帰国社会復帰手当、帰国初動生活手当に分けた上で、それぞれの支給対象者を整理し、23年度新規派遣から実施することとした。

なお、派遣規模については、さまざまな指摘や所与の状況等も踏まえ、23年度も引き続き検討を進めていく予定である。

2. 他の機構の事業との連携及び他機関との協調

（1）プログラム化の中での他事業との連携（指標：プログラムの中での他事業との連携状況）

20年度に「戦略性向上のための指針～ボランティア事業実施の手引き」を策定、機構内の理解促進を図ったことなどによりプログラム・アプローチが浸透し、協力プログラムの投入要素となっているボランティアの派遣が増加した（22年度新規派遣者：67人）。また、協力プログラムの直接の投入要素となっていないが他事業との連携を緊密化したボランティアの派遣にも着実に取り組んだ（22年度新規派遣者：165人）。

一方、機構全体として協力プログラムの見直しが行われていることから、ボランティア事業におけるプログラムの扱いについても見直しを行い、協力プログラムを中心とした案件形成から、開発課題に合致する案件形成を推進することとし、その際に、広く他の機構事業の関係者や現地リソースの活用を促進した。具体的な事例は以下の通り。

【機構事業との連携の取組事例】

＜協力プログラムの投入要素となっている事例＞

●フィジー「廃棄物対策プログラム」

「廃棄物対策プログラム」の中で「廃棄物減量化・資源化促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）と連携し、環境教育のボランティアを地方行政機関に配属した。同ボランティアは、環境ロゴ・キャラクターの導入やクリーンスクールキャンペーン、ホームコンポスト形成促進等、リサイクル促進のための啓発活動を行い、技術プロジェクトの目標であるフィジーの特性に合わせた3Rモデル^{（注）}の構築や行政、住民の能力開発に貢献した。

（注） 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用

●ドミニカ共和国「農業農村開発プログラム」

「農業農村開発プログラム」は、地方の貧困農村住民の経済的・社会的強化に取り組むもので、「北部中央地域小規模農家向け環境保全型農業開発計画」（技術協力プロジェクト）が主軸となり、複数のボランティアと課題別研修とで構成されている。技術協力プロジェクトは、小規模農家でも導入可能な環境保全型農業技術の開発・実証・普及を目的とした活動を行い、ボランティアは技術協力プロジェクトと連携し、野菜栽培、病害虫、村落開発普及等の分野において、農業普及員への指導や小規模農家への技術定着等の活動を行った。同プログラムにおいては、技術協力プロジェクト終了後もボランティアが同プログラムの現地展開での主軸となり、小農レベルへの技術定着を継続している。

＜協力プログラムの直接の投入要素となっていないが他事業と連携している事例＞

●ウガンダ、タンザニア、マラウイ、ケニアにおける取組

タンザニアで実施中の技術協力プロジェクト「保健人材開発強化」等と連携し、病院における5Sカイゼン運動^(注)について、技術協力プロジェクトが制度及びガイドラインの作成を担い、ボランティアが各病院でそのガイドラインの普及・実践及びモニタリングを実施している。政策として進められている5Sカイゼン運動のより一層の定着を図るために、カウンターパートも含めた広域セミナー等も計画されている。

（注）整理・整頓・清掃・清潔・躰の実施により、職場環境の向上や仕事の効率性を高めることを目的としたもの。

●エクアドルにおける取組

技術協力プロジェクト「チンボラソ県貧困削減のための持続的総合農村開発実施体制強化」では、チンボラソ県庁を中心とした、農業、環境、教育、保健分野に関する関係省庁を巻き込んだ総合農村開発の取組として、持続的な総合農村開発を実施する体制の強化と整備を支援しており、県内9コミュニティをパイロット地区に指定し、農民学校の運営等を行っている。このうち、ボランティアが派遣されているコミュニティにおいては、技術協力プロジェクトが農民学校を開始する際、同ボランティアがコミュニティの組織特性や農民の習慣等の情報共有、企画のイベント化を通じた各コミュニティの収入源向上（一村一品）の意識を高めるなど、技術協力プロジェクトと連携した活動が展開された。

他方、インドネシアにおいて、スマトラ沖地震に被災した子供たちの精神的なストレスを軽減し防災に係る知識を深めるために、ボランティアが実技や遊びを通じた活動を行うなど、協力プログラムには含まれないが各国の開発課題に合致する分野へのボランティア派遣も促進した。

（2）他機関との協調（指標：他機関との協調の実績）

機構は、ボランティア活動のスキルやノウハウを相互に共有することで活動の質及び援助効果を高めることを目的として、国際機関・他ドナー、NGOといった他機関との連携を推進している。このため、他機関との連携協議や現場レベルでの意見交換により連携の有効性が確保できた場合に、各機関との具体的な連携案件を形成することとしている。22年度は、引続き、アジア諸国とのパートナーシップ推進の観点からアジアの新興ドナー

との連携に取り組むとともに、国際会議等における他機関との協議等を通じて連携案件の形成を行った。また、機構の帰国ボランティア枠を活用し、国連ボランティアとして6名を派遣した。事業レベルでの他機関との連携の具体的な事例は以下の通り。

【他機関との連携の取組事例】

●シンガポールとの連携（ラオス）

「21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム（JSPP 21）」の枠組において、ベトナムに続きラオスでの母子保健分野の Singapore International Foundation との共同事業のため、調査団の派遣を実施した。

●韓国との連携（バングラデシュ）

韓国国際協力団（KOICA）との年次協議での意見交換やバングラデシュで連携・交流のための2組織間の覚書が締結されるなど、両機関のボランティア事業との連携が促進された。現場レベルにおいても、KOICAボランティア主催のセミナーにボランティアが講師で参加するなどの協力活動が実施された。

●NGOとの連携（ネパール）

NGOチャイルドファンドジャパン（CFJ）が草の根技術協力として展開した食生活改善アプローチによる栄養摂取と栄養状態の改善を図ったモデルの定着をボランティアが担い、地域の保健機関を巡回し、妊婦や乳幼児の栄養の知識の普及等の栄養活動を行った。また、案件の終了にあたって、これまでの活動の継続を望む現地政府及び同NGOからの要望を受け、同NGOが行ってきた栄養改善活動を支援するため、ボランティアを派遣した。隊員派遣前には同NGOで研修を受けるなど連携を行った。

●NGOとの連携（カンボジア）

NGO学校を作る会との連携として、現地に音楽を職種とするボランティアを派遣した。ボランティアは、NGOが支援している学校の子供たちへの演奏技術や楽器の管理方法の指導を行った。

事業レベル以外の連携の取組として、機構は、「アジアの視点から見た国際ボランティア」をテーマに10月にシンガポールで開催された「国際ボランティア会議2010」に参加するとともに、シンガポール大統領に機構の事業全体とボランティア事業について説明を行う機会を得た。また、機構はフォーラムの理事会に参加し、ボランティア会議の運営方法、今後の調査事業の方向性等の協議を行ったことに加え、国際ボランティア会議の場ではアジア・アフリカ協力の枠組で実施している「5S-KAIZEN-TQM（病院運営管理改善）」を紹介し、日本独自のノウハウ、特に産業界のノウハウを医療の現場に適用する試みに多くの関心が寄せられるなど、機構のプレゼンス向上につながった。

また、ASEAN事務局がボランティア事業を新設する構想があり、これを具体化するために機構の45年の歴史を持つボランティア事業実施の知見を提供すべくASEAN事務局と協議した。

3. 適格な人材確保のための取組

(1) 募集・選考方法及び訓練・研修方法の改善 (指標: 募集・選考方法及び訓練・研修方法の改善)

ア. 募集・選考の改善

22年度は、応募時の不安払拭やボランティア事業に対する社会的評価の向上を目的に、帰国ボランティアの企業や地域社会での活躍事例のアピールを広報の重点とした。特に、日本の地域社会が抱える課題に取り組む帰国ボランティアの活動を発信する取組「日本も元気にする青年海外協力隊」の地方展開（イベント、パンフレット、新聞広告等）を図った。また、現職参加の実績のある民間企業の人事責任者より、企業の中でのボランティア経験者の価値や期待について発信してもらう新聞広告を企画したほか、組織としてボランティア事業を幅広くサポートする方針を有する企業との連携を通じ、機構のボランティアをはじめとしたODAの現場を視察する旅行ツアーの開発や、店舗や車両内におけるボランティア募集ポスターの掲示等、効果的・効率的な広報の推進に取り組んだ。

ボランティア事業における広報の具体的な事例は以下の通り。

【「日本も元気にする青年海外協力隊」の広報事例】

●「日本も元気にする青年海外協力隊 in 東北」(イベント、パンフレット)

ボランティアの経験や自己成長を帰国後どのように活かして活動しているか、特に「農業」に焦点を当て、農業振興や地域づくりで活躍している帰国隊員が、生産に協力した農産物や農産加工品を自ら販売し、来場者と直接交流することで、ボランティア事業の理解促進を図った。

●「日本も元気にする青年海外協力隊 in 四国」(イベント、新聞、パンフレット)

福留功男氏をコーディネーターに迎え、四国各地の村や町を元気にしようと活躍している4人のボランティア経験者の姿をパネルトーク形式で紹介し、ボランティア活動の理解促進を図った。

両事例とも、ボランティア経験を通じて得られたもの（高い問題意識、課題解決力、精神力、コミュニケーション能力等）が、帰国ボランティアが現在の活動を進める中で活用されており、「日本のためにもなる事業」であることをアピールできた。

なお、行政刷新会議による事業仕分けの指摘を受けた募集関連経費については、募集説明会の実施回数の削減、国内拠点の施設の利用促進に加え、募集要項、事業概要パンフレット、要請一覧について重複内容の整理及び情報量削減による簡素化により、経費削減等、効率的な運営を図った。

これらの取組の結果、22年度秋募集は3,027人、22年度春募集との合計5,848人の応募を確保した。

また、選考についても 英語の語学力審査の強化、面接時間の倍増等、より良い人材の確保のための改善を行った。最低限必要とされる語学力の素地を確認することを目的に英語の語学力審査を行う方向性を打ち出し、22年度秋募集よりTOEICを導入し、将来的には事前のスコア提出により語学審査を行うこととした。

イ. 訓練・研修方法の改善

22年度は、ボランティアの派遣前訓練を青年海外協力隊とシニア海外ボランティアの合同訓練として通年（4回）実施した。また、21年度に実施した合同訓練の評価結果に基づき、講座の選択制を整理するとともに、より質の高い派遣前訓練を目指すため、有識者から構成される講座諮問委員会を開催し、語学以外の3つの分野（①国際協力/ボランティア事業、②異文化理解/活動手法、③安全管理/健康管理）の新規講座の導入及び派遣前訓練の講座のカリキュラム、シラバスの改訂を行った。

語学についても、年度内に派遣前語学訓練実施指針を65日間の合同訓練に相応しい内容となるよう到達目標（レベル）の明確化や重要度が高い場面設定の整理等の見直しを行い、23年度1次隊訓練から導入することとしている。

短期ボランティア、経験者、語学免除者を対象とした研修についても、ボランティアの質の向上を目的に、派遣期間1ヶ月以上の短期ボランティアについては、研修日数を2日間から6日間に増やす一方、経験者については全部又は大幅に免除する設計の検討・導入を行い、効率性の向上及び経費の削減を図った。

（2）現職参加促進の取組（指標：現職参加促進の取組（教員、地方自治体、民間企業を対象とした取組））

22年度は、参加しやすい環境の整備として、「派遣期間選択制度」を導入し、従来、現職教員のみの特別な制度であった訓練期間を含めてボランティア参加期間を2年間とする制度を、現職参加者全員が選択できる制度として導入した。また、現職参加を認めてくれた企業や自治体等への対応を改善すべく、現職参加での派遣が決まった企業、自治体等に対し、事業概要の説明、活動状況の報告、帰国報告会の実施等を行うこととし、安心して社員、職員を送り出せる体制の整備や社員・職員がどのような経験をしているかを理解し帰国後の活用イメージを持ってもらえるよう整理を行った。

その結果、22年度は、教員、地方自治体、一般企業等から226人（前年度比3人増）のボランティア事業への参加を得た。具体的な取組は以下の通り。

ア. 現職教員向けの取組

現職教員のボランティア事業への参加は、帰国後の生徒に対する還元効果やボランティア事業の質の向上の観点から大きな意義があることから、引続き、各都道府県等への説明及び奨励に取り組んだ。22年度は、文部科学省とともに実施した「現職教員特別参加制度に係る調査報告」の要約版を作成し、ボランティア経験のある教員の帰国後の活用方法について理解を促すため、全国都道府県政令指定都市の教育委員会に送付した。また、文部科学省と連携し、先進的な取組を行っている埼玉県、茨城県、横浜市教育委員会から意見を聴取、優良事例として他の自治体に紹介する準備を行った。さらに、現職教員特別参加制度拡大のため、国内機関の教育委員会への働きかけをより戦略的に行うべく、制度導入の経緯、各種選考制度の内容、アプローチ方法等を取りまとめた。また、現職教員特別参加制度の対象は国公立学校の教員のみを対象としていたが、より多くの参加を募る観点から今後私立の学校も含めるべく、文部科学省とともに私立学校連盟（幼稚園・小学校・中学校・高校）を訪問し意見交換を行うなど、関係者の理解促進に努めた。

イ. 地方自治体職員等向けの取組

地方自治体における現職参加の促進や帰国ボランティアの採用促進を図るべく、地方自治体職員及び教育委員会関係者を対象に、地方自治体理解促進調査団を3件派遣した（滋

賀県、北陸3県、熊本市)。

また、21年度に、宮城県の農業土木の職員3名を6年間にわたりマラウイに派遣することで合意を得たが、22年度は、本件につき連携プログラムとして、宮城県と合意書を交わした。

さらに、21年度より、静岡県との連携を推進してきているが、県の総合計画の中で「頼もしい教職員の養成」として、教職員の青年海外協力隊及び日系社会青年ボランティアの派遣人数の拡大を図るとし、23年度現職教員特別参加枠が20名(前年度比15名増)となるとともに、25年度は50名を派遣することが目標として掲げられた。また、地域レベルでの国際協力、国際貢献を推進するとし、青年海外協力隊の累積派遣人数の目標を1,350名(21年時点で1,172名)と設定するなど県として積極的なボランティア派遣の取組がなされている。

ウ. 一般企業向けの取組

経験者の採用に関心のある企業に対して応募促進を図るための制度説明及び働きかけを行い、企業等の役員、関係者が集まる機会を利用し、現職参加制度の説明等ボランティア事業の理解促進を図った。また、現職参加を実施した企業に対しインタビュー調査を行い、現職参加の問題点、企業が考えるメリット・デメリット、機構に対する要望等を取りまとめ、今後の現職参加企業に対する対応方針に反映させた。

また、現職参加により帰国したボランティアの所属企業からの声をホームページ上で紹介、ボランティア経験が社員の人材育成につながり、企業として効果を生み出していることを具体的に示し、事業理解を深めるとともに現職参加の促進につなげた。

4. 帰国ボランティアに対する支援

(1) 帰国ボランティアの進路開拓支援

22年度は、引続き帰国隊員の就職活動を促し、また、社会還元効果の高いボランティア経験がキャリアに活かされるよう、セミナー、勉強会や進路対策の実施、特別採用の導入促進、民間企業との連携等を通じて帰国隊員の支援を実施した。具体的な取組は以下の通り。

ア. 進路開拓支援セミナー等の実施

進路開拓支援セミナーを「教員」、「就職」、「国際協力」、「地方自治体」、「保健医療」、「進学」「地域おこし」の各テーマで計12回実施し、約300名の帰国ボランティアが受講した。今年度もテレビ会議システムを用いて首都圏以外からも受講できるようにした(受講者アンケートでは、回答者の94%が「とても参考になった」「参考になった」との回答)。

また、22年度も、ボランティア経験者を招き、ボランティア経験のキャリアパスへの活かし方、就職活動の進め方、教員や国際協力分野の仕事を目指すに当たっての留意点等に係る情報交換、ネットワーク作り等を意図するキャリア勉強会(計8回)を引続き開催した。

イ. ボランティア経験者の特別採用

地方自治体や教育委員会への継続的な働きかけにより、教員採用に関しては静岡県(国際貢献活動経験者特別選考)、相模原市(神奈川県と合同実施、社会人経験者選考に協力隊等経験が含まれる)において新たに特別選考制度の導入が実現した。これまでの京都市、

長野県、富山県、愛媛県、茨城県、神戸市、横浜市、愛知県、福井県、兵庫県、神奈川県、埼玉県、さいたま市、川崎市、大阪府、大阪市、福岡市、宮城県・仙台市、堺市（大阪府より分離）を合わせて22府県市が特別選考制度や優遇措置を導入済みである。

また、地方自治体職員採用については、新たに熊本県、北九州市（民間企業等経験に協力隊等経験が含まれる）、豊橋市、北海道喜茂別町が優遇措置を導入し、横浜市、秋田県、広島市、愛知県、能代市、岩手県、埼玉県、京都市、網走市、和歌山県、宮崎市と合わせて15県市町が特別選考制度を導入することになった。

特別選考制度の拡大については、制度導入に至った経緯、各種選考制度の内容、アプローチの方法等を取りまとめ、国内機関が自治体等に働きかけを行う際の方法を示した。

ウ．進路相談カウンセラーの業務体制の構築

テーマ別会議を21年度の3回から4回に増やし、カウンセラー間での緊密な意見交換を行った。特にカウンセリングのあり方について議論を行い、マニュアルの改訂に結び付けた。

エ．民間企業との連携による進路開拓支援

帰国ボランティアの進路支援のあり方の検討の一環として、人材派遣会社と協議を重ね、社会貢献の一環として帰国ボランティアの進路支援を実施してもらう方向で連携の可能性を検討している。

さらに、クロスロード誌の『人間力』コラムで帰国ボランティアを採用した企業の声を連載、企業が帰国ボランティアをどのように評価しているかを発信し、民間への進路開拓を促進した。

オ．厚生労働省との連携

各都道府県の労働局、ハローワークとの連携強化を図るため、労働局長や担当者の会議において帰国ボランティアに対する就職支援、求人開拓等の促進について周知を図ること、各県労働局と国内機関との定例会の開催、企業の集まる会合においてボランティア事業の紹介、ハローワークにボランティア事業関連のチラシ・パンフレットの設置等の実施につき厚生労働省の担当部署と確認を行った。

カ．NGO等との連携

帰国ボランティアの一つの進路として、地域おこしや社会起業の可能性もあることを示す意味から、地域おこし協力隊を担当するふるさと財団や社会起業家育成支援を行うNPO法人等と連携を図り、帰国オリエンテーション時に事業紹介等を実施している。

キ．大学との連携

能登半島の活性化を図るための取組を実施している金沢大学里山里海アクティビティでは、ボランティア経験者による地域の活性化を期待しており、帰国時オリエンテーションの際に同大学の事業説明の時間を設けるとともに、能登を理解してもらうための能登ライフ体験ツアーを実施した。

また、22年度において、帯広畜産大学大学院、宇都宮大学大学院、埼玉大学大学院、城西国際大学大学院、岐阜大学大学院、中部大学大学院、日本福祉大学、立命館大学大学院、広島大学大学院、鹿児島大学大学院、宮崎大学大学院は、機構のボランティア経験者

に対して入学試験で特別措置をとっており、中でも帯広畜産大学、首都大学東京、天理大学、広島大学大学院については機構のボランティア事業への参加等によって単位を認定している。

（２）ボランティア経験者による社会還元のための取組（指標：ボランティア経験者による社会還元の活動実績）

ボランティア経験の社会還元は、ボランティア事業の目的のひとつと位置づけており、開発途上国での経験がどのような形で日本社会に活かされているのか、具体的な事例を各種広報媒体を通じて紹介している。

２２年度は、上述の「日本も元気にする青年海外協力隊」の広報企画の中で、引続き各種イベント、ホームページ、広報誌等を通じた社会還元事例を対外的に発信することで、他のボランティア経験者による社会還元活動の推進につなげるとともに、ボランティア事業の具体的な効果について国民の理解を一層促進できるよう努めた。

また、２１年度に文部科学省と共同で実施した調査研究「帰国教員の社会還元調査」の報告書の内容について、より簡単に内容を理解して貰うため要約版を冊子にとりまとめ、各県の教育委員会に配布するとともに、調査結果を広く周知するため、説明会や報告会を実施した。具体的な事例は以下の通り。

【社会還元活動及びその活動の発信のための取組事例】

<社会還元活動の事例>

●タイにおける農業ボランティアの社会貢献活動（宇都宮市）

タイにて農業協同組合の組織作り、事業開発に携わったボランティアが現地での経験を活かし、帰国後、宇都宮農協にて規格外野菜の有効活用に取り組んでいる。具体的には、タイの貧しい農村での経験を通じて、膨大な量の規格外野菜が廃棄されている日本の現状に対して問題意識を持ち、帰国後、加工業者と協力し、「規格外野菜」から野菜ピューレや濃縮エキスの製造を行い、地元飲食店等から高評価を得ている。

●ブルキナファソにおける現職参加ボランティアの社会貢献活動（金沢市）

ブルキナファソにて現職参加の栄養士として活動したボランティアが、帰国後、金沢市立三馬小学校にて、栄養教諭として給食管理とともに食育活動を展開している。地域全体で子どもを育てることが自然に行われていた現地経験を基に、みんなで食することや分け合うといった基本的な食生活の大切さなどを、紙芝居といった自作の教材を使って、子どもたちの興味を引き起こしながら伝えている。

<社会還元活動の発信のための取組事例>

●日本政府への情報発信強化

従来派遣前に実施していた自治体表敬（知事はじめ自治体関係者やマスコミも含む関係者を対象とした活動報告）について、広報効果や帰国後の進路支援につながる可能性に着目し、帰国後にも自治体表敬の実施を導入した。

また、２２年３月には「日本の国際協力一特に青年海外協力隊の活動一を支援する国会議員の会」が発足したことを契機に、多くの帰国ボランティアから政府首脳が直接意見を聴く機会を設けたいとする意向が政府より示されたことを受け、同年６月、首相官邸において、総理大臣、国会議員、政府関係者等の参加の下、約１５０名の帰国ボラン

	ティアによる報告会を実現した。 ●効果的な研修、報告会等の実施に向けた取組 中部国際センターにおいて各県毎に実施していた帰国時のオリエンテーション及び報告会を、予算削減、関係者間の交流の促進、広報効果の拡大等を勘案し、4県合同で実施した。さらに各自治体から関係者を招き、一般参加者も約130名が出席し、37名の帰国ボランティアが報告を行い、効果的かつ幅広い情報発信を行うことができた。 また、現職教員特別参加制度の参加者に対する特別研修及び帰国報告会では、帰国後数年を経て実際に社会還元を行なっている帰国ボランティアの経験が共有できるようボランティア候補生と帰国ボランティアとの意見交換の場を設けるなど、研修及び報告会内容の見直しを行った。 23年度以降は、帰国ボランティアに対し、アンケート調査等を実施し、社会還元活動の実態をより広範囲に把握し、さらなる情報発信に努めることを検討している。 なお、東日本大震災においても、ニジェールなど現地の政情不安等により一時退避していたボランティアから有志を募って宮城県東松島市の避難所に派遣するなど、被災者支援活動を行うべく迅速に対応した。現地においては、地域に持つネットワークを活かした国内拠点等のバックアップの下、ボランティアそれぞれの専門性を活かし、自治運営実行委員会の補佐、各種相談対応、キッズルームの設置、レクリエーションや映画上映会の実施、被災者の心のケアに着目した活動など多岐に渡る支援が展開された。なお、これらの取組は機構ホームページ上で公開している。 また、各県の帰国ボランティアOB会が宮城県石巻市の立渡波小学校で被災者支援活動を行ったほか、NGO等を通じて帰国ボランティアによるさまざまな支援を実施した。	
評価方法	独立行政法人からの検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	・プログラムの中での他事業との連携状況 ・他機関との協調の実績 ・ボランティア派遣実績 ・募集・選考方法及び訓練・研修方法の改善 ・現職参加促進の取組(教員、地方自治体、民間企業等を対象とした取組) ・ボランティア経験者による社会還元の活動実績 ・帰国隊員に対する進路開拓支援の状況(キャリアパス研修等の実績等)
評価	評定 ハ	(評定の決定理由及び指摘事項等) 平成22年度は、外務省及び機構にてボランティア事業のあり方についての抜本的な見直し方針の検討が進み、事業目的として①開発途上国の経済・社会の発展、復興への寄与、②友好親善・相互理解の深化、③国際的視野の涵養とボランティア経験の社会還元、を打ち出すとともに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等も踏まえ、開発ニーズと合致したボランティア派遣、他事業との連携等進めた。また、他機関との連携については、引続きアジア諸国とのパートナーシップ促進の観点からアジアの新興ドナーとの連携に取り組んだ。

		また、教員の現職参加に向け現職教員特別参加制度拡大の取組を進めたほか、応募時の不安払拭やボランティア事業に対する社会的評価の向上を目的に、募集広報として日本の地域社会が抱える課題に取り組む帰国ボランティアの社会還元活動を発信する取組「日本も元気にする青年海外協力隊」について地方展開を図った。 帰国ボランティアの支援に関しては、民間企業や厚生労働省、NGO、大学との連携や地方自治体への働きかけのほか、進路開拓支援セミナーやキャリアパス勉強会の実施等により、帰国隊員の就職活動を支援した。また、各種イベント、ホームページ等を通じて社会還元事例を紹介することで、ボランティア経験者による社会還元活動の促進及び情報発信を強化した。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。 なお、ボランティア事業のあり方について抜本的な見直しが行われたことを高く評価する。今後は、本見直しに沿った効果的なボランティア派遣を実現し、開発課題の解決に資する事業実施や他事業との連携による事業価値の向上、ボランティアの質的向上及び経験者の社会還元活動の一層の促進に期待する。
--	--	---

小項目 No. 15 NGO等との連携、国民参加支援

大項目	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(3) 各事業毎の目標
小項目	(二) 国民等の協力活動（法第13条第1項第4号） (ii) 機動性を有するNGO等を担い手とした事業を実施することは、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、NGO等との連携を推進し、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力を行うものとする。また、幅広い国民の参加が得られるよう、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続きの更なる迅速化に心がける。具体的には、 ●幅広い国民の参加を得られるよう、草の根技術協力事業の実施等により、NGO等との連携を推進する。また、そのためにNGO人材育成プログラムを推進する。 ●草の根技術協力事業については、幅広い国民から、事業の趣旨に合致した応募が得られるよう、事業例等につきわかりやすい形での説明に努めるとともに、手続きの簡素化・迅速化を図り、事務合理化を行う。 ●草の根技術協力事業については、国民の主体的な発意が尊重され、かつ、現地の実情に合致した協力が実施できるよう、対象協力地域に関する情報提供を行う。 ●地域奉仕団体、職域団体、社会教育関係団体などの様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む多様な手作りの国際協力の試みに対し、側面的な支援サービスを提供する。このために、国内と海外のきめ細やかな支援を行うとともに、市民参加協力支援事業を実施する。 ●国民の理解促進を図る上で、職員、専門家、青年海外協力隊等国际協力の経験者が国民に体験を還元する機会を充実させるとともに、国内機関を活用して、地域に密着した活動を積極的に行う。その際、市民参加協力の全国拠点として広尾センター（JICA地球ひろば）を中心に国際協力に関わる市民団体の情報発信等の活動を支援する。
業務実績	NGO等との連携については、草の根技術協力事業について、NGO側の要望にも応える形で、NGO等の参画促進や事業成果発現につなげるべく、個々の事業規模を拡大する制度改善を行い、募集を開始するとともに、経理手続き等の簡素化を一層進めた。また、NGO-JICA協議会において、技術協力におけるNGO等との連携や民間連携に関する分科会を設置し、具体的な連携の方策について検討を進めた。さらに、NGOの人材育成について、草の根技術協力事業の制度拡充も踏まえ、NGO等のニーズを踏まえた研修の実施等を行い、研修の参加者は平成21年度の実績を大きく上回る397人となった。 広尾センター（地球ひろば）では、国民の関心の高い国際社会及び地球規模の課題をテーマとしてわかりやすく市民に紹介するための展示やイベントの開催、近年関心の高い企業の社会的責任（CSR）やソーシャルビジネスに関する国際協力活動の紹介等を行ったこと、また、NGO等の登録団体へのサポート充実を行った結果、広尾センター（地球ひろば）の利用者数は18万人に達し、地球ひろば登録団体主催のセミナー、展示、報告会

等の開催実績について約1,000件となり、それぞれ21年度の実績に比して2割増、4割増と大幅に増加した。

1. NGO等との連携の推進

(1) 草の根技術協力事業の実施（指標：草の根技術協力事業の実績）

22年度に実施した草の根技術協力事業案件は、18年度比5割増の211件を実施した（22年度終了案件64件に対し、新規案件67件を実施。また、21年度から継続している緊急経済危機対応の33件を含む）。

草の根技術協力事業は、NGO等との連携により実施する「草の根協力支援型」及び「草の根パートナー型」、地方自治体との連携により実施する「地域提案型」の形態に分かれている。この3形態それぞれにおいて、後述するNGO-JICA協議会での議論等を踏まえたNGO側の要望にも応える形で、個々の事業規模を拡大する制度改善を行ない、22年度の新規案件の募集から新制度を導入している。具体的には、以下の通り制度改善を行った。

事業形態	改善前	改善後
草の根協力支援型	3年間で1,000万円を上限	3年間で2,500万円を上限
草の根パートナー型	3年間で5,000万円を上限	5年間で1億円を上限
地域提案型	3ヶ年度で年度毎の事業費管理	3年間で3,000万円を上限にした事業期間全体での事業費管理

事業規模（期間・上限額）の拡充は、従前よりNGOから強く要望されていた事項であり、今般の改善はNGOの参画促進や事業成果発現につながる事が期待される。なお、制度変更の検討過程において、事前にNGO等に対する説明会を開催し、制度変更についての理解を得るとともに広く応募を募る働きかけを行った。また、従来の3年間を期限とする案件（パートナー型）に対しても上限拡大の要望に応え、新たに追加2年間を上限とするパートナー型フォローアップ案件を募集し、22年度においては計13件を採択内定とした。

事業形態ごとの実績及び具体的な事例は以下の通り。

- ・草の根協力支援型（開発途上国支援の実績の比較的小さい団体等を対象）：34件
- ・草の根パートナー型（開発途上国支援の実績を豊富に有する団体等を対象）：75件
- ・地域提案型（地方自治体を対象）：64件
- ・草の根パートナー型のフォローアップ案件：5件
- ・緊急経済危機対応－フォローアップ型（先行案件として草の根技術協力事業を実施し、その案件のフォローアップとしての活動を行う案件）：13件
- ・緊急経済危機対応－包括型（既に開発途上国で開始している先行案件があることを条件とし、その案件に関連する活動を行う案件）：20件

（草の根技術協力事業）	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
実施件数	144件	165件 (15%増)	170件 (18%増)	157件 (9%増)	178件 (24%増)
				190件 (32%増)	211件 (47%増)

*カッコ内は18年度実績に対する増減率を示す。

*下段は21年度補正予算実施分を含む。

【草の根技術協力事業の成果発現の取組事例】

●ケニアにおける保健分野のコミュニティ開発の協力

ケニアの保健分野では、「ケリチョー県母乳育児に焦点を当てた母子保健サービス向上プロジェクト」（草の根パートナー型、特定非営利活動法人HANDSによる実施）及び「西ケニアにおける貧困層を対象とした保健医療サービス支援と保健医療状況の改善を目指す地域・人材育成事業」（草の根パートナー型、長崎大学による実施）から得られたコミュニティヘルスの現場での情報・経験と、個別専門家「タイタ県コミュニティヘルス強化」及び技術協力プロジェクト「ニャンザ州保健マネージメント強化プロジェクト」から得られた県・州レベルでのコミュニティヘルスへの支援体制の情報・経験を互いに共有して双方の事業の効果的な実施に活かすとともに、それらの事業から得られた知見を中央政府の保健省に配属の個別専門家「コミュニティ戦略アドバイザー」を通じてケニアのコミュニティヘルスの政策に反映している。これら事業の効果的な実施のために、ケニア事務所が年2回程度プログラム会議を開催して、草の根技術協力の実施機関と機構の専門家が互いにコミュニティヘルスに関する課題や知見・経験を共有できる機会を設けている。

具体的な成果としては、個別専門家及び技術協力プロジェクトにより改善された中央政府・州・県各レベルのコミュニティヘルスへの政策や支援体制を活用することにより、草の根技術協力では、コミュニティに対してより適切かつ持続的支援を行うことが可能となっている。例えば、草の根技術協力によって、政府のガイドラインに基づき、住民組織の立ち上げを支援したり、コミュニティヘルスワーカーの能力向上支援を行ったりすることにより、政府とコミュニティの連携強化が進んでいる。また、草の根技術協力でコミュニティと直接関わることで得られた経験や教訓を活用し、例えば、保健省のコミュニティ戦略で定める住民組織形成のためのガイドラインの改訂に役立てる等、政府のコミュニティヘルスの政策や支援体制の改善に反映させることができている。

●ブラジルにおける社会的弱者支援の協力

ブラジルでは、「ろう者組織の強化を通じた非識字層の障害者へのHIV/AIDS教育」（草の根パートナー型、特定非営利活動法人障害者インターナショナル日本会議による実施）により、ろう者や非識字層の障害者にとって分かりやすいHIV/AIDS教育のための教材開発や普及活動の実施によって、カウンターパート機関であるろう者組織「ブラジル全国ろう者連盟東北支部」の“対象者・担い手の両方”としての能力向上を支援している。さらに、技術協力による課題別研修「ろう者のための指導者～当事者団体強化～」及び第三国研修「ヘルスプロモーション・地域開発・健康なまちづくりコース」と連携することによって、技術協力による研修員との間で草の根技術協力による障害者支援の経験を効果的に共有している。

具体的には、草の根技術協力のカウンターパート機関の職員が上記課題別研修に参加し、日本の障害者の当事者運動等について理解を深めるとともに、他国の研修員と障害者組織の強化、手話普及等の経験を共有している。また、同カウンターパート機関はブラジルで開催する上記第三国研修の一部を担当しており、アフリカや中南米から参加している研修員に対し、ブラジルにおける非識字層のろう者によるろう者へのHIV/AIDS教育の実践・経験について学ぶ機会を提供している。これらの機会を通じて、母国語が違う他国からの研修員とのコミュニケーションを通じて、文字での意思疎通が難しいため必然的にボディランゲージの重要性に気づき、草の根技術協力における教材開

発に反映させるという技術協力との連携による効果も発現している。

（２）ＮＧＯ等との連携推進（指標：ＮＧＯ等との連携推進状況、草の根技術協力事業の手続きの簡素化）

ＮＧＯ等との連携については、対話を通じた機構の業務の透明性・説明責任の向上と、対等なパートナーシップに基づく連携による国際協力の質の向上を目的に、ＮＧＯ－ＪＩＣＡ協議会を４回開催した。これらの会合において、効果的なパートナーシップのあり方のほか、２２年度は、技術協力事業（１号業務）における連携及び民間連携に関する分科会を設置し、協議を進めるとともに、国内におけるＮＧＯと機構の連携についても議論を深めた。

２２年度の具体的な事例は以下の通り。

●技術協力におけるＮＧＯとの連携に関する分科会（１号業務分科会）

国際協力機構法第１３条第１項第１号に定められている技術協力事業におけるＮＧＯとの連携について、計３回分科会を開催し、課題や改善策を検討した。その結果、技術協力事業参画に対する関心や意識が高いＮＧＯがある一方、同業務の公示による選定とそれに対するＮＧＯの組織力や協力分野・課題などが必ずしも合致していないことが参画促進を妨げていることが確認され、それを踏まえ２３年度に具体的な制度改善策（草の根技術協力の成功案件を１号業務として実施する仕組の検討等）に取り組むこととした。

●開発課題達成のためのＮＧＯ・企業・機構の協働に関する分科会（民間連携分科会）

三者連携のための課題や効果的な協働のあり方について検討した。計４回の分科会と４回の公開意見交換会（名古屋、大阪）が開催され、民間連携に対するＮＧＯ側の問題意識の抽出、協働パターン アイディア出し、協働に伴うメリットとリスクの分析を行った。その結果、連携事例を積み重ねていく必要性が確認され、２３年度は議論から実践へと重点を移す予定。

●国内におけるＮＧＯ－ＪＩＣＡ連携

国内連携は、国際協力に対する市民社会からの支持・支援を増やし、国際協力の実施者を拡充する上で、ＮＧＯ・機構の双方にとって重要な課題であることが確認された。また、連携の現状と事例を抽出し、今後個別テーマごとに議論を深めることを合意した。２３年度はＮＧＯ－ＪＩＣＡ協議会の下に「開発教育／国際理解教育」の分科会を設置するとともに、地方での連携、人材育成、ＰＲ等のテーマについては、順次協議会で取り上げることとした。

さらに、草の根技術協力事業の制度変更に伴い、現行の評価方法や様式を見直し、よりアカウンタビリティの高い事業評価を行うため、ＮＧＯ関係者を含む外部有識者及び機構職員からなる「草の根技術協力事業評価スキーム検討タスク」を設置した。２２年９月にタスク事務局を設置し、計５回会合を開催した。２３年度下期の適用を目指して、新・評価ガイドライン（仮称）の策定作業を進めている。

また、草の根技術協力事業の実施においては、ＮＧＯ等実施団体から経理手続き等の簡素化が課題として挙げられていた。それを受け、機構の会計規程における一定のルールの下、２２年度においては草の根技術協力事業の経理手続きの合理化として、ＮＧＯ等にと

って手続き上煩雑となっている項目の改善策について検討を行い、導入可能なものについては「経費積算ガイドライン」や「実施の手引き」改訂の際に改善を反映した。具体的には、前述の複数年度契約の導入によって、年度末に精算確定を行わず複数年度契約の途中年度の年度末をまたがった活動が可能となったこと、クレジットカードの使用を可能としたこと、開発途上国でのバス等の小額交通費等の証拠書類の簡略化等である。これらの改善により、草の根技術協力事業の円滑な実施が促進されることが期待される。

なお、「NGO-JICAイコールパートナーシップ振り返りシート」については、22年度に広尾センター所管案件を対象に試行を行ったところ、試行した案件については概ねNGO-JICAのイコールパートナーとしての関係が築かれているとの評価結果であった。一方、シート自体の様式については、質問項目の意図が的確に伝わらない記述内容もあった点や、シートの提出方法等のさらなる運用面での課題も確認された。今後は、草の根技術協力事業の制度改善に伴うモニタリング・評価の見直しと併せて、検討を行う予定である。

その他、NGOと連携した技術研修（課題別、国別研修等）は68件実施された。

なお、東日本大震災に際し、「東日本大震災 支援NGO情報交換会」（国際協力NGOセンター（JANIC）主催）へ参加し情報交換を行うとともに、NGO活動への協力及びNGOと連携した復興支援活動として、以下の活動を実施している。

- ・JANIC、ジャパンプラットフォーム（JPF）、遠野市まごころネット、せんだい・みやぎNPOセンターへ職員を派遣し、NGOと協働で被災地支援活動を実施。
- ・仙台における被災地支援の活動拠点として、JPF及びJANICに東北支部の会議室を提供。
- ・震災に関するNGOの活動報告会・説明会等における施設貸し出し、国際協力総合情報サイト（PARTNER）等を通じたNGOの活動・募集情報の発信支援を実施。

（３）NGO人材育成研修等の実施（指標：NGO人材育成研修等の実績）

22年度は、草の根技術協力事業の制度拡充を踏まえたNGO等のニーズに対応して「NGO、地方自治体、大学等における国際協力担当者のためのPCM研修」について、地方開催も含め実績を大幅に増加（計画・立案コース及びモニタリング・評価コース合わせて338名が受講（21年度は241名））するとともに、NGOの組織強化等を目指した研修を引続き実施し、所属団体の資金調達及び広報の改善をはじめとした組織強化、プロジェクトマネジメント能力の向上、民間企業との連携等、着実にその成果が発現している。

「組織力アップ！NGO人材育成研修」は、組織マネジメントコース17名、プロジェクトマネジメントコース14名が受講した。本研修では、所属団体の組織強化に資するべく、研修受講者が所属するNGOの代表者も巻き込み、所属団体の問題解決に向けたアクションプランを策定し、組織全体で検討してもらう等の取組を行った。これら取組の結果、これまでの受講者から下記のような研修成果の発現事例が報告され、研修参加者個人の能力開発に留まらず、NGOの組織自体の課題解決に直接寄与するものと総じて高く評価されている。

また、地域毎の状況に応じた研修として、引続き国内拠点での地域のニーズの把握を踏まえた研修を実施してきている。例えば、地域のNGOが抱える課題についてネットワークNGOの意見も踏まえて、研修企画の公募を行ったところ、関西NGO協議会から提案のあった「会計、アカウンタビリティ」を実施した。

さらに、海外で活動する国内のNGO団体への経理・会計、資金調達・広報等の分野及びNGO海外プロジェクト強化のためのアドバイザー派遣を行い、下記のような成果・効果が発現している。これらの取組の結果、22年度の研修参加人数は397人となり、18年度実績比197%増となった。

実績及び具体的な事例は以下の通り。

(NGO人材育成研修等)	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
参加人数	134人	192人 (43%増)	182人 (36%増)	286人 (113%増)	397人 (197%増)

*カッコ内は18年度実績に対する増減率を示す。

【組織力アップ！NGO人材育成研修の効果発現事例】

- ・本研修を活用して策定した資金調達計画を実践したことで、会員数、寄付総額が倍増し、組織強化が図られるとともに、順調に活動が拡大し、22年度に外務大臣表彰を受賞するまでに組織力が向上した。
- ・企業連携をテーマとした本研修の外部への成果発表会に参加したことがきっかけに、企業との共同による歯磨きプロジェクトや基金付チョコレートなど、数々の連携事例が生まれた。

【NGO組織強化のためのアドバイザー派遣制度の効果発現事例】

- ・認定NPO法人取得に向けた会計分野の指導を受けた団体の多くが短期間のうちに認定を取得。
- ・さらに、本制度の有効性がNGO関連団体に認められたことで、内閣府が23年度から実施する予定の「新しい公共支援事業」における参考事例として本制度が紹介されており、地方自治体から照会を受けている。

【NGO海外プロジェクト強化のためのアドバイザー派遣制度の効果発現事例】

- ・在カンボジア邦人NGOネットワーク傘下のNGOを対象に、事業のモニタリング・評価に関する研修を実施。評価指標の改善に至った団体や、ネットワークの強化にも寄与した。
- ・フィリピンにおいて、過去に本制度を利用して参加型評価を実践した団体が、利害関係者の視点を踏まえた評価を事業に取り入れ、組織の活性化や事業管理・アカウンタビリティの向上を実現しているとして、フィリピンの邦人NGOネットワークの中で高い評価を得ており、同ネットワークからの要請を踏まえ、フィリピンでネットワークに参加しているNGOを対象に事業のモニタリング・評価に関する研修を実施した。

2. 草の根技術協力事業への理解を得るための取組 (指標：草の根技術協力事業への理解を得るための取組)

草の根技術協力事業に係るホームページ等について、わかりやすい説明や情報提供の観点から、22年度は、以下の取組を行った。

- ・ホームページに92件の事例（案件概要）を追加（計363件）するとともに、実施団体のホームページへのリンクを48団体追加した（計158団体）。

- ・事業の採択状況の最新情報をホームページに掲載した（２２年度は採択内定案件７４件（計６４０件）、実施中案件６５件（計２５１件）、事業終了案件５２件（計５１２件））。

- ・月刊広報誌「JICA's World」で紹介された案件について、案件一覧から記事へのリンクを貼り、より具体的な情報が入手できるようにした。

以上の取組の結果、２２年度の草の根技術協力事業及びＮＧＯとの連携事業を掲載した「市民参加」のページのアクセス総数は、５８万件（２１年度実績５５万件）となった。

３．草の根技術協力事業の対象協力地域に関する情報提供（指標：ＮＧＯ等が活動するために必要な情報の整備国数）

協力相手国における了承取付方法、ＮＧＯ登録等の要否、手続きに必要な期間等、草の根技術協力を実施する上で必要な最新情報について、これまでに案件を実施した過程での経験を踏まえ適宜更新した。２２年度は、ブータンについて追加掲載し、計４７カ国の情報提供を行った。今後も、草の根技術協力事業の新規実施国の追加に併せ、掲載国を追加する予定。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
HP上に情報を掲載している国数	31カ国	34カ国 (3カ国増)	36カ国 (5カ国増)	46カ国 (15カ国増)	47カ国 (16カ国増)

*カッコ内は18年度実績に対する増減数を示す。

４．国際協力の試みに対する支援の実施

（１）国内における支援の実施

機構は、２１年度に実施した市民参加協力支援の包括的なレビュー結果も踏まえ、市民が国際協力に取り組む機会を提供するため、地域の団体等の発意を活かしながら、国内各地において国際協力に関するセミナー、ワークショップ等の市民参加協力支援事業を実施しており、２２年度は４００件（２１年度実績４４７件）を実施した。

以下の大規模な国際協力イベントに共催者として企画段階から参画し、当日は機構のブースでの展示やワークショップ実施を通じて、開発途上国の現状や機構の活動の紹介を行った。

- ・「グローバルフェスタ」（２２年１０月東京で開催、来訪者１０．５万人）
- ・「横浜国際フェスタ２０１０」（２２年１０月横浜市で開催、来訪者５．４万人）
- ・「ワールドコラボフェスタ２０１０」（２２年１０月名古屋市で開催、来訪者９．３万人）

国内各地で地方自治体や市民団体等が取り組む国際協力に関するイベントやセミナー、市民講座等に対し、２２年度は、共催及び後援という形で６２３件の支援を実施した（２１年度４７４件）。具体的な事例は以下の通り。

【国際協力の試みに対する支援の取組事例】

●教育委員会への支援

広尾センター（地球ひろば）では、埼玉県深谷市教育委員会からの依頼に基づき、同委員会が主催する「こころざし深谷国際塾」（深谷市在住の小学５年生から中学３年生までの３５名を対象とした計３回の連続講座）として、国際社会で活躍する人材の育成を

目標としたプログラムに対する企画協力及び講師派遣を行い、同市から地球ひろばへの集客にもつながった。

●地方自治体への支援

横浜国際センターでは、横浜市鶴見区役所からの依頼に基づき、同区職員研修「平成22年度つるみ多文化バリアフリー講座 第3弾『南米系移民の歴史』」（参加者33名）に係る会場提供及び講義実施の協力を行った。南米日系人の集住地域である同区は、区の施策として、多文化共生社会の実現に向けた積極的な取組を行っている自治体であり、窓口等で直接対応することもある区職員に、「何故南米に日本人が移住し、またその子孫が日本にいるのか」、「彼らはどのような問題を抱えているのか」等についての理解を促すことを目的に企画・実施され、アンケートの結果、「言葉、考え方、暮らし方など、移民の方が抱えているギャップを念頭に、業務での市民対応を工夫していくべきだと考えられるようになった」、「南米系移民の歴史や現在における問題を『知っていなかった』ことに気づけた」等、参加者から役に立つ内容であったとの評価を得ている。

（２）海外における支援の実施

機構は、本邦NGOの現地活動支援及びNGO-JICA連携事業の強化を目的としてNGO-JICAジャパンデスクを23カ国に設置している。ジャパンデスクでは、本邦NGOの現場における効果的な事業の実施のため、現地の法律・制度や社会情勢、援助の状況、現地NGO等の情報収集及び提供、ニュースレターやパンフレット、ホームページの作成やセミナー等を通じた交流等を行っている。22年度の活動事例は以下の通り。

- ・中国では環境教育をテーマに、本邦NGOと中国の現地NGO（日系企業のCSR含む）を対象にシンポジウムを開催し、本邦と現地のNGO間での情報交換、ネットワーク強化、今後の連携促進の機会となった（本邦NGOから17団体24名、中国の現地NGOから50団体67名が参加）。
- ・ブラジルでは現地のNGO、大学等の団体向けに草の根技術協力事業紹介ワークショップを開催し本邦NGOの活動を紹介するとともに、ブラジル事務所ホームページを通じて参加した現地NGO情報を本邦NGOへ提供し、本邦NGOと現地NGOの連携を促進した。
- ・インドでは日本企業のCSR事業と現地パートナーとの連携のための側面支援を行った。

5. 広尾センター（地球ひろば）による活動支援（指標：地球ひろばによる活動支援実績）

広尾センター（地球ひろば）は、機構の市民参加協力事業の拠点としての機能とともに、市民が国際協力をテーマに情報発信・交流する場としての「ひろば」機能も担っている。

具体的には、市民団体のセミナー・イベント開催に対する支援として、ホームページ・メールマガジン等により、引続き登録団体が地球ひろばで行うイベント等の広報・情報発信や、団体の活動や団体同士が交流する場として施設の提供を行っており、22年度は機構の実施する各種イベント等で、メールマガジンの登録の促進を行ったところ、登録者数は21年度から大幅増の10,020人（21年度7,824人）となった。また、登録団体数の増加に伴い、セミナー等のイベント件数も着実に増加している。

また、国民の関心の高い国際社会及び地球規模の課題をテーマとしてわかりやすく市民に紹介すべく、22年度はアフリカ開催のサッカーワールドカップに合わせて、アフリカとMDGsを取り上げた企画展示「Kick off Africa!」を開催し、サッカーという切り口

からこれまで国際協力に関心が薄かった層へのアプローチに成功（過去最多となる一日平均154名の来館）するとともに、民間企業関係者等をパネリストとして、機構が支援するブラジルのアフリカへの南南協力に関するセミナー等を開催するなど、関連のセミナー、イベントを実施した。これらの取組はNHKをはじめテレビ各局に取り上げられたところ、多くの市民の関心を集め、地球ひろばの認知度向上及び来館者増につながった。そのほかにも、開発教育を推進したい教員が修学旅行や次年度の教育計画を検討する時期に合わせ開発途上国の子どもの学校や児童労働、児童兵等の現状に焦点をあてた展示を実施したところ、「Kick off Africa!」に続く来場者数（一日平均144名の来館）を得た。

さらに、近年関心の高い民間企業のCSRやソーシャルビジネスに関する国際協力活動を広く紹介する場として、CSRに関する展示を設置するとともに、CSRやソーシャルビジネスを実施する企業を紹介するセミナーを開催し、CSRに関心のある市民、NGO等との参加者から好評を得ている。

また、立地環境の有効活用の観点から、在京大使館による利用に加え、各国大使館の協力を得て、月別に特定国・地域を特集した展示・イベントを21年度から引き続き実施し、各大使館も参加型のワークショップや講堂を利用したイベントの実施等、工夫をした取組がなされている。

これら取組を進めた結果、東日本大震災の影響はあったものの、地球ひろばの利用者は、自己目標値の10万人を大幅に上回る18万人、市民団体のセミナー開催実績は、自己目標値の500件を大幅に上回る1,031件と、それぞれ21年度比2割増、4割増となった。

	19年度	20年度	21年度	22年度
利用者数(宿泊者数を除く。)	8万8千人	9万6千人	11万1千人	14万5千人
		12万5千人 *	15万人 *	18万人 *
地球ひろば利用登録団体数	287団体	346団体	361団体	482団体
登録団体等主催のセミナー、展示、報告会等の開催実績	422件	547件	746件	1,031件

* 下段はカフェを含む人数

地球ひろばによる国内拠点への活動支援に関しては、従来の展示物の貸出、修学旅行での訪問学校の地元の国内拠点への紹介を行うとともに、地球ひろばで開催したイベントの紹介（例：企業によるCSR活動の紹介としてオリンパスによるMDGs写真展を、横浜、兵庫、中部に紹介、巡回実施）を行った。また、国内拠点からの要請に基づき、展示・イベントを担当するスタッフの派遣を行い、展示方法の改善やイベントの効果的な実施につながった。

評価方法

独立行政法人からの検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。

- ・草の根技術協力事業の実績
- ・NGO等との連携推進状況
- ・NGO人材育成研修等の実績
- ・草の根技術協力事業への理解を得るための取組

		・草の根技術協力事業の手続きの簡素化 ・NGO等が活動するために必要な情報の整備国数 ・市民参加協力支援の実績 ・海外における支援の実施状況 ・地球ひろばによる活動支援実績
評価	評定	(評定の決定理由及び指摘事項等)
	ロ	NGOとの連携については、草の根技術協力事業について、NGO側の要望にも応える形で、NGO等の参画促進や事業成果発現につなげるべく、個々の事業規模を拡大する制度改善を行い、募集を開始するとともに、経理手続き等の簡素化を一層進めた。また、NGO-JICA協議会において、技術協力におけるNGOとの連携や民間連携に関する分科会を設置し、具体的な連携の方策について検討を進めた。さらに、NGOの人材育成について、草の根技術協力事業の制度拡充も踏まえ、NGO等のニーズを踏まえた研修の実施等を行い、研修の参加者は平成21年度の実績を大きく上回る397人となった。 広尾センター（地球ひろば）では、国民の関心の高い国際社会及び地球規模の課題をテーマとしてわかりやすく市民に紹介するための展示やイベントの開催、近年関心の高い企業の社会的責任（CSR）やソーシャルビジネスに関する国際協力活動の紹介等を行ったこと、また、NGO等の登録団体へのサポート充実を行った結果、地球ひろばの利用者数は18万人に達し、地球ひろば登録団体主催のセミナー、展示、報告会等の開催実績について約1,000件となり、それぞれ21年度の実績に比して2割増、4割増と大幅に増加したことは高く評価する。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画を「上回って順調であり、優れた実績を挙げて」いる。 なお、広尾センターは交通の便が良く、開催されるイベント等に、企画の工夫を行い参加者が毎年増加しており、かつ、NGOにとって活動報告等を行う環境としてNGO側の要望に応えるものであったため、その機能について高く評価する。政府の方針に基づき施設がなくなることは遺憾であるが、引続き、地球ひろばの機能が維持できるよう検討を進めるべきである。また、NGOの人材育成・能力強化について、国際協力への参画促進の観点から、引続き積極的な取組を行うことを期待する。

小項目 No. 16 開発教育支援

大項目	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置										
中項目	(3) 各事業毎の目標										
小項目	(二) 国民等の協力活動（法第13条第1項第4号） (iii) 開発援助に関する意識を国民の間に育てることを目的として、開発教育支援を充実させる。具体的には、 ●講師の派遣や視察プログラムなどを通じ、「総合的な学習の時間」での取組など教育現場との連携を実施する。 ●開発教育において重要な役割を担う教員に対し、開発課題等への理解を促進するためのプログラムを実施するとともに、そのフォローアップに努める。										
業務実績	出前講座をはじめとする各種開発教育支援プログラムについて、質的改善に向けた取組を継続した結果、参加教員に対する満足度調査ではいずれのプログラムにおいても高い評価を得た。また、平成21年度に実施した教師海外派遣研修参加者に対する調査結果を踏まえ、文部科学省との意見交換や各都道府県における教育委員会との連携強化等に取り組んだ。 1. 教育現場との連携 (1) 国際協力経験者による体験の還元（指標：国際協力経験者による体験還元（出前講座）の実績） 機構職員、ボランティアや専門家の経験者、研修員等を教育現場等に派遣し、講義を通じてその体験を学生や教員を中心とした市民に伝える「国際協力出前講座」を引続き推進し、22年度は2,057件を実施した。 <table><tr><td>(出前講座)</td><td>19年度</td><td>20年度</td><td>21年度</td><td>22年度</td></tr><tr><td>実施件数</td><td>2,400件</td><td>2,062件</td><td>2,130件</td><td>2,057件 (3%減)</td></tr></table> *カッコ内は21年度実績に対する増減率を示す。 出前講座の質の向上に係る取組として、講師となる機会の多いボランティアに対し、派遣前訓練から帰国時のオリエンテーションまで一貫して開発教育に対する意識及び実践方法等の知識を高めることができるよう取り組んだ。 参加者の満足度調査については、調査の結果、出前講座の実施後に受入校の教員の92%が「実施して良かった」、99%が「また実施したい」と回答している（有効回答1,305件）。「自分達の知らない世界を垣間見ること、視野を広げ、人として成長するとともに、今後の進路選択の幅を広げる良いきっかけとなった」、「たくさんの国に支えられて成り立っている日本だから、私たちも他の国を支える責任があることも分かりました」等の評価を受けている。具体的な事例は以下の通り。	(出前講座)	19年度	20年度	21年度	22年度	実施件数	2,400件	2,062件	2,130件	2,057件 (3%減)
(出前講座)	19年度	20年度	21年度	22年度							
実施件数	2,400件	2,062件	2,130件	2,057件 (3%減)							

【他の事業との有機的な連携を図った取組事例】

沖縄国際センターでは、ボツワナに派遣中のシニア海外ボランティア（環境教育）の協力を得て、同ボランティアの子弟が通っていた小学校の３年生から６年生の１６名を対象に、環境をテーマにした国際協力出前講座を実施した。同講座では、ボツワナの研修員による現地の環境問題の紹介や生徒４名によるやんばるの森の環境についての調査結果の報告、ボツワナの小学生が環境問題に取り組む姿を撮影したビデオレターの上映が行われる等、アフリカとやんばるの森双方の視点から環境問題を考えることができ、かつ生徒達の環境に対する興味・関心を深める良い機会となった。

（２）国内拠点での学生・生徒への対応（指標：国内機関訪問への対応実績）

機構は、開発教育支援や国際協力に関する理解促進の観点から、学生・生徒の国内拠点への訪問を積極的に受け入れ、訪問に際しては、職員やボランティア等経験者、開発途上国からの研修員が国際協力の意義、開発途上国の現状等を説明している。２２年度は、１，２０３校の訪問があった。

（国内拠点訪問）	１９年度	２０年度	２１年度	２２年度
学校数	１，０９５件	１，０４８校	１，１８０校	１，２０３校 (２%増)

＊カッコ内は２１年度実績に対する増減率を示す。

市民参加協力事業の拠点である広尾センター（地球ひろば）では、全国から修学旅行等の機会を利用した国際理解教育のための視察先としての利用が進んでおり、「体験ゾーン」（展示スペース）への訪問学校数は４４７校となっている。また、２１年度に研修員と市民の交流機能や企画展示を強化した中部国際センターでも１３１校の訪問があった。訪問校の受入にあたっては、事前事後の校内学習を効果的に行うべく、例えば、出前講座やエッセイコンテスト等の機構のプログラムの紹介や、校内学習の内容についての助言や事前学習のための教材の紹介等を行っている。また、サッカーワールドカップに合わせた「アフリカ地域展」や名古屋でのＣＯＰ１０開催にあわせた「生物多様性企画展」を開催し、市民の国際理解を深めた。

国内拠点訪問実施後の参加者に対する満足度調査では９２％が「実施してよかった」、９９％が「また実施したい」と回答している（有効回答７６９件）。「人間としての幸せの意味を改めて感じた。私自身も何か始めたい。また、他の人々と分かち合う必要性和その喜びを広めたい」、「事後学習として、壁新聞・学校祭等で発表を通してさらに深い学びにつなげていきたい」等の高い評価を受けている。具体的な事例は以下の通り。

【国内拠点の訪問を通じて生徒の行動変化につながった取組事例】

筑波国際センターでは、茨城県内の高校生１４名及び教員４名を対象に、バヌアツから帰国した青年海外協力隊員の現地体験談やエチオピアに派遣中の青年海外協力隊員による現地の小学校とのテレビ会議中継等による訪問プログラムを実施し、参加者一人ひとりが国際協力において自分ができることを見つけ出し、どのように行動につなげるかを考える機会を提供した。その結果、ＮＰＯ法人「世界の子どもにワクチンを日本委員会」が行うペットボトルキャップ回収協力のため、参加学生が中心となって、学校内でペットボトルのキャップを集める活動を開始するなど、具体的な行動につながっている。

（３）開発教育に関する情報提供の充実（指標：開発教育に関する JICA ホームページの充実）

２２年度の開発教育支援関連のホームページアクセス数は、１５７，８７８件と２１年度比３％増加した。

（開発教育に関する JICA ホームページ）	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
アクセス数	137,681 件	145,200 件	153,964 件	157,878 件 (3%増)

*カッコ内は２１年度実績に対する増減率を示す。

２２年度も、各国内拠点のホームページに教師海外研修の募集や授業実践報告を掲載するなど、コンテンツの拡充を図った。広尾センター（地球ひろば）のホームページについては、閲覧者の利便性を向上するために、イベントへの申し込み方法をわかりやすくするなど、全面的な改訂を行った。

また、２１年度に実施した日本の経済・社会活動に関する開発途上国との相互依存関係について具体的・定量的に分析した相互依存度調査の結果を踏まえ、２２年度は、日本の地域と開発途上国との関わりを分かりやすく整理し、地域住民に実感を持って理解してもらうことを目的とした県別の相互依存度調査を、新潟県、埼玉県、山梨県を対象に試行した。今後、その調査手法や成果をモデルとして、他県でも実施につなげていく予定。

２．開発課題等への理解の促進

（１）教員の国際協力現場の理解促進（指標：教員の国際協力現場への派遣実績）

機構は、教員が国際協力の現場を実際に訪れて、開発途上国の抱える問題への理解を深めることを目的として、小学校、中学校及び高等学校の教員を対象とした教師海外研修を実施し（日当、宿泊費等派遣費用の一部は本人負担）、２２年度は１４４人（１６カ国計１７チーム）の教員を派遣した。実績及び具体的な事例は以下の通り。

（国際協力現場 への派遣）	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
教員数	170 人	149 人	144 人	144 人 (増減なし)

*カッコ内は２１年度実績に対する増減率を示す。

【教師海外研修の帰国後の成果発現の取組事例】

２０年度教師海外研修（ネパール）参加者である帯広市立稲田小学校の教諭が外務省主催「グローバル教育コンクール２０１０」の「写真・映像」部門で最優秀賞の「外務大臣賞」を受賞した。受賞した教材「どっちがエコ？ネパールと日本」は、同教諭が教師海外研修を通じて取材したネパールと日本の環境問題（ゴミ問題）を題材として、両国のゴミの排出量や割合を提示・比較することで、環境意識や豊かさの本質について問いかけるほか、ネパールで「環境教育」の分野で活動する青年海外協力隊員の映像を用いて、海外で環境問題の解決に取り組む日本人からのメッセージを届ける内容となっており、２３年２月に大阪で開催された「ワン・ワールド・フェスティバル」での表彰式や、道内各新聞社の報道、外務省ウェブページ等を通じて、教師海外研修の成果が広く

広報された。

（２）開発教育指導者への研修の実施（指標：開発教育に関する研修の実施実績）

機構の国内拠点では、開発教育で重要な役割を担う学校教員を中心に、開発教育の裾野拡大の観点から一般市民も対象として、開発教育を実践するための各種研修やワークショップ等を実施している。２２年度も各国内拠点が地域の特性に応じて、地元ＮＧＯとの共催によりセミナーやワークショップを開催し、研修参加者数は計９，３６７人となった。

都道府県教育委員会が実施する各種教員研修において、国内拠点が開発教育の意義や重要性を理解するプログラムをその一部に組み込むことを教育委員会に働きかけ、また、機構から講師を派遣するなど、開発教育の担い手の底上げを目的とした研修を実施し、４，９１９人が参加した。

これらプログラムにおいては、機構からの講師の派遣のほか、教師海外研修参加者で既に授業で実践を行っている教員を講師とするなど、内容の充実を図っている。

開発教育指導者研修に対する満足度調査では９８％が「満足である」、７０％が「授業で実際に活かしたい」と回答している（有効回答数１，０３３人）。また、「今までは開発も国際協力も大切なことだけれど自分には遠い出来事であったのが、自分の問題として考えることができるようになった」、「改めて『伝えたいこと』を生徒に伝える方法・教材の工夫を考えさせられた。伝え方における教師側の注意点を忘れないように指導したい」という回答もあった。

（開発教育指導者への研修）	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
参加人数	7,381 人	7,276 人	7,885 人	9,367 人 (19%増)

*カッコ内は２１年度実績に対する増減率を示す。

（３）プログラムに参加した教員に対するフォローアップ（指標：プログラムに参加した教員に対するフォローアップ状況）

教員が継続的に開発教育を実践し得る環境を整備するための各種支援や新たなフォローアップ策について検討すべく、授業実践の状況等を確認するために２１年度に実施した教師海外研修参加者に対するアンケート調査の結果、教員の継続的な開発教育の実践のために、関連情報や教材、研修機会の提供に加えて、学校の理解を得ることが重要であることが確認されている。これを踏まえ、２２年度は文部科学省との連携強化を図るべく、学習指導要領の改訂やユネスコスクール設置等の動きも考慮しつつ、同省との意見交換を行った。また、各都道府県における教育委員会とも開発教育／国際理解教育に関する研修実施等の連携強化に努めている。具体的な事例は以下の通り。

【教育委員会との連携の取組事例】

・広尾センター（地球ひろば）では、埼玉県教育委員会との連携の一環で、研修員（学校教育アドバイザー）の受入や定例会等を行っており、２２年度は、埼玉県総合教育センターが企画・運営する公立校教員向けの研修（受講者計約１，７００名）に対して講師派遣を行い、「学校教育における国際理解教育のあり方」、「学校とＪＩＣＡをつなぐ開発教育」といったテーマで講義を行い、より効果的に機構の事業や開発教育／国際理解

		教育に関する理解促進につなげることができた。 ・中部国際センターでは、愛知県教育委員会との連携の一環で、19年度から愛知県総合教育センターが企画・運営する小中学校10年経験者研修の選択講座として国際理解教育に関する講座を実施してきたが、過去の実績が高く評価され、22年度から新規に高校及び特別支援学校の10年経験者研修にも同様の講座が新設されることとなった。 なお、小項目「No. 15 NGO等との連携、国民参加支援」で記載の通り、開発教育支援に関する取組のさらなる質の向上を目的に、23年度よりNGO-JICA協議会の下に「開発教育／国際理解教育」に関する分科会の設置を予定している。
評価方法	独立行政法人からの検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	・国際協力経験者による体験還元（出前講座）の実績 ・国内機関訪問への対応実績 ・開発教育に関するJICAホームページの充実 ・教員の国際協力現場への派遣実績 ・開発教育に関する研修の実施実績 ・プログラムに参加した教員に対するフォローアップ状況
評価	評定 ハ	（評定の決定理由及び指摘事項等） 出前講座をはじめとする各種開発教育支援プログラムについて、質的改善に向けた取組を継続した結果、参加教員に対する満足度調査ではいずれのプログラムにおいても高い評価を得た。また、平成21年度に実施した教師海外派遣研修参加者に対する調査結果を踏まえ、文部科学省との意見交換や各都道府県における教育委員会との連携強化等に取り組んだ。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。 なお、機構事業に携わったNGOを含む関係者を開発教育に活用できるよう、関係者との協議等を通じた環境の整備を進めるとともに、開発途上国と日本の課題の関連性について理解を深める機会を提供することを期待する。

小項目 No. 17 海外移住

大項目	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(3) 各事業毎の目標
小項目	(ホ) 海外移住（法第13条第1項第5号） 本事業を推進するに当たっては、我が国から中南米地域等へ渡航した海外移住者の生活の定着・安定を側面から支援するものであるとの認識をもって臨むとともに、特に開発途上地域における移住者支援業務は経済協力の目的をもあわせもつことに鑑み、経済・技術協力業務との十分な連携を図りつつ、移住者の属する地域の開発に資するよう留意する。事業の実施に当たっては、移住者の定着・安定化を見つつ、政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性の判断を踏まえ、重点化を図る。その中で、国内で実施している移住者の子弟や日系人の日本語教師に対する日本語研修事業については、機構で実施する必要性に関する検証結果を踏まえて抜本的に見直す。また、移住者への影響にも十分配慮しつつ、調査統計事業及び営農普及事業について、中期目標期間中に段階的に廃止する。
業務実績	個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性についての政府の判断を踏まえ、海外移住審議会意見に基づく政策の下、日系社会の動向・要望に係る情報収集を行いつつ、海外移住事業の高齢者福祉及び人材育成への重点化を図った。平成21年度に引き続き、一般の経済・技術協力の枠組の中で、日系社会の支援を併せて行った。さらに、日本語研修の見直し等に関する政府の検討に資するよう、機構が実施する日本語研修事業の分析結果を外務省に共有した。また、営農普及事業については縮小し、23年度に廃止することとした。 1. 事業の重点的な取組（指標：重点化の状況） 平成12年12月の海外移住審議会意見^{（注）}「海外日系人社会との協力に関する今後の政策」に基づく政策の下、引き続き、政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性の判断を踏まえた重点化を行った。機構は、高齢化が進み生活・医療上の扶助を必要とする移住者に対し、居住国の社会保障制度の限界等を補う観点から「高齢者福祉」及び次世代を担う日系人の「人材育成」の二本を柱とし、日系団体への助成金交付事業、日系社会ボランティアの派遣、日系研修員の受入等を組み合わせ、移住先国における移住者・日系人の定着・安定に必要な事業を実施した。助成金交付事業の実施にあたり、機構の海外拠点を通じ、助成金交付先の日系団体に対して、財政面でのさらなる自助努力を促し、優先させるべき助成対象事業の選択を促進しつつ要望を聴取し、併せて、前年度までの日系団体の助成対象事業の運営状況を報告書等で確認した（22年度の海外移住関係費は367百万円。21年度比20.3%減。）。 （注）同審議会は同意見を最終意見とし、13年1月に海外交流審議会に発展改組。 ア. 高齢者福祉 昭和27年に再開された戦後の海外移住事業により渡航した移住者の高齢化が進み、こうした移住者に対する支援が課題の一つとなっていることから、機構は、引き続き、高齢者

福祉を重点として、現地日系社会のニーズに沿った支援を実施した。

助成金交付事業では、ブラジルやパラグアイでの高齢移住者に対する無料検診や定期健康診断の支援を引続き行った。新規事業としては、ボリビアにて、高齢移住者のデイサービスや地元ボランティアに対するレクリエーション研修への支援を行った。

イ. 人材育成

人材育成については、主に日系社会リーダー育成事業、日本語学校生徒研修及び助成金交付事業を通じ実施した。

日系社会リーダー育成事業では、将来の日系社会を担いうるリーダーを育成するために、日本の大学院で修士号（医学・歯学は博士号）取得を目指す日系留学生を対象とした支援を行っており、22年度は新規に14名を受け入れた。

日本語学校生徒研修では、21年度に新型インフルエンザの影響で来られなかった生徒の一部を含め日系団体運営の日本語学校に在籍する日系中学生58名を受け入れ、日本の公立中学校への体験入学やホームステイを通じて、日本の文化、習慣等を学び、日系人子弟のアイデンティティ形成と今後の日本語学習への動機付けを行った。

また、助成金交付事業では、日本語教育分野で、主に現地日系日本語教師の養成・確保のための研修及びサン・パウロ市で実施された汎米日本語教師合同研修会の経費の一部を助成した。

重点化の取組を通じ、22年度の助成金交付事業においては、高齢者福祉を含む医療衛生事業及び施設等整備事業における医療講座用機材への助成、日本語教育を中心とする教育文化事業の割合が合わせて9割以上になっている。なお、高齢者福祉及び人材育成を含む助成金交付事業に関し、要望調査において、日系団体の自助努力を引き出すべく、今後3カ年の計画の提出を各日系団体に求め、より効果的かつ効率的な事業運営を促した。

2. 経済・技術協力との連携 （指標：経済・技術協力との連携の実績）

経済・技術協力の枠組の中で、直接・間接に移住者・日系人に裨益する協力を以下の通り実施した。

（1）経済・技術協力

パラグアイにおいて、日系社会も裨益する案件として、水力発電に関する円借款案件及び農業分野の草の根技術協力案件を実施した。また、移住先国における移住者・日系人の定着・安定が進展するにつれて、日系社会と協力し周辺地域を含めた活性化を目指した協力を実施してきている。例えば、日系人移住地に所在する市役所に派遣中の青年海外協力隊員5名が日系社会とも連携し、市内の貧困コミュニティを総合的に支援しており、貧困コミュニティによる組織強化、女性組織形成等を通じて、自給用食料の生産・調理の改善や青空市を通じた現金収入の拡大等の具体的な成果が発現しつつある。

（2）国民参加型事業

移住者・日系人の定着・安定に貢献しうる人材を育成することを目的に、22年度は中南米8カ国から合計124名の日系研修員を受け入れ、技術研修を実施した。

また、中南米の日系社会を対象に、2年間の長期派遣ボランティアとして、日系社会シニア・ボランティア（40～69歳）13名、日系社会青年ボランティア（20～39歳）39名を新たに派遣した。

	ア．高齢者福祉 ソーシャルワーカー分野の日系社会ボランティア4名を派遣し、介護サービス等の高齢者福祉分野で、日系研修員として7名を受け入れた。パラグアイでは日系社会ボランティアや日系研修員が、助成金交付金事業の支援による地元ボランティアの研修や福祉関係者の合同研修会に関わり、機構の複数の事業が有機的に連携し高齢者福祉対策事業が展開された。 イ．人材育成 20年度から開始した「現職教員特別参加制度（日系）」による小学校教諭6名及び日系日本語学校教師25名（うち1名は現職教員特別参加制度（日系）による派遣）の計31名の日系社会青年ボランティア、9名の日本語教育の日系社会シニア・ボランティアを派遣した。さらに日本語教師の育成のため、日系研修員として24名を受け入れた。 3．日本語研修の見直し（指標：日本語研修の見直し） 日系研修員受入事業の日本語教師研修コース及び日本語学校生徒研修については、日本語研修の見直し等に関する政府の検討に資するよう、外務省に対して21年度の分析結果を報告するとともに、民間への移管についての検討結果についても共有した。また、子弟や日系人の日本語教師に対する日本語研修を国際交流基金に移管する可能性についての検討に資するべく外務省に情報を提供した。 4．調査統計事業及び営農普及事業の段階的廃止（指標：調査統計事業及び営農普及事業の段階的な廃止に向けた取組） 営農普及事業に関しては、18年度の予算額を基準に毎年度20%ずつ予算規模を縮減していくこととしており、移住者への影響に十分配慮しつつ、22年度は、3つの直営事業（先進地農業研修、伯国在住農業専門家派遣、農協職員ブラジル実務研修）を含め、予算規模を2.3百万円に縮小した（21年度比50%減）。23年度は、予算をゼロとし、事業を廃止することとしている。 なお、調査統計事業は20年度以降、実施を取りやめている。 5．海外移住資料館の活用（参考指標：移住資料館の入館者数、ホームページアクセス数） 22年度は、常設展示に加え、特別展示を実施した。そのうち「ヘンリー杉本作品展」については、広報活動にも力を入れた結果、NHKでも放送される等、海外移住事業に関する知識普及に資することができた。また、広報誌「海外移住資料館だより」や研究紀要を発刊するなど、積極的な情報の発信と国民の理解促進に努めた。 なお、横浜におけるアジア太平洋協力（APEC）会議の開催による交通規制や東日本大震災後の一時閉館等の影響もあり、年間を通じた資料館の入館者数は26,531人となった。また、資料館のホームページのアクセス数は136,627件となっている。
評価方法	独立行政法人からの検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・重点化の状況 ・経済・技術協力との連携の実績 ・日本語研修の見直し

		・調査統計事業及び営農普及事業の段階的な廃止に向けた取組
評価	評定	(評定の決定理由及び指摘事項等)
	ハ	個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性についての政府の判断を踏まえ、海外移住審議会意見に基づく政策の下、日系社会の動向・要望に係る情報収集を行いつつ、海外移住事業の高齢者福祉及び人材育成への重点化を図った。前年度に引続き、一般の経済・技術協力の枠組の中で、日系社会の支援を併せて行った。さらに、日本語研修の見直し等に関する政府の検討に資するよう、機構が実施する日本語研修事業の分析結果を外務省に共有した。また、営農普及事業については縮小し、平成23年度より廃止することとした。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。 なお、高齢者福祉及び人材育成への重点化を引続き推進することを期待する。

小項目 No. 18 災害援助等協力

大項目	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(3) 各事業毎の目標
小項目	(へ) 災害援助等協力（法第13条第1項第6号及び第2項） 開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効率的かつ効果的な実施を図る。 (i) 国際緊急援助隊派遣の実施に当たっては、平時より必要機材・物資の備蓄体制を整備するとともに、隊員の訓練・研修の充実を図り、緊急時に迅速、効果的かつ効率的な緊急援助活動が可能になるよう努める。また、緊急時に円滑な対応を行うため、体制整備、訓練、研修等の実施につき、主務大臣との意思疎通を図る。 (ii) 緊急援助物資供与の実施にあたっては、被災規模、被災国のニーズ等を勘案の上、適切な規模及び内容の援助を行う。また、援助物資供与後、被災国の物資活用状況等についてのフォローアップを行い、今後の業務実施の改善に反映させる。また、NGOとの連携等により、緊急援助物資がより迅速かつ効果的に被災民の手に届くよう努める。
業務実績	平成22年度は、21年度に認定を受けた都市型搜索救助の国際的な能力検定であるIEC「重（ヘビー）」級認定を踏まえ、実際の派遣において同能力を発揮できる準備態勢の構築及び訓練体制の見直しを行うとともに、国際緊急援助隊の派遣（救助チーム3件、医療チーム2件、専門家チーム4件）を実施した。特にパキスタン洪水被害では、洪水起因の諸疾病に対応すべく効果的な医療活動を展開した結果、延べ3,501名という多数の患者の診療を行い、現地の医療ニーズに的確に対応した。 さらに22年度は、国連人道問題調整部（UNOCHA）と日本政府の共催により、全世界を対象とした初めての取組となる「国際搜索救助諮問グループ（INSARAG^(注)）第1回グローバル会議」において、機構は、UNOCHAと共同で事務局を務め、災害対応に関する国際協調体制の強化に貢献した。 緊急援助物資の供与については、14カ国15件について迅速かつニーズに合致した対応を行うとともに、供与物資の配布・活用状況をモニタリングし、必要に応じて被災国政府に働きかけ、円滑な物資配布を促進した。また、パキスタン洪水災害において、先行して現地入りした災害人道医療支援会から情報提供を受け、国際緊急援助隊医療チームの活動地及び活動内容等の検討に活用するなど、現場レベルでNGOとの連携を行った。 なお、東日本大震災において、機構は、国際救援の受入調整及び最新状況の海外発信の支援を目的に来日した国連災害評価調整（UNDAC）チームに対して、東京国際センターを活動拠点として提供、必要機材を貸与するなど、諸々のロジスティックス支援を行うとともに、UNDAC導入研修を修了している有資格者を同チームに参加させるなど、海外の災害に緊急対応すべく構築してきた機構の知見やネットワークを活用した活動を実施した。 (注) 国際搜索救助諮問グループ（INSARAG: International Search and Rescue Advisory Group）: 各国の国際搜索救助チームが、被災国政府を支援し、他国の搜索救助チームと協調・連携を図ることによって、効果的な活動が可能となるような体制作りを目的として組織されたネットワークであり、国連人道問題調整部（UNOCHA）が事務局を務める。

1. 国際緊急援助隊の派遣（指標：目標時間内（被災国の要請受理後、外務省の指示を受け、救助チームは24時間以内、医療チームは48時間以内に本邦を出発）の救助チームおよび医療チームの派遣実績）

22年度は、3カ国3災害に対して、救助チーム3件、医療チーム2件、専門家チーム4件の派遣を行った。実績の詳細は以下の通り。

【外務大臣命令後、派遣までに要した時間】

	派遣命令日時	成田出発日時	派遣までの時間
<u>パキスタン洪水被害</u>			
医療チーム1次隊	8月31日 21:56	9月3日 11:00	約61時間
医療チーム2次隊	9月9日 8:35	9月12日 11:00	約74時間30分
<u>ニュージーランド地震</u>			
救助チーム1陣	2月22日 18:10	2月23日 14:10	約20時間
救助チーム2陣	2月28日 10:00	2月28日 18:30	約8時間30分
救助チーム3陣	3月5日 12:00	3月6日 18:30	約30時間30分

・パキスタン洪水被害

7月下旬に発生した同洪水災害に対し、機構はパキスタン事務所員をパンジャブ州に派遣して現地調査を行い、その結果及び同国政府の要請を踏まえて、外務大臣は8月31日に医療チームの派遣命令を出した。洪水発生から既に1ヵ月が経過していること及び被災地における治安が懸念されることから、機構は外務省と合意の上、被災地での治安対策措置を整え、命令から約61時間後に定期商用便により医療チームを派遣した。同医療チームは洪水起因の諸疾病に対応すべく内科・感染症・公衆衛生・母子保健の専門性に留意するなど効果的な医療活動を展開した結果、延べ3,501名という多数の患者の診療を行い、被害が長期にわたる洪水災害において、現地の医療ニーズに十分に対応することができた。

・ニュージーランド地震

2月22日に発生した地震災害について、ニュージーランド政府は、日本をはじめ、都市型搜索救助の国際的な能力検定であるIEC「重（ヘビー）」級の認定を受けている国に対し、救援チームの派遣要請を行った。機構は日本政府の指示を受け同日中に緊急援助調査チームを派遣するとともに、派遣命令を受けて、延べ131名に上る救助要員を3陣に分けて順次派遣を行った。また、25日から専門家チームとして、警察鑑識1チーム5名、心のケア2チーム3名の計3チームを派遣した。

その他、10月26日に発生したインドネシア・メラピ火山噴火に対して、火山活動調査3名、呼吸器内科1名からなる専門家チームを11月9日から同18日まで現地へ派遣し、インドネシア政府当局者へ専門的見地から災害対応を助言するとともに、携行した火山観測機器を設置して観測体制の強化を支援した。

なお、東日本大震災については、日本政府からUNOCHAに対する要請を受けて、国際救援の受入調整及び最新状況の海外発信の支援を目的に来日したUNDACチームに対して、機構は、東京国際センターを活動拠点として提供する協力を行った。また、機構は、UNDAC導入研修を修了し、派遣候補者としてUNOCHAに登録されている有資格者

を同チームに参加させるとともに、必要機材の貸与等のロジスティックス支援を行った。加えて、海外の医療チーム受入に係る政府内検討に参加し問題点の整理を行った。イスラエル政府が3月27日から南三陸町へ派遣した医療チームについては、国際緊急援助隊登録を行っている日本人の医師延べ2名、調整員1名が同行し、現地医療関係者との連絡・調整を支援するなど、海外の緊急災害に対応すべく構築してきた機構の知見やネットワークを活用した活動を実施した。

2. 研修・訓練の実績 (指標：訓練実績及び研修・訓練を反映した救助活動の実施状況)

(1) 研修・訓練

22年3月のIEC「重(ヘビー)」級認定を踏まえ、22年度は、実際の派遣において同能力を発揮できる準備態勢を構築すべく、訓練・研修体系を見直した。救助関係者については、新たに技術訓練(救助隊員へのIEC標準技術の普及)、指揮計画運用研修(幹部要員へのチーム管理要領の定着)、救助チームに帯同して活動現場の安全性を確認する構造評価専門家養成のための導入研修をそれぞれ新設した。医療関係者については、医療チーム向けの導入研修、中級研修及びリーダーコースについて、前回実施後のレビューを踏まえて内容の改善を図った。また、救助チーム医療班関連では、新たにメディカルマネージャーコースを新設した。実績は以下の通り。

- ・救助関係者対象：
 - 技術訓練 2回・161名
 - 指揮計画運用研修 2回・42名
 - 資機材メンテナンス研修 4回・44名
 - 構造評価専門家・導入研修 2回・9名
- ・医療関係者対象：
 - 医療チーム向け導入研修 2回・80名
 - 医療チーム向け中級研修 3回・149名
 - 医療チーム向けリーダー研修 1回・42名
 - 救助チーム医療班・基礎コース 1回・14名
 - 救助チーム医療班・メディカルマネージャーコース 1回・3名
 - 救助チーム医療班・実践コース(救助犬) 1回・22名

(2) 国際協調体制への貢献

日本は、自然災害に対する経験・知見を豊富に有する先進国として、また、IECヘビー級認定国として、災害対応に関する国際協調体制への一層の貢献が国際社会から期待されている。かかる状況を踏まえ、22年度は、UNOCHAと日本政府の共催により、全世界を対象とした初めての取組として「INSARAG第1回グローバル会議」が9月14日から16日まで神戸において開催し、機構は、UNOCHAと共同で事務局を務めた。同会議には70カ国・6機関から188名が参加し、大規模災害に備えた国際・国内都市型搜索救助機関の能力向上、発災時の緊急対応と国際連携、人道支援への移行について、活発な議論が展開され、会議成果は兵庫宣言として採択された。加えて、機構はINSARAG分野別作業部会に参画し、現在設置されている医療、訓練、オペレーションの各作業部会すべてに、医療チーム登録者1名、機構関係者2名の検討委員を派遣し、国際搜索救助チームの手法の標準化に向けた知的作業に貢献している。

このほか、機構は他国や国際機関と協力し、研修・訓練の企画立案や共同開催を実施するなど、国際社会における知識・経験の共有及び日本のプレゼンス向上を図った。

具体的な事例は以下の通り。

【国際機関との協力の取組事例】

●INSARAG米州地域地震対応訓練

11月15日から17日までコロンビアのボゴタで開催された上記合同訓練に機構から2名が参加し、国際捜索救助チームの災害現場における連携調整手法を習得するとともに、各国の参加者から国内レスキュー隊の体制や育成方針を聴取し、これまで機構として情報が不足していた中南米諸国に対する今後の技術支援ニーズを収集・分析した。

●アセアン地域フォーラム災害実動演習（ARF-DiREX）の企画立案及び演習管理

ARF-DiREXは、日本・インドネシア両国政府の共催により、インドネシアのマナドにおいて3月15日から19日まで開催され、25カ国・地域・機関から4,000名以上の民軍関係者が参加した。機構は、約1年間にわたり、都市型捜索救助部門の共同議長及び机上演習のプランナーとして、両部門の企画立案のリード及び演習管理を担当し、ARF-DiREXの成功に大きく貢献した。

3. 緊急援助物資供与

（1）適切な物資供与の実施と業務改善の状況（指標：適切な規模及び内容の物資供与実績及びフォローアップの実施状況）

緊急援助物資供与については、被災国の海外拠点にて救援ニーズを適切に把握の上、海外備蓄倉庫所管の拠点との緊密な連携により、14カ国15件を迅速に実施し、被災国政府から高い評価を得た。パキスタン水害では、発生初期にシンガポール備蓄物資により即応するとともに、その後の被災地域・人口の拡大を踏まえて、現地調達により救援物資を追加供与するなど、柔軟で効率的な対応を行った。

物資供与後は、海外拠点を通じて配布・活用状況をモニタリングし、必要に応じて被災国政府に働きかけ、円滑な物資配布のための促進を行った。また、モニタリングを通じて抽出された課題や教訓（物資の仕様・数量、輸送方法等）について、備蓄物資の定期見直しや同一国への次回供与時の内容・数量の決定に活用するべくデータベースでの管理を行っている。

また、現有の倉庫を補完し、効率的な物資供与の体制を整備する視点から、国連世界食糧計画（WFP）が世界5ヶ所で運営する国連人道支援倉庫（UNHRD）との連携可能性を検討するため、WFP担当者から制度説明を受けるとともに、ガーナ事務所を通じて、同国所在UNHRD倉庫の現地調査を行った。現在、同制度への加入を目指して、利用覚書の締結に向けた実務的な検討を行っている。

（2）NGOとの連携の実施状況（指標：NGOとの連携実績）

被災国政府による迅速で効果的な物資配布を担保するため、物資供与実施時には先方政府の配布計画を確認するとともに、先方政府の意向も踏まえつつNGO、赤十字、国際機関等との連携の可能性を検討している。ホンジュラス熱帯暴風雨被害に対する物資供与に際しては、先方政府の配布体制が脆弱であると判断し、現地の救援関係者と協議した結果、NGO3団体及び赤十字社が配布活動を担うことにより、被災者の元へ迅速に届けることができた。

本邦NGO・赤十字との連携については、海外で大規模な災害が発生した際に、日本赤十字社及びジャパン・プラットフォーム（JPF）と適宜情報を交換している。パキスタン

	洪水災害に際しては、先行して現地入りした災害人道医療支援会から情報提供を受け、国際緊急援助隊医療チームの活動地及び活動内容等の検討に活用した。	
評価方法	独立行政法人からの検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	・ 目標時間内の救助チームおよび医療チームの派遣実績 ・ 訓練実績及び研修・訓練を反映した救助活動の実施状況 ・ 適切な規模及び内容の物資供与実績及びフォローアップの実施状況 ・ NGOとの連携実績
	評価	（評定の決定理由及び指摘事項等） 平成22年度は、21年度に認定を受けた都市型搜索救助の国際的な能力検定であるIEC「重（ヘビー）」級認定を踏まえ、実際の派遣において同能力を発揮できる準備態勢の構築及び訓練体制の見直しを行うとともに、国際緊急援助隊の派遣（救助チーム3件、医療チーム2件、専門家チーム4件）を実施した。特にパキスタン洪水被害では、洪水起因の諸疾病に対応すべく効果的な医療活動を展開した結果、延べ3,501名という多数の患者の診療を行い、現地の医療ニーズに的確に対応した。 さらに22年度は、国連人道問題調整部（UNOCHA）と日本政府の共催により、全世界を対象とした初めての取組となる「国際搜索救助諮問グループ（INSARAG）第1回グローバル会議」において、機構は、UNOCHAと共同で事務局を務め、災害対応に関する国際協調体制の強化に貢献した。 緊急援助物資の供与については、14カ国15件について迅速かつニーズに合致した対応を行うとともに、供与物資の配布・活用状況をモニタリングし、必要に応じて被災国政府に働きかけ、円滑な物資配布を促進した。また、パキスタン洪水災害において、先行して現地入りした災害人道医療支援会から情報提供を受け、国際緊急援助隊医療チームの活動地及び活動内容等の検討に活用するなど、現場レベルでNGOとの連携を行った。 なお、東日本大震災において、機構は、国際救援の受入調整及び最新状況の海外発信の支援を目的に来日した国連災害評価調整（UNDAC）チームに対して、東京国際センターを活動拠点として提供、必要機材を貸与するなど、諸々のロジスティックス支援を行うとともに、UNDAC導入研修を修了している有資格者を同チームに参加させるなど、海外の災害に緊急対応すべく構築してきた機構の知見やネットワークを活用した活動を実施した。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画を「上回って順調であり、優れた実績を挙げて」いる。 なお、海外における災害緊急援助活動を通じて培った知見やネットワークを東日本大震災の現場で活用したことは、高く評価できる。また、災害緊急援助を行うにあたっては、ジェンダーを始めとする公平性・平等性に配慮した取組を一層推進することを期待する。

小項目 No. 19 人材養成確保

大項目	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(3) 各事業毎の目標
小項目	(ト) 人材養成確保（法第13条第1項第7号） 国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く技術協力事業全般の基盤の根幹をなすものであり、また、我が国技術協力の質的向上に直接関連するものである。このため、専門家の公募、登録、確保及び養成のための研修等の業務を援助ニーズを踏まえて適確に行い、援助人材の養成・確保に努める。そのため、 ●国際協力人材センターにおいて、国際協力への参加機会に関する情報提供、相談業務、及び人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。 ●援助ニーズに対応した、能力強化研修等の適切な実施に取り組み、援助人材の能力開発・強化に努める。 ●人材育成を更に幅広く行うため、インターンシップ制度、国際援助研究機関・大学との連携講座等を推進する。
業務実績	国際協力人材の確保及び需要とのマッチングの促進の観点から、国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」において、登録団体及び個人登録者のニーズを踏まえ、関連セミナーの実施と併せてコンテンツを拡充するとともに、利用者の利便性向上を図るためにトップページの全面改訂を行った。また、人材養成ニーズも踏まえた「能力強化研修」の実施及びインターンをはじめとする大学等と連携した人材養成に取り組んだ。 1. 国際協力人材センターによる専門家人材の公募、登録の推進 (1) 国際協力人材センターの情報提供状況（指標：国際協力人材センターによる情報提供件数及び利用者数） ア. 情報提供団体数及び情報提供件数の拡充 平成22年度は、21年度に実施した国際協力人材センター登録団体へのアンケート結果を踏まえ、効果的な広報手法に関する要望が高かったことから、専用ホームページである国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」の新たな登録団体向けコンテンツとして「IDENTITY を強くする広報のチカラ」を毎月1回程度のペースで連載した。また、近年、社会的関心が高まっている社会貢献を仕事とすることについて、個人登録者向けコンテンツとして国際協力という切り口でさまざまな分野で活躍する方のキャリアパスを紹介する「ソーシャル・キャリアはどうつくる」というコンテンツも開発した。 また、「PARTNER」利用者の利便性向上を図るために、23年1月にトップページを全面改訂するとともに、登録団体の求人情報、研修・セミナー情報以外のさまざまな活動内容を発信したいというニーズを踏まえ、新たに登録団体のプレスリリースを紹介するコンテンツとして「国際協力プレスルーム」を開始した。

このような取組の結果、登録団体、人材登録者は順調に増加した。

登録機関・団体数：	574団体（新規登録95団体）
求人情報提供件数：	2,494件
研修・セミナー情報提供件数：	965件
メール配信サービス（新規登録者数）：	4,549件

登録団体向けのセミナーとして、上記の「PARTNER」の広報に関する新たなコンテンツと連動させて、効果的な広報に関するセミナーを開催するとともに、民間企業のCSR活動、BOPビジネスについて企業及びNPO／NGO双方にとってメリットを得ている連携事例をそれぞれの立場から紹介するセミナー「企業のCSRとNPO／NGOの連携」を開催し、それぞれ出席者より高い評価を得た。

なお、東日本大震災を受け、登録団体による震災支援のための求人情報や支援活動情報を一元化した特設ページを開設し、情報提供を行っている。

イ．キャリア相談機能の強化

国際協力人材センターは、21年度構築したキャリア相談グループを引続き活用しつつ、キャリア相談業務の効果的な運用を図るため、夜間や土曜の相談の拡充や、機構の実施する国際協力人材セミナーでの相談体制の強化を図った。また、メール相談について、一般的な質問に対して効率的に回答を行えるよう「PARTNER」ホームページ上のキャリア相談よくある質問（FAQ）を体系的に分かりやすく全面改訂した。

キャリア相談サービス利用（メール・対面）件数：263件
（セミナーにおけるキャリア相談サービス（対面）75件を含めた件数338件）

（２）専門家等の登録（指標：専門家等登録件数）

国際協力人材の発掘及び登録のため、以下の取組を実施した。

- ・「国際協力ガイド2012」及び「国際開発ジャーナル」への広告掲載や、機構の実施する各種イベント等の機会を積極的に活用し、「PARTNER」の認知度向上を図るとともに、転職求人情報サイト「日経キャリアNET」と連携し、求められる国際協力人材の資質等について発信を行う等広報強化に取り組んだ。また、有能な技術者、研究者を有する機関・団体への訪問やそれら機関・団体が主催するセミナーへ講師を派遣したほか、機構が実施する各種外部向けセミナーにてPARTNERの説明を行う等、潜在的な援助人材の発掘、人材登録及び団体登録の推進を図った。
- ・国際協力分野で即戦力となる人材向けに「国際協力人材セミナー」を神戸及び東京で開催（計418名）し、キャリア相談グループによる連携の下、国際機関やNPO／NGOも含む国際協力人材として求められる適性或キャリア形成について説明を行った。また、国際協力に関心のある幅広い人材層向けに、「国際協力キャリアフェア2010」（計816名）を開催し、国際協力人材の裾野拡大に努めた。

こうした取組の結果、22年度の新規登録者数は、1,570名、また、22年度末現在の総登録者数は、8,993名となった。

2. 能力強化研修の適切な実施（指標：能力強化研修等の実績）

援助人材養成ニーズの高い分野での人材確保にも資するべく、「ガバナンス（地方行政）」、「5S－カイゼンTQMアプローチ」、「UNDP／JICA連携 実務者・コンサルタントのための気候変動とジェンダー」といった新規コースを含め、能力強化研修を13コース19回（うち技術研修連携2コース2回）実施し、計275名が受講した。

水道分野の能力強化研修では、水道管理行政に関する課題別研修と連携を行い、地方自治体の水道関係者が海外からの研修員とともに同分野の開発途上国における課題と対応等について実践的な内容を学ぶコースとなっており、その成果として研修受講者が専門家として派遣される予定である。

国際協力人材赴任前研修については、研修の効果的・効率的実施の観点から、研修全体の見直しを行い、企画調査員（ボランティア）研修との共通化や、過去のフォローアップ調査の結果を踏まえ、新設講義の開設等を行った。22年度は、専門家等の受講者は382名、聴講者は延べ1,196名が受講した。

また、受講者のフォローアップについて、受講者の人材活用や研修内容の改善等に役立てるべく、21年度に実施したフォローアップ調査の結果を簡易データベースとしてとりまとめた。今後は、フォローアップに向けて、データベースの更新、改善を図っていく予定である。

3. 幅広い人材育成のための取組

（1）インターンの受入（指標：インターン受入の実績）

機構は、国際協力・開発援助に関わりの深い分野を専攻し、将来、国際協力分野での活動を希望する大学生・大学院生を対象に、公募又は大学との協定・覚書に基づくインターンの受入を行っている。

22年度は、大学院生を対象とした公募型インターンに69名の応募があり、37名を受け入れた（実習先の内訳：在外事務所19名、国内機関6名、本部12名）。終了後に実施したアンケートにおいて、本インターンシッププログラムへの参加を希望した理由として、今後のキャリアへの参考、機構の事業の理解、研究活動へのフィードバック、人脈形成、国際協力業務における実務経験を期待するものが主であり、9割以上のインターンから、目的を達成できた、あるいは概ね達成できた、との回答を得た。

また、国内機関等が本邦大学との協定・覚書を取り交わし、学部生も対象とする協定型インターン等を102名受け入れた（実習先の内訳：在外事務所56名、国内機関43名、本部3名）。

インターンの内容としては、実習等を通じた国際協力事業の理解にとどまらず、各インターンの専門分野・研究内容を踏まえて、実践的な内容となるよう工夫を行った。一例として、保健医療を専攻する大学院生が海外における機構の保健医療プロジェクト等で実習を行ない、将来の国際協力分野での活動を見据えたインターンの受入を行った。

さらに、国際協力に携わる実務者育成の観点から、22年度は司法分野において、法務を担当している本部部署で司法修習生の実習受入を行い、また、保健医療分野において、医師及び看護師を海外の保健分野の技術協力プロジェクトにて受け入れた。

	（２）大学との連携講座の実施（指標：大学との連携講座の実績） ２２年度は、国際協力を志向する人材育成のための大学との連携講座を、機構との間で協定・覚書を締結している大学を含め８１大学で１１６件実施し、このうち５４大学６６件が単位認定講座であった。 なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」で指摘されたジュニア専門員のＯＪＴ研修の廃止については、職員業務の代替は行なわず、研修内容及び処遇を見直し、研修対象者及び重点課題を整理することにより人材養成事業としての位置づけを明確化した上で、２３年度の募集より適用する予定。また、同方針で指摘された修士取得目的の長期研修に係る制度運用の厳格化については、２３年度中に具体的な対応を行うべく検討中。	
評価方法	独立行政法人からの検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・ 国際協力人材センターによる情報提供件数及び利用者数 ・ 専門家等登録件数 ・ 能力強化研修等の実績 ・ インターン受入の実績 ・ 大学との連携講座の実績	
評価	評価	（評価の決定理由及び指摘事項等）
	ハ	国際協力人材の確保及び需要とのマッチングの促進の観点から、国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」において、登録団体及び個人登録者のニーズを踏まえ、関連セミナーの実施と併せてコンテンツを拡充するとともに、利用者の利便性向上を図るためにトップページの全面改訂を行った。また、人材養成ニーズも踏まえた「能力強化研修」の実施及びインターンをはじめとする大学等と連携した人材養成に取り組んだ。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。 なお、国際協力人材の養成に際しては、プログラム・アプローチ等の方向性と整合性のある人材養成戦略を強化するとともに、引続き、インターン受入等の本事業で育成された人材の活動状況のモニタリングがなされることを期待する。

小項目 No. 20 調査及び研究

大項目	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(3) 各事業毎の目標
小項目	(チ) 調査及び研究（法第13条第1項第8号） 開発途上国及び我が国を含む国際社会の情勢の変化に対する洞察と中長期的な展望を踏まえつつ、戦略的、効果的な事業を実施するために必要な調査及び研究を行う。また、それらの成果に基づき対外発信の充実に努める。
業務実績	平成22年度は、行政刷新会議による事業仕分けで示された政府方針に従い、案件数、研究員採用の抑制及び間接経費の削減を行い、執行予算を概算要求水準から3割削減しつつ研究業務を遂行した。他方で、そのような合理化を行いつつも、研究に必要な体制強化と発信強化に努めた。具体的には、研究人材を質的に向上すると同時に、21年度に特定した研究領域において共同研究及び研究ネットワーク構築を推進し、22年度末時点では全ての研究が共同研究であり、80%が国際的な共同研究となっているほか、ワーキングペーパー14本、ポリシーブリーフ4本、書籍を4冊発刊する等の研究成果を挙げ、これらの研究成果を題材に国際シンポジウムを主催するなど、各種学会、国際会議等の場での発表と合わせて積極的に発信を行った。また、研究成果を基に世界銀行の「世界開発報告書2011」及び「世界開発報告書2012」のバックグラウンドペーパーを作成した。特に世界開発報告2011に関しては、日本の経験の発信や、人間の安全保障の概念の重要性等について働きかけを行い、援助における日本の考え方が報告書により強く反映されるよう働きかけた。機構事業への反映という側面では、フィリピンやインドネシアにおいて、気候変動の影響予測に関する研究成果に基づく事業化調査が開始され又は同様の研究手法に依拠したインフラ・プロジェクトについての調査が進むなど、機構が実施する具体的な事業への研究成果のフィードバックも推進した。 1. 新研究所の体制整備（指標：新研究所の体制整備） (1) 研究環境の整備 22年度は、研究の質の確保を目的として、21年度策定した研究業務の実施プロセスを着実に運用しつつ、その拡充に努めた。具体的には、新規研究テーマ立上げ時と年度の区切り時に研究計画書の作成と審査を実施し、研究計画や進捗が不十分なものについては、計画の修正を求め又は案件自体を不採択とするなど、研究の質の確保徹底を図った。対外公表を行うワーキングペーパーは、全て外部有識者による中立的かつ客観的な査読を経ることとし、少なくとも査読者の一人に一線級の外国人研究者を必ず含めることで国際水準の質の確保に努めた。 また、研究関連事務の効率化のため、シンポジウム開催や現地調査等に関する業務フローを効率化するとともに、関連する事務手続きマニュアルを整備した。 さらに、設立後2年半の研究所の活動を客観的に評価し今後のさらなる運営改善に役立てるため、第三者委員会による評価の準備を進めた。年度内に開催する予定であったが、東日本大震災を受け、開催時期を遅らせ、23年5月に実施した。 22年度は、21年11月の行政刷新会議による事業仕分けでの指摘事項も踏まえ、新規

研究案件の立上げを大幅に見送り、研究の実施件数を25件に抑制した。また、研究員の採用は、21年度に既に内定済みであった者6名に限定して22年度における新規公募・追加採用は取り止め、さらに既存案件の実施に要する間接経費の削減に努めるなど、研究経費の削減及び研究規模並びに研究員の確保については抑制的な運用とした。

(2) 研究人材の確保

21年度に引続き、研究所の機能強化に向け、高度な研究方法論を有する研究者（外部からの登用者）と、現場経験に基づく問題意識を有して研究に従事する実務者（内部からの登用者）とが、互いに強みを活かしつつ協働する体制の構築に取り組んだ。22年度は、前年11月に行われた行政刷新会議による事業仕分けでの指摘事項も踏まえ新規公募は行わず、21年度内に採用を内定していた者の採用に留めた。しかしながら、少人数ではあるが最先端の分析スキルを有した職業研究者を採用し、研究能力向上を図ることができた。具体的には、新たに博士号を有する研究員として、開発経済学、計量政治学、政治経済学の分野から3名、及び博士課程終了レベルのリサーチ・アソシエイトを社会学、環境経済学、公共経済学の分野から3名確保した。

その結果、22年度末時点で、常勤・非常勤研究員は21年度の46名から49名に若干増加し、博士号保持者は21年度末10名から22年度末15名に拡充した。これにより、常勤のリサーチ・アソシエイト以上の博士号保持者率は、21年度末の50%から22年度末に62.5%に上昇し、研究人材の質（分野と研究能力）が向上した。

また、21年度に引続き、現場経験を踏まえた研究推進の観点から、職員研究員に能力向上を目的とした学位の取得を奨励しており、現在3名を博士後期課程に在籍させている。

(3) 研究プロジェクトの実施体制の強化

22年度は、研究実施体制の強化と効果的な対外発信を目的として、共同研究と研究ネットワークの構築を進めた。具体的には、国際開発潮流への貢献と機構事業へのフィードバックに資する国際水準の研究を、内外の研究者と実務経験を有する職員研究員が協働して行うという設立以来の方針を改めて確認し、この方針に沿った研究の推進に注力した。その結果、22年度末時点では、25件全ての研究において外部研究者との共同研究を実施しており、そのうち国際的な共同研究は20件（80%）、共同研究者の所属先は、国内34機関、海外48機関に及んでいる。

2. 研究及び対外発信強化（指標：研究及び対外発信強化の取組）

(1) 研究の推進

22年度は、21年度に明確化した「平和と開発」、「成長と貧困削減」、「環境と開発/気候変動」、「援助戦略」の4つの研究領域における取り組むべき課題及び各研究案件がねらいとする課題を明らかにするため設定した5つの重点項目（①脆弱国家、②アフリカの開発／アジアの経験、③気候変動、④援助効果、⑤アセアンの統合）に従い、研究活動を推進した。その結果、研究成果としてワーキングペーパーを14本、研究成果を踏まえた政策的・実務的提言を内容とするポリシーブリーフを4本、英語書籍を1冊、日本語書籍を3冊発刊した。

これにより、設立後22年度末までに発刊したワーキングペーパーは合計で28本となった。これらの研究の成果とは別に、世界銀行等国際機関との共同報告書の発刊や、世界開発報告（世界銀行発行）へのバックグラウンド・ペーパーを提供した。特に「世界開発報告2011」に関しては、同報告書のアドバイザリーボードに副理事長が就任し、日本の経験の

発信や、人間の安全保障の概念の重要性等について働きかけを行った。その結果、同報告書において、人間の安全保障概念の重要性への言及等が追加されるなど、援助における日本の考え方が報告書により強く反映されるにいたった。また、ブルッキングス研究所といった最近の援助潮流に大きく影響を与えている研究機関との共同研究も進めた。同研究所との共同研究で作成された機構の研究所作成の論文は、第4回援助効果向上のためのハイレベルフォーラム（23年11月）に向けて重要な節目となる国際会議のペーパーにおいて引用されている。

また、実務への反映という観点からは、フィリピンにおいて、気候変動の影響予測に関する研究成果に基づいて事業化調査が開始され、さらには同様の研究手法に依拠したインフラ整備プロジェクトについての調査がインドネシアで進められるなど、機構が実施する具体的な事業への研究成果のフィードバックも推進した。

今後は、こうした国際社会への発信を強めるとともに、機構内へのフィードバック、さらには具体的な事業への関与を強めていく。研究プロジェクトの具体的な事例は以下の通り。

【研究プロジェクトの取組事例（実施中のものを含む）】

●「東アジアの地域統合、労働市場と人的資本形成」（共同研究機関：東南アジア教育大臣機構）

「東アジア共同体」形成において、高等教育は主要な協力分野となっているが、同地域において急速に進展しつつある高等教育の国際化・域内交流の進展がこの地域にもたらす経済的・社会的効果を検証し、過去に行われた東アジア地域での高等教育分野の国際的な交流や協力が、どのような経路でどのようなインパクトをもたらしたかを解明したもの。また、マレーシアに対する円借款による人材育成事業については特に詳細に分析を実施しており、今後事業へのフィードバックを検討する。その上で、日本を含む当該国の今後の政策立案や機構の援助事業の立案に貢献すると同時に、東アジア共同体構想や日本の成長戦略に役立てる方針。

●「気候変動がアジアの大都市に与える影響の研究」（共同研究機関：世界銀行ほか）

アジアの沿岸部の大都市において、気候変動に対応する「適応コスト」はいくらか、貧困層や企業はどのような影響を受けるかを分析し、気候変動に対する開発協力への示唆を得ることを目的に実施したもの。具体的には、気候モデルのダウンスケーリング、洪水シミュレーション、経済・社会コスト分析等を実施。気象モデルに基づく具体的な都市インフラの整備計画の必要性を実証する本研究成果は、治水対策等、機構による将来の事業形成の基盤とするとともに、気候変動対策会議等の場において発表済み。本研究は、機構、世銀、ADBとの共同研究であり、フィリピンに対する今後のインフラ整備方針を提言した。本研究成果に基づき、事業化調査が実施されている。

●「JICA事業の体系的なインパクト分析の手法開発」（共同研究機関：東京大学他）

機構が実施する事業のインパクトの分析手法を開発するもの。機構が実施する事業の実証的な計測手法、測定インパクト結果を事業にフィードバックするメカニズムの検討を行い、さまざまなタイプの協力事業がもたらす多面的なインパクトの大きさとそのメカニズムを解明することで、将来の事業形成や運営に役立てることを目的としている。本研究では、ブルキナファソにおける技術協力事業「住民参加型学校運営プロジェクト」を対象に、事業と協同しつつ進めており、研究と実務の情報共有、連携を最重点に実施している。同

時に、研究で得られた調査データ等をプロジェクトにも共有している。

また、22年度は、本部の各部署が有する研究へのニーズ・ヒアリング調査を実施した。その結果、36件の研究ニーズ提案があり、23年度はこれらのニーズに合わせた新規研究案件の検討を行っていく予定。

（２）研究成果発信の強化と成果の活用

機構は、研究所ホームページにて研究成果を書籍を除きすべて公開しており、これまで発刊したワーキングペーパー28本及びポリシーブリーフ5本は、ダウンロードによって外部から入手が可能となった。また、21年度に引き続き、研究所事業の広報として、研究所ニューズレターを毎月発刊することで、研究成果の積極的な発信を行った。ニューズレターは、22年度末現在日本語・英語合わせて約2,000名の購読者を得ているほか、22年度の研究所へのホームページアクセスは、ページビューで約42万回、アクセスユーザー数は延べ11万人と数多くのアクセスを得ている。

これまでの研究成果の事業へのフィードバックとして、組織内における共有、活用促進を目的としたセミナー等を8回開催したほか、対外発信として、公開シンポジウム等を12回、Brown Bag Lunchと称する研究討論会等33回を年間通じて継続的に開催した。

22年度は、国際社会における開発潮流形成への貢献を目的とした発信も強化し、世界銀行等の国際機関との連携にもとづく報告書を2冊発刊したほか、世界開発報告書2011、2012（世界銀行発刊）のバックグラウンド・ペーパーを、研究成果を基に作成した。

また、23年秋に韓国で開催予定の第4回援助効果向上のためのハイレベルフォーラムに向け、米ブルッキングス研究所、韓国国際協力団（KOICA）と共同研究を実施し、11月に国際フォーラムで研究成果を報告した。23年5月には共同報告書が英文書籍として刊行された。

22年度はさらに、海外の研究者等とのネットワーク強化を進めた。具体的には、世界銀行が主導して形成した国際的な研究ネットワーク「GDN」（Global Development Network）の日本地域の事務局を研究所が担当し、研究所の成果発信の場として活用を開始した。

そのほか、ノーベル経済学者のスティグリッツ教授との連携を継続しており、23年度に同教授編の書籍に研究所が作成する論文が掲載される予定。

国内では、アジア経済研究所、財団法人国際開発高等教育機構（FASID）、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）といった研究機関と研究ネットワークを形成し、機関連絡会等を開催するなどし、情報共有を行った。また、国内の10以上の大学と各研究案件で共同研究を実施している。具体的な事例は以下の通り。

【研究所が開催・主催した国際シンポジウムの取組事例】

●「平和と発展に向けたアジアの制度構築：グローバル危機を乗り越えて」

22年4月2日、グローバル化により世界がどのように変化し、その変化に伴い開発援助の方向性と役割がどのように推移してきたかを探る国際フォーラム（機構・世界銀行共催、外務省後援）を開催した。本フォーラムを通じて、「開発における最大の課題は、開発途上国自身の能力開発が十分でないこと及び経済成長とともに、開発途上国自らがMDGsを達成するために必要な能力の向上を図ることが不可欠であり、そこにODAの役割がある」という認識を再確認した。

また、国境を越えた脅威と地域のイニシアティブに焦点が当てられ、昨今の世界情勢の

	中で、地域統合がどう進展してきたかについて、あわせて国の能力開発、安定性、政治的リーダーシップ、国際基準・規範と地域基準・規範の違い等について意見交換を行った。 ●国際ワークショップ「東アジアの地域統合、労働市場と人的資本形成」 研究所は、東南アジア文部大臣機構・高等教育開発地域センター（SEAMEO RIHED）との共催で、各国政府や援助機関、ユネスコのバンコク事務所等の国際機関の職員や、高等教育専門家等約50人を集め、研究成果報告を実施した。 東アジア圏内の主要大学300校を対象に行った大学の国際化・国際的共同学位プログラムに関する調査の分析、1990年代初頭に機構が実施したマレーシア人の工学部生の日本の大学への留学支援事業が、関係諸国の組織ガバナンスに与えた影響についての報告を行った。また、ユネスコのアジア太平洋地域教育局長等の東アジアの高等教育界におけるオピニオンリーダーである専門家を交えて、本研究成果を含めた、国際開発と地域協力に関する各自の活動と政策について論じ、今後のASEANにおける高等教育の統合に向けた課題等について活発な意見交換を行った。 （注）本項目には調査は含まれない。協力準備調査については小項目「No. 4 統合効果の発揮」を参照。	
評価方法	独立行政法人からの検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	
	・新研究所の体制整備 ・調査研究及び対外発信強化の取組	
評価	評価 ハ	（評価の決定理由及び指摘事項等） 行政刷新会議による事業仕分けで示された政府方針に従い、執行予算を概算要求水準から3割削減しつつも、研究人材の拡充、共同研究及び研究ネットワーク構築を推進し、積極的な研究活動を進めている。その結果、22年度末時点では全ての研究が共同研究であり、80%が国際的な共同研究となっているほか、ワーキングペーパー14本、ポリシーブリーフ4本、書籍を4冊発刊するなどの研究成果を挙げるなど研究成果も現れてきており、これらの研究成果を題材に国際シンポジウムを主催するなど、各種学会、国際会議などの場での発表と合わせて積極的に発信を行っている。また、研究成果を基に世界銀行の「世界開発報告書2011」及び「世界開発報告書2012」のバックグラウンドペーパーを作成し、援助潮流への貢献を行っている他、フィリピンでは研究成果に基づく事業化調査が開始されるなど、機構が実施する具体的な事業への研究成果のフィードバックの推進にも努めている。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。 なお、限られた予算の中で質の高い研究を行っていることは評価でき、今後は、引続き政策実施機関としての優位性を発揮し、国際的な援助潮流に影響を与えるべく対外発信を強化していくとともに、事業形成・実施へのフィードバックを一層推進することを期待する。

小項目 No. 21 受託業務

大項目	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
中項目	(3) 各事業毎の目標	
小項目	(リ) 受託業務（法第13条第3項） 外務大臣が適当と認める場合、開発途上地域と我が国内外の国際協力に携わる幅広いリソースとの連携に係る一手段として、本邦又は外国において、政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体の委託を受けて、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与する業務を行う。	
業務実績	1. 受託の実績（指標：受託の実績） 平成22年度は、21年度まで実施した南部スーダンにおける受託事業の実績等を踏まえ、受託業務の円滑な実施のために、受託業務手続きに関する手引きを作成した。 また、新規の受託事業として、アフガニスタンにおいて、結核対策支援に関する世界エイズ・結核・マラリア対策基金の資金受入責任機関（Principal Recipient：PR）業務を受託することが外務大臣より認められた。本受託事業は、契約締結に向けて現地監査機関によるアセスメントを実施中である。 （参考） 20年10月の改正機構法の施行により、明示的に受託業務の規定を設けることで、国際約束に基づくものに加え、国際約束に基づかない協力についても業務を受託できることを明確化した。20年10月以前は、受託について機構法上の規定はなかったものの、通則法の一般的解釈（通則法に基づく業務方法書第25条）に基づき、業務の受託が認められていた。	
評価方法	独立行政法人からの検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	
評価	評価	（評価の決定理由及び指摘事項等）
	ハ	平成22年度は、受託業務の円滑な実施のために、受託業務手続きに関する手引きを作成するとともに、新規の受託事業として、アフガニスタンにおける受託事業の準備を進めた。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。

小項目 No. 22 予算、収支計画、資金計画（本項において有償資金協力勘定を除く。）

大項目	3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（本項において有償資金協力勘定を除く。）
中項目	(1) 予算（人件費の見積を含む。） 別表 1 (2) 収支計画 別表 2 (3) 資金計画 別表 3
小項目	(1) 予算（人件費の見積を含む。）別表 1 運営費交付金を充当して行う業務については、「1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。 (2) 収支計画 別表 2 保有資産の売却等により、土地・建物の効率的な活用を促進するよう見直しを行うとともに、自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。 (3) 資金計画 別表 3 融資事業における債権の回収を適切に進めるとともに、急激な為替変動を事由とするドミニカ共和国移住融資債務者の債務負担増について、適切な軽減措置を講じる。また、各移住融資債務者の状況等を踏まえ、償還計画の見直しを行う。 国際協力に対する国民の参画機会を広げる等の観点から、N G O等民間の援助活動の促進に配慮しつつ、広く国民各層から寄附金を受け入れる活動を積極的に行うとともに、内閣府の委託により行われる「野口英世アフリカ賞基金」を含め受け入れた寄附金の適正な管理・運用を行う。
業務実績	1. 予算、収支計画、資金計画に関する実績 決算報告書：別表 1 損益計算書：別表 2 キャッシュフロー計算書：別表 3 2. 保有資産の売却等、自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的執行の実績 （指標：保有資産の売却等、施設利用収入等自己収入の確保、固定的経費の節減等の実績） 保有資産の売却に関し、中期計画において処分を計画している資産のうち、平成22年度は、東京国際センター八王子別館の土地・建物、箱根研修所、保養所、職員住宅、旧タイ国事務所の土地・建物、全57物件を売却業務委託の手法を利用し、入札の上、全物件について売買契約を締結した。 自己収入のうち雑収入については、別表1（決算報告書）の通り、3,311百万円の収入があったが、そのうち予算編成時には見積もることのできない過年度経費の戻入等を除くと収入は3,144百万円、21年度比654百万円の減収となった。減収の理由としては、21年度に旧本部事務所の敷金の返金を受け入れたこと等によるものである。 なお、機構は、業務の実施に係る支出として短期的に必要な資金を現金・預金として保有し、運用する場合も普通預金や譲渡性預金で行っているのみで、それ以外の時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性のある株式・債券等の有価証券の保有等による運用

は行っていない。

固定的経費については、光熱水料、通信運搬費、パソコン損料、公用車経費等を対象とし、その節減に取り組んでいる。22年度は、本部の移転による事務所賃料の増加から21年度実績比で約17百万円増加したが、この特殊要因を除けば電気使用料の抑制による光熱水料等の節減により、全体で約107百万円節減した。

予算の効率的執行については、22年度は競争性のある契約の増や旅費制度の見直し等に取り組んだ。運営費交付金債務の残高は、30,906百万円となっており、その内訳は以下の通りである。

次年度への繰越（契約済で支払が翌年度になるもの又は計画済）	14,950百万円
前渡金	7,712百万円
その他不使用額	8,038百万円
たな卸資産、前払費用、仮払金等	206百万円

うち、繰越の発生理由としては、治安、相手国側機関の都合等、現地事情により、当初の計画に変更が生じ、年度を跨いで契約せざるを得なかったためである。

22年度は、消費税還付1,675百万円を主たる利益要因として、1,129百万円を当期総利益として計上した。

機構は、運営費交付金債務の費用進行基準による収益化を行っていることもあり、当該利益については独立行政法人通則法第44条第3項による積立金（独立行政法人の経営努力により生じた利益として主務大臣の承認を受けた後、中期計画に定める剰余金の使途に充てることができる積立金）として申請を行っていない。

3. 融資事業における債権回収等の実績（指標：債権回収の実績、ドミニカ共和国移住融資債務者の債務負担の軽減に関する方策の実施状況、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア共和国の償還計画の見直し）

特殊法人等整理合理化計画（13年12月）に基づき、開発投融資事業は14年度末をもって廃止となり、15年度以降新規の融資承諾はない（債権の返済期限（最終）は43年度）。また、移住融資事業についても、17年度末をもって廃止となり、18年度以降の新規の融資承諾はない（返済期限（最終）は37年度）。

（1）開発投融資

貸付金元本及び利息の回収を実施した。

22年度は繰上げ償還があったため、計画比26百万円増の回収実績となった。

（単位：百万円）

	計画額	実績額	差額
元金	702	729	27
利息	75	74	△1
合計	777	803	26

（注1）端数処理の関係で合計と一致しない場合がある。

（注2）過去の繰上償還等により、計画額を見直した。

なお、20年度の旧国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合により、海外投融資事業の関連法人に対して開発投融資による貸付金債権を有するとの状況が1件生じているが、同貸付金^(注)について、現在、債権は回収の段階にあり、延滞は生じておらず、弁済は

期日通りに行われている（海外投融資事業の関連法人については、小項目No. 12「有償資金協力」参照）。

（注）本事案（海外投融資事業の関連法人への貸付）は、海外投融資業務により出資を実施していた旧国際協力銀行（海外経済協力業務）と、開発投融資業務により貸付を実施していた旧国際協力機構という別の組織が実施したもので、両組織の統合の結果として生じたものである。当該貸付金は、関連法人が実施する鉱業分野の事業に関連して、周辺地域の道路、橋、学校等を整備するものであり、昭和51年度から60年度にかけて融資されたものである。

（２）移住関係

移住融資債権及び入植地割賦債権の元本及び利息等の回収を実施した。21年度は水害等により農作物収入が大きく落ち込んだが、22年度は農産物の収穫が例年並みに回復した結果、昨年の回収額を大幅に上回る、410百万円の回収実績となった。

また、ドミニカ共和国については、政府の政策に基づき、22年度についても融資債権の債務緩和特別措置（ドル建てからペソ建てへの変更等）に係る債務者との協議を継続した。アルゼンチン、パラグアイ及びボリビアの債務者に対しては、履行延期が適切であると考えられる債務者について、償還計画見直しの協議及び検討を引続き進めたことに加え、履行延期関連の規定の見直しを行い、手続きの改善等を図った。このことにより、昨年度実績を大幅に上回る債務者57債権（ドミニカ共和国3、ボリビア26、アルゼンチン7、パラグアイ21）の履行延期特約を締結した。

（単位：百万円）

		計画額	実績額	差額
元金		261	410	149
	うち融資	256	406	150
	入植地	6	4	▲2
利息		39	67	28
	うち融資	36	63	27
	入植地	3	4	1
合計		300	477	177

（注1）端数処理の関係で合計と一致しない場合がある。

（注2）過去の繰上償還・債務免除等により、計画額を見直した。

4. 寄附金の受入・管理・運用の実績（指標：寄附金の管理・運用状況）

（１）世界の人のためのJICA基金

22年度は11,840,038円の寄附を受け入れた（21年度実績は12,778,409円）。件数は174件（21年度実績では353件）であった。受入れた寄附金の一部には昨年度から開始した株式会社ゆうちょ銀行との連携による「ゆうちょボランティア貯金」の利子の一部の寄附965,542円が含まれる。

第2四半期において、寄附金活用事業の第3回公募を行い、外部有識者を含む寄附金運営委員会による選考を経て、NGO10団体の開発途上国・地域における貧困削減や人々の生活改善・向上に直接的に貢献しうる現地での活動等に対して計9,131,978円を配分した。配分に当たっては寄附者が寄附を申し込む際に聴取した関心地域等についてのアンケート等も踏まえて、4件のアフリカでの活動について配分を行った。また、22年度においては、21年度に実施したJICA基金に関する分科会での議論を反映し、「ネットワーク型NGOによる事業」を募集分野として新規に追加し、1件を採択した。今後も

	アンケート等を踏まえて、寄附金活用事業の選考に当たって寄附者の意向を継続して反映していく予定である。 また、寄附金事業の運営の透明性を確保すべく、21年度に採択した寄附金活用事業に係る活動報告書をホームページ上で公開した。 (2) 野口英世アフリカ賞基金 内閣府からの委託により機構が募金口座の管理業務を行う「野口英世アフリカ賞基金」（「野口英世アフリカ賞」の副賞の原資に当てるための寄附金）について、22年度においては20,826,000円の寄附を受け入れた（21年度実績は28,240,000円）。 22年度は内閣府から「野口英世アフリカ賞」の認知度向上のための広報活動を委託され、グローバルフェスタ2010（22年10月）等においてパネル展示等を行なった。	
評価方法	独立行政法人からの検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	
		・保有資産の売却等、施設利用収入等自己収入の確保、固定的経費の節減等の実績 ・債権回収の実績 ・ドミニカ共和国移住融資債務者の債務負担の軽減に関する方策の実施状況 ・アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア共和国の償還計画の見直し ・寄附金の管理・運用状況
評価	評定 ハ	（評定の決定理由及び指摘事項等） 保有資産の売却については、平成22年度は、東京国際センター八王子別館の土地・建物、箱根研修所、保養所、職員住宅、旧タイ国事務所の土地・建物、全57物件の売買契約を締結した。自己収入のうち雑収入は21年度比654百万円の減収、固定的経費は電気使用料の抑制による光熱水料等の節減により、21年度比で107百万円節減した（本部の移転による事務所賃料増加分を除く）。また、当期総利益として1,129百万円を計上した。 融資事業の債権回収については、海外投融資事業としての関連法人への貸付を含め、適切に行った。 また、世界の人びとのためのJICA基金として、22年度は11,840,038円の寄附を受け入れ、NGO10団体に対して計9,131,978円を配分した。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。 なお、運営費交付金債務残高については、中期目標期間最終事業年度における着実な執行が求められる。また、次期中期計画に向けて、財務諸表におけるセグメント情報の充実を期待する。

別表 1

決算報告書

(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

(単位：百万円)

区分	年度計画	決算額	差額	備考
収入				
運営費交付金収入	151,726	151,726	0	
無償資金協力事業資金収入	0	90,587	90,587	
受託収入	2,014	2,011	△3	
開発投融资貸付利息収入	75	74	△1	
入植地割賦利息収入	3	4	1	
移住投融资貸付金利息収入	75	63	△12	
その他収入	437	3,323	2,885	
うち寄附金収入	17	12	△5	
雑収入	421	3,311	2,890	注 1
施設整備資金より受入	594	202	△392	
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	0	12	12	
計	154,925	248,001	93,076	
支出				
一般管理費	10,658	8,992	1,666	
うち人件費	3,352	2,799	553	注 2
物件費	7,305	6,180	1,125	注 3
統合準備経費	0	12	△12	
業務経費	141,643	135,916	5,727	
うち国・課題別事業計画関係費	6,034	6,351	△317	
技術協力プロジェクト関係費	70,811	70,409	402	
無償資金協力関係費	524	149	376	
国民参加型協力関係費	21,104	19,690	1,415	注 4
海外移住関係費	367	342	25	
災害援助等協力関係費	880	827	53	
人材養成確保関係費	856	713	143	
フォローアップ関係費	1,584	1,295	289	
事業評価関係費	279	353	△74	
研究関係費	544	464	80	
事業附帯関係費	8,144	7,507	637	注 5
事業支援関係費	30,515	27,816	2,699	注 6
施設整備費	594	202	392	
無償資金協力事業費	0	90,587	△90,587	
受託経費	2,014	1,881	132	
寄附金事業費	17	12	5	
計	154,925	237,590	△82,665	

予算額と決算額の差異説明

注 1 不要財産の売却処分を行ったこと等。

注 2 実際の職員退職者数が見込数を下回ったこと等。

注 3 円高により外貨建て支出が減少したこと等。

注 4 相手国政府の事情、自然災害等による計画変更等。

注 5 計画に変更が生じたこと等。

注 6 人事院勧告を踏まえた給与の引下げ改定を行ったこと等。

別表 2

損 益 計 算 書

(平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日)

【一般勘定】

(単位：百万円)

経常費用			
業務費			
国・課題別事業計画関係費	6,700		
技術協力プロジェクト関係費	70,636		
無償資金協力関係費	149		
国民参加型協力関係費	19,619		
海外移住関係費	342		
災害援助等協力関係費	917		
人材養成確保関係費	708		
フォローアップ関係費	1,199		
事業評価関係費	326		
研究関係費	501		
事業附帯関係費	7,427		
事業支援関係費	27,735		
無償資金協力事業費	90,587		
受託経費	1,881		
寄附金事業費	12		
減価償却費	448	229,187	
一般管理費		8,788	
財務費用			
支払利息	0		
外国為替差損	658	658	
雑損		19	
経常費用合計			238,652
経常収益			
運営費交付金収益		144,254	
無償資金協力事業資金収入		90,587	
受託収入			
国又は地方公共団体からの受託収入	1,881		
他の主体からの受託収入	1	1,882	
開発投融資収入		73	
入植地事業収入		4	
移住投融資収入		54	
寄附金収益		12	
貸倒引当金戻入		79	
資産見返運営費交付金戻入		485	
資産見返補助金等戻入		22	
財務収益			
受取利息	83	83	
雑益		2,272	
経常収益合計			239,805
経常利益			1,153
臨時損失			
固定資産除却損		22	
固定資産売却損		15	38
臨時利益			
固定資産売却益		2	2
当期純利益			1,117
前中期目標期間繰越積立金取崩額			12
当期総利益			1,129

キャッシュ・フロー計算書

(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

【一般勘定】

(単位：百万円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	事業支出	△133,722
	無償資金協力事業費支出	△89,377
	受託経費支出	△1,975
	人件費支出	△14,628
	その他の業務支出	△1,400
	運営費交付金収入	151,726
	無償資金協力事業資金収入	99,680
	受託収入	2,011
	貸付金利息収入	138
	入植地事業収入	13
	利息収入	6
	割賦元金	7
	寄附金収入	41
	その他の業務収入	2,632
	小計	15,139
	利息の受取額	93
	利息の支払額	0
	業務活動によるキャッシュ・フロー	15,232
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	固定資産の取得による支出	△598
	固定資産の売却による収入	1,242
	貸付金の回収による収入	1,136
	定期預金の預入による支出	△511,000
	定期預金の払戻による収入	448,500
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△60,719
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	△110
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△110
IV	資金に係る換算差額	△426
V	資金減少額	△46,024
VI	資金期首残高	63,944
VII	資金期末残高	17,920

小項目 No. 23 短期借入金の限度額

大項目	4. 短期借入金の限度額	
中項目		
小項目	一般勘定 670 億円 有償資金協力勘定 1,500 億円 理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。 有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。	
業務実績	一般勘定については、短期借入金の実績はない。 有償資金協力勘定については、限度額の範囲内において、短期資金ギャップに対応するため、平成22年4月に316億円、23年1月に92億円の借入を行い、いずれも同月中に返済を行った。	
評価方法	独立行政法人からの検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	
評価	評定	(評定の決定理由及び指摘事項等)
	ハ	限度額の範囲内において、借入と返済を行った。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。

小項目 No. 24 不要財産の譲渡等の計画

大項目	5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画													
中項目														
小項目	東京国際センター八王子別館の土地・建物、職員住宅、保養所、箱根研修所の処分を計画													
業務実績	平成22年度は独立行政法人通則法の改正を踏まえ不要財産と整理された保有資産について、宅地建物取引業者との不動産売却に係る媒介契約を締結し、下記の通り56物件を売却するとともに、売却収入の国庫納付手続きについて関係省庁と協議を行った。保養所及び区分所有の職員住宅については、円滑に売却手続きを行うために複数物件を一括で売却した。なお、これらの財産は、閣議決定「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（22年12月）において不要資産の国庫返納として指摘されたものである。 1. 売却までの経緯 （1）区分所有の職員住宅 22年度は閣議決定を踏まえ処分戸数を見直し、51戸を売却する計画とした。 （2）保養所 勝浦及び石打の保養所を21年度末に閉鎖済み。 （3）箱根研修所 21年度末に閉鎖済み。箱根研修所の処分については中期計画上の定めがなかったため、22年8月に主務大臣に重要財産の処分認可を得た。その後閣議決定を踏まえ不要財産として処分することとした。 （4）東京国際センター八王子別館の土地・建物 20年度に2度一般競争入札を実施したが、応札者がなく流札となった。21年度において不動産取引専門業者による販売可能性等に係る調査を行った結果、売却可能との結論を得たため、22年度に入札を実施することとした。 2. 売却のプロセス（上記（1）～（4）すべての物件共通） ・ 22年12月 不動産売却に係る媒介契約締結 売却の一般競争の公示 ・ 23年 2月 入札、開札、売買契約締結 ・ 23年 3月 所有権移転登記完了 3. 売却物件と売却価格 <table><tr><td>（1）区分所有の職員住宅（51物件）</td><td rowspan="2">}</td><td rowspan="2">250 百万円</td></tr><tr><td>（2）保養所（勝浦、石打計3物件）</td></tr><tr><td>（3）箱根研修所</td><td></td><td>288 百万円</td></tr><tr><td>（4）東京国際センター八王子別館の土地・建物</td><td></td><td>248 百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td>785 百万円</td></tr></table> （注）端数処理の関係で合計と一致しない場合がある。	（1）区分所有の職員住宅（51物件）	}	250 百万円	（2）保養所（勝浦、石打計3物件）	（3）箱根研修所		288 百万円	（4）東京国際センター八王子別館の土地・建物		248 百万円	合計		785 百万円
（1）区分所有の職員住宅（51物件）	}	250 百万円												
（2）保養所（勝浦、石打計3物件）														
（3）箱根研修所		288 百万円												
（4）東京国際センター八王子別館の土地・建物		248 百万円												
合計		785 百万円												

	4. 国庫納付 売却収入のうち売却に要した手数料等を控除した757百万円を、「独立行政法人通則法」第四十六条の二（不要財産に係る国庫納付等）及び「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令」第二条の四（不要財産の譲渡収入による国庫納付）の規定に基づき、23年度に国庫納付の予定。	
評価方法	独立行政法人からの検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	
評価	評定	（評定の決定理由及び指摘事項等）
	ハ	本中期目標期間中に処分を計画している各資産について、計画通り準備又は売却手続きを進め、東京国際センター八王子別館の土地・建物、職員住宅、保養所、箱根研修所の売却を行うとともに、国庫納付に向けた手続きについて関係省庁との調整を行った。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。

小項目 No. 25 重要な財産の譲渡等の計画

大項目	6. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	
中項目		
小項目	ボリビア国農牧技術センター建物、パラグアイ国農業総合試験場土地・建物、タイ国事務所土地・建物、中部国際センター土地・建物、麻布分室の処分を計画	
業務実績	1. タイ国事務所土地・建物 平成20年10月の旧国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合に伴い、事務所を統合するため、賃貸物件へ移転したことにより、旧タイ事務所の土地・建物について売却の必要が生じた。タイ国事務所土地・建物について、隣接する旧日本大使館土地・建物と同時に売却するよう大使館と調整の上、円滑に売却手続きを行うために仲介業者と媒介契約を締結した。23年2月に入札を実施し、3月末に不動産売買契約を締結した。資金決済及び所有権の移転手続きは、23年4月以降に実施する予定。 2. 麻布分室 麻布分室は、旧国際協力銀行（海外経済協力業務）から20年10月に承継し、統合後は職員の研修実施のための施設として使用してきたが、「独立行政法人事務・事業の見直し基本方針」により、23年度中の売却を行うことが定められた。そのため、23年度中に施設を閉鎖し、売却手続きを行うこととしている。なお、有償資金協力勘定により土地取得及び建設された施設のため、売却収入は、機構法第31条第5項に基づき準備金として積み立てられる予定。 なお、ボリビア国農牧技術センター建物、パラグアイ国農業総合試験場土地・建物、中部国際センター土地・建物については、21年度までに処分済み。	
評価方法	独立行政法人からの検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	
評価	評定	（評定の決定理由及び指摘事項等）
	ハ	本中期目標期間中に処分を計画している各資産について、計画通り準備又は売却手続きを進め、タイ国事務所土地・建物の売買契約を締結した。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。

小項目 No. 26 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）

大項目	7. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）	
中項目		
小項目	剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務、施設・設備の整備、並びに改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に必要な経費に充てることとする。	
業務実績	独立行政法人通則法第44条第3項により中期計画で定める使途に充てることができる積立金の実績はない。	
評価方法	独立行政法人からの検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	
評価	評定	（評定の決定理由及び指摘事項等）
	—	独立行政法人通則法第44条第3項により中期計画で定める使途に充てることができる積立金の実績がないことから、評定対象外とした。

小項目 No. 27 施設・設備に関する計画

大項目	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項													
中項目	(1) 施設・設備に関する計画													
小項目	(1) その他主務省令で定める業務運営に関する事項 業務実施上の必要性及び既存の施設の老朽化等に対応するため施設・設備の整備改修等を計画的に行う。 平成19年度から平成23年度の施設・設備の整備に関する計画（単位：百万円） <table> <tr> <th>施設・設備の内容</th><th>財源</th><th>予定額</th></tr> <tr> <td>中部国際センター建替え</td><td>施設整備資金</td><td>2,049</td></tr> <tr> <td>本部及び国内機関等施設整備・改修</td><td>施設整備資金</td><td>7,245</td></tr> <tr> <td>計</td><td>施設整備資金</td><td>9,293</td></tr> </table> (注記) 金額（「3. 予算（人件費の見積を含む。）」、収支計画及び資金計画（本項において有償資金協力勘定を除く。））」にて記載のものについては見込みである。単位未満四捨五入の関係上、合計が一致しない。なお、上記の他、業務実施状況や、施設・設備の老朽度合い、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等が追加されることがありうる。		施設・設備の内容	財源	予定額	中部国際センター建替え	施設整備資金	2,049	本部及び国内機関等施設整備・改修	施設整備資金	7,245	計	施設整備資金	9,293
施設・設備の内容	財源	予定額												
中部国際センター建替え	施設整備資金	2,049												
本部及び国内機関等施設整備・改修	施設整備資金	7,245												
計	施設整備資金	9,293												
業務実績	平成22年度の本部・国内機関施設整備・改修資金として594百万円を計上していたが、一部工事について工期が複数年度にわたるために支払いが23年度となったこと等から、実際の執行額は202百万円となった。 （単位：百万円） <table> <tr> <th>施設・設備の内容</th><th>予定額</th><th>執行額</th></tr> <tr> <td>本部及び国内機関施設整備・改修</td><td>594</td><td>202</td></tr> <tr> <td>計</td><td>594</td><td></td></tr> </table>		施設・設備の内容	予定額	執行額	本部及び国内機関施設整備・改修	594	202	計	594				
施設・設備の内容	予定額	執行額												
本部及び国内機関施設整備・改修	594	202												
計	594													
評価方法	独立行政法人からの検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。													
評価	評定	(評定の決定理由及び指摘事項等)												
	ハ	一部工事について工期が複数年度にわたるために支払いが平成23年度となったこと等から、実際の執行額は当初計画を下回ったものの、施設・設備改修計画に基づき設計・施工監理、工事を実施した。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。												

小項目 No. 28 人事に関する計画

大項目	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項
中項目	(2) 人事に関する計画
小項目	(イ) 方針 効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置により業務運営の効率化を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員への研修、資格取得等の促進を通じた職員の資質向上を図る。具体的には、 ●的確な勤務成績の評価を行い、仕事の難易度と役割の重要性を反映した処遇を実現することで、職員の意欲をさらに引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図りうる適材適所の人事配置を行う。 ●業務内容の高度化及び専門化に対応するため、国際機関への出向等の活用も含め、国・地域・開発課題に関する知見の深化、協力プログラム策定・プロジェクトマネジメント能力の強化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力涵養を目的とした研修又は機会を提供し、国際協力のプロフェッショナルとしての能力開発に努める。特に、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担う体制において、各援助手法の習熟に資する職員研修を推進する。 (ロ) 人員に係る指標 期末の常勤職員数 1,827 人 中期目標期間中の人件費総額見込み（「3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（本項において有償資金協力勘定を除く。）」にて記載のもの） 64,643 百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。
業務実績	平成22年度は、新人事制度のさらなる定着及び改善に向けて、職員の制度に対する理解度及び現状認識等に関する21年度のアンケート調査結果を評価者研修等に反映するとともに、引続き同様の調査を実施し、モニタリングを行った。また、勤務成績の評価結果を引続き賞与及び昇給に反映させた。このほか、22年度は、役割と貢献に応じた処遇の徹底、機構固有の強みの蓄積・発揮を促す観点から、人事評価制度を一部変更し、かかる制度変更に関する全職員向け説明会等を実施し、さらなる評価制度の理解・定着を図った。さらに、機構固有の強み蓄積に資するキャリア開発支援を目的に、22年10月より、管理職層をマネジメント職群とエキスパート職群に区分し、各々マネジメント能力と専門能力に突出した人材を育成する職群制度を導入するとともに、若手職員に対しては中長期的なキャリア開発の助言を与える「キャリア・コンサルティング」を導入した。また、職員の「ワークライフバランス」を支援する観点から、21年度に導入された「勤務地限定制度」については22年度から申請者への認定を開始するとともに、次世代育成行動計画推進委員会を発足させ、「JICA行動計画」について効果的かつ円滑な推進を図った。 人事配置については、統合効果の発揮、現場主義の強化といった組織の活動方針を実現すべく、海外拠点や国際機関への派遣の増員等の検討を行った。 職員の能力開発については、階層別研修を一層充実させるとともに、事業マネジメント

能力等の向上に資するよう各種専門研修を実施した。

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等で指摘を受けている在勤手当については、現行制度を検証し無駄がないか精査するとともに、今後の制度のあり方について機構のみならず外部有識者の意見も踏まえ検討を開始した。

1. 勤務成績の評価及び適材適所の人事配置の実施

(1) 勤務成績の評価 (指標：勤務成績の評価の実施状況)

勤務成績の評価については、20年度に改訂した新人事評価制度・基準に基づき、22年度も引続き全職員に対して勤務成績の評価を共通の尺度で年2回実施し、その結果を賞与(6月、12月)及び昇給(7月)に反映した。また、22年度は、役割と貢献に応じた処遇の徹底、機構固有の強みの蓄積・発揮を促す観点から、人事評価制度を一部変更し、かかる制度変更に関する全職員向け説明会を実施するとともに、21年度から実施している評価者研修を未受講であった管理職(56人)に対して研修を実施し、さらなる評価制度の理解・定着を図った。

また、新人事制度を含め、統合後の職員の意識、職場に対する現状認識に係るアンケート調査を、22年度も実施し、その結果を広く機構内に周知するとともに、評価者研修や部門長向けのワークショップ等において活用した。22年度の調査結果では、前年度と同様、回答者の7割が現在の仕事にやりがいを感じている一方、新人事評価制度等の理解度は、22年度下期より制度が一部変更されたこともあり、5割程度となり、前年度より低下している。変更後の人事評価制度が、職員の理解を得て適切に運用されるよう、23年度も引続き職員への周知方法の改善、研修等を実施する予定。

(2) 適材適所の人事配置 (指標：適材適所の人事配置)

20年度に定めた「新JICAのビジョンを達成できる『国際協力のプロフェッショナル』」という新組織におけるモデル人材像及びキャリアパスの基本方針を基に、22年度は、モデル人材像に至るまでの人事異動・配置、研修・教育等の人事制度の理解促進のため、「人事制度ハンドブック」を改訂した。

人事配置については統合効果の発揮、現場主義の強化といった組織の活動方針を実現すべく、海外拠点や国際機関への派遣の増員等の検討を行った。

さらに、ODA実施機関としての機構固有の強み(コア・コンピタンス)の蓄積、人材の有効活用等を図るために人事制度の見直しを行った。22年10月より、管理職層をマネジメント職群(組織の成果責任を担うリーダー)とエキスパート職群(専門分野の組織能力強化を担うリーダー)に区分し、各々マネジメント能力と専門能力に突出した人材を育成する職群制度を導入し、エキスパート職群に認定された職員の専門性を生かすことのできる部署への配属を推進した。また、若手職員に対しては中長期的なキャリア開発の助言を与える「キャリア・コンサルティング」を導入した。さらには、役割と貢献に応じた処遇を徹底する評価制度と給与制度の導入に向けて詳細な制度設計を行い、23年度から適用することとした。

また、職員の「ワークライフバランス」を支援する観点から21年度に導入された「勤務地限定制度」に関し、22年度から申請者への認定を開始した。さらに、「JICA行動計画」について効果的かつ円滑な推進を図るために、次世代育成行動計画推進委員会(委員7名、委員長：人事部長、委員3名：人事部任命、委員3名：労組任命)を発足させ、同行動計画の実施状況につきモニタリングを行っている。22年度は、次世代育成支援検

討会を6回開催し、各種制度を活用することにより育児、介護といった個人のライフステージに応じた働き方ができるよう同行動計画の改訂を図るとともに、育児休業中の職員の円滑な職務復帰や今後同制度を利用しようとする職員のために次世代育成支援ワークライフバランスメンター制度を導入し職員のサポートを開始するなど、組織内ジェンダーにも配慮したさまざまな取組を行ってきた。

2. 職員の能力開発の機会の提供（指標：職員の能力開発の機会の提供実績）

22年度は、「国際協力のプロフェッショナル」という機構が掲げるモデル人材像に到達するため、職員が備えるべき能力の開発及び発揮に向けて、職務及び研修等を通じて専門性が蓄積できるよう、研修及び教育制度の見直しを行うとともに、職群制度の導入など新しく導入された人事制度を反映するため、22年10月に「人事制度ハンドブック」を改訂した。

（1）階層別研修

22年度は、新組織のモデル人材像を踏まえ、各階層の職員に求められる知識・スキルを検証し、研修計画に反映させた。それを踏まえ、統合後の組織運営における部門長のあり方を議論する経営層ワークショップをはじめとして、新任執行職（次長クラス）研修、新任管理職研修を通じ、組織マネジメント力の強化を図った。一般職員層についても、業務職（入構3年目）及び調査役（入構10年目程度）を対象に、将来の管理職層として必要なマネジメント力の基礎を涵養することを目的とした研修を行った。さらに、22年度より新たな職群として創設されたエキスパート職に登用された職員向けの研修を実施した。各研修終了後に実施したアンケート結果からは、これらの研修機会を通じ、各階層に求められる役割が明確になり、今後の組織への貢献イメージの形成につながったという指摘も多く、業務内容の高度化・多様化に対応した職員の能力強化を図る上で一定の効果があったことが明らかとなった。このほか、新卒採用者及び期限付職員採用者に対し、組織の一員として身につけるべき基礎的な知識及び3つの援助手法を一元的に実施するために必要な業務上の基礎知識について研修を行った。

階層別研修 12コース、310名

（2）専門研修

開発途上国が抱える課題を分析し解決策を導く能力を強化する観点から、若手職員を対象にマクロ経済の基礎的な知識を習得することを目的とした研修を実施し53名が参加した。また、本邦大学の公共財政管理プログラムに職員を派遣し、より高度なマクロ経済学に関する知識の習得を支援する研修機会の提供に努めた。さらに、22年度からは、開発途上国の事業実施能力を審査・判断する能力を強化することを目的に新たに財務分析研修を実施し55名が参加した。これに加えて、協力プログラム策定及びプロジェクトマネジメント能力の強化を図ることを目的とした事業マネジメント研修、PCM研修を実施し、それぞれ154名、73名が参加した。

（3）語学研修

集合研修、自己研鑽支援制度を組み合わせることにより研修効果の向上を図り、語学力、コミュニケーション能力の強化に努めた。また、22年度下期からは、一定の語学力を有

	し、今後国際会議等の場で積極的に活躍することが期待される中堅職員を対象に、語学のみならず、国際会議マネジメントの方法やプレスリリースの作成等の能力強化を目的とした英語エグゼクティブ研修を新設し、8名が受講した。 3. 職員数及び人件費の実績（指標：期末の常勤職員数、人件費の支出実績） 22年度末の常勤職員数は1,664人となった。 また、22年度の人件費は、予算額12,439,732千円に対し、支出実績額11,985,465千円であった。 在勤手当については、現行制度を精査するとともに、今後の制度のあり方について機構のみならず外部有識者の意見も踏まえ検討を開始した。23年度以降は、健康保険組合において健康保険の事業者負担料率をこれまでの62分の36.16から50/100の労使折半へと変更することが可決されたことに伴い、費用負担が減る予定。	
評価方法	独立行政法人からの検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・勤務成績の評価の実施状況 ・適材適所の人事配置 ・職員の能力開発の機会の提供実績 ・期末の常勤職員数 ・人件費の支出実績	
評価	評定	（評定の決定理由及び指摘事項等）
	ハ	平成22年度は、新人事制度のさらなる定着及び改善に向けて、職員の制度に対する理解度及び現状認識等に関する21年度のアンケート調査結果を評価者研修等に反映するとともに、引続き同様の調査を実施し、モニタリングを行った。また、勤務成績の評価結果を引続き賞与及び昇給に反映させた。このほか、22年度は、役割と貢献に応じた処遇の徹底、機構固有の強みの蓄積・発揮を促す観点から、人事評価制度を一部変更し、このような制度変更に関する全職員向け説明会等を実施し、さらなる評価制度の理解・定着を図った。さらに、人材の有効活用等を図ることを目的に、22年10月より、管理職層をマネジメント職群とエキスパート職群に区分し、各々マネジメント能力と専門能力に突出した人材を育成する職群制度を導入するとともに、若手職員に対しては中長期的なキャリア開発の助言を与える「キャリア・コンサルティング」を導入した。また、職員の「ワークライフバランス」を支援する観点から、21年度に導入された「勤務地限定制度」については22年度から申請者への認定を開始するとともに、次世代育成行動計画推進委員会を発足させ、「JICA行動計画」について効果的かつ円滑な推進を図った。 人事配置については、統合効果の発揮、現場主義の強化といった組織の活動方針を実現すべく、海外拠点や国際機関への派遣の増員等の検討を行った。 職員の能力開発については、階層別研修を一層充実させるとともに、事業マネジメント能力等の向上に資するよう各種専門研修を実施した。 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等で指摘を受けている在勤手当については、現行制度を検証し無駄がないか精査するとともに、今後の制度

		のあり方について機構のみならず外部有識者の意見も踏まえ検討を開始した。また、23年度以降は、健康保険組合において健康保険の事業者負担料率をこれまでの62分の36.16から50/100の労使折半へと変更することが可決されたことに伴い、費用負担が減る予定。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。 なお、人材の有効活用等を図ることを目的に、管理職層をマネジメント職群とエキスパート職群に区分化したことは評価できるが、本制度導入の効果及び影響のモニタリングが必要である。また、新人事評価制度等の定着に向けて、職員の理解促進に向けた一層の取組が求められる。更に、人事配置の適正化や職員の能力開発が引続き期待される。
--	--	--

小項目 No. 29 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い

大項目	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項
中項目	(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（法第31条第1項及び法附則第4条第1項）
小項目	(イ) 前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した経費の支出並びにやむを得ない事由により前中期目標期間中に完了しなかった業務（有償資金協力業務を除く。）の財源に充てることとする。 (ロ) 前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令（平成15年政令第409号）附則第2条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。
業務実績	前中期目標期間の最終事業年度における積立金及び前中期目標期間中に回収した債権及び資金について、法令等に基づき、改正機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した支出の財源に充当するものとして、平成19年6月に承認を受けた。22年度は、システム等統合経費として12百万円を支出した。 1. 積立金の使途 前中期目標期間の最終事業年度における積立金（7,613百万円）のうち、法令等に基づき、19年6月に主務大臣より承認された7,123百万円について、1,520百万円は改正機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した経費（費用的支出）の財源に充当し、5,603百万円は18年度予算で契約した業務の未支出分等、やむを得ない事由により前中期目標期間中に完了しなかった業務の財源に充当することとしている。 22年度は、承認額のうち12百万円をシステム等統合経費の財源に充当した。残額は、23年度のシステム等統合経費及びネットワーク敷設経費の財源に充当する予定。 2. 前中期目標期間中に回収した債権又は資金の使途 前中期目標期間中に回収した債権又は資金（8,116百万円）のうち、法令等に基づき、19年6月に主務大臣より承認された2,941百万円について、改正機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設整備等の資本的支出の財源に充当することとしている。 当該承認額については、21年度までに支出を完了したため、22年度支出実績はない。

	積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い JICA本部等統合に関する財源措置 (単位: 億円) <pre> graph LR subgraph 財源 A["積立金 (76.1) 人件費不使用 (4.9) 自己収入 (15.2) 留債 (32.0) 為替差益等 (9.5) 経過勘定相当 (14.5)"] B["回収金 (81.2) 開発投融資 (68.2) 入植地創設 (0.7) 移住融資 (12.3)"] end subgraph 統合関係 C["費用的支出 (15.2) システム統合 (11.6) ネットワーク敷設 (3.6)"] D["資本的支出 (29.4) 本部等敷金 (11.6) 本部等内務工事 (17.8)"] end subgraph その他 E["繰越 (56.0) 留債 (32.0) 為替差益等 (9.5) 経過勘定 (14.5)"] F["国庫納付 (4.9)"] G["国庫納付 (51.8)"] end A --> C A --> D B --> D C --> F D --> G </pre> (注) 繰越金人の関係上、合計は一致しない。	
評価方法	独立行政法人からの検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	
評価	評定 ハ	(評定の決定理由及び指摘事項等) 前中期目標期間の最終事業年度における積立金及び前中期目標期間中に回収した債権及び資金について、法令等に基づき、改正機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した支出の財源に充当するものとして、平成19年6月に承認を受けた。22年度は、システム等統合経費として12百万円を支出した。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。

小項目 No. 30 中期目標期間を超える債務負担

大項目	7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
中項目	(4) 中期目標期間を超える債務負担（法第31条第1項及び法附則第4条第1項）	
小項目	中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。	
業務実績	中期目標期間最終年度末及び次期中期目標初年度の事務の効率化と適切な契約期間とすることによる経費節減を図るため、中期目標期間をまたいで契約を締結することが合理的かつ効率的なものとして、平成22年度は42件の契約を行った。	
評価方法	独立行政法人からの検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	
評価	評定	(評定の決定理由及び指摘事項等)
	ハ	今期中期目標期間最終年度末及び次期中期目標期間初年度の事務の効率化と適切な契約期間とすることによる経費節減を図るため、中期目標期間をまたいで契約を締結することが合理的かつ効率的なものとして、平成22年度は42件の契約を行った。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。

小項目 No. 31 監査の充実

大項目	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項
中項目	(5) その他中期目標を達成するために必要な事項
小項目	(イ) 監査の充実 外部監査の実施等監査の充実を図り、適正な業務運営を図る。
業務実績	会計監査人による監査、内部監査を実施し、監査結果に基づく改善の指示、再発防止への注意喚起を行うとともに、その改善措置状況等についても組織内で共有し、組織全体としてフォローアップを行った。また、コンプライアンス態勢の強化に向けて、海外拠点における現地版のコンプライアンス・マニュアルの作成を継続するとともに、関係者に対するコンプライアンス研修の実施等を通じて、コンプライアンス意識の醸成を図った。さらに、内部統制強化の取組として、リスクモニタリングの枠組を導入するとともに、内部統制に係る基本方針、組織全体の重要リスクを理事会にてモニタリングする体制を整備した。 なお、東日本大震災の対応に関しては、地震発生当日に理事長を長とする安全対策本部を設置し、法人の長のリーダーシップの下、関係者の安否確認や国内拠点の被害状況の把握、国内拠点を活用した被災者支援を含む機構としての震災支援等について迅速に対応を行った。 1. 会計監査人による監査 (指標：監査の実績) 平成21年度の財務諸表について、会計監査人（新日本有限責任監査法人）による監査を受け、22年7月28日に外務大臣から承認を受けた。 22年度については、22年9月から11月まで有償資金協力勘定に係る中間監査が実施された。また、期中監査については、22年9月から23年4月までの間に、本部においては毎月実施され、国内拠点及び海外拠点については以下の機関を対象に実施された（なお22年度の財務諸表に係る本部期末監査は23年5月末から約1ヶ月実施）。 国内拠点：広尾、四国 海外拠点：モザンビーク、マダガスカル、東ティモール、ベトナム、アメリカ合衆国、パラグアイ、チリ 会計監査人からは、固定資産に資産管理シールの貼付けを徹底すべきといった軽微な指導を除き、特段の指摘はなく、これらの指導については、いずれも速やかに是正するとともに、今後、同様の指導を受けることがないよう機構内で注意喚起した。 2. 内部監査 (指標：監査の実績) 21年度の内部監査の結果については、22年6月に理事長へ報告し、22年9月には国内拠点及び海外拠点における業務マネジメント上の留意点等を取りまとめた報告書を執務参考資料として本部、国内拠点及び海外拠点に配布するとともに、その概要についてホームページ上で公開した。また、監査指摘事項、留意事項等については、業務改善サイクルが適切に機能するよう事後の対応状況についてモニタリングを行った。

22年度の内部監査は、内部統制・コンプライアンス強化及び海外拠点・国内拠点の有する種々のリスクへの対応強化を図る必要があるという認識に基づき、監事や会計監査人と調整・情報共有を行いつつ、内部統制・コンプライアンス強化、海外拠点、国内拠点及びその支援体制を全体の重点課題とし、また、21年度内部監査結果による留意点等を踏まえた国内拠点及び海外拠点における適切な業務遂行や業務改善が図られているかを監査の視点として取り組み、以下の本部、国内拠点及び海外拠点を対象に監査を実施した。

その結果、海外拠点におけるコンプライアンス強化、在外事務所と支所の役割分担等について提言を行った。22年度の監査結果は、機構全体で共有するべく、報告書を作成中。

本 部：財務部、調達部、資金・管理部、青年海外協力隊事務局

国内拠点：北陸、中部

海外拠点：ペルー、エクアドル、エチオピア、ジブチ

有償資金協力事業において、信用格付監査、資産自己査定監査、償却・引当及び開示債権監査を実施したが、特に問題は見られなかった。

また、特定テーマを対象とした監査として、有償資金勘定の出納事務実施態勢、情報システム監査（ボランティアシステム）等を実施した。

内部統制の強化に向けて、監事監査、会計監査人による監査、内部監査の連携強化の観点から、監事、会計監査人及び監査室間でそれぞれ相互に情報を共有の上、意見交換を実施した。また、内部統制及びコンプライアンス態勢強化の観点から、各部署における主要なリスクの洗い出しや評価のあり方等について、内部統制・コンプライアンスを担当する部署間で意見交換を行なった。

3. コンプライアンス・内部統制の取組

（1）内部統制・コンプライアンス強化の取組

コンプライアンス態勢の強化を図るべく、副理事長を委員長とするコンプライアンス委員会にて、22年度コンプライアンス・プログラムを承認し、それに基づく取組状況につき、モニタリングを行った。22年度は、各海外拠点において、現地版のコンプライアンス・マニュアルの作成を継続した。現地版のコンプライアンス・マニュアルについては、機構の拠点として遵守すべき日本の関係法令・規程等を盛り込み、かつ現地法令等も十分踏まえて作成するよう、本部より適宜助言、指導を行った。また、引続き研修等を通じ、役職員等のコンプライアンスの理解度向上、意識醸成を図った。

内部統制の強化については、監事監査の意見を踏まえつつ、コンプライアンス委員会にて審議を行い、理事会を中心とする機構内の組織体制の整備、部署別年間業務計画と連動した定期的なリスクモニタリングの導入を決定した。

従来も、組織の重要リスクについては、コンプライアンス、入札・契約、情報セキュリティ、安全管理、資産管理等、課題ごとに役員等を委員長とする各種委員会や専任の部署を設置し、リスクの把握や対応に係る計画策定等を行うとともに、重要リスクについては理事長にも報告し、その指示を受けつつ取り組んできたが、内部統制のより一層の強化を図るべく、内部統制全般に係る基本方針、包括的かつ横断的なリスクモニタリングを理事会にて定期的に審議することを制度化した。

22年度のリスクモニタリングの結果については、各部署のリスクについては23年度部署別年間業務計画に反映するとともに、組織全体の重要リスクについては、事業継続計

画の見直しを含む東日本大震災への対応を含め、理事会にて審議する予定である。

また、内部規程で定める事故報告制度の下、法令等違反行為、個人を害する行為、機構又は機構以外の第三者を害する行為、事故及び事故の恐れがある事実の発生に際しては、発生した部署から事案に応じて事故を所管する部署及び総務部へ速やかに報告を行うこととしている。報告を受けた事故を所管する部署は対応策及び再発防止策について必要な指示等を行い、事故を発生した部署は速やかに対策を講じるとともに、事故のてん末や再発防止策を報告することとしている。事故事案については半年に一度、コンプライアンス委員会でも報告し、再発防止策等を継続的に確認している。こうした一連の事故報告制度について、22年度は、事故の基準の明確化、報告様式の改善を進めるとともに、初動対応の基本的な考え方につき、組織内の浸透を図った。外部からのクレーム対応については、対応事例のデータベース化に着手するとともに、各種手続き、職員等の対応の改善に反映するなど、役職員等へのフィードバックの強化を図っている。

なお、東日本大震災の対応に関しては、3月11日の地震発生日に理事長を長とする安全対策本部を設置し、24時間体制での対応（震災発生後18日目まで継続）を行った。地震発生直後においては被災地域にある東北支部、二本松青年海外協力隊訓練所、つくば国際センターの被災状況及び勤務者の安否を確認するとともに、関係部及び国内拠点において、訪日中の研修員1,106名、訓練中等のボランティア461名全員についても安否を確認し、全員の無事を確認した。

また、震災当日には、東京国際センター、広尾センター及び研究所において、帰宅困難者への施設提供を行った。

さらに、3月13日には福島県からの要請を受け、二本松青年海外協力隊訓練所への原発避難住民の受入れを当日中に決定し、県に回答した。避難住民が急激に増加し400名を超える状況となり二本松青年海外協力隊訓練所の勤務者のみによる対応が困難となったことから、本部から応援職員を派遣することとし、交通に著しい制約がある中、福島第一・第二原子力発電所の状況も情報収集しながら、迅速に6名を出張させ住民支援に当たるとともに、現地からの状況の報告を受け安全対策本部にて追加的な対応を検討した。

このように、経営層直轄の安全対策本部を設置したことにより初動体制を整えるとともに情報を集約し、緊急に必要な安否確認や避難住民支援等に迅速かつ適切に対応した。

（２）法人の長のマネジメント

法人の長のマネジメントとして、以下の通り、理事長がリーダーシップを発揮しつつ組織運営・業務遂行に当たるとともに、組織のミッションや課題を役職員に浸透させるための体制を整備し、これらが有効に機能している。

20年10月の統合を契機に「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」(Inclusive and Dynamic Development)という新しいビジョンを理事長自らのイニシアチブにより発表した。同ビジョンは、下記の理事会や職員との対話の機会を通じ、役職員への定着とともに実際の事業への反映が図られている。

また、理事長、副理事長及び理事を構成員とする理事会を定期的（毎週火曜日及び第2・第4金曜日）に開催し、中期計画及び年度計画、予算・決算、年度ごとの事業の方向性、一定規模以上の個別案件実施のための審査等の組織運営・業務遂行上必要な事項を審議し、又は報告を受けている。22年度は、機構が取り組むべき特に重要な課題を組織横断的に

とりまとめ、理事会において取組状況と今後の課題を議論する体制を構築した。理事会の資料及び議事録は、従来から内部向けのグループウェアにおいて全職員向けに公開しており、組織的な決定事項のみならず経営層による議論の概要も含め職員に周知される仕組みを整備している。

また、特に重要な国際会議への出席や外国政府要人との面談については理事長自らが積極的に行い、機構の基本方針や具体的取組に基づく情報発信や意見交換をするとともに、その概要については理事会で報告され、ホームページ等で対外的にも公表されている。22年度は、例えばアフガニスタンのカルザイ大統領との面談を行い、国際公約達成に向けて機構が実施中の協力等についての意見交換を行ったほか、世界銀行の年次総会出席時には世界銀行総裁と会談し、アフガニスタン支援やパキスタンで発生した洪水への対応等を含む国際協力の広範囲な話題について意見交換し、結果を共有している。

職員へ法人のミッションを周知徹底するための方策として、このほか、理事長と職員の直接対話の確保にも努めている。具体的には、例年年頭挨拶を実施しているほか、22年度については統合から3年目を迎えたのを契機に「理事長報告会」を実施した。これらの機会では、本部以外の職員や会場の制約により入場できない職員向けにも、テレビ会議システム及び映像配信を行い、また講演録をグループウェアに掲載することにより、全職員が理事長のメッセージを受けることができる体制をとっている。また、若手職員、新任管理職等世代ごとの職員を集めた理事長対談も行われ、法人のミッション伝達のみならず職員とのコミュニケーション醸成にも有効な機会となっている。

なお、東日本大震災の対応に当たっては、上述の通り地震発生直後に理事長を本部長とする安全対策本部を設置することにより、関係者の安否確認や国内拠点の被害状況の確認、機構としての震災支援等について、同本部に情報を集約して取組方針を決定し、機構内部に伝達する体制を整えた。また、地震発生後1週間を契機に「理事長から皆さんへ」と題するメッセージをグループウェア上で発表し、震災への自らの考え方と機構としての当面の取組方針を伝達した。このように、未曾有の大災害の発生に際して、法人の長がリーダーシップを発揮する環境を迅速に整えるとともに、組織としての取組の方向性を役職員に周知徹底した。

（３）監事監査への対応

「平成21年度国際協力機構監事監査報告」（22年9月提出）において、「独立行政法人の抜本的見直しについて」（21年12月）に基づく随意契約や保有資産の見直し等について、また、その他の重要事項として、内部統制の強化や事業の迅速化促進について等の提言が報告され、同報告内容を機構内全体に周知した。その提言を受けて、各部署での迅速な対応を促し、「『平成21年度国際協力機構監事監査報告』に関する対応について（報告）」として理事長より監事に提出した（23年3月）。

特に、コンサルタント契約における一者応札・応募の改善に資するとして監事より提言のあった施策については、コンサルタント側のプロポーザル作成にかかる負担軽減策及び競争性の向上を目的として22年度に各種施策を実施する等、監事監査の指摘を踏まえた業務の改善等に取り組んだ。

評価方法	独立行政法人からの検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	
評価	評価	(評価の決定理由及び指摘事項等)
	ハ	在外拠点における現地版のコンプライアンス・マニュアルの作成を継続するとともに、関係者に対するコンプライアンス研修の実施等を通じて、コンプライアンス意識の醸成を図った。さらに、内部統制強化の取組として、リスクモニタリングの枠組を導入するとともに、内部統制に係る基本方針、組織全体の重要リスクを理事会にてモニタリングする体制を整備した。 法人の長のマネジメントとして、理事長がリーダーシップを発揮しつつ組織運営・業務遂行に当たるとともに、組織のミッションや課題を役職員に浸透させるための体制を整備し、これらが有効に機能している。また、監事監査の指摘を踏まえた業務の改善等に取り組んだ。 なお、東日本大震災の対応に関しては、地震発生当日に理事長を長とする安全対策本部を設置し、法人の長のリーダーシップの下、関係者の安否確認や国内拠点の被害状況の把握、国内拠点を活用した被災者支援を含む機構としての震災支援等について迅速に対応を行った。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。 なお、外務省独立行政法人評価委員会におけるコンプライアンス部会の設置は他府省に例を見ないものであり、同部会に適正に対応していることは高く評価できる。今後も、コンプライアンス及びリスクモニタリングの体制の運用等を通じて、コンプライアンスに係る職員の意識向上及び内部統制の一層の充実が望まれる。 なお、内部統制強化の観点から、役員が理事長の意図を明確かつ具体的に組織内に伝え続けることを期待する。

小項目 No. 32 各年度の業績評価

大項目	7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項
中項目	(5) その他中期目標を達成するために必要な事項
小項目	(ロ) 各年度の業績評価 各年度の業績に関し、外部有識者を含めて法人による評価を行い、業務運営に反映させる。
業務実績	平成22年度は、引続き内部評価体制（業績評価委員会及び外部検討委員）を活用し、21年度の業務実績報告のとりまとめ及び自己評価を行い、評価結果については、組織内で周知を図るとともに、的確に業務運営に反映した。また、開発援助を取り巻く内外の動向や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」などの外部からの指摘事項等に適切に対応すべく、業務実績モニタリングの枠組の見直しを行い、全職員向けに説明会を開催し周知を行うとともに、22年度業務実績のモニタリング及びとりまとめを行った。 1. 評価結果の業務運営への反映 22年度は、21年度の業務実績報告のとりまとめ及び自己評価を行うとともに、評価結果については組織内で周知を図り、的確に業務運営に反映した。 業績評価の所管部署が、機構の業務実績のモニタリング（年2回）を実施した上で、総務担当理事を委員長とする「業績評価委員会」において、業績報告、自己評価等について審議を行い、理事会に報告した。また、自己評価の客観性の担保と質の向上を図るため、有識者を外部検討委員として委嘱し、21年度の業績報告、22年度の業績監理等についてその意見を反映するとともに、第2期中期計画に定める国内拠点の利用状況等に係る第三者による検証を行った。外務省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の21年度の評価結果については、機構内で周知を図るとともに、関係部局とその対応を検討し、的確に業務運営に反映させた。 また、22年度は、「ODAのあり方に関する検討最終とりまとめ」、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等の指摘事項やそのほか組織横断的に取り組むべき事項に適切に対応することを目的として、年度計画や部署別年間業務計画等に反映させるべき重要対応事項をとりまとめ、理事会での審議を経て各部に周知し、今後同重要対応事項を組織的にモニタリングする体制を整備した。また、同重要対応事項を活用したモニタリングの体制について、国内・海外拠点を含めた全職員向けの説明会を開催し周知を図るとともに、22年度の業績モニタリングにも活用した。 2. 部署毎の業務運営への反映 中期計画に基づく年度計画の達成を各部局の業務運営及び人事評価と連動させるため、部署別年間業務計画を引続き作成し、本部・国内拠点・海外拠点の計画及び実績報告については担当理事の決裁を取り付けた上で、理事会に報告した。特に、22年度実績報告に際しては、上述の通り、第2期中期計画の達成状況や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」など機構内外の動向を踏まえた組織横断的課題に向けて取り組むべき重要対応事項について、部署別年間業務計画に的確に反映させるよう指示を行った。 また、部署別年間業務計画の達成状況を基に、年2回の人事評価において、部門長の評

	価を実施した。 3. 機構内部への周知 業績評価制度や評価結果に関する職員の理解・認識向上を図るため、22年9月に「業績評価セミナー」を開催し、216人が参加した（本部向け2回、国内拠点向け1回、海外拠点向け4回の計7回）。国内拠点及び海外拠点については、テレビ会議システムを利用して実施するとともに、出席できなかった職員向けにセミナーの模様を収録したDVDを配布した。アンケートでは、回答者のほぼ全員から「有意義だった」及び「理解できた」との回答が得られた。 また、評価結果について社内報への掲載を行うとともに、業務実績評価に関連する資料及び情報を掲載するグループウェア上の「業績評価データベース」を随時更新し、関係者の理解促進とモニタリング結果の業務への反映を図った。	
評価方法	独立行政法人からの検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	
		内部評価の実施と評価結果に関する業務運営への反映
評価	評定	（評定の決定理由及び指摘事項等） 平成22年度は、引続き内部評価体制（業績評価委員会及び外部検討委員）を活用し、21年度の業務実績報告のとりまとめ及び自己評価を行い、評価結果については、組織内で周知を行うとともに、的確に業務運営に反映した。また、開発援助を取り巻く内外の動向や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」などの外部からの指摘事項等に適切に対応すべく、業務実績モニタリングの枠組の見直しを行い、全職員向けに説明会を開催し周知を図るとともに、22年度業務実績のモニタリング及びとりまとめを行った。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。 なお、本業績評価結果が機構業務のPDCAサイクルに確実に反映されるよう、着実な運用を期待したい。
	ハ	